JACDS

JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES

日本チェーンドラッグストア協会　会報誌

OCTOBER 2017 170

第33回ブロック総会　開催報告

トピックス

・コンシェルジュマスター誕生
・「次世代ドラッグストアビジョン」の項目チェックについて
・薬局・店舗販売業の二重申請の解消について
・処方箋付け替えによる調剤報酬不正請求問題の自己点検結果について

協会活動

・代々木「公園地域防災イベント」
・セルフメディケーションアワード、健康（セルメ）川柳　作品募集
・第14回万引き防止キャンペーンについて
・第3回理事会開催報告
・9月度月次活動報告
・議事録

協会からのお知らせ

登録販売者試験受験対策支援
健康サポート薬局研修案内
介護情報提供員募集について
薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修　募集のご案内
各種アドバイザー養成講座募集案内
ダブルライセンス認定制度実施
日本ヘルスケア協会ご案内
薬剤師賠償責任保険
「そらぷちキッズキャンプを創る会」支援募金

行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、農林水産省、他

日本チェーンドラッグストア協会

協 会 活 動 の ５ 原 則

この５つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

１．民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

２．論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

３．会員は協会の目的達成のために力を合わせること

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

４．正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

５．志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

秋の長雨が続いています。しかし、その前には、暑い位の日もあったりしました。季節らしい寒暖が一番いいのですが、地球環境の変化でしょうか。

次世代ドラッグストアビジョンの項目を提示し、そのチェックシートをお送りしました。自社の店舗で足りない内容は何なのかが、はっきりするシートです。しかし、強制ではありません。各社で必要だと思えば、チェックしていただき、改善へ向けて踏み出し、「健康サポートドラッグ」の認定を受けていただきたいと思います。

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会　会報

№170
2017.10

CONTENTS

●第33回ブロック総会　開催報告
・主催者挨拶
・ブロック別　開催概要
・各委員長からの挨拶
・ドラッグストア業界の現状と課題への対応
・第9回支部長会　開催報告
●トピックス
・コンシェルジュマスター誕生
・「次世代ドラッグストアビジョン」の項目チェックについて
・薬局・店舗販売業の二重申請の解消について
・処方箋付け替えによる調剤報酬不正請求問題の自己点検結果について
●協会活動
・代々木「公園地域防災イベント」
・セルフメディケーションアワード、健康（セルメ）川柳　作品募集
・第14回万引き防止キャンペーンについて
・第3回理事会開催報告
・9月度月次活動報告
・議事録
●協会からのお知らせ
登録販売者試験受験対策支援
健康サポート薬局研修　案内
介護情報提供員募集について
薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修　募集のご案内
各種アドバイザー募集案内
ダブルライセンス認定制度実施
一般財団法人日本ヘルスケア協会
薬剤師賠償責任保険
「そらぷちキッズキャンプを創る会」支援募金
●行政・団体からのお知らせ
厚生労働省、経済産業省、農林水産省、他

表紙裏　日本チェーンドラッグストア協会　活動5原則
裏表紙裏　協会ホームページについて　事務局だより

第33回　全国ブロック総会開催

9月19日（火） 東日本ブロック総会

9月20日（水） 中部ブロック総会

9月21日（木） 西日本ブロック総会

9月22日（金） 九州ブロック総会

主催者挨拶

副会長兼
組織委員長
皆川　友夫

今期で組織委員長を拝命し5年目 3 期目になります。組織委員会は業界の発展を念頭に、組織力強化と情報の共有を中心に、協会ならびに業界が成長発展することを目標に取り組んで参りました。特に組織強化に於いては、全国 57 の支部長が誕生し、支部長の皆様が地域行政との関係強化のため年 2 回を目標に薬務課を訪問し、相互理解、人間関係づくりに取り組んでまいりました。回を重ねるごとに信頼関係ができ、全国各地で色々な活動が始まりました。また、薬務課だけでなく、色々な協議会への出席要請や設立の協力依頼が増えるなど、地域との関係も深まりつつあります。これからも組織委員会は、会員の皆様の情報共有を図りながら業界が成長発展することを目標に取り組んで参りますので、協力をお願い申し上げます。

ごあいさつ

日本チェーンドラッグストア協会
会長　青木　桂生

日頃は協会活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

協会設立から 18 年が経過し、業界団体として中心的役割をはたすまでに成長してきたのではないでしょうか。

現在、健康・医療・介護の政策が大きな転換期を迎えています。人口構造が大きく逆転する 2025 年以降、医療費の高騰や社会保障制度の危機、既存マーケットの減少が顕著になってきます。健康に対する意識はますます高まり今後はドラッグストアが健康サポートの入口として機能していくことで生活者の方々になくてはならない存在になっていくと思っております

また、これからドラッグストアにおける薬局の役割も重要となります。地域のなかで医師、薬剤師、登録販売者、看護師、介護士等の医療関係者とネットワークをつくり協力して地域住民の健康をサポートしていかなければいけません。最近の出来事として他の団体におけるハーボニー偽造薬問題や、診療報酬の不正請求で信用を疑われるようなことがありました。経営責任と医療人としての薬剤師倫理が問われる問題ではなかったでしょうか。

変化の激しい時代ですが社会にどのように貢献できるかを考え、常にお客様のニーズに合わせて変化していきたいと思っておりますので今後ともご支援ご協力のほどよろしくお願いいたします。

第33回　全国ブロック総会　開催報告

9月19日(火)
東日本ブロック

会　場:ホテルグランドパレス
参加者:支部長会　19 名　　総会　41 名
時　間:15:30～17:00　ブロック総会
　　17:15～18:15　意見交換会

東日本副ブロック長代理のヨネキ十字堂　米城専務の司会により総会は進行されました。

東日本ブロック担当の関ブロック長は挨拶の中で「JACDS は業界の地位向上と、各企業の共通のメリットのために活動しております。昨今の問題として、慢性的な人手不足があります。業界は発展していますが、働く人が減っていると感じます。少子高齢化も原因のひとつですが、就職を考える人にとって人気の無い業種のようです。業界として PR し、法的な整備を行い、志を持って働くことに幸せを感じる職場になれば、業界の発展につながると思います。売上高は百貨店協会を抜きましたが、まだまだ足りないところはそこの部分なのではないかと思います。業界を挙げて人気のある職種にしてゆきたいと考えます。」と話されました。

9月29日(木)
中部ブロック

会　場:メルパルク名古屋
参加者:12 名
時　間:13:00～16:30　ブロック総会
　　16:35～17:15　意見交換会

長基副ブロック長の司会で会は進行されました。

中部ブロック担当の榊原ブロック長は「ますます長寿化が進んでいます。その中で医療や介護等の社会保障の将来不安を考えると、健康寿命の延伸、セルフメディケーション推進は不可欠だと思います。ドラッグストアの社会的使命、時代において地域になくてはならない存在になれるよう、質的転換をしていかなければと思います。JACDS では次世代型のドラッグストアを見据えた「街の健康ハブステーション構想」が策定され、次世代ドラッグストアビジョンがまとめられました。業界として道筋が示されたことになります。この道しるべに向かって進化、成長するにあたり、業界内外に様々な問題、課題があると思います。会員の力を集結させて業界の再成長を目指さなければならないと思います。」と挨拶されました。

今回の中部ブロック総会では、総会内で支部長会を同時開催し、一般会員も参加し活発な意見交換が行われました。

JACDS　第33回　全国ブロック総会　開催報告

9月20日(火)
西日本ブロック

会　場:太閤園
参加者:支部長会　18 名　総会　40 名
時　間:15:15～17:15　ブロック総会
　　17:20～18:30　意見交換会

西本副ブロック長の司会で会は進行されました。
今期から就任した西日本ブロック担当の貴島ブロック長は挨拶の中で「西日本ブロック長として、今後のJACDS の進み方を含め、皆さんといろいろな話をし行政にも理解して頂けるよう努めたいと思います。またブロック総会では、最新の情報をいち早く皆様にお届けできるよう努めたいと思っております。」また兼任の事業推進委員会の取組について「『街の健康ハブステーション』 のパートナー支援事業の推進を行ってまいります。また2019 年 6 月に JACDS は 20 周年を迎えます。この記念事業も事業推進委員会で進めます。業界発展に貢献できるよう頑張りたい」と話されました。
また皆川組織委員長が挨拶の中で、奥谷前ブロック長に対し「4 年間お疲れさまでした」と労いの言葉をかけると、会場内から拍手が起こる場面もありました。

9月28日(水)
九州ブロック

会　場:　ソラリア西鉄ホテル
参加者:14 名
時　間:14:00～16:30　ブロック総会
　　16:35～17:15　意見交換会

田中副ブロック長の司会で会は進行されました。
九州ブロック担当の森ブロック長は挨拶と政策推進委員会の説明をされました。(詳細は後ページ掲載)今回は初めて参加される方や新規加入の会員の方もいたため、委員会の設立の経緯にも触れながら詳しく説明されました。説明の中で「ドラッグストア業界だけのエゴで進めますと一般国民から支持されないことになります。業界のエゴではなくドラッグストアの信頼を増すような観点で活動をしています。私は皆さんの意見をつなぐ役割ですので、忌憚ないご意見をお願いします。」と話されました。
今回の九州ブロック総会では総会内で支部長会を同時開催し、一般会員も参加し活発な意見交換が行われました。会の冒頭の参加者の紹介では、下期から新規加入の有限会社ブイ産業の加藤社長に自己紹介をしていただきました。

JACDS 第33回 全国ブロック総会 開催報告

■各委員長からの挨拶

副会長兼
登録販売者委員長
浦上 晃之

登録販売者委員会の活動について

登録販売者委員会の活動計画として「JACDS の支部長の登録販売者の支部長兼任化の定着」「登録販売者の資質向上を推進する」「行政、企業、地域への登録販売者の更なる活用を提案、推進する」に沿って進めます。組織委員会の支部長が行政と良好な関係を構築していることから、ドラッグストアの登録販売者への信頼は増していますが、研修の確実な実施等、規制緩和や不要論の付け入る隙がないようにしたいと思います。ご協力のほどお願い申し上げます。

執行委員長
根津 孝一

JACDS事業活動報告と今後の事業・計画について

※特に注目していただきたい2017年上半期の事業

・次世代ドラッグストアビジョンの発表・普及浸透
・規制緩和対応―検体測定室ガイドラインの見直し、薬局二重申請解消など
・機能性表示食品制度の拡大に向けた活動―実証実験の実施
・調剤ポイント付与実質解禁への対応
・そらぷちキッズキャンプ視察と支援募金活動（8 月に 1700 万円寄付）
・（一財）日本ヘルスケア協会活動発表会への後援・協力

全体的目標として、2025 年にドラッグストア業界を 10 兆円産業にすることを目指しています。皆様のご協力お願いいたします。

防犯・有事委員長
石田 岳彦

防犯有事委員会から

・災害時の物資支援協定について

多くの地方行政から支部長に打診があり、当初は JACDS として国と包括的な提携ができないか調べましたが、国と団体が協定を結ぶという事はないとのことでしたので、それぞれの地域行政と各企業で協定を結ぶという方向になりました。ぜひ前向きに出店の地域において協定の締結をしていただければと思います。

・大量窃盗未然防止のための情報共有システムについて

店頭における大量窃盗について、企業を越えた情報共有を行うことにより未然防止するシステムです。システムがより効果的に活用されるためには、各地域で企業が積極的に参加し、企業を越えた情報の共有が可能な限り迅速に行われる事が極めて重要です。ご協力をお願いします。

政策推進委員会の活動について

九州ブロック長兼
政策推進委員長
森　信

・消費税の価格表示について

2019 年 10 月より消費税増税の実施が確実視されています。価格表示について、現在は「各社自由」ですが「内税方式」になりそうです。現在の価格表示を延長または恒久的に行うため、本格的なロビー活動が必要です。

・セルフメディケーション税制について

本年 1 月より導入されましたが、一般消費者への認知度は低いという調査結果が出ています。5 年の時限立法なので利用が少ないと継続されない可能性があります。対象金額、対象商品、確定申告等、本当に生活者が利用しやすい内容か政治家の方々にしっかり認識していただき改正されるよう働きかけたいと思います。

・軽減税率の OTC 医薬品対象化について

消費税引き上げ時に食品と同様に「OTC 医薬品」も対象にすべきであると考えます。これを実現するには、しっかり理論武装したロビー活動が必要です。

・お願い

ドラッグストアの発展のための業界として取り組むべき問題や課題がありましたらJACDS 事務局までご連絡ください。

また、現在政策推進委員会は 3 名で活動しています。いろいろな意見を吸い上げながら活動するにはもう少し人数が必要です。ご協力いただける方は JACDS 事務局までご連絡ください。

■JACDS 政治連盟より

JACDS政治連盟は少ない資金の中で活動しています。
毎年 6 月と 11 月に年 2 回の政治連盟のセミナーを開催しています。皆さんにもお声掛けいただき参加者を増やすようお願いします。

政治連盟としては、10 兆円産業を目指しいろいろな活動を行っています。薬事法の改正や調剤ポイントの調整を行ってきました。今後の問題としては検体測定室ガイドラインの見直しについて、厚生労働省と調整中です。また、スイッチ OTC の拡大を目指しています。

会員の皆様には、ぜひ政治連盟の応援をお願いします。

JACDS 名誉会長兼
JACDS 政治連盟会長
松本　南海雄

JACDS 名誉会長兼
JACDS 政治連盟副会長
寺西　忠幸

JACDS　第33回　全国ブロック総会　開催報告

ドラッグストア業界の現状と課題への対応

日本チェーンドラッグストア協会
事務総長　宗像　守

1. ドラッグストア業界の現状

1)ドラッグストア業界の現状

（1）業界規模　6兆5000億円（昨年比　106%）

（2）店舗数　1万9000店舗（昨年比　400店舗増）

（3）調剤事業　7，980億円（昨年比109%:シェア10%に）

（4）調剤、食品、インバウンドの増加が売り上げを押し上げた

→調剤、食品、インバウンドの目的来店性増加がワンストップショッピングを誘発し全体的に売り上げを伸ばした

2)ドラッグストア業界の環境変化

（1）ドラッグストア業界と企業各社は、好調な状況が続いている

（2）人口減少、超高齢化、既存マーケットの縮小など市場環境の変化

（3）規制緩和、新制度の導入による同・異業種業態間競争の激化

→他にあった市場を「安さと便利さ」で奪取するだけでは業界成長はない

3)ドラッグストア踊り場からの脱却

（1）ドラッグストア業界の成長

→1999 年の日本チェーンドラッグストア協会設立時より3倍の規模になった

（2）ここ数年1～3%の伸び悩み

→業態ライフサイクル終焉説に対し、業界は再成長の「踊り場」として検討

（3）業界の成長なくして、企業の成長はない

→競争激化、M&A の活発化とは別に、業界各社の協力事業の検討と実施

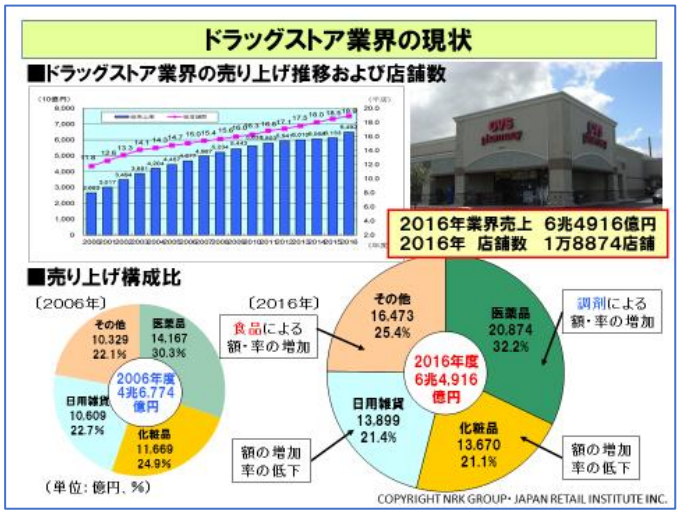

2. 日本チェーンドラッグストア協会の対応

1）JACDSの組織(1999 年発足)

（1）会長　青木桂生　（4 代目:2015～）

松本南海雄（初代）、寺西忠幸（2 代目）、関口信行（3 代目）

（2）全国のドラッグストア 140 社が加盟（発足当時 240 社が M&A で激減）

（3）社会性を重視した決定組織と迅速かつ強力な執行組織の連携

→各社熾烈な競争を行っていても、業界団結力が強い数少ない業界団体

2）これまでの協会の活動

（1）薬事法改正し、登録販売者制度を導入し、薬剤師不在問題を解決

（2）実務経験不正申請や薬歴管理不備問題等の業界問題に迅速対応・解決

（3）東日本大震災、熊本震災などの有事への物資、人材、義援金の対応

（4）調剤ポイント問題の対応と7年越しのルール化で調剤シェア10%に

（5）薬局・店舗販売業2重申請解消など、多くの活動実績をあげてきた

→国民に、消費者に、患者に、将来日本にとって「正しいこと」を選択し実行

3）現在行っている業界対応

（1）規制との主な闘い

〇調剤ポイント付与問題の解決

→6 年越しでドラッグストア業界の自主基準が国の基準になった（2017.1 通知）

〇薬局・店舗販売業の2重申請の解消

→規制改革会議に訴え、昨年 6 月に閣議決定。今年 9 月末までに解消する

〇検体測定室ガイドライン（GL）の見直し

→反対勢力で厳しいGL。厚労省に働きかけ、現在、GL見直しに向けて調整中

〇その他→多くの規制や既得権者との闘いを行っている

（2）問題や不祥事への主な対応

〇登録販売者試験実務経験不正申請、薬歴管理不備請求への対応

→厚生労働省と打ち合わせ、徹底した再発防止策を行い、高い評価となった

〇偽薬ハーボニー、調剤報酬付け替え不正請求、期限切れ医薬品販売への対応

→厚生労働省及び都道府県の薬務課に協力し、再発防止策を図っている

〇医薬品ネット販売への対応

→アマゾンやオンラインフリーマーケットのルールなし崩し的医薬品販売へ対応

（3）ドラッグストア業界の再成長戦略

〇人口動態と消費構造、ドラッグストアの成長課題の研究と策定

→ドラッグストア業界の再成長戦略とその課題をまとめ業界やマスコミに発表

4）ドラッグストア業界の現状

（1）厚生労働省、経済産業省など多くの省庁、国会議員がドラッグストアに期待

（2）各都道府県より都道府県民のための連携事業への要望や要請が相次ぐ

（3）各産業界、業界、企業、有識者から、相次ぐドラッグストアとの連携の模索

→業界を発展させ、企業を成長させる。業界発展と企業成長は同一の課題だ

3. ドラッグストアの環境の変化

1）業界の環境変化

（1）人口減少と超高齢社会

〇既存のコモディティカテゴリーマーケットは激減する

〇高齢者の新しい要望や需要(健康と生きがいなど)市場が生まれ、拡大する

〇医療介護費の急増で、現行医療制度や介護制度が崩壊の危機を迎える　他

（2）国の新しい対応

〇平均寿命を延ばす医療政策から「健康寿命延伸」の政策転換

〇公費ではなく、ヘルスケア産業を育成させ「健康寿命延伸」を実現させる

〇薬局業務は「モノ」から「ヒト」に求め、かかりつけ薬局・薬剤師制度を導入

〇骨太方針に「薬価・調剤報酬」引下鮮明に。既存パパママ薬局は苦戦へ　他

（3）規制緩和

〇調剤と医薬品の許可、施設・設備、提供方法などに関する規制緩和を行う

〇治療、服薬管理情報など、マイナンバーと結びつけた医療情報の一元化を行う

〇DgSの有利、不利にかかわらず、あらゆる方面に規制緩和が行われる　他

（4）競争激化

〇DgS店舗同士の競争激化と著しい店舗商圏の「狭小商圏化」になる

〇ネット販売、コンビニエンスなど、他業態間競争も激化してきている

〇医薬品業界と健康食品業界、治療業界と予防業界など超業界の競争激化　他

（5）その他

〇DgSに求められる地域・社会における健康・生活インフラ機能の増加

〇訪日観光者・インバウンド需要の増加とその対応　〇M&A 加速と寡占化　他

2）政府の閣議決定とその動き

（1）人口減少と超高齢社会

〇既存のコモディティカテゴリーマーケットは激減する

〇高齢者の新しい要望や需要(健康と生きがいなど)市場が生まれ、拡大する

〇医療介護費の急増で、現行医療制度や介護制度が崩壊の危機を迎える　他

（2）国の新しい対応

〇平均寿命を延ばす医療政策から「健康寿命延伸」の政策転換

〇公費ではなく、ヘルスケア産業を育成させ「健康寿命延伸」を実現させる

〇薬局業務は「モノ」から「ヒト」に求め、かかりつけ薬局・薬剤師制度を導入

〇骨太方針に「薬価・調剤報酬」引下鮮明に。既存パパママ薬局は苦戦へ　他

（3）規制緩和

〇調剤と医薬品の許可、施設・設備、提供方法などに関する規制緩和を行う
〇治療、服薬管理情報など、マイナンバーと結びつけた医療情報の一元化を行う
〇DgSの有利、不利にかかわらず、あらゆる方面に規制緩和が行われる　他

（4）競争激化
〇DgS店舗同士の競争激化と著しい店舗商圏の「狭小商圏化」になる
〇ネット販売、コンビニエンスなど、他業態間競争も激化してきている
〇医薬品業界と健康食品業界、治療業界と予防業界など超業界の競争激化　他

（5）その他
〇DgSに求められる地域・社会における健康・生活インフラ機能の増加
〇訪日観光者・インバウンド需要の増加とその対応　〇M&A 加速と寡占化　他
〇診療報酬及び介護保険報酬のダブル改定の予定

4. 日本チェーンドラッグストア協会の活動

1）ドラッグストア業界の 2025 年の目標

（1）業界の成長目標
〇10兆円産業化の実現（健康インフラ）　〇3万店舗（商圏人口4000人以下店舗）
〇調剤シェア40%前後（勤務薬剤師の組織化）　〇複数の1兆円準備ドラッグストア企業の出現

（2）業界の実現目標
〇健康寿命延伸の実現、快適な高齢者の生活　〇医療・介護制度は、消費税10%で維持可能に
〇元気で将来不安のない「高齢者」「現役世代」
〇DgSと関係「製」「配」「サポーター」共に成長
→ドラッグストア業界は力を合わせて必ず実現する製・配・販が連携し、共に成長する

2）日本チェーンドラッグストア協会の重点方針

（1）予防･医療・介護の拠点になる
→ ドラッグストアは、他に無い機能とそれを実現できる資源がある。今こそ高齢化社会に求められる予防･医療・介護の機能を独自で開発し実施すべきである

（2）24時間（長時間）営業を行なう
→ ドラッグストアは、コンビニエンスストアでは解決できないコンビニエンス機能がある。この機能を可能な限り長時間（24時間）応需体制を整えてゆく

（3）「街の健康ハブステーション」を実現する
→ 健康と美容、快適な暮らしを実現するための商品、サービス、情報を提供する。ドラッグストアで提供できないことは、専門家や専門施設につないで行くことも、ドラッグストアの重要な役割である

3）ドラッグストア業界の 3 つの課題

■課題 1.
◇地域生活者にドラッグストアの新しい機能や役割を提供する
「街の健康ハブステーション構想」を実現する

■課題2.

◇他業種業態の既存マーケットをドラッグストアにシフトする

「調剤」「既存食品」「その他」既存巨大市場を奪取する

■課題3.

◇ドラッグストアが自ら新しいカテゴリーとマーケットを創る

「食と健康」「潜在健康市場の顕在化」「その他」の新しいマーケットを創造する

5.「街の健康ハブステーション構想」への取り組み

1）街の健康ハブステーションとは

■目的

→「地域の健康プラットフォーム」や「生活者からの相談窓口」にする

■「街の健康ハブステーション構想」概要

・「次世代ドラッグストアビジョン」を実践し「健康サポートドラッグ」に

・お客様の健康に関する悩みや要望を店舗と地域で解決に導く

・「情報提供力」を高めたコンシェルジュを養成する

・1社ではできない商品やサービスを業界でサポートし実現

→社会に無くてはならない「健康インフラ業態」に進化させる

■「街の健康ハブステーション構想」の課題

・地域行政、施設、組織との信頼関係の樹立と連携

・お客様の目線での商品構成、サービス、買い物提供

・お客様の満足を提供する人材育成、システム・設備の充実

⇒ドラッグストアを新しい社会インフラに導き、3課題を達成する

それが「街の健康ハブステーション構想」である

2）実現への 4 つのステップ

（1）第1ステップ 「次世代ドラッグストアビジョン」

→健康をサポートするドラッグストアの実施項目と基準を決定

（2）第2ステップ 「健康サポートドラッグ」

→「次世代ドラッグストアビジョン」各項目を実施している店舗を認定

（3）第3ステップ 「コンシェルジュマスター」

→自店で解決、地域で解決するための情報提供できる人材育成

（4）第4ステップ 「サポートパートナーとの支援事業」

→1 社で実施困難内容を、業界が様々な事業者と連携し支援する

⇒ドラッグストア業界をあげて取り組み、地域の健康づくりとドラッグストア業界発展を実現する

3）4つのステップの概要

⇒後ページの資料『実現の 4 つのステップ』をご参照ください

〇JACDS 会員企業にチェックしていただき3月発表、以後業界内に周知してきた

〇今後は、各店でチェックしていただき、後ほど「健康サポートドラッグ」を認定

〇認定を受けた店舗は、認定書を交付し公表する(認定各社、店舗は掲示訴求可能)

〇第3，4ステップについては、準備ができたものからトライアル実施

（「コンシェルジュ研修」又はマスター認定は、日登協A会員は無料で受講可能）

6．JACDS の組織対応

1）2017 年度の組織

（1）日本チェーンドラッグストア協会の組織改革

〇ドラッグストア薬剤師会準備委員会―勤務薬剤師の活用を支援する

〇調剤推進委員会(プロジェクト)―各社の薬剤師採用を支援する

〇事業推進委員会(プロジェクト)　他―「構想」実現活動を支援する

→日本チェーンドラッグストア協会は、「構想」を実現する組織に変えた

（2）関係者との連携拡大と強化

〇ドラッグストア業界と企業連携強化―業界を発展させ企業が成長する

〇既存取引先との連携強化―これまでに加えて価値創造の連携を強化

〇他事業・サービスとの連携強化―これまで取引がなかった業界や企業

〇地域との連携強化―店舗周辺の地域との連携、サービス提供を強化

〇行政との連携強化―ドラッグストアが発展する環境整備を図る

〇連携団体との共同活動(実証実験)―確実な成果が得られるように

→連携を強化し、生活者の新たな満足とビジネスの新たな可能性を実現する

（3）ドラッグストアのイメージアップ活動

〇広報活動強化とメディアの活用―ドラッグストアの努力や活動を伝える

〇地域セミナー、イベントの企画・参加　他―地域生活の一部となる努力

→地域やそこの生活者が実感するドラッグストアメリットを鮮明にする

2）JACDSが行う制度・調剤事業・薬剤師・採用の対応

（1）調剤推進委員会の活動

〇薬科大学にドラッグストアの可能性について働きかける
〇指導薬剤師の育成、実務実習の受け入れを可能にする
〇ドラッグストア各社にける薬剤師採用を支援する

（2）ドラッグストア薬剤師会準備委員会の活動
〇案1－JACDSの組織外に「勤務薬剤師会」を設立する
〇案2－JACDSの中に「勤務薬剤師委員会」を設置する
〇案3－日本薬剤師会に「勤務薬剤師部会」設置を働き掛ける
→1年かけて検討し、いずれかの案を決定し、対応してゆく

（3）調剤・薬剤師推進（事務局強化）プロジェクトの活動
〇調剤推進委員会、準備委員会をチェック、サポートする組織
〇調剤推進の環境整備、勤務薬剤師の働く環境整備を行う
〇これまでのように委員会任せでなく、確実な成果を出す

（4）事業推進委員会、その他の活動
→事業推進委員会、その他の組織活動で調剤・薬剤師推進を支援

7．今後の課題

1）ドラッグストア業態進化への課題

（1）受動的対応から能動的対応にシフトせよ
〇これまでは行政や制度のとおりやっていれば、売り上げや利益が確保
〇今後の行政や制度は、やらなければならない基準やルール
〇これまでの価値観や論理、位置づけでは早晩立ち行かなくなる
→今後は、自らの知恵と工夫、努力で売り上げや利益を創り出す時代だ

（2）高齢社会に対応し地域生活者の新しい生活満足をつくる
〇規制緩和と新制度の導入でますます各業種業態のボーダレス競争激化
〇超高齢社会の地域の生活や買い物に今どれだけ役立っているか
〇役割の終えた施設や職能は、必ず淘汰される(医薬分業導入期は終焉)
〇自店でなければできない、価値高い商品やサービスの提供を行う
→提供者論理でなく、利用者や使用者の生活者論理で新しい満足を創り出す

（3）調剤報酬、薬価差減少でも高い収益を確保する
〇調剤報酬の減少で調剤だけに頼る個店薬局は窮地に陥ることに
〇薬価差の減少で調剤チェーンも困難になることになる可能性が大きい
〇国の定める制度や報酬に振り回されるのではなく、上手に活用すること
→「狭小商圏ビジネスモデル」だからこそ可能な業務や機能を果たせる

2）高密度「狭小商圏型プロトタイプ」の構築

（1）「狭小商圏」とは
〇店舗の商圏は、来店顧客の「来店距離」と「距離圏内人口」
〇来店距離が短く(狭)なれば、対象人口(小)は少なくなる

〇店舗の商圏内競合が厳しくなると、既存店舗は「狭小商圏化」する
→既存店舗の狭小商圏化は一般的に売上・利益が下がり苦しくなる

（2）「狭小商圏プロトタイプ」の可能性と必要性

〇現在のドラッグストアは、7000 人から 8000 人に 1 店舗
〇3 万店舗になると 4000 人から 4500 人に 1 店舗と狭小商圏化へ
〇対象世帯・人口が減少すると、よりきめ細かなサービスが可能に
〇今後求められる地域 1 人ひとりに合った、健康維持や医療サービス
→狭小商圏だからこそ可能な健康・医療・在宅サービスを実践する

（3）「狭小商圏プロトタイプ」の課題

〇2000 世帯前後で、売上・利益を確保する高い MD、サービス提供
〇①市場シェア②支出シェア③来店シェアの 3 つのシェアを高める
〇コストのメリハリ、設備・システム化、情報提供、アウトソーシング、他
→急がれるドラッグストアの「新しい狭小商圏プロトタイプ」の開発

3）既存の連携強化と新しい連携への課題

（1）既存連携の強化

〇同業態間の連携―ドラッグストア企業同士の水平連携
〇製配販の連携―取引するメーカー・卸との垂直連携
〇その他の支援事業者―金融、システム、サービス事業者との連携
→コスト削減、効率化の連携から、価値創造の連携を強化する

（2）新しい連携の強化

〇異業種・サービスの連携―新価値提供する新事業者との業際連携
〇従事者資質向上の連携―情報提供力を高める研修機関との連携
〇地域専門家・施設の連携―地域での店舗の位置づけ強化の連携
〇地域行政との連携　他―中央、地方行政との連携を強化する
→地域や生活者、顧客に、これまでにない新しい価値を提供する

（3）業界間連携の強化

〇医薬品・食品・日用品等団体―分野別商品各団体との連携強化
〇薬剤師・登録販売者等団体―団体との連携を強化し職能を高める
〇大学・研究機関・有識者等―専門的論理構築や発言力を高める
→ドラッグストアを高次元の活動に導くための連携を強化する

（4）個店とチェーンとの連携の強化→近く新しい試みが始まる

4）チェーンと個店の競争から価値創造連携へ

（1）個店とチェーン」の現状

〇個店団体「日本薬剤師会(日薬)」「全日本薬種商協会」などが存在
〇日本チェーンドラッグストア協会の誕生で個店団体との対立
〇保険に頼った日本保険薬局協会も、中医協委員の日薬と連携意向

→ドラッグストア業界は、独自主張や成長戦略を展開し行政も認めるように

（2）「個店とチェーン」の可能性と必要性

○チェーンドラッグストアは対象 2000 世帯へ、個店は 200 世帯で成立

○ドラッグストアの生活や健康に関する総合的なきめ細かなサポート

○個店は、一世帯ごと、一人ひとりの状況にあったサービスの提供

○ドラッグ 1 店舗を旗艦店として、10 店舗のサテライト個店が連携可能

→個店とドラッグストアとの連携で、地域生活者の新しい満足を実現する

（3）すでに始まった「個店とチェーン」の価値創造連携研究

○旧薬種商の県の団体と日本医薬品登録販売者協会の連携

○薬局経営者によるチェーンドラッグストアとの連携研究会の設置

○JACDSとJAHI、DMS／NRKが連携して可能性と条件を研究

→個店とチェーンは、競争・対立の時代から「協働」の時代になる

※「個店とチェーン」の価値創造連携にぜひご協力ください

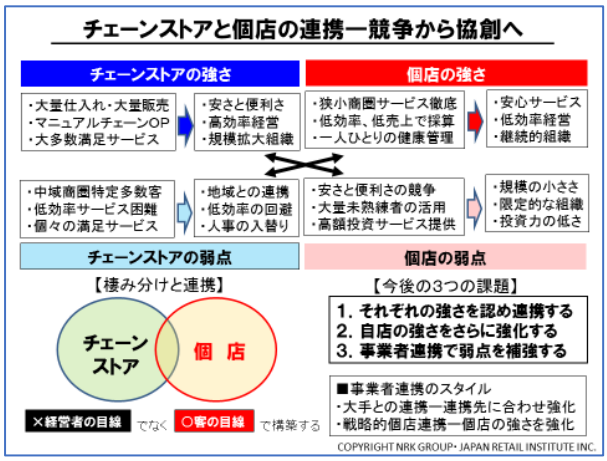

【「個店とチェーン」の価値創造連携の例】

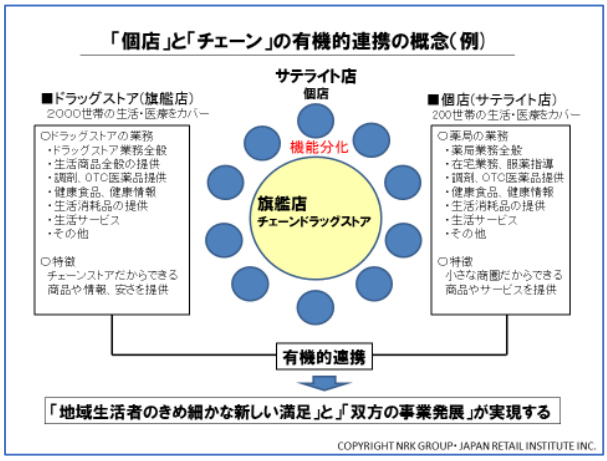

第9回　支部長会　開催報告

ブロック総会と同日に開催の支部長会は、今回9回目となりました。

中部ブロックと九州ブロックは正会員数が少ないため、総会と支部長会を合同開催としています。 東西の支部長会には、ブロック長、副ブロック長、支部長、皆川組織委員長の参加で開催されました。オブザーバーとして樋口副会長、浦上登録販売者委員長、宗像事務総長が出席されました。会の運営は、副ブロック長の司会とブロック長の議事進行で進められました。

7月の末から依頼をした支部長の地域薬務課への訪問は、44の都道府県と8の政令指定都市とで実施されました。今回の訪問では、「街の健康ハブステーション構想のすべて」の冊子を持参し説明を行いました。薬務課からの評価や関心も高く、ぜひ実現してほしいとの感想が多く聞かれました。また、健康サポート薬局について申請や登録件数が少ないことについて、意見を求められる県もいくつかみられました。それぞれの支部長からは、ドラッグストアに対する理解と期待が高まっているとの感想が聞かれました。訪問を重ねた成果で、薬務課からの協力依頼や情報提供、または薬務課からの紹介で他部署から協議会の参加依頼、警察からの協力依頼、委員会への委員の派遣要請なども増えています。

今回の支部長会では、防犯・有事委員会から「災害時の物資支援協定について」と「大量窃盗未然防止のための情報共有システムについて」の協力依頼と説明が行われました。

登録販売者委員会の浦上委員長からは登録販売者の委員会の説明があり、登録販売者支部長に兼任の依頼がされました。

東日本ブロック　支部長会（ホテルグランドパレス）
日　時：9月19日（火）参加支部：1都1道13県、3市

西日本ブロック　支部長会（太閤園　迎賓館）
日　時：9月21日（木）参加支部：2府12県、2市

JACDS(2017.10)

JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES

組織委員会　支部一覧(H29.9.1 現在)

東日本ブロック		**ブロック長　関　伸治**	**副ブロック長　米城　清司**	
北海道地区支部長		富山　睦浩	サツドラホールディングス株式会社	代表取締役会長
	北海道支部長	富山　睦浩	サツドラホールディングス株式会社	代表取締役会長
東北地区支部長		米城　清司	株式会社ヨネキ十字堂	代表取締役会長
	青森県支部長	櫻井　清	株式会社丸大サクラヰ薬局	代表取締役
	岩手県支部長	西郷　辰弘	株式会社薬王堂	代表取締役
	宮城県支部長	米城　清司	株式会社ヨネキ十字堂	代表取締役会長
	秋田県支部長	高橋　康雄	株式会社ツルハホールディングス	東北店舗運営本部　第三店舗運営部長
	山形県支部長	山澤　廣	株式会社ヤマザワ薬品	代表取締役社長
	福島県支部長	山口　仁	山口薬品株式会社	代表取締役社長
北関東地区支部長		本橋　勝	ウエルシア薬局株式会社	薬剤師・登録販売者教育部　部長
	茨城県支部長	本橋　勝	ウエルシア薬局株式会社	薬剤師・登録販売者教育部　部長
	栃木県支部長	宮原　誠司	株式会社カワチ薬品	取締役管理部長
	群馬県支部長	江黒　純一	株式会社クスリのマルエ	取締役会長
	埼玉県支部長	関　伸治	株式会社セキ薬品	代表取締役社長
	長野県支部長	佐野　訓久	株式会社とをしや薬局	代表取締役
	新潟県支部長	安藤　浩	株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	代表取締役社長
南関東地区支部長		石田　岳彦	ウエルシア薬局株式会社	取締役副社長
	千葉県支部長	根本　光男	株式会社千葉薬品	取締役副社長
	千葉市支部長	佐久間　雄治	株式会社マツモトキヨシホールディングス	管理本部付　渉外担当　担当部長
	東京都支部長	徳廣　英之	株式会社トモズ	代表取締役社長
	神奈川県支部長	山本　久雄	株式会社クリエイトエス・ディー	代表取締役会長
	横浜市支部長	石田　岳彦	ウエルシア薬局株式会社	取締役副社長
	川崎市支部長	亀ヶ谷　博之	株式会社カメガヤ	代表取締役会長兼社長
	山梨県支部長	樋口　俊英	株式会社クスリのサンロード	代表取締役
中部ブロック		**ブロック長　榊原　栄一　副ブロック長　長基　健司**		
東海地区支部長		榊原　栄一	株式会社スギ薬局	代表取締役会長
	静岡県支部長	高田　智生	ウエルシア薬局株式会社	執行役員　薬剤師採用部長
	静岡市支部長	小杉　知之	株式会社杏林堂薬局	取締役 調剤営業本部長
	浜松市支部長	小杉　知之	株式会社杏林堂薬局	取締役 調剤営業本部長
	愛知県支部長	榊原　栄一	株式会社スギ薬局	代表取締役会長
	名古屋市支部長	榊原　栄一	株式会社スギ薬局	代表取締役会長
	岐阜県支部長	山口　眞里	中部薬品株式会社	代表取締役社長
	三重県支部長	杉浦　幹夫	株式会社スギ薬局	中部第二営業統括部 統括部長
北陸地区支部長		長基　健司	株式会社コメヤ薬局	代表取締役
	富山県支部長	藤井　均	ウエルシア薬局株式会社	監査役
	石川県支部長	長基　健司	株式会社コメヤ薬局	代表取締役
	福井県支部長	森田　忠義	株式会社クスリのアオキ	総務部長
西日本ブロック		**ブロック長　貴島　浩史　副ブロック長　西本　誠**		
近畿地区支部長		皆川　友夫	株式会社アカカベ	代表取締役会長
	滋賀県支部長	藤岡　平一郎	株式会社レークメディカル	代表取締役
	京都府支部長	藤田　哲	株式会社フジタ薬局	代表取締役
	京都市支部長	尾池　美恵子	光株式会社	代表取締役社長
	大阪府支部長	皆川　友夫	株式会社アカカベ	代表取締役会長
	大阪市支部長	絹巻　秀展	株式会社コクミン	代表取締役社長
	兵庫県支部長	浦上　晃之	ゴダイ株式会社	代表取締役
	奈良県支部長	竹田　清司	株式会社タケダドラッグ	代表取締役
	和歌山県支部長	廣岡　聖司	エバグリーン廣甚株式会社	代表取締役社長
中国地区支部長		北山　佑二	金光薬品株式会社	代表取締役
	鳥取県支部長	乾　康彦	株式会社イヌイ	代表取締役社長
	島根県支部長	飯塚　正	株式会社ジュンテンドー	代表取締役社長
	岡山県支部長	北山　佑二	金光薬品株式会社	代表取締役
	広島県支部長	梶原　秀樹	株式会社ププレひまわり	代表取締役
	山口県支部長	冨永　幸朗	株式会社岩崎宏健堂	代表取締役社長
四国地区支部長		佐藤　均	株式会社よどや	取締役会長
	徳島県支部長	埴渕　一夫	株式会社キョーエイ	代表取締役社長
	香川県支部長	三橋　信也	株式会社ツルハホールディングス	取締役
	愛媛県支部長	三橋　信也	株式会社ツルハホールディングス	取締役
	高知県支部長	佐藤　均	株式会社よどや	取締役会長
九州ブロック		**ブロック長　森　信　副ブロック長　田中　元伸**		
九州地区支部長		木元　伸一	株式会社ミズ	代表取締役社長
	福岡県支部長	森　信	株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役社長
	北九州市支部長	平野　健二	株式会社サンキュードラッグ	代表取締役社長兼CEO
	佐賀県支部長	木元　伸一	株式会社ミズ	代表取締役社長
	長崎県支部長	今林　泰	JR九州ドラッグイレブン	代表取締役社長
	熊本県支部長	上野　景昭	株式会社同仁堂	取締役社長
	熊本市支部長	上野　景昭	株式会社同仁堂	取締役社長
	大分県支部長	宇野　正晃	株式会社コスモス薬品	代表取締役社長
	宮崎県支部長	宇野　正晃	株式会社コスモス薬品	代表取締役社長
	鹿児島県支部長	宮田　亮史	株式会社マツモトキヨシ九州販売	代表取締役社長
	沖縄県支部長	田仲　康志	株式会社ふく薬品	副社長

JACDS(2017.10)
JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES

“コンシェルジュマスターA” 認定者、早くも誕生
「街の健康ハブステーション」を支える人材として、期待高まる

本年 6 月からスタートしたコンシェルジュマスターを育成する「コンシェルジュマスター研修」において、コンシェルジュマスターA の認定者が、10 月末までに早くも 4 名誕生しました。この研修は、幅広い健康づくりのためのプログラムをeラーニングで学習します。また、自店で解決できない相談には、すみやかに周辺の専門施設を紹介できるように地域の情報を収集し、まとめたフォームや資料の作成を行います。

今後、生活者の健康寿命延伸のため、ドラッグストアで様々な健康と美容の相談や要望、悩みに対応していく重要な役割を担う人材育成のため、「コンシェルジュマスター研修」をご活用下さい。

■ ドラッグストアコンシェルジュの役割 ■

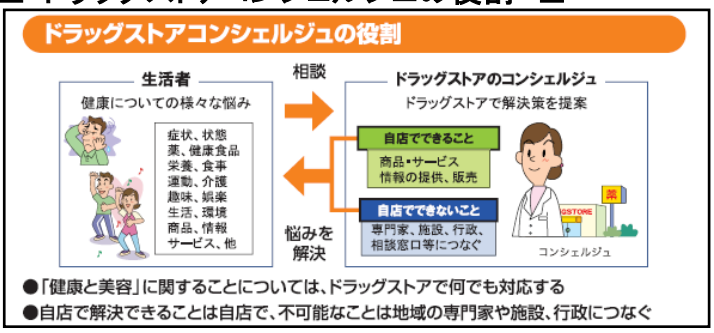

■ コンシェルジュ研修と認定 ■

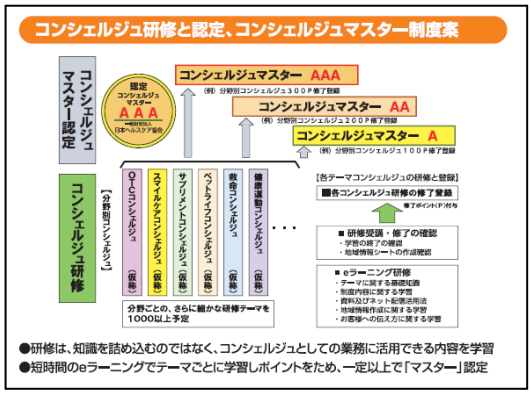

■ 会員向けコンシェルジュ学習内容 ■

コンシェルジュマスター研修のコンテンツ内容

コンテンツの範囲	健康と美容およびその周辺テーマに関するコンテンツに特化した内容
提供する3つの情報	「基本情報」と「コンシェルジュ研修情報」「商品・サービス情報」の3情報提供
・基本情報	基本用語、成分、疾病や症状対応、使用方法等に関する情報提供
・コンシェルジュ研修情報	各テーマごとに、コンシェルジュ機能を修得できる情報
・商品・サービス情報	メーカー協力による商品紹介（法律に抵触しない範囲・方法で）
地域情報の収集	店舗周辺の専門施設や機関、組織、サービス事業者、行政窓口などを調べて記録
添付情報	公的資料、協力者制作資料、動画、メーカーCM等をリンク、情報精度を高める情報

健康維持や健康づくりにかかわる相談ごとは、幅広くあります。薬やサプリメント、食事、運動、介護、環境、趣味など、日常生活にかかわる数多くの相談に、ドラッグストアで対応しなければなりません。

生活者からの相談に、自店で取扱っている商品やサービスを提供して悩みを解決したり、自店では解決できない場合は、地域の専門家や相談窓口の紹介を行うことが重要です。

日本薬業研修センターでは、コンシェルジュ研修として、1000 以上の幅広い健康に関わる研修テーマを用意し提供していきます。

医薬品やスマイルケア、ペットなどの分野ごとに細かなテーマの研修を用意し、テーマを修了するごとに内容に応じて数ポイントが付与されます。

ポイント数により、「コンシェルジュマスターA」、「コンシェルジュマスターAA」、「コンシェルジュマスターAAA」の称号が、一般財団法人日本ヘルスケア協会（認定委員会）より与え られます。

会員向けコンシェルジュ研修は、知識を詰め込むことを目的にしておらず、生活者の悩みを一緒に解決する方法を探せることを目的としています。そのため学習内容は、相談窓口としての一定の基礎知識や書籍、データなどの資料を活用し悩みを解決する方法の提案を行うための学習となっております。

また、自店で解決できない相談には、地域の専門家や施設などを紹介、案内できるような知識情報をまとめたフォームや資料の作成を行います。

JACDS(2017.10)

JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES

「コンシェルジュ研修コース」テーマ（一例紹介、1000コンテンツを予定）

各テーマは、それぞれ複数のコンテンツで構成されています。

■オリエンテーション講座	
■食と健康	コンテンツ
テーマ：食と栄養	食と健康の分類/食品表示と景表法/プロテイン活用法/他
テーマ：スマイルケア食	そしゃく・えん下・とろみ調整食品/水分補給と脱水症/口腔ケアと関連商品/その他
テーマ：スマイルケア食「赤」	摂食・えん下と誤えん・誤嚥性肺炎
テーマ：機能性表示食品	機能性表示食品制度/NMCDの正しい活用法/他
テーマ：その他	疾病別・状態別おいしい食事ネットサービス/その他
■ヘルスケア	コンテンツ
テーマ：正しい薬の飲み方・使い方	服用の現状/薬の正しい服用方法/薬を飲み込むメカニズムと服薬補助ゼリー
テーマ：医薬品	成分と薬効/医薬品の提供制度/漢方医薬品の活用法/その他
テーマ：ヘルスケア用品	応急処置法、テーピング法、用品の正しい使用法/他
テーマ：サポート用品	オーラルケア法/スキンケア法/部位別管理法/その他
■ビューティケア	コンテンツ
テーマ：化粧品	メイクの基本/TPOメイク法/フェイスマッサージ法/その他
テーマ：ビューティケア用品	スキンケア用品活用法/メイク用品使用法/その他
テーマ：サポート用品	美顔用品活用法/用途別サポート用品活用法/その他
■加齢生活ケア	コンテンツ
テーマ：加齢用品	加齢の基本知識/尿漏れパット使用法/TPO対処法/その他
テーマ：介護用品	介護の基本知識/紙おむつの正しい選び方と使い方/その他
テーマ：サポート用品	疾病・怪我予防用品使用法/介助・介護用品使用法/他

■ベビーケア	コンテンツ
テーマ：ベビー用品	赤ちゃんの食事/赤ちゃんの入浴/赤ちゃんの睡眠/その他
テーマ：ベビーケア	赤ちゃんの健康/赤ちゃんの快適生活/赤ちゃんの行事/その他
テーマ：妊娠・出産	妊娠から出産までの基本知識/快適マタニティライフ/その他
■健康維持生活	コンテンツ
テーマ：健康運動	ながら筋トレ体操/ながら生活運動/高齢者と運動/その他
テーマ：ペット飼育	ペットフード知識/ペットの健康と飼育/ペットと社会/その他
テーマ：救急救命	心肺停止状態蘇生法/AED機器使用法/予防法/その他
■健康関連制度	コンテンツ
テーマ：薬機法	医薬品の分類/販売制度/薬局許可/店舗販売業/調剤業務/他
テーマ：医療費控除制度	医療費控除/セルフメディケーション税制/その他
テーマ：社会保障制度	国民医療費/健康保険制度/健康寿命延伸政策/その他
■その他	コンテンツ
テーマ：部位別ケア	ネイルケア・ネイルアート法/ヘアメイク法/膝・腰元気法/他
テーマ：部位別対処法	フットケア・管理法/毎日の肌管理法/受診勧奨法/その他
テーマ：美と健康管理	検査数値の読み方/検査機器の正しい使い方と管理法/他
テーマ：地域情報	分野別関係機関・施設・行政等の把握/地域健康情報/その他
テーマ：その他	疾病の診療所・病院・専門病院の治療/関係機関の仕事/その他

■ コンシェルジュ研修受講方法と申込方法 ■

学 習 方 法 ： e ラーニング（セルメ・プラザから学習できます）

年　会　費 ： **2017 年 12 月までは無料で受講が可能**

受講対象者 ：登録販売者、薬剤師など、主に店舗販売従事者向け（以下の方には特典有）。

申 込 方 法 ：受講を希望される企業の方は、日本薬業研修センター事務局まで、お問合せ下さい。
申込フォームをお送りしますので、企業で取りまとめてお申込み下さい。
※日登協 A 会員の方でセルメ・プラザに登録されている方は、すでにコンシェルジュ研修はアップされています。
※日登協 A 会員の方でも、JACDS 認定アドバイザーの方は、ポイント加算を行うため、申込フォームにお名前とアドバイザー認定番号を記入下さい。

	特典	コンシェルジュ会員申込
日登協A会員	無料で受講できます。 （2018年以降も無料で受講できます。）	不要です。セルメ・プラザに登録後、自動的にセルメ・プラザの教育コースのページに「コンシェルジュマスター研修」をアップします。
JACDS認定アドバイザー	オリエンテーション講座受講後、マスターA認定が交付され、その後無料で受講できます。 （2018年以降も無料で受講できます。）	日本薬業研修センターにご連絡下さい。 ポイント加算を行います。

コンシェルジュ研修受講申込・問合せ先：日本薬業研修センター

TEL：045-478-5453　FAX：045-478-5461　Mail：cme@yakken-ctr.jp

JACDS(2017.10)

JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES

「次世代ドラッグストアビジョン」の項目チェックについて
～「健康サポートドラッグ」を目指して～

5 月に「街の健康ハブステーション構想」の冊子をおおくりして、項目、内容の浸透に努めてまいりましたが、店舗でのチェックを行えるように 9 月 27 日に事務連絡№29062 としてチェックシートをお送りしました。

その中で「健康サポートドラッグ」の基準に見合った店舗がありましたら JACDS 事務局に連絡ください。JACDS 事務局より日本ヘルスケア協会に申請し認定いたします。

詳しくは、次ページからの「次世代ドラッグストアビジョンの活用について＆チェクシート利用方法 」をご覧下さい。

「次世代ドラッグストアビジョン」のご担当部署を決めていただき、各店舗に連絡の上、チェックしていただきますよう、ぜひともよろしくお願います。

不明な点がありましたら、 JACDS事務局までご連絡下さい。

日本チェーンドラッグストア協会　 事務局
E メール：sec@jacds.gr.jp
TEL： 045-474-1311 FAX： 045-474-2569

「次世代ドラッグストアビジョン」のチェックシートの活用について

■ドラッグストアの発展と狭小商圏化への対応

現在６兆５千億円にまで成長してきたドラッグストア業界は、２０２５年に１０兆円産業化を目指している。店舗数も現在の１万９千店舗から２万５千から３万店舗になる。これによって、１店舗あたりの単純商圏人口は、店舗数の増加によって対象商圏距離が短くなり、現在の７千人／店舗前後から４千人／店舗前後となる。これまでは、他業種業態に存在していたカテゴリーマーケットを「より安く、より便利に」提供して、今日のような成長を実現した。今後のドラッグストアは、この「狭小商圏化」のなかで、これまでの「より安く、より便利に」の買い物メリットを維持しつつ、「地域」「生活者」「高齢者」一人ひとりに役立つ、新しい買い物や情報提供の場となり、どこにもない「健康づくりの場」にしてゆくことが求められる。

■ドラッグストアの成長課題と「街の健康ハブステーション構想」

今後のドラッグストア業界が、狭小商圏化する中でさらなる成長を果たすためには、次の３つの課題を実現する必要がある。

課題１：これまでの役割に加えて、ドラッグストア独自の新しい役割・機能を樹立し、超高齢社会の地域生活者、高齢者に新しい生活満足を提供する。

課題２:ドラッグストア特有の買い物特徴を生かし、他の業種業態に存在している巨大市場で、まだドラッグストア業界の市場占有率が低いカテゴリー市場を攻略し奪取する

課題３:超高齢社会、人口減少、過疎化等の新たな社会現象から生まれている、生活や買い物や体や心の健康の不満、不安、悩み、要望等に対応し新たな巨大市場を創り出す

この３つの課題を実現するためにドラッグストア業界が３カ年の年月を費やして、業界の総意としてまとめ上げたものが「街の健康ハブステーション構想」である。

■「街の健康ハブステーション構想」実現の４つのステップ

「街の健康ハブステーション構想」を実現し、業界が大きく発展するためには、次の４つのステップをたどることになる。

（１）第１ステップ　「次世代ドラッグストアビジョン」
　　→健康をサポートするドラッグストアの実施項目と基準を決定

（２）第２ステップ　「健康サポートドラッグ」
　　→「次世代ドラッグストアビジョン」各項目を実施している店舗を認定

（３）第３ステップ　「コンシェルジュマスター」
　　→自店で解決、地域で解決するための情報提供できる人材育成

（４）第４ステップ　「サポートパートナーとの支援事業」
　　→1 社で実施困難内容を、業界が様々な事業者と連携し支援する

ドラッグストア業界をあげて「街の健康ハブステーション構想」の実践に取り組み、地域の健康づくりとドラッグストア業界発展を同時に実現する。

■「次世代ドラッグストアビジョン」の策定と期待

ドラッグストア業界は、３年の期間を費やし、今後のドラッグストアの成長の可能性とそのあり方について研究、検討を重ねてきた。そしてこのたび、業界の総意で「次世代ドラッグストアビジョン」をまとめたのである。

「次世代ドラッグストアビジョン」の内容は、店舗の施設や設備、システムから商品、サービス、情報提供体制に至るまで、細かな実施基準が示されている。これらを実施するのには時間やコストのかかるものもあるため、基本的には、実施するか否かはドラッグストア各社および店舗の自由とする。

だが、こうした活動は、１社や１店舗だけが差別的に実施しても、社会に認知されたり活用されたりすることはなく、業界の発展と企業の発展につながることはない。時間はかかっても、できるだけ多くの企業と各地のドラッグストア店舗が参画し実践していただきたいと期待する。

■「次世代ドラッグストアビジョン」の概要

次世代ドラッグストアビジョンはドラッグストア店舗としての「ドラッグストア基本機能」とドラッグストアが行うべき「ドラッグストア健康サポート機能」からなっている。

（１）ドラッグストア基本機能

ドラッグストア基本機能は、まずドラッグストアとして備えておきたい店舗施設・設備、買い物環境、商品構成、サービス、オペレーション、システム、法令遵守における各詳細項目について、実施基準を決めたものである。この基準について、店舗の実施状況をチェックすることになる。ドラッグストア基本機能は、全てのドラッグストア店舗に求める必須実施の機能である。

（２）ドラッグストア健康サポート機能

ドラッグストア健康サポート機能は、ドラッグストア基本機能を満たした店舗が、さらに地域生活者に健康をサポートする機能を実施するために求める基準である。健康サポート機能は、健康サポートドラッグとして必ず行っていただきたい「必須実施」機能項目と店舗規模や立地、企業の方針によって実施するどうかを決める「選択実施」機能項目とからなる。

（３）実施の基準Ａ／Ｂ／Ｃについて

「次世代ドラッグストアビジョン」を構成する分野の詳細項目別に実施状況を判定する基準を示している。

①各実施項目の実施状況の判断基準としてＡ／Ｂ／Ｃの３段階で表現している

②Ａ基準は、実施されていれば「この項目を実施している」と言ってよい

③Ｂ基準は、Ａ基準を上回る内容で実施しており、当然「この項目を実施している」

④Ｃ基準は企業独自で行ったものでＡ・Ｂ基準を満たしてなければ「実施」とならない

⑤チェックリストの「各社で独自に実施」内容で「実施」とすることも可能としている

ドラッグストアの店舗別に項目別チェックリストで実施状況をチェックしていただく。ただし、「次世代ドラッグストアビジョン」の分野や項目の内容、実施基準については、ドラッグストア環境の変化や会員からの要望によって変更する場合がある。

■「健康サポートドラッグ」の認定

「次世代ドラッグストアビジョン」のチェックリストにもとづいてドラッグストア店舗を点検し、その基準を満たした店舗を「健康サポートドラッグ」として認定する。認定は、ドラッグストア基本機能とドラッグストア健康サポート機能の必須実施項目の実施と選択機能の１０項目以上の実施で「健康サポートドラッグ」が認定される。

これまでの活動と今後の「健康サポートドラッグ」の認定までの流れは次の通り。

①「次世代ドラッグストアビジョン」の各詳細基準を業界で本年２月に決定した

②「次世代ドラッグストアビジョン」の内容を３月のドラッグストアショーで公開した
③５月に「街の健康ハブステーション構想」（２冊構成）を会員に配布した
④６月から９月中旬までをＪＡＣＤＳ会員企業の周知期間とした
⑤９月下旬より各店で「次世代ドラッグストアビジョン」チェックリストで点検する
⑥１０月より「健康サポートドラッグ」の申請を受け付け（掲示マークの決定・案内）
⑦１０月より一般生活者、マスコミ、業界紙等に「健康サポートドラッグ」の広報強化
⑧１１月より「健康サポートドラッグ」の認定および企業や店舗の推奨を強化

なお、「健康サポートドラッグ」の認定は、一般財団法人日本ヘルスケア協会の第三機関が認定するため、「自画自賛」という批判が起こらない客観的な認定となる。

■厚生労働省「健康サポート薬局」とＪＡＣＤＳ「健康サポートドラッグ」の異なり

（１）厚生労働省の「健康サポート薬局」（２０１６．４より実施）
・対象―個店薬局や薬局チェーンなど「提供者」を対象にした内容
・内容―既存薬局が少し頑張って実施可能な、実施してほしい内容列挙
・可能性―調剤偏重の薬局に地域生活者の健康づくりに関心をもたせる啓発
・課題―地域生活者や患者にどんな新しい満足を持続的に提供できるか
→制度の主語は、あくまでも「薬局」であり、薬局ができることをまとめたもの。制度の意図は理解できるが、生活者や患者にとって何も変わらず、一時的な業界の話題に終わってしまうのではないかとの懸念がある。

（２）ＪＡＣＤＳの「健康サポートドラッグ」
・対象―地域生活者や患者の「生活満足」や「問題の解決」を対象にした内容
・内容―店舗の全て、さらには地域で生活者や患者の満足を実現する内容
・可能性―地域生活者や患者が実感する新しい満足とドラッグストアへの信頼
・課題―1 企業の努力でなく、ドラッグストア全店舗となる業界全体の取り組み
→制度の主語は、地域、生活者、弱者でありドラッグストアが行うべき内容を満たした店舗。超高齢社会にドラッグストアが地域の健康プラットフォームになり、どの業態にもできない社会的機能と役割を確立し、ドラッグストアの再成長を実現する

■「次世代ドラッグストアビジョン」チェックリストの活用にあたって

このたび配布する「次世代ドラッグストアビジョン」チェックリストは、今後のドラッグストア店舗づくりに生かしていただきたい。

①チェックリストを用いて店舗別チェックをしていただき、現在の店舗状況の把握を行っていただきたい
②店舗の改善課題や努力課題について明確にして、今後の出店や店舗づくり、店舗運営、販売戦略に生かしていただきたい
③企業活動および店舗活動が地域の生活者にとって、目に見えた新しい機能、役割が行われ、信頼され頼られる存在になるためにどんな課題に取り組むか、どんな投資を優先すべきかを考える際にお役立ていただきたい
④「健康サポートドラッグ」の認定を受けて、地域の生活者や機関、行政等からの信頼を受け、期待されるドラッグストアづくりに生かしていただきたい

全国のドラッグスと企業およびドラッグストア店舗が「健康サポートドラッグ」となり、圧倒的な国民の信頼と期待を受け成長する業態になることを願ってやまない。

【次世代ドラッグストアビジョンのチェックシート使用方法】

■チェックシート使用方法

（１）各項目の内容ができていれば、□に○印を、不十分と思えば、×印を記入する。
（２）各社の独自基準内容で満たしていると判断する場合は、・他＿＿＿＿＿＿＿＿に、記載する。
（３）各店舗の店長が自らの店舗の状況をチェックする。
（４）各店舗がチェックしたシートのデータを、各社の本部の担当部署に送る。
（５）本部より、「健康サポートドラッグ」の条件を満たしている店舗のチェックシートをＪＡＣＤＳ事務局あてに送信する。
（６）条件を満たしていることを確認後、ＪＡＣＤＳより日本ヘルスケア協会へ申請する
（７）日本ヘルスケア協会より「健康サポートドラッグ」の認定をしてもらう。
（８）健康サポートドラッグという名称並びに備えている機能を地域生活者に周知する。

■「健康サポートドラッグ」を満たす基準

（１）ドラッグストアの基本機能（必須実施）をすべて満たす
（２）ドラッグストアの求める健康サポート機能の必須基準をすべて満たす
（３）ドラッグストアの求める健康サポート機能の選択基準項目を１０以上満たす

■問い合わせ先

日本チェーンドラッグストア協会　事務局
Ｅメールアドレス：sec@jacds.gr.jp

「次世代ドラッグストアビジョン基準」チェックシート

チェック実施日：２０１７年　　月　　日

企業名・店名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

■ドラッグストアの基本機能の基準（必須実施）チェックリスト

各項目の□に○印か、×印を記入する。企業独自基準は内容を・他　　に記載する。

（１）ドラッグストア店舗の施設・設備について

①店舗設備について

□ ⅰ　店舗の基本構造

→ドラッグストアの店舗機能を確保し、売り場とバックヤードを分離する

・Ａ：店舗としての構造を継続的に維持できる状態にあること

・Ａ：売り場と事務所、在庫室、脱衣室等は分離しお客様が入れないようにする
（バックヤードのトイレをお客様が使用する場合は、その動線を確保する）

・他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ ⅱ　買い物空間環境

→売り場でお客様の快適に買い物ができる空間および環境を確保する

・Ａ：店内の照度は手元照度５００ルクス以上を確保する

・Ａ：店舗立地および構造、来店するお客様にあった空調を確保する

・Ａ：安全で快適にお客様の買い物ができるよう、通路の確保、陳列什器を配慮する

・Ｂ：店内放送や呼び出しができるよう放送設備を整える（店規模により判断）

・Ｃ：店内ＢＧＭ、テレビモニター、ビデオ放送等、お客様の買物支援設備を整える

・他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ ⅲ　省エネ対応（照明、空調など）

→地球温暖化の防止や電力不足問題への対応を行う

・Ａ：LED 照明設置、冷ケースの冷気遮蔽、不使用時間の消灯など省エネへの配慮

・Ｂ：行政よりの省エネ目安基準、冬場２０度、夏場２８度で店内の温度管理を行う

・Ｃ：配電事業者の切替え、社内ペーパーレスシステムの導入によるコストの削減

・他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ ⅳ　従業員の労働環境について

→お客様の美と健康を守るドラッグストアで働く従業員にも配慮が必要

・Ａ：快適に働くことが可能となるよう店内、バックヤードを含め、従業員を守る安全面、清潔な環境（防犯、防災を含む)、設備を設置する

・Ｂ：従業員の健康を維持するため必要最低限の安全安心な休息スペースを確保する

・Ｃ：お客様に笑顔を絶やさぬ明るい接客ができるよう、必要な教育とモチベーションを高める施策を各社が実施する

・他

②お客様の買い物の設備

ⅰ　簡便な精算について

→ドラッグストア店舗での精算は、簡便かつお客様の要望する方法で行うようにする

・Ａ：お客様の買い物精算には、ＰＯＳ対応レジスターを設置して対応する

・Ａ：領収書の発行を可能にしておき、お客様の求めに応じ対応（発行）できること

・Ｂ：世界共通のクレジットカードによる支払いを可能にする

・Ｃ：おサイフケータイ、プリペード、デビットカード等での支払い、決済を行う

・他

ⅱ　買い物サポート備品を充実する

→お客様が負担なく買い物ができるように買い物サポート備品を充実しておく

・Ａ：買い物カゴ、買い物カート、レジ袋、紐、ハンドル、ストアテープ等を用意

・Ｂ：地球環境保護のために、エコバッグの使用を可能とした対応を行う

・Ｃ：セルフレジ、セルフサッカー制（袋づめ）、２人制レジ、空箱提供等を実施

・他

③お客様の店舗利用に関する設備

ⅰ　店内の売り場配置の表示

→お客様がスムーズに買い物ができるようにサポートする

・Ａ：１００坪を超える店舗では店内外に売り場配置掲示や通路商品表示等を行い、分かり易い商品の売り場案内を示してお客様の買い物をサポートする

・Ｂ：お客様の要望を聞く「サービスカウンター」を設置し希望する売り場までお客様をお連れする（サービスカウンターがない店舗であっても店員がご案内する）

・Ｃ：欲しい商品の陳列場所がすぐ分るようにタッチパネル式のシステムを導入する

・他

ⅱ　提供機能・サービスの表示・掲示

→自店の機能やサービスを明示し、利用してもらいやすくする

・Ａ：取扱う商品名でなく自店が提供する地域やお客様に提供する機能、サービス（調剤含む）を入り口ドア又は附近、レジ周辺等に「当店提供サービス」として表示する

・Ｂ：自店提供機能やサービスをお客様が気軽に活用できる掲示物や資料を設置する

・Ｃ：店舗の外壁や塔屋又はポール看板等に代表的商品や機能、サービスを表示する

・他

ⅲ　駐車場、駐輪場の設置

→お客様の来店手段や買い物を想定し、それが容易にできる環境や施設を整備する

・Ａ：車、自転車での来店が想定される店舗では駐車場、駐輪場を設置する（ショッピングセンター等の商業施設に出店の場合、その施設で確保されていれば可）

・Ａ：駐車場や駐輪場が活用しやすいように、自動車スペース、または自転車、バイクスペース等のラインをペンキまたはロープで引いておく
・Ｂ：駐車場でのトラブルを避けるため、十分な駐車スペース確保、輪止め、ダンパー頑丈な飛び出し防止フェンス、近隣住民に配慮した注意告知看板設置などを行う
・Ｃ：長時間駐車や無断使用を防ぎ、駐車場の活用を高めるために駐車料金制を導入
・他

□ ⅳ　セーフティー（安全）、不快感回避の対応
→お客様が安全で快適な買い物ができるように整備する
・Ａ：高齢者や身障者が転びやすいところに手すりの設置、滑止め塗装・マットの設置、雨降時の傘袋設置、子どもけが防止什器などお客様の安全な買物に配慮し対応する
・Ａ：営業時間内での売り場替えや品出し時には、什器や商品がお客様の安全を確保し、買い物に邪魔にならないように十分な通路を確保する
・Ａ：お客様の来店時、お買い上げ時、退店時には、しっかりと挨拶を行う
・Ｃ：お客様のレジ待ちで並ぶ場合、床面等に表示して一列に並んでいただき不公平感をなくす
・他

（２）ドラッグストア店舗が提供する商品およびサービス、運営について

①ドラッグストアの商品構成について

□ ⅰ　ヘルスケアに関する商品構成
→ドラッグストアの核となる治療およびヘルスケアに関する商品を提供する
・Ａ：コーナーカテゴリーとしてＯＴＣ医薬品および衛生用品、健康食品等を取扱う
・Ｂ：調剤室併設による処方せん調剤応需
・Ｃ：介護用品、ベビー用品、ペット用品等の品揃えは出店の立地、規模による
・他

□ ⅱ　ビューティケアに関する商品構成
→ドラッグストアの主力である美容およびビューティケアに関する商品を提供する
・Ａ：スキンケア、ヘアケア、基礎化粧品、メイク・美容用品等を取り扱う
・Ｂ：美容アドバイザーによる美容カウンターでのカウンセリング、美容指導の実施
・Ｃ：ヘアチェック機器、頭皮チェック機器、肌チェック機器等の測定機器の設置
・他

□ ⅲ　生活に関する商品構成
→健康と美容に関連するカテゴリーや毎日の暮らしのハウスキーピング商品を提供
・Ａ：ヘルス＆ビューティケア関連用品、生活維持用品、生活消耗品、食品等を取扱
・Ｃ：取扱うカテゴリーは、出店している立地、規模、企業方針によって異なる
・他

□ ⅳ　その他の商品構成
→出店している商圏環境や行政、施設の要望に合わせた商品構成を行う
・Ｃ：地域行政対応、医療施設対応、自治会対応、地区施設・組織対応の商品取扱い

・他

②ドラッグストアのサービスについて

ⅰ　営業体制

→ドラッグストアの利便性は健康と美容、生活に関する豊富な商品構成と長時間営業

・Ａ：一日１０時間以上営業し地域のヘルス＆ビューティケア、生活買物に対応する

・Ａ：店舗の営業日数は、年間３００日以上とする（調剤業務はその限りでない）

・Ｃ：ショッピングセンターや施設に入っている場合は、その施設基準で営業する

・他

ⅱ　店舗問い合わせ対応サービス

→夕方や夜間の問合わせは病気や治療に関することが多くできる限り長時間対応する

・Ａ：顧客からのＥメールや電話などでの連絡、相談などに迅速かつ懇切に対応する

・Ｂ：専門家による営業外時間および２４時間対応の連絡、相談応需体制をとる

・他

ⅲ　レシートおよび領収書発行

→義務づけられているレシートや領収書の発行を顧客に分かりやすい内容で提供する

・Ａ：お買上商品が分かるレシートを発行する（セルフメディケーション控除対応）

・Ａ：顧客からの要望に対応し領収書発行の対応を行う（同上）

・Ｃ：お客様ごとのお買い上げ記録（インボイス）の発行または情報提供を行う

・他

ⅳ　名札の着用と職責や職能の識別

→ドラッグストアに大切な薬剤師や登録販売者をお客様に明示し、活用しやすくする

・Ａ：店舗で働く従事者の全員は、左胸の見やすいところに名札を付ける

・Ａ：お客様に職責や職能で対応する店長、薬剤師、登録販売者等は名札に明記する

・Ａ：登録販売者（研修中を含む）の文字サイズは、ＪＡＣＤＳ決定の基準を満たす

・Ｂ：薬剤師、登録販売者、一般従事者などを着衣の異なりで分かりやすくする

・他

③ドラッグストアのオペレーション（運営）について

ⅰ　長時間営業オペレーション体制を確立する

→ドラッグストアに求められる健康（治療）・美容の対応と便利な買い物を実現する

・Ａ：慢性的長時間労働にならないようにシフト制を導入して運営する

・Ａ：提供する医薬品に必要な薬剤師または登録販売者の常駐体制で営業する

・Ｂ：交通やお客様が少ない時間帯に納品や品出しをしお客様の多い時間は応対充実

・他

ⅱ　クリーンリネスを徹底する

→ドラッグストアはいつでもお客様が気持ちよく利用できるように清潔さを保つ

・Ａ：店内床面、レジ回り、商品埃、トイレ、機器設備、テスター、鏡、ガラス窓、
　　駐車場などお客様の利用する店舗全体の整理整頓と清掃を徹底し常に清潔感を保つ
・Ｂ：一定周期で専門業者による清掃を入れ、通常店舗でできない磨き上げを行う
・Ｃ：季節ごとの花壇の手入れや店舗敷地だけでなく周辺の掃除、草刈などを行う
・他

□ iii　店舗における役割の明確化
→高い店舗の業務運営や商品管理、サービスレベルを継続的に保つ

・Ａ：店舗で働く店長、薬剤師、登録販売者、部門担当等の役割、業務分担の明確化
・Ａ：欠品防止や期限切れ商品の廃棄等お客様の信頼を失わない業務運営体制を図る
・Ｂ：毎日業務計画に基づいた勤務者業務シフト表を作成しこれを店長等が管理する
・他

④店舗オペレーションの支援（サポート）システム、従事者の配置

□ ⅰ　店舗活動支援システム
→店舗業務をより効果的かつ効率的、迅速に対応するために基本支援システムを整備

・Ａ：棚割りに基づきＥＯＳシステムで正確に発注し欠品防止と適正在庫を維持する
・Ｂ：発注システムおよび納品システムを流通 BMS（標準 EDI）に変更する
・Ｃ：ポイントカードおよびＩＤ－ＰＯＳ、ＳＮＳ等の顧客管理システムの充実
・他

□ ⅱ　本部と店舗との連絡、連携強化システム
→本部の計画を正確かつ迅速に店舗へ、店舗情報や要望を本部へ伝える環境を整備

・Ａ：本部との連絡体制（電話回線インターネット回線、FAX など）を完備する
・Ｂ：商品改廃、価格変更、商品構成や取引に関する情報に対応するシステムの設置
・Ｃ：店舗商品導入、店舗価格設定、商品情報、棚割情報に対応するシステムの設置
・他

□ iii　従事者の配置と資質向上
→薬剤師・登録販売者が常駐するドラッグストアは、適正人員配置や資質向上を図る

・Ａ：提供医薬品に求められる専門家（薬剤師、登録販売者）を常駐（閉鎖時不要）
・Ａ：登録販売者に義務づけられた１年間に「１２時間資質向上研修」を受講させる
・Ａ：店舗全従事者に省令で定めた指針、手順書の研修実施（朝終礼、会議時も可）
・Ｂ：特定しない商品（成分、機能等）や提供方法の定期的な勉強会又は研修会開催
・Ｃ：特定商品の販売強化勉強会、店舗イベントや季節催事、販売促進等の研修や会
　　議を開催する
・他

（３）法令遵守について

□ **①ドラッグストア店舗における法令**
→ドラッグストア店舗における守らなければならない法律や規則は必ず守る

・Ａ：企業及び店舗が対応すべき法律や省令、条例、ガイドライン等を遵守する

（例）建築基準法、消防法、薬機法、薬剤師法、食品衛生法、景表法、食品表示法、労働基準法、独占禁止法、など店舗に関する全ての法律と省令（規則）およびこれに基づくガイドライン、通知

・Ａ：法律に基づかない省令（規則)、ガイドライン、通知は数多く存在しているが、出来るだけ対応するようにすること（この場合、これを理由に、罰則や不利益処分は法律上できないことになっている）

※薬事の自治事務（業務監査や指導）の権利は、自治体に移っており厚労省が口出しできないことになっている。ただし、法令の解釈や運用方法、監査や指導の基準や方法は厚労省が出すことになっている

・他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

■ドラッグストアが求める健康サポート機能の基準　チェックリスト

（1）健康サポート機能の必須実施　チェックリスト

各項目の□に〇印か、×印を記入する。企業独自基準は内容を・他　　に記載する。

① 設備・施設の必須実施（ショッピングセンター施設で満たしてあればよい）

□ ⅰ　トイレ基本設備

→健常者だけでなく病人や身障者、高齢者が来店するＤｇＳのトイレ設備は重要

・Ａ：一般顧客利用のトイレ（従業員使用も可）
・Ａ：ロールペーパーの充足、定期的な衛生チェックと管理
・Ｂ：男女兼用も可だができるだけ男女別が良い
・Ｂ：洗浄便座、ベビーチェア、ベビーテーブル、ステップなどあると便利
・Ｂ：ハンドペーパー、エアーハンドドライヤーの設置
・他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ ⅱ　検体測定室の設置

→現ガイドライン（ＧＬ）がＤｇＳ機能を発揮できるＧＬに見直されたら実施する

・Ａ：設置の基準および対応基準は、検体測定室ガイドラインに準ずる
・Ａ：検体測定機器ではなく採血室による検査センター（検査キット）も可とする
・Ｂ：専門家による測定補助だけでなく、健康管理、予防、受診勧奨のアドバイス
・Ｂ：自分の状態を知らない人に検体測定室活用を推進するキャンペーン等の実施
・他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ ⅲ　休憩ベンチ、イスの設置（ドラッグストアカフェ設置店舗は要らない）

→高齢者や身障者にはドラッグストアの店舗は、広く疲れるので休憩椅子を設置する

・Ａ：高齢者及び気分が悪くなられた方の、休憩ベンチ又はいすの設置
・Ａ：一般客に邪魔にならず、使用する人が利用しやすい表示や環境に配慮する
・Ｂ：大きな店舗には、複数個所に設置する
・Ｂ：一カ所は横になれるベンチ型が望ましい（安心して横になれる環境を確保）
・Ｃ：休憩室など売り場から分離したスペースを確保し、休んでいただく
・他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ ⅳ　バリアフリー構造

→来店される高齢者や身障者が安心して安全に買い物ができる環境を整備する

・Ａ：車イス入退店、買い物ができる階段等の段差がない建築構造（スロープ可）
・Ａ：駐車場から店内まで階段等の段差がない構造（スロープ可）
・Ａ：駐車場併設の場合は、身障者用車駐車スペース１台以上確保（ＣＳ確保可）
・Ｂ：スロープや階段、外壁面等に手すりの設置
・Ｂ：お手伝い呼び出しコールの設置
・他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ ｖ　身障者ケア、ベビーケア通路確保店舗（ベビー用品売り場がある店舗に限る）
→身障者やベビーカー来店を想定して、十分な通路を確保する
・Ａ：主通路及びベビー売り場の通路幅約１３００㎝以上確保（ベビーカー２台）
・Ａ：主通路及びベビー売り場通路に通路幅確保できない陳列や商品展示しない
・他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ ⅵ　両サイド遮閉相談コーナー設置（個室含む）
→健康相談はプライバシーに関わることが多く、安心して相談できる環境を確保する
・Ａ：相談カウンターの机上の両サイドに高さ約４５㎝以上の遮蔽板を設置しプライバシーを確保する（1 カ所以上を確保）
・Ｂ：相談専用の隔離された個室やコーナーテーブルを設置する
・Ｂ：売り場の一角を仕切り「健康チェックコーナー」として設置し相談応需する
・他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

② サービスの必須実施（基準案、条件案）

□ ⅰ　医薬品服薬飲料サービス（水、お湯、服薬ゼリーの無料提供）
→医薬品やドリンク剤を購入した際に、お客様が即時に服用できる環境を確保する
・Ａ：医薬品やサプリメント等を店舗で飲む場合に飲料水をコップ等で提供する
・Ａ：服用薬やサプリの使用目的や状態に適した水、ぬるま湯、服薬ゼリーを提供
・Ａ：ＰＯＰで医薬品服薬飲料サービスを知らせ誰でも気軽に活用できる体制を図る
・Ｂ：使用するコップ等の容器は、紙製、プラスティック製等の使い捨てを使用する
・Ｂ：ティッシュペーパー、マドラー、紙ナプキン、ごみ箱等の備品用品を揃える
・他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ ⅱ　長時間営業サービス
→ＤｇＳの基本機能よりさらにお客様が活用しやすい営業時間を確保する
・Ａ：いつでも利用しやすくするため１日１２時間以上の営業を行う
・Ａ：急患を受ける２４時間医療機関敷地内に出す店舗は、２４時間調剤を応需する
・Ｂ：２４時間外来を受ける医院周辺にある調剤併設ドラッグストアは２４時間調剤を応需する
・Ｂ：いつでも利用しやすくするため３６５日２４時間の営業を行う
・他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ ⅲ　医薬品、生活必需品の配達サービス（有料でも可）
→暮らしの多様化や高齢化に伴いますます増える宅配需要や要望に応える
・Ａ：医薬品の配達の要望に応え、薬機法に準拠した方法で対応する
・Ａ：持ち帰りに困難な大きな商品、重い生活必需品の近隣配達への要望に応える
・Ｂ：配達時に不自由なことや要望等を聞いて、それに対応する（品揃えにも反映）
・Ｂ：配達時に使用法説明を行い、必要に応じて医療機関、専門施設等を紹介する
・Ｃ：自店での宅配が難しい場合は、宅配事業者を使って配達（法令遵守のこと）

・Ｃ：全国宅配事業者と連携して、ご家族や知人への全国配送を可能にする
・他

□ ⅳ　店員コールシステム（呼出しブザー、100 坪を下回る店舗は対象外）
→健康相談、買い物相談に即座に対応できる体制で、お客様の買い物ストレスを防ぐ
・Ａ：お客様が店内で店員を必要としていることを知らせるブザー等を取り付ける
・Ａ：知らせを受けた場合、速やかに駆けつけてお客様の要件を聞いて解決する
・Ａ：直接の担当者が居ない場合であっても、誰かしらがその場に向かい対応する
・Ｂ：１００坪に１箇所以上目安にして店内四隅など分かりやすいところに設置する
・他

□ ⅴ　健康情報書籍またはネット情報サービス
→お客様の正確な商品選択や使用方法を行ってもらうための情報提供サービスを行う
・Ａ：健康情報のわかる書籍やコンピューターを設置し閲覧、検索できるようにする
・Ａ：書籍やコンピューター画面をお客様と見ながら説明、解説できるようにする
・Ｂ：書籍やタブレット端末等を設置して、お客様に自由に健康情報を見ていただく
・Ｂ：店舗担当者（コンシェルジュ）がお客様の知りたい情報を書籍やタブレットで探し解決方法や商品選択情報、受診勧奨、近くの専門機関等の情報を提供する
・他

□ ⅵ　残薬・医療廃棄物の回収処理（医療産業廃棄物処理を処理事業者に委託する）
→家庭ごみ処理が難しい医療廃棄物を回収し、問題化する残薬減らしにも寄与する
・Ａ：家庭内の残薬を店頭もしくは在宅で回収して、店舗で適切に廃棄処理する
・Ａ：注射針や血の付いた包帯・脱脂綿・ガーゼ・紙くず等の医療ごみを回収し、適切に処理する（覚醒剤原料等法令で受け取れないものは除く）
・Ｂ：その他、ペット用や医療機関等から出された医療ごみを回収し適切に処理する
・他

□ ⅶ　在宅医療・介護対応・支援サービス
→高齢化と国の政策により在宅医療・介護の求めが増加しＤｇＳも積極的に対応する
・Ａ：地域医療機関や介護施設と連携し、適切な在宅医療や在宅介護への対応を行う
・Ａ：お客様の在宅医療や介護相談に、自店が行う商品やサービスで適切に対応する
・Ａ：自店で解決できない相談内容についてはそれを解決できる近隣の施設、機関、行政等を紹介できるようにしておく
・Ｂ：在宅訪問時にあらかじめ必要な介護用品、生活用品などを聞いてお届けする
・他

□ ⅷ　美容体感・体験サービス（試供設備、テスター、見本など）
→メーカーＣＭ情報だけでなく、お客様が売り場で実際に体感できる環境を整備する
・Ａ：理美容機器等のテスター、見本等は分かりやすく気軽に試用を可能にしておく
・Ａ：常に気持ちよく使用できるようにテスター、見本、陳列什器を清潔にしておく
・Ｂ：専門家やアドバイザーが、商品の使用方法やメイクサービス等を提供する

・他

□ ix　高齢者に分かりやすいサービス（虫眼鏡、老眼鏡、大きな文字での表示など）

→高齢者に共通する見えにくさ、聞こえにくさを解消し正しい商品選択を可能にする

・Ａ：高齢者がパッケージ等を読みやすくするため売場に虫眼鏡や老眼鏡を設置する
・Ａ：聞こえにくい場合には、聞こえるように耳元で大きめの声で内容を読上げる
・Ｂ：高齢者がＰＯＰ等を読みやすくするため、大きな文字で書くなどの対応をする
・Ｃ：聴覚困難な高齢者に耳元スピーカーなどの設備を用いて正確な情報交換を図る
・Ｃ：ＯＴＣ医薬品やサプリメント売り場に手元明かり（タイマー付き）を設置する
・他

□ x　お買い物ポーターサービス

→高齢者や身障者、妊婦等に対して、店内での買い物がしやすい環境をつくる

・Ａ：高齢者や身障者、妊婦等の店内買い物時に積極的に声をかけ買い物を支援する
・Ａ：車で来店されたお客様の要望に応じて、買い物や荷物を車までお持ちする
・Ａ：お持ち帰りになるお客様の大きな荷物や重い荷物は持ち帰りやすくする
・Ａ：「お買い物ポーターサービス」を気軽に受けられるように掲示や案内を行う
・Ｂ：買物困難な高齢者や身障者から事前連絡を受け入店から退店までサポートする
・Ｃ：居宅から店舗、店内買い物、店舗から居宅までの送迎買い物サービスを行う
・他

□ xｉ　プライバシーに配慮した買い物サービス

→人に見られたくない購入商品については、外から見えにくくするように配慮する

・Ａ：プライバシーに関係する商品は、レジ精算時に不透明な買い物袋等に入れる
・Ｂ：陳列場所又はレジで商品を見えにくくするプライバシー保護シートを提供する
・Ｂ：プライバシー配慮商品は見本陳列を行い、購入売り場在庫は別包装陳列を行う
・Ｃ：売り場で見本陳列と引き換えカードを行い、カードで精算時に包装商品を渡す
・他

③　情報提供の必須実施

□ ｉ　健康コンシェルジュ機能の人員配置

→お客様の健康に関する相談に自店での解決情報、近隣施設での解決情報を案内する

・Ａ：薬剤師や登録販売者等の資質向上を行い健康管理や予防、治療の情報提供
・Ａ：地域の健康や美容の専門家、施設、機関、組織、行政等を紹介可能にする
・Ｂ：営業時間内に１店舗に１名以上のコンシェルジュ（マスター）を配置する
・Ｂ：健康や美容の相談に対し自店活用や地域サービスが連携した解決体制を図る
・Ｂ：健康管理や予防、自己治療等の情報提供に関する資料、システムを充実する
・Ｃ：特定の医療機関、健康サービス施設、サービス業者と連携し効果的な推進へ
※健康コンシェルジュ育成システムを構築してドラッグストア業界に提供予定
・他

□ ⅱ　厚労省が信頼する栄養、機能成分の資料を活用した健康食品の情報提供
→機能性表示食品の的確な情報提供を行い、新しい市場を創造する

・Ａ：厚労省が示す信頼できる情報書籍（ナチュラルメディシンなど）を活用する
・Ａ：消費者庁が行った「機能性表示食品」の届出商品の情報データを活用する
・Ａ：景表法に抵触しない成分や栄養に関する資料の見方および伝え方を行う
・Ｂ：栄養、機能成分の的確な情報提供を行う書籍または支援システムを整備する
・Ｃ：特定の機能、ブランド、成分等を強力に訴求し、健康食品市場を拡大させる
・他

□ ⅲ　地域の健康、治療に関する機関や施設団体、行政等の連絡先の情報提供
→お客様の相談に自店で解決するだけでなく健康や美容に関する地域施設を紹介する

・Ａ：地域の健康、治療に関する医療機関や専門施設、関係団体、行政等の連絡先をリスト化しておき、相談者の状況や悩み、要望を解決できる関係先を紹介する
・Ｂ：専門家や機関と連携体制を十分にとり相談者に適切に紹介できるようにする
・Ｃ：パソコン等で要求事項の近隣の関係先を検索でき、必要に応じプリントする
※厚労省の信頼できるデータ会社が近くデータ活用マニュアルを作成して提供予定
・他

□ ⅳ　救急救命・ＡＥＤ指導員、または救急救命・ＡＥＤ救護者の配置
→地域の生活者を突然死から守る「救急救命、蘇生技術、予防法」を実践・普及する

・Ａ：１企業に２名以上の救急救命・ＡＥＤ指導員を養成し救護者の育成を行う
・Ａ：１店舗１名以上の救急救命・ＡＥＤ救護者を育成し救急救命対応体制をとる
・Ｂ：店舗にＡＥＤ機器を設置し、営業時間内は１名以上の救急救命救護者を配置して、いつでも救急救命対応ができるようにする
・Ｂ：救急救命・ＡＥＤ指導員、または救護者により、地域生活者を対象に心肺停止状態の対処法やＡＥＤ使用法についての救命講習会を実施する
※救急救命・ＡＥＤ指導員は、日本ヘルスケア協会の認定講習修了者（認定者）
救急救命・ＡＥＤ救護者は、指導員より指導プログラムに則った講習の修了者
・他

□ ⅴ　健康体操・運動に関する情報
→高齢者の筋肉の衰えによる転倒を防止し、いつまでも元気で楽しい暮しを支援する

・Ａ：個人の状況にあった的確な健康体操・運動に関する情報提供ができること
・Ａ：転倒防止１０分間体操と生活運動の指導や地域普及を行うことができる
・Ｂ：１店舗１名以上の高齢者転倒防止１０分間健康体操・運動指導者を配置する
・Ｂ：近隣の運動・体操・フィットネス施設との連携または紹介で、より効果的な体力づくりを支援する
・Ｂ：年に数回、地域住民参加の健康増進、運動機能低下予防のための健康運動や体操のイベントまたは講習会を開催する

・Ｃ：健康運動・体操に関連した用品や器具を品揃えし、販売の推進強化を図る
※大学とフィットネス企業が開発した１０分間体操をＤｇＳ業界に近く提供予定
・他

□ vi　店内または地域連携での健康セミナー、講習会、イベントの実施
→地域住民を対象に健康情報イベントを開催し、健康への関心とリテラシーを高める
・Ａ：１店舗または近隣の施設で地域住民参加の健康セミナー、講習会、イベントの開催を行い、地域の健康増進に貢献する
・Ａ：地域住民の健康づくりに関する要請に応じて、出張してこの要請に対応する
・Ｂ：定期的に分野別専門講師を招き様々なテーマのセミナー、講習会を実施する
・Ｂ：地域の行政や自治会、学校、団体などと連携し、健康や防災などのイベントへの積極的な参加と協力を行う
・他

□ vii　店内取扱い商品選択のための情報提供（適切な商品選択・使用に関する情報）
→現在取扱い商品の適切な商品価値や商品選び、商品使用に関する情報を提供する
・Ａ：店内で取り扱う商品の適切な商品価値や商品選択、正しい使用方法について、店内掲示・表示（ＰＯＰ等）で情報提供したり、販売員の応対の充実を図る
（例）ＯＴＣ医薬品、機能性表示食品、スマイルケア食、スキンケア、ヘアカラー、テーピング、オーラルケア、フットケア、ベビーケア、ペットフードなど店舗で取り扱う健康、衛生、美容、介護等々の商品選択と使用方法の情報
・Ｂ：タブレット端末システムや資料等を活用し、お客様からの相談に対応ができるコンシェルジュスタッフを配置して対応する
※商品知識と販売知識をコンシェルジュ研修として順次掲載予定
・他

□ viii　季節の疾病、怪我、感染症予防に関する情報
→季節ごとに変化する疾病や感染症について、適切な予防法、対処法を提供する
・Ａ：シーズン前に感染症予防に関する注意喚起や適切な予防法、対処法対応などの情報をＰＯＰ表示や応対時にわかりやしく提供すること
・Ａ：疾病や怪我予防、感染症予防の注意を促す案内版を作成し、店内に掲示する
・Ｂ：疾病や怪我予防、感染症予防の対応策を記載したリーフレットを作成し配布
・Ｃ：感染症の予防接種等を行う医療機関への案内を行う
・他

□ ix　在宅介護情報（オムツ、尿とりパット、褥瘡対策など）
→在宅介護を行う方、受ける方にとって、できるだけ快適になる情報支援を行う
・Ａ：在宅介護に関する商品についての選び方、使い方などを案内版やＰＯＰなどで掲示し、お客様が自分の目的の商品が選べ、正しい使用方法を可能にする
・Ｂ：在宅介護に関するオムツや尿とりパットなどの商品や、褥瘡など介護の悩みに関して、正しい対応や予防、ケアなどの情報提供ができること

・Ｂ：１店舗に１名以上のＪＡＣＤＳ認定介護情報提供員を配置すること
・Ｂ：介護に関する専門的なサービスや相談に関しては、近隣の医療施設、介護支援センター等を紹介する
・他

④ 商品構成の必須実施

□ ⅰ　ＯＴＣ医薬品の取り扱い
→ＤｇＳ核商品のＯＴＣ医薬品は、どの業態にも負けない商品構成と展開を行うこと
・Ａ：48 薬効群（漢方・生薬含む第２類、第３類医薬品）を全て揃える
・Ａ：ＯＴＣ医薬品の売り場を独立させた「コーナー」売り場で展開する
・Ｂ：薬剤師が提供（販売）する要指導医薬品・第１類医薬品を取り扱う
・Ｃ：商品構成の薬効別品揃え、パッケージ容量、取り扱いブランドを豊富に扱う
・他

□ ⅱ　衛生用品の取り扱い
→ＯＴＣ医薬品同様に重要な衛生用品は、品揃えと情報提供の豊富さを確保すること
・Ａ： 衛生材料（マスク、眼帯、綿棒、包帯、ガーゼ、三角巾など）、絆創膏・テープ（傷テープ、テープなど）を取り扱い、ＯＴＣ医薬品に隣接させ展開する
・Ａ：生理用品、尿漏れパット、受胎調節用品（Ｃなど）購入しやすい展開を行う
・Ｂ：救急用品（救急箱、救急箱セットなど）や災害時の常備薬の推進を図る
・他

□ ⅲ　体外検査薬・血液検査薬の取り扱い
→今後増えることが予測される体外検査薬を、積極的に取り扱い普及させること
・Ａ：尿糖・尿蛋白検査薬を取り扱いその適切な使用方法を提供する
・Ａ：妊娠検査薬を取り扱いその適切な使用方法を提供する
・Ｂ：排卵検査薬（第１類医薬品）を取り扱いその適切な使用方法を提供する
・Ｂ：血液検査薬、検査キット（郵送用）を取り扱い、適切な使用方法を提供する
・他

□ ⅳ　測定機器・健康機器（医療補助具）の取り扱い
→店舗に適した測定機器・健康機器を取り扱い、適切使用や自己管理の方法を伝える
・Ａ：体温計を取り扱いその適切な使用方法を提供する
・Ａ：歩数計を取り扱いその適切な使用方法を提供する
・Ｂ：体重計を取り扱いその適切な使用方法を提供する
・Ｂ：体脂肪計、体組成計を取り扱いその適切な使用方法を提供する
・Ｂ：血圧計を取り扱いその適切な使用方法を提供する
・Ｃ：携帯心電計や据え置き型測定機器の販売または斡旋を行う
・Ｃ：体の健康データをウエラブルシステムで管理するシステムの提供
・他

□ ⅴ　その他の自己測定の取り扱い

→ＤｇＳで取り扱い可能な様々な自己検査およびシステムがあり、これらを実施する

・Ｂ：認知症テストシステムを取り扱いその適切な実施方法を提供する

・Ｂ：子宮頸がん検査キットを取り扱いその適切な使用方法を提供する

・他

□ ⅵ　衛生雑貨の取り扱い

→他の業態でも取り扱うが、ＤｇＳならではの用途機能の品揃えで展開すること

・Ａ：除菌用品、いびき防止、ピンセット・はさみ、サポーター、油紙等取り扱い

・Ｂ：花粉用めがね、ＵＶカットめがね、老眼鏡、天眼鏡等アイケア用品取り扱い

・Ｃ：洗顔器、コルセット、その他の衛生雑貨の取り扱い

・他

□ ⅶ　健康食品の取り扱い

→今後「食と健康」市場の巨大化が予測されており、ＤｇＳは積極的に取り組むこと

・Ａ：サプリメント状の栄養機能食品と機能性表示食品は機能分類で棚割りを行う

・Ａ：栄機食品と機表食品は独立した売り場でＯＴＣ医薬品に隣接させ展開を行う

・Ａ：サプリメント状の栄機食品と機表食品は、部位別、機能別、成分別、ブランド別に棚割りを原則とする（機能性で混合して展開する）

・Ａ：栄機食品と機表食品、トクホ以外の「いわゆる健康食品」を取り扱う

・Ａ：販売者は正確な成分機能情報を提供し適切な商品選択と使用をサポートする

・Ｂ：リスク軽減食品や低栄養予防食、栄養補助食品、スマイルケア食と隣接陳列

・Ｃ：特定保健用食品および栄機食品と機表食品の加工食品、生鮮食品は該当するカテゴリーの中での展開になることが多い

・他

□ ⅷ　化粧品の取り扱い

→ＤｇＳのビューティケア主力化粧品は他のどの業態にもない品揃えと気軽さで展開

・Ａ：基礎化粧品（洗顔料・洗顔用化粧品、化粧水、美容液、乳液、クリーム等）

・Ａ：メイク用品（ファンデーション、口紅、眉墨、アイシャドーなど）取り扱い

・Ａ：スキンケア用品（保湿液、クレンジング、紫外線予防液など）の取り扱い

・Ａ：ヘアケア用品（シャンプー、リンス、コンディショナー、ヘアカラー、育毛剤、ヘアスプレーなど）の取り扱い

・Ａ：男性化粧品（整髪料、脱げ予防剤、日焼け止め、髭剃りなど）の取り扱い

・Ａ：化粧小物（くし、ブラッシ、髪留め、コットン、綿棒など）の取り扱い

・Ｃ：内服補助食品、自然派化粧品、ブランド化粧品の取り扱いとコーナー展開

・Ｃ：ヘアドライヤー、電動シェーバー、アートメイク用品、香水などの取り扱い

・他

□ ix　オーラルケア用品の取り扱い

→ＤｇＳに要求の歯の手入れや口腔ケア用品は、状態に対応するきめ細かな品揃え

・Ａ：歯ブラシ、歯みがき、歯周病・歯槽膿漏薬歯みがき（医薬部外品）取り扱い
・Ａ：液体歯みがき、舌苔ブラシ、洗口薬・うがい液、口腔保湿ジェル等取り扱い
・Ａ：機能歯ブラシ、歯間ブラシ、フロス、口臭予防用品、口腔ケア用品取り扱い
・Ａ：入れ歯洗浄剤、義歯安定剤、義歯保管用品等の取り扱い
・Ｃ：電動歯ブラシ、ウォーターフロス器、口腔洗浄機等の口腔ケア機器を取り扱う
・他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑤ システムの必須実施

□ ｉ　店舗業務オペレーションサポートシステム

→店舗の業務を効率的に行いお客様の満足を高めるための業界システムを整備する

・Ａ：ＥＯＳ受発注システム及びＰＯＳシステムによる販売時点管理での業務運営
・Ｂ：ＥＤＩシステム及び業界統一流通ＢＭＳ導入による取引管理システムを実施
・Ｃ：業務オペレーションサポート事業者への業務の委託（アウトソーシング）
・Ｃ：情報分析事業者にＰＯＳデータを提供し、提供料及びデータ分析情報を入手
・他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑥ 行政・地域連携の必須実施

□ ｉ　地域・行政情報（掲示物、パンフレットなど）の掲示

→地域行政や自治体の住民への広報内容は、店舗での伝達要望が多く、これに応える

・Ａ：行政や地域活動団体等が制作した地域の健康に関する情報や災害・防災情報の掲示物やパンフレットを店頭又はレジ付近の所定の場所で生活者に知らせる
・Ａ：ＪＡＣＤＳや自店で制作した健康情報や災害・防災を所定の場所に設置する
・Ａ：ＪＡＣＤＳや自店で制作した健康情報やＡＥＤ設置、災害・防災対応を地域の行政や団体に置かせてもらい、生活者に知らせてもらう
・Ｃ：行政や団体と共同で行う健康情報やイベント、講習会等を掲示物やパンフレットを作成し生活者に知らせる
・他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ ⅱ　地域の安心・安全の推進活動への協力

→我が国のＤｇＳが、店舗のある地域の安心・安全の推進に積極的に協力する

・Ａ：店舗内および駐車場、店周辺等において犯罪もしくは事件が発生した場合は、速やかに最寄りの警察に通報する
・Ａ：顧客からの訴えに対応して速やかに１１０番、１１９番通報し対処する
・Ａ：地域の警察等に積極的に協力する
・Ｂ：地域が行う徘徊連絡網、犯罪連絡網、子ども立ち寄り所活動等に協力する
・Ｃ：地域に災害が起こった場合に、帰宅困難者、災害時要援護者等の避難収容所として店舗を提供する（通常から告知しておく必要がある）

・他

iii　新制度や地域活動の告知および普及活動の実施

→新しい制度告知や地域活動広報を行い、地域住民の健康や暮らしの情報拠点となる

・Ａ：地域の安全や健康、介護に関する新しい制度や地域行政活動およびその対応方法について、ドラッグストア店舗で生活者に告知および参加と普及を図る

・Ｃ：ＪＡＣＤＳや自店で行う介護情報や支援活動などについて行政や団体から生活者に知らせてもらう

・Ｃ：行政や団体とドラッグストアが共同して行う活動を生活者に知らせる

・他

iv　地域の生活者支援活動の紹介と協力

→地域で行われている住民参加活動、健康推進活動等についてお客様に紹介する

・Ａ：趣味や生きがいになる地域のカルチャースクールやサークルなどを紹介する

・Ａ：ペット里親探し、在宅買い物支援などのＮＰＯ団体活動への支援を行う

・Ａ：開催告知、開催場所提供、専門家手配、開催係員、開催費用など協力を行う

・Ａ：地域イベント、商店会イベント、自治会イベント等に人的、金銭的協力する

・他

（２）健康サポート機能の選択実施　チェックリスト

各項目の□に○印か、×印を記入する。企業独自基準は内容を・他　　に記載する。

①　設備・施設の選択実施

□　ⅰ　身障者、高齢者対応トイレ設備

→身障者、高齢者が安心して快適に使用するトイレ環境を整備する

・Ａ：洋式便器、床面すべり止め加工、便器使用時の手すり等の安全対応

・Ｂ：身障者優先トイレ（車イス使用可能）の設置

・Ｂ：緊急ブザー、緊急インターフォン等の緊急時対応設備

・Ｂ：点字表示、ストーマ用トイレ等の対象者別対応設備

・他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□　ⅱ　血圧計、健康チェック機器設置（店舗に設置する健康測定機器）

→来店時に自分の健康状態をチェックできるように各種の健康チェック機器を用意

・Ａ：血圧計、体組成計、その他の自己健康チェック機器の設置

・Ａ：設置した健康チェック機器で測れる数値の見方表（公的発表数値）の表示

・Ａ：プライバシーの確保（間隔）に留意する

・Ｂ：売り場の一角を仕切り「健康チェックコーナー」として設置し相談応需する

・Ｃ：調剤待合室内又はヘルスケア売場の一角に設置

・他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□　ⅲ　着替え用ルーム、ステップ式の設置

→購入した肌着や外用医薬品を店舗で使用できる環境を確保する

・Ａ：着替え可能程度のスペースの確保および使用に適した設備を設置する。

・Ｂ：外から見えない固定または移動式のフイッティングルームの設置が好ましい

・Ｂ：トイレに設置したステップ式のものでもあると便利

・他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□　ⅳ　車いす、高齢者用買い物カートの設置

→高齢者や歩行困難者の来店に配慮した、設備や備品を用意しておく

・Ａ：介助式車いす１台（折りたたみタイプ含む）以上を設置

・Ａ：介助式車いすを店頭入口付近に設置し、お客様の要望に応じた対応を行う

・Ｂ：杖代わりで買い物ができる高齢者用買い物カート２台以上を設置

・Ｂ：車いすで来客される方に配慮した低い陳列（什器）と低いレジなどを設置

・他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□　ⅴ　ベビーチェア付き買い物カートの設置

→赤ちゃんや幼児を連れてこられたお客様の安全で快適な買い物環境を確保する

・Ａ：ベビーチェア付き買い物カートを２台以上設置する

・Ｂ：できるだけベビーに負担の少なく、安全なベビー買い物カートを設置する

・Ｃ：子供用の小さいまたはキャラクターのついた買い物カートを設置する

・他

□ ⅵ　オムツ替えベビーベッド、授乳スペースの設置

→赤ちゃんを育てるお母さんやお父さんに配慮した設備を用意する

・Ａ：オムツ替え可能なスペース（又は部屋）を確保しベビーベッド１台を設置

・Ａ：設置には他のお客様から見えにくいように配慮、工夫すること

・Ｂ：母乳または粉ミルクを授乳できる隔離されたスベースまたは部屋を提供する

・Ｃ：粉ミルク用の沸騰したお湯の提供設備を設置する

・他

□ ⅶ　ＡＥＤ機器の設置

→今後のＤｇＳは来店客だけでなく地域住民の突然死を撲滅する活動に力を入れる

・Ａ：素早い対応を可能にするため店頭入口付近にＡＥＤを目立つように設置

・Ａ：ＡＥＤの設置や緊急時の使用および貸し出しが可能であることを表示する

・Ａ：救急救命指導員の認定者又は救命講習受講した救急救命救護者が店に駐在

・Ｂ：近隣住民に救急救命指導員又は救急救命救護者による救急救命の講習会実施

・Ｂ：近隣からの要請を受け、より早く適切な処置をするための対応方法提供する

・Ｂ：より使いやすくするために「どこドラ」にＡＥＤ設置していることを掲載

※救急救命・ＡＥＤ指導員は、日本ヘルスケア協会の認定講習修了者（認定者）
救急救命・ＡＥＤ救護者は、指導員より指導プログラムに基づいた講習の修了者

・他

□ ⅷ　調剤応需

→今後のＤｇＳは、利益や売り上げとは別に調剤応需機能を持つことが必要となる

・Ａ：処方箋調剤応需、設備基準、調剤室の閉鎖、保険請求など、調剤業務に関する法令に準した運営を行う

・Ａ：調剤待ち椅子の設置と外から見えにくい椅子の配置や遮蔽物等の工夫を行う

・Ｂ：クリーンルーム、クリーンベンチの設置（地域での共同利用でもよい）

・Ｃ：患者の調剤待ちの時間を短く感じさせる書物や掲示物、その他の工夫を行う

・Ｃ：待合室に季節疾病や健康管理等の健康情報や行政からの健康情報を掲示する

・他

□ ⅸ　ドライブスルー調剤の設置

→データ化による処方せん調剤応需、リフィル処方拡大等による車来店者に対応する

・Ａ：調剤室に連動した構造で行うドライブスルー調剤を設置する

・Ａ：調剤関係法令に準拠した内容及び方法で行う（処方箋受けと調剤薬渡し）

・Ａ：ＦＡＸや画像で事前情報受け調剤し、来店時に処方箋受け取り調剤薬を渡す

・Ｃ：処方箋のデータ化に伴うデータ通信方法変更に合わせた調剤提供方法を行う

・他

□ ｘ　ドラッグストアカフェの設置（セミナールーム除く）

→ＤｇＳを地域住民の憩いの場、コミュニケーションの場、健康情報の場とする

・Ａ：テーブルと椅子を置いたイートイン形式のドラッグストアカフェの設置

・Ａ：２テーブル（スモールテーブル可）以上、対応人数４名以上を設置

・Ｂ：お客様の自由使用、お客様への目線を合わせた説明時の使用、講習会の開催

・Ｃ：無料ドリンク（お茶）提供や自販機設置、自己健康チェック機器の設置など

・他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ ｘｉ　ヘア、肌チェック機器の設置

→常に若々しくしたい希望に科学的に現状を把握し、その対応のアドバイスを行う

・Ａ：ヘアチェック機器または肌チェック機器の設置

・Ａ：チェック機器使用サポートができ数値見方の情報提供体制を図る（掲示可）

・Ｂ：ヘアや肌に関する改善や管理、受診勧奨のアドバイスするアドバイザー配置

・他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ ｘⅱ　セミナー・ミーティングルーム（カフェ除く）

→店舗をより地域住民のものとして使っていただくために部屋やスペースを確保する

・Ａ：近隣住民が利用できる 10 人程度入る部屋を確保（店舗使用室貸出でも可）

・Ａ：店舗内または隣接する場所に確保し、時間を決めてできるだけ無料で貸す

・Ｂ：近隣住民によるミーティングや習事、住民を集めた店舗主催の講習会に使用

・Ｂ：近隣住民からの要請内容（健康相談、運動法、栄養法、イベント等）を開催

・他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ ｘⅲ　駐車場、駐輪場内の施設の充実（商業施設に出店の場合は商業施設の設置可）

→車や自転車、バイク、ペット連れ等で来店したお客様に配慮した来店環境をつくる

・Ａ：駐車場及び駐輪場を舗装し、車や自転車、バイク置き場スペースを区画する

・Ａ：ペット連れ客用に店頭にペットをつなぐポールを設置（住宅立地のみ対象）

・Ｂ：今後増えることが予測される電気自動車用の充電設備を設置する

・他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ ｘⅳ　商品管理用の冷蔵・冷凍ケースの設置

→ますます増える冷蔵および冷凍食品の販売環境を整える

・Ａ：常温陳列以外の冷蔵・冷凍が必要なスマイルケア食を扱う場合に設置

・Ａ：ドリンク・冷凍食品、アイスクリーム等冷蔵・冷凍が必要な食品を扱う場合

・Ｃ：低温輸送の検査キットの取り扱いで低温保存を必要とする検体を扱う場合

・他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ ｘｖ　防犯、防災上の設備

→ＤｇＳは地域の健康拠点の機能だけでなく、店舗や地域の防犯、防災に力を入れる

・Ａ：消防法（又は消防署からの指導）に適合した防災のための設備を設置する

・Ａ：消防法適合店で従事者に防犯・防災意識を高めるミーティングや訓練を行う
・Ｂ：地域や消防署で行われる防犯、防災活動に積極的に参加、協力する
・Ｃ：ミラー、防犯カメラ、防犯ブザー、万引きゲートなどを設置する
・Ｃ：外壁または店頭に警察通報要請のための回転灯（サイン）の設置
・他

②　サービスの選択実施（立地、店規模、来店客層、企業方針等により変化する）

□　ⅰ　２４時間健康や症状に関する相談対応サービス（コールセンター、ネット対応）
→店舗の営業時間とは別に健康や症状に関する相談をいつでも受けられる体制をとる
・Ａ：服薬や健康、症状に関する相談を２４時間（又は夜間）相談可能な体制をとる
・Ａ：店舗閉店時には、薬剤師を配置したコールセンターやインターネット相談応需による情報提供を行う
・Ａ：薬剤師の正しい情報提供のための医療情報書籍または支援システムを整備する
・Ａ：必要に応じて相談者の近隣店舗薬剤師に連絡し、相談者の来店時に対応する
・Ｂ：各店舗の近隣医療機関を把握し状態や状況で受診勧奨や緊急医療施設に紹介
・他

□　ⅱ　メーキャップサービス
→美しくなることに加えて、アンチエイジングやカバーメイクの方法も提供する
・Ａ：カウンター、椅子、鏡、メーキャップ用道具等を用意し、メイク専門家が対応
・Ａ：お客様の要望や希望に対応したメイク方法とアンチエイジング、カバーメイク等の知識や方法を提供する
・Ｂ：実践トレーニングを受けた専門家又はメイクアーチストによる技術指導を行う
・Ｂ：新商品情報、流行メイク方法、アートメイク（イベントメイク）等の情報提供
・Ｃ：メイク実施または商品購入お客様へのアフターケア、フォローアップサービス
・Ｃ：メイク講習会やイベントメイク講習会等、店舗や会場を使った講習説明会開催
・他

□　ⅲ　ネイルケアサービス（有料、無料）
→高まる女性の手元の美しさや若々しさの求めに対応し、知識と技術を提供する
・Ａ：カウンター、椅子、ネイルケア用品を用意し、熟練した専門家がサービスする
・Ａ：ネイルの管理方法とお客様の希望に合ったネイルアート方法を提供する
・Ｂ：新商品や用品の情報、季節ネイルアート方法など、情報と技術を提供する
・Ｂ：実践トレーニングを受けた専門家によるネイル管理の知識や技術の指導を行う
・Ｃ：ネイル実施又は商品購入のお客様へのアフターケア、フォローアップサービス
・Ｃ：ネイル講習会やイベントネイル講習会等、店舗や会場を使った講習説明会開催
・他

□　ⅳ　禁煙対策支援サービス
→禁煙をしようとしている方に禁煙が成功するための支援を行う
・Ａ：禁煙サポート医薬品および支援用品を充実して、適切な使用の説明を行う

・Ｂ：禁煙啓発のための喫煙リスク、禁煙ステップ等を容易に理解できる資料を用意
・Ｂ：禁煙外来のクリニックを紹介する（院名、住所、電話、地図等を用意する）
・Ｃ：たばこおよび喫煙に関する用品の販売を行わない
・他

□ ｖ　ドラッグストアギフトカードの設置サービス
→高まるプチギフトカード市場にＤｇＳの心温まる「美と健康」ギフトで参入する
・Ａ：ＤｇＳの活用を広める「ドラッグストアギフトカード」（プリペイドカード）を導入し（処理の為のリーダー設置）お客様の「美と健康」ギフトに対応する
・Ａ：お客様の目的に合わせ使用できるように何種類かのカードデザインを用意する
・Ｂ：ギフトカード利用者から求められたデザインをカードに印刷対応（別料金）
・Ｂ：ギフトカードの利用目的別に活用できるケース、袋、メッセージカードを販売
・Ｃ：ＤｇＳ各社のギフト対応、メーカー及び業界団体が行うギフト券の取り扱い
※普及率が高くＣＶＳ全店で取り扱っている「ＱＵＯカード」などの活用を検討中
・他

□ vi　カタログギフトのサービス
→贈答された方が選択できるカタログギフトを導入し、高まる個人ギフトを支援する
・Ａ：カタログギフトを導入し、個人または小規模の冠婚葬祭、お返し等に対応する
・Ａ：カタログの内容や使用方法について、簡単な説明ができるようにしておく
・Ａ：使用目的に合わせ包装やのし紙、名前記入（プリント、毛筆）等用意しておく
・Ｂ：季節限定または常設のギフトコーナーを設置し、カタログギフトを展開する
・他

□ vii　ギフトラッピングサービス（有料・無料）
→身近な人に店内にある商品を贈り物にする要望に対応する
・Ａ：ＤｇＳ店舗に包装資材（包装紙、箱、バスケット、包装用ラップ、リボン、カード等）を用意し、お客様の要望を受け店舗従事者かお客様自身が包装を行う
・Ｂ：何種類か包装資材を用意して、お客様の目的や商品に合わせ選べるようにする
・Ｂ：ラッピングのトレーニングを受けた担当者がラッピングを行う
・Ｃ：ＤｇＳが提案またはセットした商品をラッピングし、グリーティングギフトセットとして販売を行う
・他

□ viii　他の事業者との連携で行う、取次ギフトサービス
→自社や自店ではなかなか難しいギフトを、専門事業者と連携し取次で対応する
・Ａ：デパート、ギフト事業者、花卉事業者などと連携し、ギフト需要に対応する
・Ａ：アマゾン、アップル、グーグルなどのネットギフトカードの販売に対応する
・他

□ ix　居宅への買い物サービス
→体が不自由な方や近くに店がなく買い物が困難な方などの買い物困難者を支援する

・Ａ：店舗から居宅を訪問し、希望する商品やサービスを届ける（御用聞き）
・Ａ：電話またはＦＡＸ，ネットで受けた希望商品やサービスを届ける（通信販売）
・Ｂ：買い物困難者や買い物困難地区に曜日を決めて、生活商品の移動販売を行う
・Ｃ：配置販売業の許可を取り、店舗から一定距離の居宅に医薬品を配置する
・Ｃ：自店にないものは、その商品がある店で調達して届けて、その代金をいただく
・他

□ ｘ　人の医療保険および損害保険の取次ぎ
→テレビＣＭやネット情報の内容把握困難な方に、安心して保険加入の環境を整える
・Ａ：医療保険および損害保険に加入するための案内または取次を行う
・Ａ：医療保険および損害保険の案内又は取次表示、掲示、パンフレットを設置する
・Ｂ：ファイナンシャルプランナーや研修を受けた担当者による適切な医療保険および損害保険の解説とアドバイスを行う
・Ｃ：近隣の保険窓口の案内や保険加入に診断書が必要な場合の健診センターや医療機関等の紹介を行う
・他

□ ｘｉ　ペット保険の取次ぎ
→高齢者の健康に役立つペット飼育を、不安を除き飼育しやすい環境を支援する
・Ａ：ペット飼育を支援するためにペット保険の案内または取次を行う
・Ａ：ペット保険の案内または取次について表示、掲示、パンフレットの設置を行う
・Ｂ：ペット保険の加入が簡単にできるような売り場処理、システム処理を行う
・Ｂ：高齢者のペット飼育を支援する、子供からのペット保険ギフトを可能にする
・Ｂ：自店取扱商品や近隣の動物クリニック、ペットホテル、里親探しＮＰＯ、保健所、行政相談窓口等のペット飼育に関する情報提供体制を整え総合的に支援
・Ｃ：里親探し、子供とペットのふれあい、ペット保険推進等のイベントの支援する
・他

□ ｘⅱ　インバウンド対応サービス
→増え続ける訪日観光者の土産または滞在時に使用する商品の買い物に対応する
・Ａ：主たる商品においてＰＯＰ等に日本語以外の２か国語以上の言語で表示する
・Ａ：免税対象商品の明確化と店舗で免税処理を可能にする（説明掲示でもよい）
・Ｂ：多言語対応システムの導入または海外の言葉の話せる従業員を雇用する
・Ｂ：海外のカードの処理および免税処理のシステムを導入する
・Ｃ：免税事業者、旅行事業者、ブロガーとの連携でインバウンド需要に対応する
・他

③　情報提供の選択実施

□ ｉ　ＪＡＣＤＳ認定アドバイザーの配置
→ＪＡＣＤＳの認定を受けた各種アドバイザーを設置する
・Ａ：１店舗に、ＪＡＣＤＳ認定のヘルスケアアドバイザー、ビューティケアアド

バイザー、ベビーケアアドバイザー、漢方アドバイザーのいずれかを配置する
・Ｂ：２つ以上のアドバイザー認定者又は各種アドバイザーに介護情報提供員、薬剤師、登録販売者等の複数ライセンスを持つ専門家を配置し情報提供力を強化
・他

□ ⅱ　２４時間相談応需の対応
→お客様の健康相談をいつでも受けることができるような体制をとり対応する
・Ａ：服薬や健康、症状に関する相談を営業時間と営業していない時間合わせ２４時間可能な体制をとる（営業時間においては店舗での相談応需で良い）
・Ａ：店舗閉店時には、薬剤師を配置したコールセンターやインターネット相談応需による情報提供を行う
・Ｂ：薬剤師の正しい情報提供のため、医療情報書籍又は支援システムを整備する
・Ｂ：緊急を要しない場合、近隣店舗の薬剤師に連絡し営業時間での対応を促す
・他

□ ⅲ　健康数値の情報提供
→健康診断や自己健康検査の検査数値について法令に抵触しない範囲で本人に伝える
・Ａ：各検査項目の数値結果について、医学会等が発表した一般的数値基準を示す
・Ａ：病気の診断や医療行為になるような、法令に抵触する内容、方法は行わない
・Ｂ：検査数値をもとに的確な行動（維持、改善、受診勧奨）を促す案内を行う
・Ｃ：的確な行動に関する専門的に対応する医療機関や施設の案内及び紹介を行う
・他

④ 商品構成の選択実施

□ ⅰ　介護食品（スマイルケア食品）の取り扱い
→在宅介護および在宅高齢者の食事支援を行い、高齢者の元気な暮らしに寄与する
・Ａ：ユニバーサルデザインフード（UDF）および低栄養予防食（スマイルケア食「青」）、そしゃく配慮食品（スマイルケア食「黄」）の取り扱い
・Ａ：栄養補助・補完食品、食事補助、水分補給食品等を取り扱い、棚割りを行う
・Ａ：介護食は、独立コーナーの棚割りを行い、健康食品と隣接して陳列する
・Ａ：販売者は、正確に使用者状況を把握し適切な商品選択と使用をサポートする（ＰＯＰ等で硬さや粘度基準を示し適正な商品選択が行えるようにしても可）
・Ｂ：えん下困難者用食（スマイルケア食「赤」）の品揃えを行う
・Ｂ：スマイルケア食における冷蔵、冷凍温度帯の加工食品及び食材の取り扱い
・他

□ ⅱ　介護用品の取り扱い
→在宅介護および在宅高齢者の生活支援を行い、高齢者の快適な暮らしに寄与する
・Ａ：大人用紙オムツ、尿とりパット、防水シート取り扱いと正しい使用方法提供
・Ａ：床ずれ防止マット、清拭剤・ドライシャンプー取り扱いと適切使用方法提供
・Ｂ：水呑器、介添食器、杖、介護用ウエア、尿器・便器扱いと適切使用方法提供

・Ｃ：車椅子、老人車、座椅子の取り扱いと正しい使用方法提供
・Ｃ：電動車いす、介護用ベット、介護用自動車、手すり・スロープ工事等取次ぎ
・他

□ iii　服薬生活支援グッツ補助用品の取り扱い
→服薬困難な高齢者のために、便利な支援用品を幅広く取り扱い快適生活に寄与する

・Ａ：オブラート、カプセル、服薬ゼリー等の取り扱いと正しい使用方法提供
・Ａ：ピルケース、服薬カレンダーケース、旅行ケース、薬管理ケースの取り扱い
・Ｂ：錠剤取り出し、点眼用、軟膏絞り出し自助具の扱いと正しい使用方法提供
・Ｃ：服薬タイマーや服薬管理システム、サービスの提供および販売を行う
・他

□ iv　ベビーケア商品の取り扱い（概ねの商品取り扱い）
→妊娠から出産、育児までの支援商品と情報提供を充実して子育てを支援する

・Ａ：粉ミルク、ベビーフード、哺乳瓶、洗浄剤、母乳パットなどの取り扱い
・Ａ：紙おむつ、おしめ、おしりふき、その他排泄に関する用品などの取り扱い
・Ａ：入浴用品、ベビーオイル、ローション、ミトン、沐浴剤、その他スキンケア
・Ａ：おしゃぶり、歯ブラシ、歯がため、その他オーラルケアなどの取り扱い
・Ｃ：食器、哺乳瓶洗浄ケース、玩具、抱っこひも、セフティ用品などの取り扱い
・Ｃ：肌着、カバーオール、スタイ、おまる、ベビーバス、チェアなどの取り扱い
・Ｃ：メリーゴーランド、遊具・遊戯乗物、知育玩具、衣料、寝具などの取り扱い
・Ｃ：育児読本、ギフト、記念管理品、ベビー家具、フェンスなどの取り扱い
・他

□ v　ペットケア商品（フード、用品など）の取り扱い
→高齢者健康や優しい子育てにペット飼育が役立つことからペット飼育環境を整える

・Ａ：ペットフード（犬、猫）、ペットシーツ、消臭剤、シャンプー等の取り扱い
・Ａ：ペット飼育用品（ブラシ、食器、マット、その他のペット用品）の取り扱い
・Ａ：ペット医薬品、ペットヘルスフード、ペットサプリメント取扱いと情報提供
・Ｂ：ペット保険の取次、ペット飼育の関係機関や施設、団体の紹介及び協力する
・Ｃ：ケージ、ペットスーツ、首輪、ハーネス、リード、ペット読本など取り扱う
・他

⑤ システムの選択実施

□ i　ドラッグストアの活用を推進する「どこドラ」のシステム活用
→生活者の状況別需要や要望に応えるＤｇＳを検索し活用する情報提供体制を整える

・Ａ：ドラッグストア機能アプリに自店情報を登録し、お客様に近くのドラッグストアを案内し、ＣＶＳではなくドラッグストアの利用を高める
・Ａ：自宅や現在地に近いＤｇＳ店舗取扱商品や機能、サービスが分るようにする
（例）営業時間、調剤応需時間、取扱商品、薬剤師指導医薬品・第１類医薬品取扱、提供サービス、対応可能機能、ＡＥＤ設置、イベントなどを知らせる

・Ｃ：「どこドラ」を活用し、各社や各店舗が開催するイベントやキャンペーンなどを告知し、来店率および来店頻度を高める

※データ会社の協力により現在システム開発中で近日案内する予定

・他

□ ⅱ　調剤応需・保険請求システム、薬歴管理システム

→適切な調剤業務と正しい保険請求が行われ、継続的に正確な薬歴管理を行う

・Ａ：レセプトコンピュータシステムの導入を図り正しい業務と保険請求を行う

・Ａ：調剤応需時に速やかに薬歴を記載し、次回の調剤時に活用できる体制をとる

・Ｂ：薬歴音声入力システムを導入し、より迅速かつ正確に記録を残す

・Ｃ：薬歴をＩＣカードに入力し、本人の意思で閲覧可能のシステムを導入する

・他

□ ⅲ　各種ポイントシステム、調剤ポイント（１％以下）付与システム

→お客様の買い物の楽しみを提供し、家計のお役立ちに活用していただく

・Ａ：商品購入の利用金額に合わせた自社もしくは連携した事業者のポイントを付与し、お客様の意思でポイントの利用ができるようにする

・Ｂ：保険調剤の一部負担金の支払い額の１％以下のポイントを付与する（ただしポイントは調剤の一部負担金の支払いには充てられない）

・Ｃ：ポイント付与数を増やしたキャンペーンの実施などの販売促進への活用

・他

□ ⅳ　会員管理サービス

→よりお客様の生活やお買い物に役立つシステムを活用し会員一人ひとりに対応する

・Ａ：ポイント会員又はＳＮＳアクセス会員等の膨大な顧客名簿を安全に会員管理ができるシステムを構築し、営業活動や商品企画、販売促進を行う

・Ｃ：ＩＤ－ＰＯＳやビッグデータを活用し、顧客への商品提案や商品開発を行う

・他

⑥ 行政・地域連携の選択実施

□ ⅰ　災害・防災における地域協定の締結

→地域の行政および自治体からの災害・防災に関する対応協定の求めに応える

・Ａ：地域における防災や災害支援について地域行政（又は地域団体）と災害・防災協定を締結する

（例）救援物資供給（医薬品、食料品、飲料水、日用品など）、薬剤師等の人材派遣、帰宅難民の収容支援、その他地域行政（又は地域団体）の要望で自社が対応可能な内容

・Ｃ：ＪＡＣＤＳが行う業界支援活動（救援物資支援、人材派遣支援、義援金募金活動）を活用して協定の締結およびきめ細かに被災者への救援活動を実施する

・他

□　ⅱ　献血に関する地域協定

→各地にみられる血液不足に対して、地域のＤｇＳ店舗が可能な範囲で協力する

・Ａ：地域行政からの要望を受けて、自社や自店が対応できる内容で献血に関する協定を締結する

・Ａ：献血車での献血活動に関して、お客様に事前告知、駐車場利用許可、可能な範囲での献血者への粗品提供、等の協力を行う

・Ａ：従業員や取引先の方、お客様に献血の協力を呼びかけ、協力者が一定数になったら献血車に来てもらい献血を行う

・Ａ：その他、血液不足に悩む自治体及び行政と連携した献血活動を行う

・他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□　ⅲ　社会貢献活動に協力する

→社会に認められる業界として、本業と合わせ、社会に貢献する

・Ａ：社会の多くの貢献活動に積極的に協力する

（例）災害地支援募金活動　そらぷちキッズキャンプ支援募金活動、盲導犬要請募金活動、など

・Ｂ：独自に、支援キャンペーンを行う

（例）レジ通過１円キャンペーンなど

・他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□　ⅳ　臓器ドナーの募集を行う

→臓器移植でしか治療の方法のない方への支援活動に協力する

・Ａ：募集に関するパンフレットやカードを設置する

・他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□　ⅴ　その他の自治体より求められた協定を締結する

→地区や自治体の状況により今後様々な協定要望があり、企業判断でこれに応じる

・Ａ：地区や自治体からの協定要望に企業の判断で対応する

・他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

薬局・店舗販売業の二重申請解消について

9 月 26 日に厚生労働省より「薬剤師不在時における医薬品販売を可能にする閣議決定」(2 重申請の解消)に関する省令および局長通知が出されました。

本件に関しましては、先日行われましたブロック会でも説明させていただきましたが「薬局の管理者は薬剤師、代行も薬剤師(登録販売者は薬局の管理者になれない)」とする薬機法により、残念ながらかなり制限された内容での運用となりました。

薬局の管理者または管理代行を登録販売者でも可能とするためには、薬機法の改正が必要となります。また、長時間(または 1 日中)管理者不在でも管理が続いているという解釈を主張すると、コンビニが求めている「管理登録販売者不在時での OTC 医薬品 24 時間販売」が可能となってしまいます。

常任理事会でも検討を重ねてきましたが、「先ずこの内容で実施し、どこに問題があるか、不具合があるかの意見を集約」し、薬機法改正の活動を行うか、運用改善を求める活動を行うかを決定することになりました。従って、ブロック会でもお願いいたしましたが、JACDS 会員企業様には、施行後におきましても本件に関する率直なご意見やご希望をお寄せ願います。省令および局長通知の概要は次のとおりです。(詳細は通知を参照)

【概要】

1. 閣議決定(2016.6)の内容

関係者に意見を踏まえつつ①地域の指導のバラツキをなくす(2017.3.31 までに)、②薬局における薬剤師不在時の OTC 医薬品販売を可能にする(2017.9,30 までに)を閣議決定

2. 実施の概要

1)「二重申請する場合に境界壁および共有通路は不要、境界が分かるようにすればよい」とする通知が発出された(2017.3.31 通知)

2)薬剤師不在は 1 日 4 時間(営業時間の半分の短い方)以内で、調剤室を閉鎖して、登　録販売者による第 2 類、第 3 類医薬品の販売を可能とする(2017.9.26 通知)

3)9 月 26 日の省令および局長通知について

(1)今回の内容は、時間も少ないことから薬事法を変えないで解釈での対応となった

(2)薬局の管理者は薬剤師(代行も薬剤師)であり不在時も管理が続いていると解釈

(3)薬剤師は調剤室を閉鎖し連絡を取れる状況で 4 時間以内の外出勤務が可能である

(4)外出勤務から帰った薬剤師は、不在時の報告を受け、内容を記録に残しておくこと

(5)外出勤務は、緊急の在宅対応などに限られ、学校薬剤師や恒常的業務は認めない

3. 今後の業界対応について

1)薬機法を変えない限り、求められていた「登録販売者の管理者代行による薬剤師不在　時の OTC 販売」は難しい

2)薬剤師勤務が短い店舗、休日調剤室閉鎖店舗などは引き続き「二重申請」で対応

3)上記の3.(3)、(4)、(5)は、実施状況を見ながら緩和する交渉を行う

4)「登録販売者の管理者代行」「管理者常駐は不要」「長時間の管理者不在状態」などの求めは、店舗販売業の解釈にも飛び火する恐れがあり、慎重な検討が必要である

薬生発0926第11号
平成29年９月26日

日本チェーンドラッグストア協会会長　殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
（公　印　省　略）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行等について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、別添のとおり、各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長あて通知しましたので、御了知いただくとともに、貴会会員に周知いただきますようお願いいたします。

（別添）

薬生発0926第10号
平成29年９月26日

各 ｛都道府県知事／保健所設置市長／特別区長｝ 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
（公　印　省　略）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行等について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成29年厚生労働省令第96号。以下「改正施行規則」という。）、「薬局等構造設備規則の一部を改正する省令」（平成29年厚生労働省令第97号。以下「改正構造設備規則」という。）及び「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令の一部を改正する省令」（平成29年厚生労働省令第98号。以下「改正体制省令」という。）が本日付けで公布及び施行（第２の１の（３）に係る事項については、平成30年４月１日施行）されたところです。

これらの改正の趣旨、内容等については下記のとおりですので、御了知の上、貴管下の薬局、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

記

第１　改正の趣旨

「規制改革実施計画」（平成28年６月２日閣議決定）において、「患者本位の医薬分業の推進を前提とし、薬局の調剤応需体制の確保とのバランスな

どを考慮しつつ、薬局において、薬剤師不在時にも登録販売者が第二類・第三類医薬品を販売することができるよう、業界関係者の意見を幅広く聴取した上で、規制を見直す。」とされたことを踏まえ、薬局において、薬剤師が当該薬局以外の場所においてその業務を行うため、やむを得ず、かつ、一時的に不在となる場合には、薬局を閉局することなく営業できるようにするため、所要の措置を講じたものであること。

また、「申請手続等の見直しに関する調査結果に基づく勧告－戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として－」（平成29年３月総務省勧告）において、申請者の負担軽減を図る観点から、「試験申込等から登録申請までの間の「氏名」等の変更の有無を確認するため戸籍謄本等の提出を求めている手続については、法令を改正するなどして、「氏名」等の変更がある者のみ戸籍謄本等を求め、変更がない者については、本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書で本人確認等を行うこと。」とされたことを踏まえ、販売従事登録の申請における添付書類について所要の措置を講じたものであること。

第２　改正の内容

１　改正施行規則関係

（１）薬剤師不在時間の取扱い（改正施行規則第１条第２項第３号関係）

薬剤師不在時間とは、開店時間のうち、

・当該薬局において調剤に従事する薬剤師が当該薬局以外の場所においてその業務を行うため、

・やむを得ず、かつ、一時的に当該薬局において薬剤師が不在となる時間

をいうこと。

例えば、緊急時の在宅対応や急遽日程の決まった退院時カンファレンスへの参加のため、一時的に当該薬局において薬剤師が不在となる時間が該当するものであり、学校薬剤師の業務やあらかじめ予定されている定期的な業務によって恒常的に薬剤師が不在となる時間は認められず、従来どおり、当該薬局における調剤応需体制を確保する必要があること。

（２）薬剤師不在時間の有無に係る届出（改正施行規則第１条、第16条の２関係）

薬局開設者は、薬剤師不在時間がある場合には、あらかじめ、その薬局の所在地の都道府県知事（その所在地が地域保健法（昭和22年法律第101号）第５条第１項の政令で定める市（保健所設置市）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。）に届出を行うこととしたこと。これに合わせ、改正施行規則様式第一について所要の改正をしたこと。

なお､届出は薬剤師が不在の場合でも開局することがあり得る場合にあらかじめ行うものであり、薬剤師が不在となる度に行う必要はないこと。

（３）薬剤師不在時間の公表等（改正施行規則第11条の４、別表第１関係）

①　薬剤師不在時間の有無は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第８条の２の規定により薬局開設者がその薬局の所在地の都道府県知事に報告等を行わなければならない事項とし､改正施行規則別表第１の第１の項第３号に追加したこと。

②　薬局開設者は、薬剤師不在時間の有無に変更が生じたときは、法第８条の２第２項の規定により、速やかに、その薬局の所在地の都道府県知事に報告等を行わなければならないこととしたこと。

③　法第８条の２に基づき報告を受けた都道府県知事は､薬局開設者が改正施行規則第１条及び第16条の２により届出を行ったことを確認した後、法第８条の２の規定により速やかに公表すること。公表にあたっては、「薬剤師不在時間」の項目の説明を付すこと。

④　③の確認に関して、都道府県知事は、法第８条の２に基づく報告をした薬局を所管する保健所設置市長又は特別区長が必要な届出を受理していることを確認できる体制をあらかじめ構築すること。また、保健所設置市長又は特別区長は都道府県知事の求めに協力すること（法第８条の２第４項参照）。

（４）調剤室の閉鎖（改正施行規則第14条の３関係）

薬局開設者は、薬剤師不在時間は、調剤室を閉鎖しなければならないこととしたこと。

閉鎖の方法については、原則、施錠することとし、施錠が困難な場合は、シャッター、パーティション等の構造設備により物理的に遮断され、社会通念上、進入することが困難な方法により行う必要があること。

なお、薬局開設者は、薬剤師不在時間内は、薬局医薬品の管理や薬剤師以外の従事者に調剤させないことを徹底する観点から、薬剤師以外の従事者を調剤室に立ち入らせないようにするとともに、薬局医薬品を調剤室以外の場所に貯蔵する場合には、薬剤師以外の従事者が手にとらないよう、業務手順書に明記し、従事者に徹底すること。

（５）薬局における掲示（改正施行規則第15条の16関係）

法第９条の４の規定による掲示事項に、薬剤師不在時間に係るものを追加したこと。薬剤師不在時間に係る掲示事項とは、

・調剤に従事する薬剤師が不在のため調剤に応じることができない旨
・調剤に従事する薬剤師が不在にしている理由
・調剤に従事する薬剤師が当該薬局に戻る予定時刻

をいうこと。

なお、薬剤師不在時間に係る掲示事項は、薬剤師不在時間内において、当該薬局内の見やすい場所及び当該薬局の外側の見やすい場所に掲示しなければならないこと。

（６）販売従事登録の申請（改正施行規則第159条の７関係）

販売従事登録を受けようとする場合に申請書に添えなければならない書類を、申請者の戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書としたこと。

ただし、登録販売者試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった者については、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書、日本国籍を有していない者については、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）又は住民票記載事項証明書（同法第７条第１号から第３号までに掲げる事項及び同法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）と従来どおりであること。

２　改正構造設備規則関係

薬局の調剤室に関する構造設備の基準に、薬剤師不在時間がある薬局にあっては、閉鎖することができる構造であることとしたこと。（改正構造設備規則第１条関係）

ここでいう「閉鎖することができる構造」とは、第２の１の（４）の措置を講じることができる構造であること。

３　改正体制省令関係

薬剤師不在時間内における薬局の業務を行う体制の基準について、次の（１）から（５）までのとおりとしたこと。（改正体制省令第１条関係）

（１）薬局の開店時間内は、常時、当該薬局において調剤に従事する薬剤師が勤務していること。ただし、薬剤師不在時間内は、調剤に従事する薬剤師が当該薬局以外の場所において当該薬局の業務を行うために勤務していること。

なお、ここでいう当該薬局の業務とは、第２の１の（１）と同様であること。

（２）１日あたりの薬剤師不在時間は、４時間又は当該薬局の１日の開店時間の２分の１のうちいずれか短い時間を超えないこと。

（３）薬剤師不在時間内は、法第７条第１項又は第２項の規定による薬局の管理を行う薬剤師が、薬剤師不在時間内に当該薬局において勤務している従事者と連絡ができる体制を備えていること。

（４）薬剤師不在時間内に調剤を行う必要が生じた場合の体制として、近隣の薬局を紹介すること若しくは調剤に従事する薬剤師が速やかに当該薬局に戻ること又はその他必要な措置を講じる体制を備えていること。

（５）薬剤師不在時間における薬局の適正な管理のための業務に関する手順書を作成するとともに当該手順書に基づき業務を実施すること。

第３　留意事項

１　薬局の管理等

（１）薬局の管理者の義務

薬局の管理は、法第７条第１項又は第２項の規定により、薬剤師が「実地に管理」することとされており、薬剤師不在時間内においても、薬局の管理者による管理が必要であること。

このため、薬局の管理者が当該薬局以外の場所において、やむを得ず、かつ、一時的にその業務を行うときは、薬剤師不在時間内に当該薬局において勤務している従事者と常に電話で連絡を取ることができ、必要に応じて、当該薬局に戻ることができる体制で勤務していること。

また、薬局外から薬局に戻った際には、薬剤師不在時間内に当該薬局において勤務していた従事者に状況を報告させるとともに、次の①から③までの事項を薬局の管理に関する帳簿に記載すること。

① 薬剤師が不在となった理由（薬局外で行っていた業務の内容）

② 薬剤師が不在となった時間

③ 薬剤師不在時間内における薬局の状況

なお、薬局の管理者が直接管理することができない場合であって、「薬事法の一部を改正する法律等の施行等について」（平成21年５月８日付け薬食発第0508003号厚生労働省医薬食品局長通知）で示されているとおり、管理者以外の調剤に従事する薬剤師のうちからその薬局を実地に管理させることとして指定された代行者が当該薬局以外の場所で業務を行う場合も同様であること。この場合、薬局開設者は、薬局の管理に関する帳簿や業務日誌等の記録によりその状況を確認するとともに、薬局の管理者にその状況を報告させること。

（２）薬剤師不在時間内の登録販売者による第二類・第三類医薬品の販売

登録販売者が販売できる医薬品は、第二類・第三類医薬品のみであるため、薬局開設者は、薬剤師不在時間内は、第２の１の（４）の調剤室の閉鎖に加え、従前のとおり、要指導医薬品陳列区画又は第一類医薬品陳列区画を閉鎖しなければならないこと。ただし、鍵をかけた陳列設備に要指導医薬品又は第一類医薬品を陳列する場合は、この限りでないこと（改正施行規則第14条の３第２項参照）。

また、薬局開設者は、薬剤師不在時間内に一般用医薬品の販売に従事する登録販売者が、過去５年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者と

しての業務を含む。）に従事した期間の合計が通算して２年に満たない登録販売者（以下「研修中の登録販売者」という。）のみとなる場合には、販売を行う際に、必要に応じて、管理及び指導を行う薬剤師に電話で連絡させ、薬局内に薬剤師又は登録販売者（研修中の登録販売者を除く。）が勤務している場合と同様の体制で販売させること。

なお、薬剤師不在時間内に一般従事者のみが勤務し、介護用品及び衛生材料等を販売することを妨げるものではないが、この場合、薬局開設者は、第２の１の（４）の調剤室の閉鎖に加え、従前のとおり、要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所を閉鎖しなければならないこと（改正施行規則第14条の３第１項参照）。また、閉鎖した区画の入口に専門家不在時の要指導医薬品及び一般用医薬品の販売又は授与は法に違反するためできない旨を表示すること。

（３）薬剤師不在時間内に調剤を行う必要が生じた場合の対応

薬局開設者は、薬剤師不在時間内に患者等から調剤の求めがあった場合、当該薬局において勤務している従事者に、患者等に対し、第２の１の（５）の薬剤師不在時間に係る掲示内容を説明させるとともに、患者等が適切に調剤が受けられるよう、法第７条第１項又は第２項の規定による薬局の管理を行う薬剤師に電話で連絡させ、必要な指示を受けさせること。連絡を受けた薬剤師は、第２の３の（４）のとおり、従事者に近隣の薬局を紹介させること又は速やかに当該薬局に戻ることなど必要な措置を講ずること。

なお、薬剤師が薬局に戻った後に調剤するため、薬局の従事者が患者の同意を得て処方箋を預かる場合には、封筒等に入れて保管する等、従事者に対する研修の中で個人情報の取扱い等について周知し、その取扱いには十分配慮させること。

２　薬剤師不在時間における薬局の適正な管理のための業務に関する手順書の作成

薬剤師不在時間における薬局の適正な管理のための業務に関する手順書には、当該薬局の業務実態を踏まえて、第２の１の（４）及び（５）並びに第３の１の（１）から（３）までの事項に関することを記載すること。

なお、薬剤師不在時間内に近隣の薬局を紹介することを予定している場

合、あらかじめ、連携を依頼する薬局に対し、薬剤師不在時間内には必要に応じて紹介等を行う旨を説明し了解を得ることにより、連携体制を構築しておくこと。

第４　施行期日等

１　施行期日

改正施行規則、改正構造設備規則及び改正体制省令の施行期日は、平成29年９月26日としたこと。ただし、第２の１の（３）の薬剤師不在時間の公表等に関する事項は、平成30年４月１日から施行することとしたこと。

２　経過措置

改正施行規則の施行の際現にある改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正施行規則による改正後の様式によるものとみなすこととしたこと。また、改正施行規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとしたこと。

処方せん付け替え問題における JACDS の自主点検の結果について

この度、会員企業様の調剤を行うドラッグストア店舗における処方せん付け替えに関する実態調査(自主点検)をお願いしましたが、約 2600 店舗から返信をいただきました。

寄せられた返信は調剤併設店舗の半数以下であるため、返信いただいた店舗については明らかに不正が行われている店舗はなかったものの、返信が寄せられなかった店舗については不明であり、残念ながら「ドラッグストア業界全店不正なし」を宣言することはできませんでした。

その内容がまとまりましたのでご報告申し上げます。

〔処方せん付け替え問題における JACDS の自主点検の結果要点〕

■調査方法

・JACDS 会員企業の調剤を行う全店舗の薬剤師を対象に、調剤業務の実態調査を実施
・企業取りまとめではなく、店舗薬剤師より直接 JACDS 事務局にメール又は FAX で返信
・調査期間は 2017 年 9 月 6 日から 9 月 25 日の 20 日間

■調査結果

・返答数2,579店舗(返答率34.7%)
・返答数において99.7%が「問題なし」の回答を得た
・×の返答は数件あったが、いずれも「質問が不明」であったことが原因と判明し「問題なし」と判断した(結果的に100%不正なし)

■調査結果の評価

・残念ながら調剤店舗の半数を下回る返答であり「ドラッグストア業界」の結果ではない
・返答いただいた企業および店舗における回答に「不正」が疑われるものは無かった
・自主点検主旨が伝わらず、調査の返答業務への不満の声も多くの薬剤師から寄せられた
・今後は、自主点検(調査)主旨と必要性を十分に伝え、理解・返答容易な内容で実施する

保険制度の根幹を揺るがしかねない、この度の事件の重大さを理解され、自主点検(調査)に返信いただいた企業及び店舗の皆様のご協力に感謝申し上げます。

この調査への返信は調剤を行っている半数に満たない店舗からのものでありましたが、寄せられた店舗での明確に判断される不正はありませんでした。しかしこうした調査には限界があり、ご返答いただけなかった企業や店舗が「なし」とは言えないのが残念です。

会員企業様におかれましては、こうした事件の発生やその自主点検の機会に、各社のコンプライアンスやコーポレート・ガバナンスの徹底に努めていただきたいと思います。

また、ご返答いただけなかった企業及び店舗についても、今一度自主点検をしていただき、同様にその徹底に努めていただきたいと思います。

「地域防災イベント」にJACDSが出展

平成２９年９月１６日(土)～１７日(日)に東京都渋谷区にある代々木公園で「地域防災イベント」～安全・安心な街づくり～をテーマにイベントが行なわれました。主催は東京都のトラック協会で、運営をタレントで元プロレスラーの蝶野正洋さんが代表を努める一般社団法人ニューワールドアワーズスポーツ救命協会が行なっていました。トラック協会、企業、公共団体（警視庁、渋谷区役所、東京消防庁など）地域の高校生などがテントブースの出展やステージでのイベントを行ない、防災をはじめ、地域に役立つさまざまな情報、取組みを紹介していました。蝶野正洋さんもステージに立ち、イベントを盛り上げていました。

当協会では１７日(日)にテントブースの出展をし、万引き防止、そらぷちキッズキャンプなど公共的な活動について、ポスター、パネルの展示、リーフレットの配布、募金箱の設置をして、来場者に当協会の活動についてご紹介をいたしました。

あいにくの雨で、来場者が予定していたよりかなり少なかったですが、それでも蝶野正洋さんのファンの方、お子様連れの家族などがイベントに傘をさしてお越しになり、当協会のブースにもお立ち寄りいただきました。

今後もこのような地域イベントなどで当協会の活動を紹介する機会があれば、アピールをしていきたいと考えています。

▲JACDSブース

▲テントブース出展状況

▲イベントステージ

▲イベントステージ檀上

第13回セルフメディケーションアワード作品募集開始

第13回セルフメディケーションアワードの作品募集が9月15日より開始しています。

これまでの、「ドラッグストアに従事する専門家の資質向上、自己啓発への動機づけ」、「会員企業間でのセルフメディケーション推進活動の競争とノウハウの共有」といった目的に加え、「街の健康ハブステーション構想」の実践や実現に向けた提案について協会内外に広くアピールを行なうために、これまでの開催方法を大きく見直して今回の開催を行ないます。

★☆★今回のリニューアルポイントについて★☆★

グランプリ候補作品の発表、最終審査と表彰方法を変更します。

（1）最終審査を2月10日(土)に実施します。

・グランプリ候補者の発表と審査委員による質疑応答による選考を行います。

・最終審査は業界紙誌の記者にも取材していただきます。

（2）ドラッグストアショーにおいて新イベントを行い、受賞者による受賞作品の発表、表彰、シンポジウム等を行います。

（3）第13回の受賞者には、2018年9月に開催される日本ヘルスケア協会の学会発表でも発表を行っていただくことを検討します。

【留意事項】

このリニューアルに伴い、応募締切がこれまでの 1 月 15 日から、12 月 15 日へと 1 カ月早くなりますのでご注意ください。皆様からの、たくさんのご応募をお待ちしております。詳細は後頁のパンフレットをご覧ください。

第6回健康(セルメ)川柳コンクール作品募集開始

第6回健康（セルメ）川柳コンクール作品募集が10月1日より開始しています。JAPANドラッグストアショーの同時開催イベントして定着し、毎年1万5千作品以上の応募があります。募集締め切りは来年1月末です。来店される一般生活者の方だけでなく、会員企業の従業員の皆様も応募可能です。多数のご応募をお待ちしております。詳細は後頁のパンフレットをご覧ください。

平成29年度
第14回「JACDS万引き防止キャンペーン」開催

平成29年度　第14回「万引き防止キャンペーン」が10月よりスタートしました。これまで、青少年の万引き対策として夏休みにキャンペーンを行なってきましたが、実証実験の結果を踏まえ、大量窃盗が増加する傾向にある年末に向けてキャンペーンを開催することとなりました。A3サイズのポスターは店舗当たり2枚送付しています。また、大量窃盗情報共有の全国展開も10月より開始しています。10月上旬の時点で40社近い申し込みが届いています。大量窃盗への対応は会員企業が一丸となっての対策が必要です。是非とも申し込みをいただき、積極的な情報発信に協力をお願いします。詳細は後ページの資料をご覧ください。

JACDSは専門知識を活かし
地域の生活者に貢献する
専門家を応援します!

第13回

13th SELF MEDICATION AWARD

セルフメディケーション アワード 作品大募集!!

募集期間

2017年 9/15(金) ～ 2017年 12/15(金) 必着

2018年2月10日(土)、最終選考会でグランプリが決定します!!

受賞者は第18回JAPANドラッグストアショーにおいて発表と表彰、シンポジウムに参加

募集対象とテーマ

次の内容について、専門家としての資格を活用して実践した事例・成果について、あるいは応募者の立場や資格にもとづいた提言、等に関する論文を募集します。

○薬局・ドラッグストアで働く専門家／薬科大薬学生・薬業専門学校生／その他医薬関係専門家

- 街の健康ハブステーション構想の実現に向けた取り組みの紹介や提言
- ドラッグストアにおけるセルフメディケーションの推進について

○一般生活者

- ドラッグストアのここが便利、ここが不満(今後期待する事)

表彰と報奨

グランプリ
賞金 30万円
1作品

準グランプリ
賞金 10万円
「個人の活動部門」「団体の活動部門」各1作品

…… 応募詳細は裏面をご覧ください ……

主催 問い合せ
JACDS 日本チェーンドラッグストア協会「セルフメディケーションアワード」募集係
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階
TEL:045-474-1311／FAX:045-474-2569／E-mail:sec@jacds.gr.jp／ホームページ:http://www.jacds.gr.jp

後援(予定) 厚生労働省、経済産業省、公益社団法人日本薬学会、一般社団法人日本薬局協励会、一般財団法人日本ヘルスケア協会、日本薬業連絡協議会、一般社団法人日本医薬品登録販売者協会、一般社団法人日本薬業研修センター、一般社団法人日本置き薬協会、日本OTC医薬品協会、一般社団法人日本医薬品卸売連合会・大衆薬卸協議会、日本薬業専門学校連絡協議会、(以上12団体順不同)

第13回セルフメディケーションアワード　作品応募要項

応募方法

・協会ホームページにアップした応募票、応募用原稿データをダウンロードしてご利用ください。

・必要事項を入力した応募票と論文を入力した応募用原稿データをE-mailにて送信下さい。

送付先：sec@jacds.gr.jp
件　名：第13回セルフメディケーションアワード作品応募係

・手書き原稿の受付は行なっておりませんのでご了承ください。

・CD-R等に記録したデータを送付される場合は、以下の郵送先は以下の通りです。

〒222-0033　神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10楓第2ビル4階
日本チェーンドラッグストア協会
第13回セルフメディケーションアワード作品応募係

募集期間

2017年9月15日(金)～2017年12月15日(金)(必着)。

募集テーマ

次の内容について、専門家としての資格を活用して実践した事例・成果について、あるいは応募者の立場や資格にもとづいた提言、等に関する論文を募集します。

・「街の健康ハブステーション構想」の実現に向けた取り組みについて

・ドラッグストアにおけるセルフメディケーションの推進について

・一般生活者向けテーマ
「ドラッグストアのここが便利、ここが不満(今後期待する事)」

論文のタイトル(表題)は、過去受賞作品のタイトルを参考に上記のテーマについて自由に設定して下さい。

＜参考：過去の受賞作品のタイトル例＞
「ドラックストアならではの美容と健康のサポートを目指して」
「地域に必要とされるドラッグストア ～健康寿命を延ばす店づくり～」
「私を支えた『接客ノート』とお礼状」
「在宅医療においてドラッグストアの薬剤師だからできること」
「気軽に相談できるドラッグストア
～あなたを心配する人がここにいますよ～」
「セルフメディケーションを活かした在宅を目指して
～二年目薬剤師の在宅への挑戦～」
「超高齢社会の中でドラッグストアの管理栄養士ができること」

応募資格(カテゴリー)

・薬局・ドラッグストア業界従事者
(JACDS認定アドバイザー、薬剤師、登録販売者、栄養士・管理栄養士等々)

※応募区分(個人の活動部門／団体の活動部門)を設け、個人の活動と企業や店舗による団体の活動を分けて審査を行います。応募票の際は応募区分の明記をお願いします。

・薬学生、薬業専門学校生
(薬科大学、薬学部、薬業専門学校に在籍する学生)

・一般生活者、その他医薬関係専門家

JACDS認定アドバイザーの方々へ

・応募条件を満たしたアドバイザーの方へは認定更新のためのポイントを30ポイント付与します。

・複数のアドバイサー認定を保有する場合、2つめ以降は各10ポイント付与となります。

※応募票に必ず各アドバイザーの認定番号を記入下さい。

応募条件

次の条件を満たしている事を確認の上、ご応募下さい。条件に満たない場合、虚偽の事実が判明した場合は応募や受賞を取り消すことがあります。

・応募者自身のオリジナル作品であること(公私を問わずその他の論文募集に応募していないこと)。

・一般生活者を除き、所属する企業や学校、団体等から作品応募について了解を得ていること。

・文字数:2000文字以上4000文字程度まで。

・図表、写真などは字数に含みませんが、適宜、文中に配置して下さい。

・応募票に必須項目として記載されている項目は必ず記入して下さい。

審査方法

①応募された論文をもとに審査を行い、グランプリ候補作品、優秀賞、佳作等の選考を行います。

②グランプリ候補作品は、応募論文及び、2018年2月10日(土)に開催される最終選考会での発表および質疑応答により審査を行い、グランプリ、準グランプリ、特別賞を決定します。

※グランプリ候補作品の論文を作成した方には2018年1月中旬に通知を行なう予定です。

※当日、最終選考会の会場にて発表が行える方がグランプリ候補として作品がノミネートされます。

※最終選考会は一般には公開を行なわず、候補者と審査委員と報道関係者の参加で行います。

※受賞者には第18回JAPANドラッグストアショーのイベントにおいて発表と表彰、シンポジウムへ参加いただきます。

表彰と報奨

・グランプリ　:賞金30万円　1作品

・準グランプリ:賞金 10万円　個人の活動部門／団体の活動部門　各1作品

※審査結果によっては受賞作品のない部門も生じます。

・特別賞(JACDS会長賞、実行委員長賞等):賞金5万円

※上記の賞は、2018年2018年2月10日(土)に開催される最終選考会に開催される最終選考会において発表が行われた作品が対象です。

※本アワードの趣旨から、薬学生、薬業専門学校生、一般生活者、その他医薬関係専門家の作品はグランプリ、準グランプリの対象外となります。

・優秀賞:賞金3万円

・佳　作:賞金1万円

※優秀賞、佳作は各カテゴリー全体を通して合わせて5～10作品程度が表彰される予定です(審査結果によっては受賞作品のないカテゴリーも生じます)。

※薬学生(薬業専門学校生)の受賞者には賞金相当額の図書カードを報奨とします。

・奨励賞:図書カード 千円分

※薬学生(薬業専門学校生)を対象に、優秀賞、佳作に準じるレベルの5～10作品程度が表彰される予定です。

その他

・応募作品の返却は行ないません。

・応募者の氏名、所属、作品についてJACDS協会報、業界紙・誌、等を通じ外部に公表を行います。

・応募作品の著作権は日本チェーンドラッグストア協会に帰属します。

・内容について事務局より問い合せを行なう場合があります。

・誤字、脱字がある場合は事務局にて修正を行います。

・審査内容や経過の詳細、結果などに対する異議申し立ては一切、受け付けいたしません。

・受賞作品について報道関係者から個別に取材が依頼される場合があります。業界、企業のアピールにもなりますので積極的な協力をお願いします。

※プライバシー等の問題から取材をお断りすることは差し支えありません。

第6回 健康(セルメ)川柳
コンクール作品大募集!!

地域の皆様の「からだ」と「こころ」の健康を願い、健康(セルメ)川柳を大募集します

応募概要

応募はどなたでもOK! ふるって応募下さい。

- 健康に関するテーマや風刺を「5・7・5」の文字数で応募下さい
- 応募者ご自身、ご家族、高齢者、知人、ペットなどの健康を題材にした作品を募集します

セルフメディケーションとは?

「セルメ」とはセルフメディケーションの略語(造語)です。自分の健康を自分で管理し、毎日元気で暮らすことを意味します。その結果、高騰する日本の医療費が抑制され、国民負担が軽減し、現行のすぐれた医療制度が維持されます。**「セルフメディケーションの推進」は日本再興戦略にも取り上げられ、まさに国策と言える状況になりつつあります。**日本チェーンドラッグストア協会は元気な街づくりのための「セルフメディケーション推進」を目指し、様々な活動に力を入れております。

【セルフメディケーションのキーワード】 薬、健康食品、機能性食品、サプリメント、スマイルケア食、医師、薬剤師、病院、薬局、ドラッグストア、ダイエット、メタボ、ウォーキング、等々…

賞と記念品

●大賞	1作品	賞金20万円
●準大賞	1作品	賞金10万円
●日本チェーンドラッグストア協会会長賞	2作品	賞金5万円
●JAPANドラッグストアショー実行委員長賞	2作品	賞金3万円
●健康(セルメ)川柳コンクール実行委員長賞	2作品	賞金3万円
●スポンサー賞	各社1作品	賞金5千円

【記念品】●受賞者にはトロフィー・盾 ●優秀100作品(受賞作品除く)にはオリジナル図書カード

審査・発表

【審査】 第18回JAPANドラッグストアショーで大賞、各賞が決定します。
〜2018年3月16日(金) 幕張メッセ(千葉)〜

- 川柳学会専務理事 尾藤川柳先生に優秀100作品を選考していただき、3月16日に最終選考会を行い、各賞が決定します。

【発表】
- JAPANドラッグストアショー会場内イベントステージ横での展示
- 協会ホームページでの公表
- 受賞者へは個別に連絡を行います(2018年3月下旬予定)

主催者 問い合わせ先

日本チェーンドラッグストア協会
健康(セルメ)川柳コンクール実行委員会
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階
TEL: 045-474-1311 FAX: 045-474-2569
http://www.jacds.gr.jp/ E-mail:sec@jacds.gr.jp

第6回 健康（セルメ）川柳コンクール 作品募集要項

《募集期間》

2017年10月1日（日）～2018年1月31日（水）
（郵送の場合は当日消印有効、パソコン、携帯電話の場合は日付変更までに登録完了した分）

《応募資格》

特にございません。広く国民の皆様からの応募をお待ちしています。

《応募方法》

次の方法から選び、ご応募ください。

■携帯電話（スマホ）による応募
右下のQRコードを読み取り、入力フォームの画面へ移動します。画面に必要事項を入力、登録することで応募完了となります。

■パソコンによる応募
JACDSホームページ等のリンクバナーをクリックし、入力フォームの画面へ移動します。画面に必要事項を入力、登録することで応募完了となります。

■応募用紙による応募
このリーフレットに印刷されている点線に沿って応募用紙を切り取り、葉書の形に貼付けてください。必要事項を記入いただき、52円切手を貼って投函ください。
または切り取らずにFAXにて送付ください。
FAX送付先：045-474-2569

《応募上の諸注意》

- 未発表であり、他のコンクール等への応募がされていないこと。
- 応募作品は本人が創作したものであること。
- ご本人が記入・入力すること。
- 5・7・5　作品への「ふりがな」を記入してください。
  1人あたりの応募数に上限はありません（受賞は1人1作品となります）。
- 応募作品は返却いたしません。
- 応募時の記載事項に虚偽が判明した場合は受賞を取り消す場合があります。
- 受賞作品が発表済み、あるいは発表されたものに類似していた場合、受賞を取り消す場合があります。
- 応募作品の利用に関し、著作権はJACDS健康（セルメ）川柳コンクール実行委員会に帰属します。

このQRコードを読み取って応募ください。

応募はどなたでもOK！ふるって応募下さい。

キリトリ線

応 募 作 品

＊「ふりがな」をつけてください。

作品1

五 ふりがな

七 ふりがな

五 ふりがな

作品2

五 ふりがな

七 ふりがな

五 ふりがな

キリトリ線

郵 便 は が き

52円切手を貼った上で投函ください。

2 2 2 - 0 0 3 3

神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10
楓第2ビル4階

日本チェーンドラッグストア協会
健康（セルメ）川柳コンクール応募係 行

氏名（ふりがな）

年齢　　才

性別　男　女
○で囲んでください

雅号（ペンネーム）※任意

発表の際に使用します。
表彰では氏名と併記します。

住所　〒

TEL

E-mail
（携帯メール可）

No Shoplifting! 不准盗窃！

Ăn cắp là tội phạm!

万引きは

ダメ！

万引きを発見したら警察に通報します

当店は警察と協力して万引き防止対策を行なっています

JACDS 日本チェーンドラッグストア協会
防犯・有事委員会

後援：警察庁・全国万引犯罪防止機構

大量窃盗未然防止のための情報共有システムの手順、流れについて

防犯・有事委員会

１．目的

近年より新たに発生し、経営問題となっている大量窃盗について、企業を越えた情報共有を行うことにより未然防止を推進する。

２．防犯情報共有の手順、流れについて

１）売価５万円以上の大量万引き（未遂含む）が店舗で発生

２）ID と PW で管理された専用サイトにログインし、入力フォームに入力して送信

・サイトイメージは「４．大量窃盗情報共有登録サイトについて」をご覧ください。

・パソコン、スマホからの入力が可能です。

３）入力された情報は、システムに登録したメールアドレスに自動一斉送信

・メールは以下のように送信されます。

迷惑メールへ振り分けられないよう、設定をお願いします。

件　名	【JACDS】〇〇エリア大量窃盗発生情報
差出人	sec@jacds.gr.jp
宛　先	masstheft_areaX@jacds.gr.jp

４）情報を受け取った担当者は店舗へ注意喚起を行い、店舗は防犯対策等を行なう

【イメージ図】

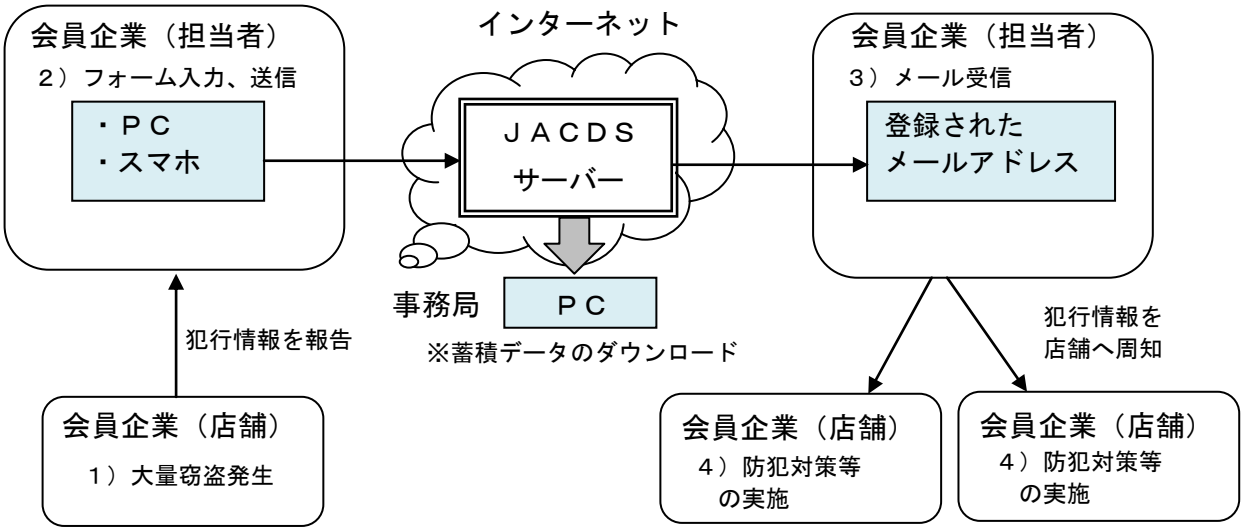

３．大量窃盗未然防止のための情報共有システムへの参加について

１）別紙「大量窃盗未然防止のための情報共有システム参加申請書」に必要事項を記入し、ＪＡＣＤＳ事務局までメールまたはＦＡＸにて申込みをお願いします。

メール送付先：sec@jacds.gr.jp

４．大量窃盗情報共有登録サイトについて

・URL：<http://www.jacds.gr.jp/MassTheftInf/index_MassTheftInf.html>

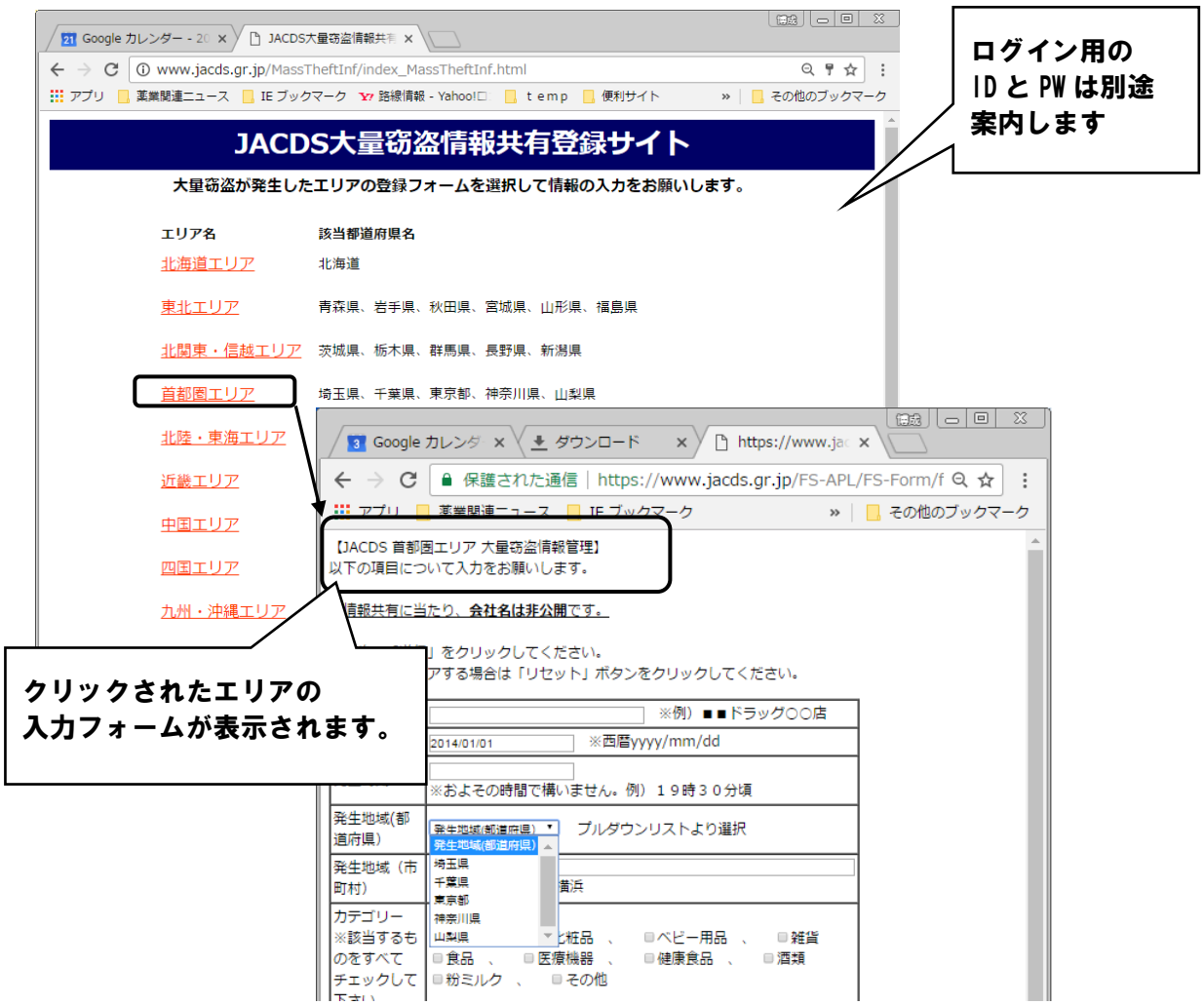

５．共有する主な情報

１）発生日
２）発生時刻
３）発生地域(都道府県)
４）発生地域（市町村）
５）カテゴリー
６）商品名
７）合計数量
８）合計概算金額(任意)
９）犯人の特徴、手口他
10）警察への通報

※企業名、店舗名は共有されません。ご安心下さい。

６．大量窃盗情報入力における留意事項について

即時性を重要視するため、出来る限り速やかに入力をお願いします。
※犯人の特徴や警察への通報等の情報が不十分でも構いません。
※重複を防ぐため、情報補足のための入力は不要です。

７．その他

大量窃盗を未然に防ぐため、情報を集計・分析し、警察、関係団体と連携する予定です。

※参考　記 入 例

大量窃盗未然防止のための情報共有システム「参加申請書」

申請者

企業名　：
所属・役職　：
氏　名　：
ＴＥＬ　：
Ｍａｉｌ　：

企業において防犯情報の取りまとめを担当している方の情報を入力します。
※大量窃盗情報共有に関する、協会との窓口担当となります。

送信希望エリア

該当エリアにおいて、大量窃盗情報の登録があった場合にメール受信を受けたいアドレスと記入します。
■次のようにメールを受信したい場合の記入例
・責任者Ａ（soumu-a@sample.co.jp）は「北関東・信越」、「首都圏」
・担当者Ｂ（soumu-b@sample.co.jp）は「北関東・信越」
・担当者Ｃ（soumu-c@sample.co.jp）は「首都圏」

１）北海道
：

２）東北（青
：

３）北関東・信越（茨城県、栃木県、群馬県、長野県、新潟県）
：soumu-a@sample.co.jp　/　soumu-b@sample.co.jp

４）首都圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）
：soumu-a@sample.co.jp　/　soumu-c@sample.co.jp

５）北陸・東海（富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
：

６）近畿（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
：

７）中国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
：

８）四国（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
：

９）九州（岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）・沖縄
：

※複数のアドレスを用いて受信対象エリアを分担する対応も可能です。

大量窃盗情報受付状況について（関係者外秘）

メール受信		大量窃盗事件情報									
日付 a b c d		No	発生日 e 曜日f	発生時刻	都道府県	市町村	カテゴリー	商品名	合計数量	概算金額	犯人の特徴、手口他	警察への通報
5月8日 （ 月 ）	11:08	982	5月3日 （ 水 ）	19時40分頃	千葉県	船橋市浜町	医薬品,化粧品,ベビー用品,医療機器,健康食品	ビップマグネループEX、乳首、ピンプリットニキビ治療薬、玉の奥、トランシーノホワイトC、マカ皇帝倫、ザ・コラーゲンタブレットV	63	119,819	20歳代と思われる東南アジア系の男女2人組 男～黒色キャップ帽、黒色ジャージ上下、白色バック所持 女～黒髪のロング、白マスク、白色ブラウス、黒色キュロット、黒色サンダル、黒色トートバック(表側に白色のアルファベット文字記載)	通報実施済
5月9日 （ 火 ）	10:55	983	5月6日 （ 土 ）	20時50分頃	千葉県	千葉市花見	化粧品,ベビー用品,健康食品	母乳乳首哺乳瓶、雪肌精サンプロテクト、玉の奥、アミノコラーゲンBEAUTE、DHAプラス、DHA1000、Q10プラスバイタル、醗酵黒にんにく香醋	38	91,330	20歳代と思われる東南アジア系の男女2人組 女～頭髪やや茶髪でロング、白色マスク、黒色ジャージ上(フードと肩部部白色)下、黒色スニーカー、黒色トートバック(表側がローマ字模様)を肩掛け 男～ニューエラくろいろキャップ(頭髪短い)、黒色ジャージ上(フード付き)下、黒色スニーカー	通報実施済
5月9日 （ 火 ）	18:40	984	5月8日 （ 月 ）	19時25分頃	埼玉県	川越市	医薬品,雑貨,健康食品	○剃刀替刃 ○グルコサミン ○命の母ホワイト ○ナイシトール	26	106,000	○日本人 年齢40～50歳位、上下黒のスーツ、頭髪白髪混じり(頭頂部)	通報実施済
5月9日 （ 火 ）	18:44	985	5月8日 （ 月 ）	20時00分頃	埼玉県	鶴ヶ島市	雑貨	○男性用剃刀替刃	14	55,000	○日本人 年齢40～50歳位　上下黒のスーツ、頭髪白髪混じり(頭頂部)	通報実施済
5月10日 （ 水 ）	18:28	986	5月9日 （ 火 ）	19時50分頃	千葉県	習志野市	化粧品,ベビー用品,健康食品	スイサイビューティクリアパウダー、玉の奥、雪肌精サンプロテクトジェル、替刃、母乳乳首哺乳瓶プラ240ミリミッキー、醗酵黒にんにく香醋、赤ちゃんに届くDHA	79	123,000	20歳代の東南アジア系の男女2人組 女～やや茶髪で長髪、グレーの上(フード付き)下ジャージ、黒色シューズ、黒色トートバック(表に白色のアルファベットの柄入り)を肩掛け、黒色キャップ所持 男～黒髪で両サイドを短く刈り上げ、上(フード付き)下黒色ジャージ、黒色シューズ、黒色の薄型リュック 受理番号982、983と同一グループ	通報実施済
5月11日 （ 木 ）	8:38	987	5月9日 （ 火 ）	18時10分頃	東京都	東村山市	化粧品,ベビー用品	○資生堂マキアージュ(ルージュ各種) ○カネボウココフレドール(ルージュ各	43	102,000	○東南アジア系男単独 年齢30歳前後、アディダスのジャージ上衣（肩から腕に白のライン　入り）<ジーンズ、黒のショルダーバッグ	通報実施済
5月12日 （ 金 ）	9:17	988	5月9日 （ 火 ）	16時45分頃	東京都	町田市	化粧品	MQ、HAKU、エリクシール	149	328,064	犯人は二人組、一人目は黒のTシャツに紺のパンツ、キャップを着用、2人目はナイキの黒のジャージの上下、キャップを着用。 年齢は20代後半～30代後半。	通報実施済
5月13日 （ 土 ）	18:57	989	5月11日　木 ）	18時10分頃	埼玉県	さいたま市北	化粧品,ベビー用品	○資生堂アネッサ ○カネボウケイト ○ロート製薬　SUGAO ○ピジョン哺乳瓶	76	126,000	○東南アジア系女3人 女①　茶髪、ピンクの上着、ジーンズ短パン 女②　黒のジャンパー、ダメージジーンズ 女③　全身黒系の服、黒のショルダーバッグ	通報実施済
5月13日 （ 土 ）	19:09	990	5月11日 （ 木 ）	18時40分頃	埼玉県	秩父市	化粧品	○花王ソフィーナ　各FD ○花王オーブ　各ルージュ	85	213,000	○東南アジア系男単独 年齢30歳位、短髪、マスク、青のTシャツ、アディダスジャージ（袖　に白のライン入り）ジーンズ、黒靴、黒のショルダーバッグ	通報実施済
5月13日 （ 土 ）	19:46	991	5月11日 （ 木 ）	19時05分頃	埼玉県	秩父市	医薬品,化粧品	○花王　プリマヴィスタFD ○資生堂　アネッサ ○キュピー　コンドロイザー ○トランシーノホワイト	45	123,000	○東南アジア系男単独 短髪、白マスク、グレーのシャツ、黒のジーパン、黒のスニーカー 黒のショルダーバッグ	通報実施済
5月13日 （ 土 ）	20:03	992	5月11日 （ 木 ）	16時30分頃	神奈川県	相模原市	化粧品	○花王　ソフィーナ ・下地　・ファンデーション　・アイシャドウ　・ルージュ	87	253,000	○東南アジア系男4人組 男①黒Tシャツ　黒のハーフパンツ、水色の長袖シャツ 男②ジーンズ　黒の半袖ポロシャツ 男③ジーンズ　黒のジャンパー　黒のシューズ 男④黒スボン、黒のジャンパー、グレーのシューズ	通報実施済
5月16日 （ 火 ）	13:19	993	5月15日 （ 月 ）	14時30分頃	東京都	立川市	医薬品,化粧品,健康食品	資生堂化粧品、バンテリン、キューピーコーワ、DHA APE	40	90,000	東南アジア系外国人2名	通報実施済

大量窃盗未然防止のための情報共有システム参加申請書

以下の必要事項を記入し、ＪＡＣＤＳ事務局へ送付ください。
送付先　E-Mail:sec@jacds.gr.jp FAX:045-474-2569

申請者

企業名　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所属・役職　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ＴＥＬ　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

Ｍａｉｌ　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

送信希望エリア　送信を希望するエリアにメールアドレスを記入して下さい。

１）北海道

：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２）東北（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県）

：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３）北関東・信越（茨城県、栃木県、群馬県、長野県、新潟県）

：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４）首都圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）

：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

５）北陸・東海（富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）

：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

６）近畿（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

７）中国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

８）四国（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

９）九州（岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）・沖縄

：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※複数のアドレスを用いて受信対象エリアを分担する対応も可能です。

〈協会報 2017 月 10 月〉

平成29年度第3回理事会開催報告

今年度上半期の活動と今後の活動について報告

平成29年度第3回理事会が、平成29年10月10日（火） メルパルク東京4階「孔雀の間」で理事33名、監事1名が参加して行なわれました。

冒頭、青木会長からご挨拶をいただいた後、参加の理事・監事からもご挨拶と近況についてご報告いただきました。

JACDS　9月 月 次 活 動 報 告

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
9月8日(金) JACDS東京事務所 14:00～16:00	第2回ドラッグストアショー実行委員会	1. 出展促進活動進捗状況報告 2. ドラッグストアゾーンについて 3. イベント計画(案)について 4. イベントステージについて 5. 海外来場動員(案)について 6. 新規展示会（併催について） 7. 次回開催スケジュールについて 8. その他	9名
9月8日(金) JACDS東京事務所 16:30～18:00	第109回JACDS記者意見交換会	1. JAHIと連携「第1回日本ヘルスケア学会年次大会＆JAHI活動発表会」後援 2. 保険調剤の適正保険請求（処方箋付替え）に関する自主点検について 3.「街の健康ハブステーション構想」について 4. スマイルケア食品・機能性表示食品の実証実験について 5. 今後の実施計画 1）地域防災イベントに後援、協力 2）ブロック総会（正会員のみ） 9月19日(火)東日本、20日(水)中部、21日(木)西日本、22日(金)九州 3）横浜市都筑区民まつりにおける「健康フェスタ」について 6. 宗像の視点 7. 次回の開催案内	28名
9月15日(金) JACDS東京事務所 10:00～12:00	第4回調剤事業推進委員会	1. 調剤推進方策について 2. その他	6名
9月19日(火) ホテルグランドパレス 3階「牡丹・あやめ」 13:00～15:20	東日本ブロック第9回支部長会	ブロック長、組織委員長挨拶 1. 防犯有事委員会からの協力依頼について （1）災害時物資支援協定締結の推進について （2）大量窃盗情報共有システムの全国展開について 2. 行政訪問の報告について 3. 登録販売者委員会の活動について 4. その他	17名
9月19日(火) ホテルグランドパレス 3階「松の間」 15:30～17:30	東日本ブロック第33回ブロック総会	1.東日本ブロック長　挨拶 2.組織委員長 挨拶及び「JACDS組織委員会の方針」について 3.「JACDSの現状と今後の方針」について 4.JACDSの「政治連盟活動」について 5.「JACDS事業活動報告と今後の事業計画」について 6.「登録販売者委員会」の活動について 7.「防犯・有事委員会」の活動について 8.「ドラッグストア業界の現状と今後の取り組み課題」について 9.質疑応答	41名
9月20日(水) メルパルク名古屋 4階「泉」 13:00～16:15	中部ブロック 第9回支部長会・第33回ブロック総会	1.中部ブロック長　挨拶 2.組織委員長　挨拶及び「JACDS組織委員会の方針」について 3.「JACDSの現状と今後の方針」について 4.第9回中部ブロック支部長会 ・地域行政訪問報告について ・「災害時物資支援協定」「大量窃盗未遂防止共有」システムについて 5.「登録販売者委員会」の活動について 6.「JACDS事業活動報告と今後の事業計画」 及び「ドラッグストア業界の現状と今後の取り組み課題」について 7.質疑応答	12名
9月21日(木) 太閤園 迎賓館 2階「オパール」 13:00～14:45	西日本ブロック第9回支部長会	ブロック長、組織委員長挨拶 1. 防犯有事委員会からの協力依頼について （1）災害時物資支援協定締結の推進について （2）大量窃盗情報共有システムの全国展開について 2. 行政訪問の報告について 3. 登録販売者委員会の活動について 4. その他	16名

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
9月21日(木) 太閤園 迎賓館 2階「ゴールデンホール(東)」 15:00～17:00	西日本ブロック第33回ブロック総会	1.西日本ブロック長　挨拶 2.組織委員長 挨拶及び「JACDS組織委員会の方針」について 3.「JACDSの現状と今後の方針」及び「登録販売者委員会」の活動について 4.JACDSの「政治連盟活動」について 5.「防犯・有事委員会」の活動について 6.「JACDS事業活動報告と今後の事業計画」 及び「ドラッグストア業界の現状と今後の取り組み課題」について 7.質疑応答	40名
9月22日(金) ソラリア西鉄ホテル 7階「ルミナスA・B」 13:00～16:15	九州ブロック 第9回支部長会・第33回ブロック総会	1.九州ブロック長 挨拶及び「JACDS政策推進委員会」の活動について 2.組織委員長 挨拶及び「JACDS組織委員会の方針」について 3.「JACDSの現状と今後の方針」について 4.第9回九州ブロック支部長会 ・地域行政訪問報告について(各支部長より報告) ・「災害時物資支援協定」「大量窃盗未遂防止共有」システムについて 5.「登録販売者委員会」の活動について 6.「JACDS事業活動報告と今後の事業計画」 及び「ドラッグストア業界の現状と今後の取り組み課題」について 7.質疑応答	14名
9月26日(火) 10:00～12:00	城西大学コミュニティファーマシー インターンシップ　意見交換会	1. 今回のインターンシップについて 1)インターンシップの在り方、目的について 2)学生からの日誌や直接聞いた感想などをもとに報告 3)過去インターンシップ受講者の現在の様子について 4)その他 2. 受入企業からの意見、質問(会員企業より) 3. 今後のインターンシップについて 4. その他	12名
8月25日(金) JACDS東京事務所 15:00～16:00	第115回定例合同記者会	1. 日本チェーンドラッグストア協会から 1)調剤薬の保険悪用について 2)第33回ブロック総会＆第9回支部長会　開催報告 3)薬剤師不在時のOTC販売に関する改正省令施行 4)日本ヘルスケア協会に協力 5)地域防災イベントに後援、協力しました 6)平成29年度厚生労働大臣薬事功労表彰 7)今後の実施計画 8)宗像の視点 9)次回の開催案内 2. 日本ヘルスケア協会から 活動報告 3. 日本置き薬協会から 配置は「川の流れのように」寡占に進む 平成29年の二件の配置販社の吸収合併から 4. 日本薬業研修センターから 29年度後期登録販売者資質向上研修(集合研修)10月11日(水)から始まる	22名

会議議事録

平成29年度 第1回組織委員会 議事録

日時　平成29年7月18日(火)　11:30～14:30
場所　日本チェーンドラッグストア協会　東京事務所
出席者
委員長　皆川　友夫(株)アカカベ　代表取締役会長
東日本ブロック長
　関　伸治(株)セキ薬品　代表取締役社長
東日本副ブロック長
　米城　清司(株)ヨネキ十字堂　代表取締役社長
中部ブロック長
　榊原　栄一(株)スギ薬局　代表取締役会長
西日本ブロック長
　貴島　浩史(株)ミック・ジャパン　代表取締役社長
西日本副ブロック長
　西本　誠(株)ニシイチドラッグ　代表取締役社長
九州ブロック長
　森　信　(株)ドラッグストアモリ　代表取締役社長
九州副ブロック長
　田中　元伸　(株)くすりのコ―エイ　代表取締役社長
登録販売者委員長
　浦上　晃　ゴダイ(株)代表取締役社長
防犯・有事委員長
　石田　岳彦　ウエルシア薬局(株)取締役副社長
JACDS事務総長　宗像　守
議事
1. 皆川委員長　挨拶
2. 貴島西日本ブロック長　紹介と挨拶
　西日本ブロック長の交代について委員長より紹介があった

の日程について
1)第33回ブロック総会について
(1)時間割について
・東日本　支部長会　13:00～15:20→支部長の人数が多いので140 分に延長
　総会　15:30～17:30
　意見交換会　17:45～18:30
・西日本　支部長会　13:00～14:45
　総会　15:00～17:00
　意見交換会　17:15～18:15
・中部・九州は今年も支部長会と総会を合同で行い、支部長以外の会員もオブザーバー参加
　支部長会および総会　13:00～16:15
　意見交換会　16:30～17:30
(2)案内と締切について
・案内の配信8月7日(月)
　→日程のお知らせとテーマの募集について今月中に一回配信する
・締切　9月8日(金)
(3)テーマについて
・街の健康ハブステーション
・防犯・有事委員会からの依頼
①災害時物資支援協定締結の推進について
②大量窃盗情報共有システムの全国展開について
※この他に聞きたい内容を募集する
2)第34回ブロック総会日程について
ブロック長、副ブロック長の都合と会場の空き状況により、次の日程が候補となった

2月19日（月）東日本
2月20日（火）中部
2月22日（木）西日本
2月23日（金）九州

4. 支部長の薬務課訪問について

薬務課訪問のスケジュールを各ブロック長にメールで送る
薬務課訪問について、事務局でテーマを出してほしい
→今回は、登録販売者支部の説明や物資協定、健康ハブステーションなど盛りだくさんになる。事務局で資料を作成し、支部長に送るよう依頼があった

5. 登録販売者委員会から

事務総長より「登録販売者委員会の活動について」の説明があった

6. 防犯・有事委員会からのお願い

今回の支部長会・ブロック総会で防犯・有事委員会からのお願いと説明を四会場行う予定。依頼の内容について石田委員長より説明があった。

①災害物資支援協定締結の推進について
・薬務課訪問ではJACDSの取組としての説明で留め、総会で物資協定の締結の方法の説明をすることでよいのではないか。フロー図の修正指示があった。
・協定を結んだ企業については、協会のHPに順次掲載する。

②大量窃盗情報共有システムの全国展開について
・ブロック総会、支部長会で説明
・東日本と西日本については、防犯担当にも総会に参加するよう案内する
・ブロック総会まえに募集を行い、ブロック総会で説明をする旨を付け加える
・地区支部長にリーダーをお願いする

7. その他

事務総長より、DMS定例会「上半期政策セミナー」の紹介と「突然死予防の普及啓発キャンペーン企画」についての案内があった

以上

平成 29 年度 第3回 調剤事業推進委員会 議事録

日 時：平成 29 年7月27日（木） 10時から 12 時
場 所：JACDS 東京事務所
出席者：
委員長 榊原 栄一（スギホールディングス㈱ 代表取締役社長）
委 員 大竹 富治（㈱マツモトキヨシホールディングス グループ出店企画部調剤担当部長）
委 員 多田昌男 （㈱トモズ 薬剤部長）
委 員 久保 聡（㈱スギ薬局 関東営業第2部長
委 員 本橋 勝（ウエルシア薬局㈱執行役員 調剤在宅本部 薬剤師・登録販売者教育部 部長）
事務局 中澤 一隆（日本チェーンドラッグストア協会 専務理事）
内 容：以下の通り

議題1 今後の進め方

事務局作成の資料に基づき意見交換。9月中に実態調査を実施することを追加し、おおむね了承された。

議題2 次回委員会日程について

〇平成 29 年9月15日（金）、10 時 00 分から、虎の門事務所にて開催。

以上

平成29年度 第3回 防犯・有事委員会 議事録

日時：平成29年8月2日（水） 16：00～18：00
場所：JACDS東京事務所
出席者：
委員長 石田 岳彦（ウエルシア薬局(株) 取締役副社長）
委 員 岡田 茂生（ウエルシア薬局(株) 保安担当部長）
委 員 細谷 淳郎（(株)ウェルパーク 総務部 部長）
事務局 植栗、山田
欠席者：
委 員 篠田 一 （ユニバーサルドラッグ(株) 代表取締役社長）
内容：石田委員長からの挨拶の後、以下の検討を行った。

1.（一財）ニューメディア開発協会の実証実験への対応について

・一般財団法人ニューメディア開発協会 齊藤様、特定非営利法人全国万引犯罪防止機構 事務局次長 稲本様より実証実験のプロジェクトについて説明を受け、その後以下の検討を行った。
・店舗決定にあたって確認が必要な場合は齊藤様または稲本様へ直接連絡を行なうことを確認した。
・店舗は8月18日までに決定し、齊藤様へ報告することとなった。

2. 所轄の警察を中心とした企業を越えた近隣店舗の情報共有について

・事務局より警視庁とのヒアリング内容について報告を行ない、警視庁との情報共有を行い、東京都出店企業へ案内を行なうことを決定した。
・所轄警察で開催される防犯に関する説明会へは、該当店舗に勤務する従業員以外（エリアマネージャーや本部営業等）が参加する対応でも構わない点を強調した方がよいのではないかとの意見が出された。
・警視庁との連携が上手くいけば、支部長による薬務課訪問の際に協会の活動実績として報告することで、他の道府県での実施に繋がるのではないか。

3. 万引き防止キャンペーンのポスター案について

・事務局より資料2をもとにこれまでのポスターについて説明を実施した。その後、今年度のポスターについて検討を行い、以下の意見が出された。
・シンプルでインパクトがあるデザインが望ましい。
・防犯カメラが2年続いたので別のモチーフが良い。ピクトグラムのように外国人でもわかるようなデザインが良い。
・窃盗罪についての説明、警察への画像の提供に関する文言はなくす。
・10月からのキャンペーン開始に向け、9月上旬にはデザインを完成できるように、メールベースで委員の皆様にデザイン案を確認していただく。

4. 報告事項

以下の項目に関して事務局より報告を行なった。
1）災害時物資支援協定の締結推進について
2）大量窃盗情報共有システム全国版の今後の対応について
・当初検討した順番とは逆に、ブロック総会の開催前に事務局からの大量窃盗情報共有システムの全国展開の案内を行なうこととなった。
・会員企業への案内の際に、ブロック総会で説明を行なうことを周知する。
3）全国万引き犯罪防止機構第2回理事会開催について

5. その他

・9月20日に開催される第2回の防犯担当者連絡会議について警視庁の担当者に参加いただき、警察からの小売り企業に対する要望や、小売りから警察への要望等についても意見交換を行なう。

●次回開催
・日時：平成29年10月23日（月） 16：00～18：00
・場所：JACDS東京事務所

以上

協会からのお知らせ

次々ページ以降に各項目の詳細資料を収載しています。

1. 登録販売者試験受験対策支援

☆平成 29 年度　登録販売者試験情報（平成 29 年 10 月 10 日一般社団法人　日本薬業研修センター調べ）を掲載しました。【資料　後頁 1 ページ分あり】

☆登録販売者試験受験対策 2016 年実施過去問題集の完売に伴う対応について

2016 年実施過去問題集は大変な好評をもって完売いたしました。希望者には、2015 年実施過去問題集を販売いたします。2015 年実施過去問題集と 2016 年実施過去問題集は、問題出題範囲の内容は変わっておらず、2017 年の登録販売者試験に活用できる内容です。

URL http://www.jacds.gr.jp/tourokuhanbaisya/moushikomi_2017.xls

☆ヘルス＆ビューティ用語事典、ドラッグストア・流通用語事典も引き続き販売しております。

ご案内 URL：http://www.jacds.gr.jp/yougo/yougoannai.pdf

申し込み用紙 URL http://www.jacds.gr.jp/yougo/yougomoushikomi.pdf

2.「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会と日本薬業研修センターが協力して実施する厚生労働省の「健康サポート薬局研修」についてご案内いたします。

【資料：後頁 6 ページ分あり】

3. 介護情報提供員の募集について

「介護」に関する様々な内容の概要や介護情報へのアクセス手段等の説明を行うサポートは、店舗の信頼をより高めるものです。ぜひ、地域生活者の信頼を勝ち得ることができる「介護情報提供員」を養成し、今後、介護に関する情報提供体制の環境づくりにご活用願います。

【資料：後頁 2 ページ分あり】

4. 薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修　募集のご案内

薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務です。本研修は、厚生労働省に提出し確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。【資料：後頁 2 ページ分あり】

5.「アドバイザー養成講座」受講生を募集中

ヘルスケアアドバイザー、ビューティケアアドバイザーの１０月生、漢方アドバイザーの１２月生の受講生募集中です。一人でも多くの方が受講し、各店頭でのアドバイスのスキルアップを目指してください。

【資料：後頁2ページ分あり】

6. ダブルライセンス認定制度を実施

JACDS では、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者でアドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方に新しい認定名を付け、生活者の信頼や本人の自信を高める人材育成につなげています。ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成の制度として、ご活用ください。

【資料：後頁2ページ分あり】

7. 一般財団法人　日本ヘルスケア協会　ご案内

健康食品・介護食品の新しいマーケット創造はリアル店舗でないと実現しません。この研究会はスパーマーケットやドラッグストアの企業や団体が参画し、メーカー・卸・サポート企業が協働することで健康食品市場を拡大させる唯一の研究会です。

【資料：後頁5ページ分あり】

8.「薬剤師賠償責任保険」のご案内

薬局（店舗販売業）契約、勤務薬剤師契約ともに毎月、中途加入が可能です。別紙詳細を参照のうえ、ぜひご加入ください。

【資料：後頁3ページ分あり】

9.「そらぷちキッズキャンプを創る会」支援について

引き続き、JACDSではそらぷちキッズキャンプ募金を支援しています。ご協力をお願いします。

【資料：後頁 1 ページ分あり】

JACDS(2017.10)

JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES

平成29年度　登録販売者試験結果

一般社団法人　日本薬業研修センター調べ（平成29年10月10日）

都道府県	試験日	合格発表日	合格者数	受験者数	合格率
北海道	8月30日(水)	10月2日(月)	1,268名	2,032名	62.4%
青森県	8月30日(水)	10月2日(月)	326名	601名	54.2%
岩手県	8月30日(水)	10月2日(月)	310名	540名	57.4%
宮城県	8月30日(水)	10月2日(月)	573名	922名	62.1%
秋田県	8月30日(水)	10月2日(月)	242名	400名	60.5%
山形県	8月30日(水)	10月2日(月)	266名	459名	58.0%
福島県	8月30日(水)	10月2日(月)	738名	1,302名	56.7%
茨城県	9月7日(木)	10月6日(金)	520名	1,542名	33.7%
栃木県	9月7日(木)	10月6日(金)	374名	1,227名	30.5%
群馬県	9月7日(木)	10月6日(金)	514名	1,585名	32.4%
埼玉県	9月10日(日)	10月10日(火)	1,060名	2,759名	38.4%
千葉県	9月10日(日)	10月10日(火)	921名	2,274名	40.5%
東京都	9月10日(日)	10月10日(火)	1,946名	4,556名	42.7%
神奈川県	9月10日(日)	10月10日(火)	1,404名	3,008名	46.7%
新潟県	9月7日(木)	10月6日(金)	318名	956名	33.3%
富山県	9月6日(水)	10月20日(金)			
石川県	9月6日(水)	10月20日(金)			
福井県	8月20日(日)	10月6日(金)	316名	846名	37.4%
山梨県	9月7日(木)	10月6日(金)	149名	457名	32.6%
長野県	9月7日(木)	10月13日(金)			
岐阜県	9月6日(水)	10月20日(金)			
静岡県	9月6日(水)	10月20日(金)			
愛知県	9月6日(水)	10月20日(金)			
三重県	9月6日(水)	10月20日(金)			
滋賀県	8月20日(日)	10月6日(金)	379名	911名	41.6%
京都府	8月20日(日)	10月6日(金)	897名	1,736名	51.7%
大阪府	9月7日(木)	10月20日(金)			
兵庫県	8月20日(日)	10月6日(金)	1,686名	3,288名	51.3%
奈良県	8月29日(火)	10月13日(金)			
和歌山県	8月20日(日)	10月6日(金)	315名	810名	38.9%
鳥取県	11月1日(水)	12月12日(火)			
島根県	11月1日(水)	12月12日(火)			
岡山県	11月1日(水)	12月12日(火)			
広島県	11月1日(水)	12月12日(火)			
山口県	11月1日(水)	12月12日(火)			
徳島県	10月24日(火)	12月1日(金)			
香川県	10月24日(火)	12月1日(金)			
愛媛県	10月24日(火)	12月1日(金)			
高知県	10月24日(火)	12月1日(金)			
福岡県	12月17日(日)	1月30日(火)			
佐賀県	12月17日(日)	1月30日(火)			
長崎県	12月17日(日)	1月30日(火)			
熊本県	12月17日(日)	1月30日(火)			
大分県	12月17日(日)	1月30日(火)			
宮崎県	12月17日(日)	1月30日(火)			
鹿児島県	12月17日(日)	1月30日(火)			
沖縄県	12月17日(日)	1月30日(火)			
計			14,522名	32,211名	45.1%

※詳細は各都道府県に確認願います。

～厚生労働省基準に適合し、実践に活用できる～

「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会では日本薬業研修センターと協力し、2016 年4月からスタートしました、地域における薬局機能向上に向けた厚生労働省の「健康サポート薬局制度」に求められている研修を実施しております。

本研修で使用するテキストは、地域の健康情報拠点薬局として必要な知識を、地域住民目線で分かりやすく説明できるテキストとなっているため、より実務に役立つ研修となっております。今後の地域連携への対応能力の向上や、OTC薬の適正な販売と情報提供に活用いただける研修内容となっている本研修に、ぜひお申込み下さい。

なお、日本薬業研修センターが行う健康サポート薬局に係る薬剤師研修プログラムは、厚生労働省の指定確認機関（公益社団法人日本薬学会薬学教育委員会第三者確認委員会：委員長　赤池昭紀）による確認の結果、適合とされました。

■研修概要

知識習得型研修	技能習得型研修
eラーニング（22時間）	集合研修（8時間）
指定プログラムを受講後 知識習得型研修受講証明証発行	指定プログラムを受講後 技能習得型研修受講証明証発行

3 年以内に 30 時間の研修受講者が必要書類にて申請を行い、日本薬業研修センターが要件確認後、修了証を発行

■研修内容と実施形式、学習方法

1）知識習得型研修

e ラーニングで実施します。

研修内容	時間数	実施形式と学習方法
知識習得型研修		**eラーニング**
①講座：地域住民の健康維持・増進	2時間	〔学習の流れ〕 ①講座から順番にテキストを学習する。（PDFのテキスト） ↓ 各講座ごとにテキスト学習終了後、確認試験実施。 70%以上の合格ラインを目指す。* ↓ 合格したら、次の講座に進む。 ↓ ※順番通りの学習となり、確認試験を実施していないと次に進めない仕組みとなっている。 確認試験は、13回（各講座１回） *第１講座のみ、食事バランスシートの作成・提出有
②講座：要指導医薬品等概説－１	8時間	
③講座：要指導医薬品等概説－２		
④講座：要指導医薬品等概説－３		
⑤講座：健康食品、食品	2時間	
⑥講座：禁煙支援	2時間	
⑦講座：認知症対策	1時間	
⑧講座：感染対策	2時間	
⑨講座：衛生用品、介護用品等	1時間	
⑩講座：薬物乱用防止	1時間	
⑪講座：公衆衛生	1時間	
⑫講座：地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1時間	
⑬講座：コミュニケーション力の向上	1時間	

２）技能習得型研修

内容により３つの区分に分け、実施します。１日８時間のスケジュールを組み、３区分の研修を行いますので、１つだけでも複数でも受講できます。

研修内容			時間数	実施形式と学習方法
技能習得型研修				**講義と演習（グループ討議形式）**
	Ⅰ研修:	健康サポート薬局の基本理念	1時間	ビデオ、グループ討議、総評
	Ⅱ研修:	薬局利用者の状態把握と対応	4時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評
	Ⅲ研修:	地域包括ケアシステムにおける 多職種連携と薬剤師の対応	3時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評

※知識習得型研修と技能習得型研修は、どちらを先に受講してもかまいません。
ただし、最初に受講した研修から3年以内にすべての 30 時間の研修の受講を終了して下さい。

■研修形式と受講料、入金時期

１）研修形式

本研修の研修形式は次の2通りです。

A研修	研修センターまたは、受講者が所属する企業・団体以外が 日程・会場を設定し開催する研修
B研修	受講者が所属する企業・団体が日程・会場を設定し 開催する研修※

※Ｂ研修は、団体、企業の状況、希望にあわせて、企業・団体に所属する薬剤師が受講しやすくすることを目的としています。Ｂ研修の会場費、講師料等は当該企業・団体で負担いただきます。受講者が所属する企業・団体が実施する研修に企業・団体がとりまとめて、申込をした場合は以下の各項目のＢ研修の受講料が適用されます。

２）受講料と入金時期

※JACDS会員企業に勤務の方は、協力団体会員価格で受講いただけます。

（税込）

受講料と 入金時期		JACDS会員価格（協力団体会員価格）※ （申込：企業・団体一括、個人）			一般価格 （申込：企業・団体一括、個人）		
		A研修	B研修	入金時期	A研修	B研修	入金時期
★技能習得型	Ⅰ・Ⅲ	2,250円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金	3,750円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金
	Ⅱ	2,250円	1,500円		3,750円	1,500円	
知識習得型		1,500円	1,000円	事前入金	2,500円	1,000円	事前入金
計		6,000円	4,000円		10,000円	4,000円	

★技能習得型研修受講料Ⅰ・Ⅲは、2講座あわせた金額です。どちらかのみ受講の場合でも指定の金額が必要です。

①**B研修を実施する企業・団体に所属している場合でも、他企業・他団体が実施するB研修を受講する場合は、A研修の料金が適用されます。**

②受講料の中に、修了証交付費用（各自がネットからダウンロード）が含まれています。
別途、紙媒体の修了証の作成を希望の場合は、1枚 500 円で作成し、郵送します。

③入金確認後、会員番号とパスワードをご連絡します。
知識習得型研修の受講は、知識習得型研修の受講料が入金された翌月から受講できます。
技能習得型研修は、受講人数が 30 名以上参加いただける見込みがある会場から随時開催します。
B研修につきましては、人数に制限はありません（30 名未満でも可）。

〔振込先〕 みずほ銀行　虎ノ門支店　　普）2966970　　一般社団法人　日本薬業研修センター
シャ）ニホンヤクギョウケンシュウセンター

■技能習得型研修開催予定

現在、以下の地区で受講者を募集しております。

この日程で申込を希望の方は、後頁の申込書①に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

他地区での受講を希望の場合、または知識習得型研修を先に受講希望の場合は、後頁の申込書②に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

〔2017 年 10 月以降開催　技能習得型研修開催予定日程・地区〕

今後、この日程以外に開催希望者が多く集まった地区について、開催します。

No.	開催日	地　区	会　場	研修時間
1	2017年10月15日(日)	福岡県福岡市	日邦・福岡営業所	**9時～17時40分予定**
2	2018年1月21日(日)	東京都文京区	MK御茶ノ水ビル	**9時30分～19時**

- 上記以外にも、神奈川県、関西地区(大阪または、京都)、東北地区等での開催を調整しています。
- 日程は、決定次第ホームページ(　http://www.yakken-ctr.jp/kensup/　)にアップします。
- 開催地区のご要望等ございましたら、ご連絡下さい。

※日程、会場、開催時間は変更になる場合があります。

※各会場、30 名以下の場合は開催を見合わせることがあります。

※Ⅲ研修「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」につきましては、同一の都道府県参加者によるグループディスカッションを行います。同一都道府県の参加が少ない場合は、参加を見合わせていただく場合があります。

■申込・受講の流れ

〔技能習得型研修〕

募集・申込

・研修センターHPで技能習得型研修の開催日程をご案内しますので、日程をお選びください。
・希望地区の開催が決まっている場合は、日程と地区を選び、お申込み下さい。
開催が決まっていない場合は、希望の地区を記載の上、お申込み下さい。日程が決まり次第、ご連絡します。

参加希望者の多い地区から随時開催します。
研修の開催状況は研修センターのホームページ(http://www.yakken-ctr.jp/kensup)でご案内します。

▼

HP に掲載している申込書などからお申込み下さい。企業で申込の場合は、できるだけ受講者の受講状況管理のため、企業で取りまとめてお申込み下さい。

▼

受講開始

・技能習得型研修の開催が決まったら案内を送付します(案内は、すべてメールで送信します)。

技能習得型研修の開催地区が決まったら、事務局から連絡させていただきます。
※研修受講前に、できるだけ地域包括支援センターを訪ね、配布資料や実際の活動についての調査を行って下さい。

〔知識習得型研修〕

受講申込・受講開始

・知識習得型研修は、技能習得型研修とは別にお申込みができます。
・申込書と入金確認後、受講用のIDとパスワードを送ります。

知識習得型研修は、研修用のホームページ(セルメ・プラザ)でeラーニングの受講を行います。
手続き完了後、知識習得型研修実施用のご案内を送付します。

■申込方法

1）別紙の「健康サポート薬局研修申込書」に、必要事項を記入の上、メールまたは FAX にてお申込下さい。

●2017 年 10 月以降の技能習得型研修開催予定地区をお申込みの方 … 後頁申込書①9

●開催が決まっていない地区、または先に知識習得型研修の受講をお申込みの方 … 後頁申込書②

・最初に、受講人数と技能習得型研修の希望地区についてお知らせください。
希望地区が未定の方は、ブランクでも構いません。

・企業申込の場合は、後日、受講者の名前と薬剤師登録番号の一覧表をデータで送付してください。

・できるだけ、受講者の受講状況管理のため、企業取りまとめにて企業一括申込みをお願いします。

2）企業一括申込の場合は、技能習得型研修のB研修での実施を検討して下さい（A研修の受講も可能です）。

・希望の地区、日程での開催が可能となり、費用の軽減化が可能となるB研修での実施については、以下の「■B研修実施について」をご覧いただくか、事務局までお問合せ下さい。

3）技能習得型研修の開催地区については、A研修の場合は、原則参加希望者が 30 名以上になった時に開催日程を決定します（B研修につきましては、人数に制限はありません）。

・申込時の希望地区で開催が決まっていない場合は、開催が決定次第、ご連絡させていただきます。

・研修センターの HP でも開催日程地区の一覧表を作成し、閲覧できるようにします。

・Ⅲ研修については、勤務先が同一都道府県の方々でのグループ研修を行いますので、同一都道府県の参加者が少ない場合、参加を見合わせていただくことがあります。

■申込手続きの流れ

1）企業申込の場合

①申込書に、受講希望者数を記入し、FAX、またはメールにてお申し込みください。

②事務局より、ご記入頂いた連絡先メールアドレスへ会場別受講申込者一覧のデータを送付します。

③開催日の 2 週間前までに受講案内を企業宛にメールにて送付します。
当日の受付時に必要となりますので、受講者へお渡しください。

④後日、参加した受講者数をもとに請求書を作成し、企業担当者様へ送付いたします。

2）個人申込の場合

①申込書に必要事項を記入し、FAX、またはメールにてお申し込みください。

②事務局より、ご記入頂いた連絡先メールアドレスへ受付完了と振込先をご案内します。
開催の 2 週間前までに、お振込み願います。

③入金確認後、開催日の 2 週間前までに受講案内をメールにて送付します。

■Ｂ研修実施について（詳細は日本薬業研修センターＨＰをご参照下さい）

団体、企業の状況、希望にあわせて、日程、会場、講師、監査員の手配を当該団体・企業で行うことにより、費用の軽減化を図り、受講の機会を増やします。ぜひ、B研修実施をご検討下さい。

・講師は研修センターの認定が必要となり、薬局実務実習の認定指導薬剤師の方、企業内の薬剤師研修や事業研修等のカリキュラム作成や講師経験を有している方、行政の保健分野に従事した経験を有する方などが対象となります（研修センターに講師を有料で依頼することも可能です）。

・公募が原則ですので、開催会場の席数の 10%以上は公募枠となり、Ｂ研修実施団体・企業に所属以外の受講者の受け入れをお願いします。公募は、研修センターが行います。

・実施団体・企業には、参加された当該団体・企業所属以外の人数分の還付金をお支払します。

申し込み・問合せ先

一般社団法人 日本薬業研修センター http://www.yakken-ctr.jp
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F
TEL:045-478-5453 FAX:045-478-5461 E-mail:support@yakken-ctr.jp
http://www.yakken-ctr.jp/kensup（健康サポート薬局研修サイト）

FAX送信先：045－478－5461（日本薬業研修センター行）

「健康サポート薬局研修」 申込書①

企業申込	フリガナ 会社名			
	フリガナ 担当者名		部署名 役職	
	住　所	（〒　　-　　）		
	連絡先TEL		連絡先FAX	
	連絡先 E-mail（PC）			
個人申込	フリガナ 氏名		連絡先 E-mail（PC）	
	住　所	（〒　　-　　） 連絡先TEL		
	連絡先FAX		薬剤師 登録番号	
	所属先名 （所在地）	都道 府県		区市 町村

※個人申込の方は、所属先の都道府県と区市町村をご記入下さい。企業申込の方は、後日お名前とともにご連絡願います。

■研修申込み（受講希望人数を記入して下さい。個人申込の方も受講する研修すべてに「1」と記入して下さい。）
※各会場、30名以下の場合は開催を見合わせることがあります。

No.	開催日	地　区	会　場	受講人数			知識習得型研修	
				Ⅰ研修	Ⅱ研修	Ⅲ研修	人数	開始希望月
1	2017年10月15日(日)	福岡県福岡市	日邦・福岡営業所	名	名	名	名	
2	2017年9月22日(金)	東京都文京区	MK御茶ノ水ビル	名	名	名	名	

研修時間は、No1～5は、9時～17時40分、No6は、9時30分～19時を予定しております。
Ⅲ研修につきましては、同一の都道府県参加者によるグループディスカッションを行います。
同一都道府県の参加が少ない場合は、参加を見合わせていただく場合があります。

■申込手続きの流れにつきましては、前頁に記載の申込手続きの流れをご参照下さい。

会場設営、およびグループ分けの都合上、**開催2週間前までに**
申込み者のご連絡をお願いいたします。

受講者が確定できない場合は、参加枠の確保にも対応いたします。詳しくは事務局へご相談下さい。

問合せ先：日本薬業研修センター　http://yakken-ctr.jp
電話　045－478－5453　Email：support@yakken-ctr.jp

※個人情報につきましては、日本薬業研修センターが厳重な管理体制の元で保管し、健康サポート薬局研修会実施の目的のみで使用します。企業申込の方は、登録の内容について企業担当者に連絡する場合がございます。
※Ⅲ研修では勤務先所在地ごとにグループ分けを行いますので、店舗所在地の都道府県名をご記入下さい。
店舗が移動になった場合は、ご連絡下さい。

健康サポート薬局研修　申込書②　FAX 送信先：045－478－5461（日本薬業研修センター行）

企業申込	フリガナ 会社名			
	フリガナ 担当者名		部署名 役職	
	住　所	（〒　　-　　）		
	連絡先TEL		連絡先FAX	
	連絡先 E-mail（PC）			
個人申込	フリガナ 氏名		連絡先 E-mail（PC）	
	住　所	（〒　　-　　） 連絡先TEL		
	連絡先FAX		薬剤師 登録番号	
	所属先名 （所在地）	都道府県　　区市町村		

※個人申込の方は、所属先の都道府県と区市町村をご記入下さい。企業申込の方は、後日お名前とともにご連絡願います。

■申込手続きの流れ

1）知識習得型研修と技能習得型研修と、どちらを先に受講してもかまいません。

2）現在、開催が決定している地区については、日本薬業研修センターのホームページでご案内しております。
それ以外の地区、日程をご希望の方は、申込書に希望地区と人数をお知らせください。
申込み地区と人数により、技能習得型研修の開催地区、日程を決めます。

3）参加希望を出していただいた地区が、開催候補地区となった場合、詳しい案内と申込確定のための案内書をメールにて、ご案内させていただきます。

■申込書記入について（受講希望地区と人数の記入をお願いします）

1）企業申込の方は、A研修での受講か、B研修での受講か選択して下さい。地区ごとに、実施方法が異なっても構いません。個人申込の方は、すべてA研修での受講となります。

2）Ⅲ研修については、勤務先が同一都道府県の方々でのグループ研修を行いますので、同一都道府県の参加者が少ない場合、参加を見合わせていただくことがあります。

3）技能習得型研修の参加希望者が 30 名以上集まり次第、開催地区として決定します。

※健康サポート薬局の研修を修了するためには、技能習得型研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲと知識習得型研修の受講が必要です。

	技能習得型研修									知識習得型研修	
	実施形式		研修名			地区名（都道府県）	人数			人数	開始希望月
〔記入例〕	A研修	B研修	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ		Ⅰ研修	Ⅱ研修	Ⅲ研修		
企業		○	○	○	○	神奈川県	20～25	20～25	15～20	20～25	H29.4頃
企業	○				○	静岡県			3～5		
個人	○		○	○	○	大阪府	1	1	1	1	H29.3頃

※個人情報につきましては、日本薬業研修センターが厳重な管理体制の元で保管し、健康サポート薬局研修会実施の目的のみで使用します。企業申込の方は、登録の内容について企業担当者に連絡する場合がございます。

※Ⅲ 研修では勤務先所在地毎にグループ分けを行いますので、店舗所在地の都道府県名をご記入下さい。
店舗が移動になった場合は、ご連絡下さい。

ドラッグストアの新しい役割となる
JACDS 認定「介護情報提供員」 受講者募集中

超高齢社会の日本では、ドラッグストアは地域の生活支援はもとより、 高齢者の新たなニーズを発掘し、 新しい役割を担っていくことが重要です。 JACDS では、 複雑な介護サービスについて、 その地域にあった適正な情報を提供できる専門家を育成する「介護情報提供員制度」を実施しています。

「介護」に関する様々な内容の概要や介護情報へのアクセス手段等の説明を行うサポートは、 店舗の信頼をより高めるものです。 ぜひ、 地域生活者の信頼を勝ち得ることができる「介護情報提供員」を養成し、 今後、 介護に関する情報提供体制の環境づくりにご活用願います。

■受講資格

JACDS「ヘルスケアアドバイザー」認定者または受講者

※「ヘルスケアアドバイザー」受講者は、認定後に介護情報提供員の認定が行われます。

※以前認定者で更新手続きを行わなかった「未更新者」や講座の受講が修了できなかった「未修了者」の方は、再認定および再受講の方法を用意していますので、事務局までお問い合わせ下さい。

■受講料

e ラーニング … 無料

ネット環境が整っていない方には、別途郵送通信（受講料・税込2570円）も用意しています。

■認定方法

e ラーニングでテキストを学習後、 地域の介護相談内容と相談先一覧マップの作成により、 合否判定。

■主なカリキュラム

テキスト学習

Ⅰ. 超高齢社会を取り巻く日本の現状　Ⅱ. 介護制度を巡る変遷
Ⅲ. 介護保険制度の概要　Ⅳ.「介護情報提供員」制度
Ⅴ. 各種介護サービス
Ⅵ. サンプル　添削レポート－地域の相談窓口を把握しよう

介護の相談内容と主な相談先一覧の作成
地域の介護マップの作成

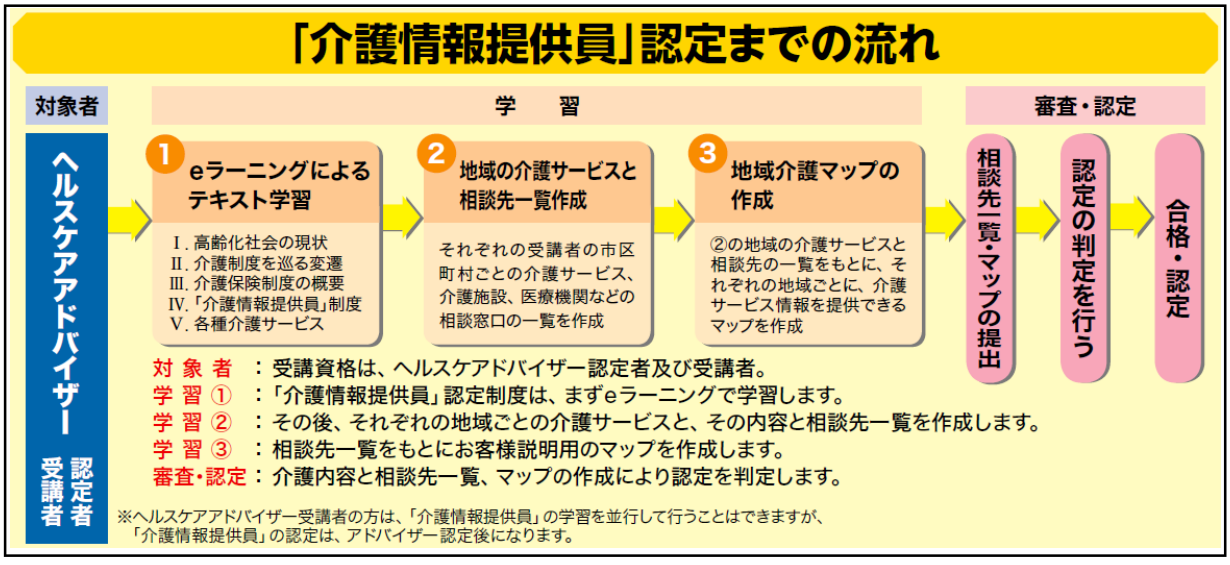

■学習の狙い

①高齢化社会の現状と介護制度についての概要を学ぶ。
②介護・福祉に関わる施設、専門家の役割、サービスについて学ぶ。
③地域の実情に合わせた介護・福祉施設、サービスについて学ぶ。
④地域の介護事業計画、福祉事業計画、医療計画等について学び、各市町村における介護、福祉、医療施設等の役割を学び、それらとの協力、連携について考える。
⑤顧客からの介護に関わる幅広い相談を受けた際に、適切な相談窓口を紹介できる資質を備える。
⑥ドラッグストアが地域住民の安心・安全を高めるために、地域の介護・福祉事業者とネットワークを図り、ドラッグストアの新たな役割を創造する。

「介護情報提供員　申込」について

介護情報提供員の企業一括申込みから受講・認定までの流れは以下の通りです。
企業での介護情報体制づくりのためにも、企業で取りまとめてのお申込みをお願いします。

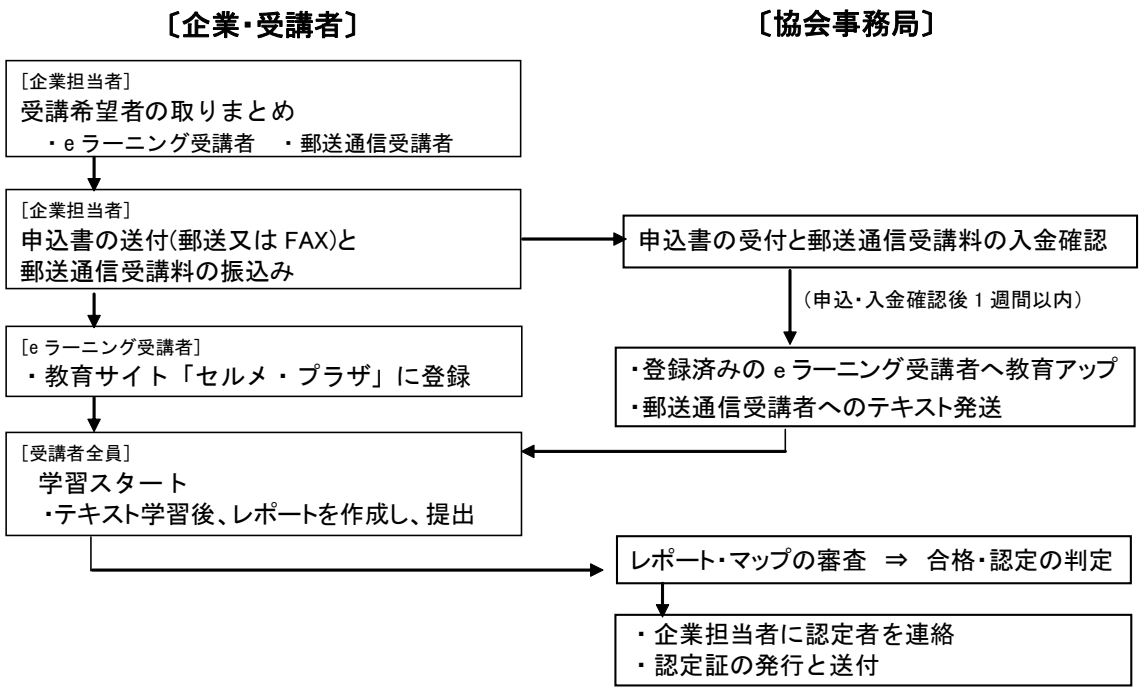

「介護情報提供員」の役割

介護情報提供員の役割は、地域ごとの介護サービスとその特徴、それぞれの相談窓口を知り、顧客に適正に相談窓口を提供することです。これから地域包括ケアシステムの中で、介護、医療、生活支援、予防など分野をシームレスにネットワーク化していく上で、極めて重要な役割が担えるものと期待されます。

受講・申込みにつきましては、ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問い合わせ下さい。

お申し込みお問合せ先

JACDS　ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033　横浜市港北区新横浜 2-5-10　楓第2ビル4階
TEL.　045-478-5451　FAX.　045-478-5461　e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

薬剤師資質向上研修
通信研修・集合研修　募集のご案内

● 資質向上研修の実施は開設者の義務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」という。）に伴う体制省令により、薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務になります。（体制省令　第2条第1項第7号、および第2条第2項）

薬機法では、薬局、店舗販売業の許可の基準に関して、体制省令で定める基準に適合しないときは改善命令等に該当する場合があり、研修の実施は許可要件となります。

（薬局：薬機法第5条第1項第2号　　店舗販売業：薬機法第 25 条第2項第2号）

● 継続的な資質向上研修を実施中

本研修は、厚労省に提出し、確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。

■薬剤師資質向上研修概要（通信研修と集合研修の2つから構成されています）

通信研修（1年間）

eラーニング ※1）
パソコンを使用し、ネットを通したテキスト学習と自動採点の問題回答に取り組む

年間プログラム
①症状・部位別医薬品通信研修　12回
②ヘルスケア実践セミナー　12回

指定プログラムを修了
1）通信研修受講証明証を発行

※パソコンによるネット環境がなく、通信研修が受講できない場合は、郵送による通信教育も用意しています。（テキスト代、送料等の実費を含み、3,600円）

集合研修（前期・後期開催）

1日　※2）（年1回以上参加下さい）
最新情報やネット形式では学習しにくい内容をスクール形式で学習

①薬事行政情報
②医薬品販売業に係る法規と制度
③専門家のための技術・知識
④確認試験

年1回以上の受講
2）集合研修受講証明証を発行

※1地区50名以上の参加希望者がいた場合に、開催します。

資質向上研修受講証明証の発行

(3)法律が求める資質向上研修受講証明証を発行

(1)と(2)両方をもとに、体制省令に対応する資質向上研修の受講証明証を発行します。
※必要に応じ、都道府県（保健所）へ資質向上研修を修了した薬剤師の名簿提出等の対応を実施
※通信研修受講中で、受講証明を発行出来ない方へは、求めに応じ、受講歴の証明を発送

■受講費用

1）通信研修　2,570 円（税込）

受講対象者：JACDS 勤務薬剤師会に加入している薬剤師の方
※郵便による通信研修の場合、テキスト、送料等含め 3,600 円（税込）

2）集合研修　3,000 円（税込）

受講対象者：日本薬業連絡協議会に加盟する団体に加入している企業に勤務している薬剤師の方
※テキスト代を含みます。　　※昼食は各自でご用意願います。

通信研修と集合研修は個別に受講費用が必要となります。

通信研修　集合研修　合計
(2,570 円)＋(3,000 円) ＝ (5,570 円)

郵送通信　集合研修　合計
(3,600 円)＋(3,000 円) ＝ (6,600 円)

■カリキュラム

1）通信研修

□症状・部位別医薬品通信研修

※基礎講座1から順番に、毎月1テーマずつ学習します。
eラーニング受講の場合は、毎月2テーマまで学習できます。

○基礎講座

1	胃腸症状	21	禁煙①
2	疲労・虚弱	22	禁煙②
3	目の症状	23	肩こり①
4	かぜ症候群	24	肩こり②
5	一般用検査薬	25	頭痛①
6	アレルギー症状	26	頭痛②
7	動悸・更年期症状①	27	腰痛・関節痛①
8	動悸・更年期症状②	28	腰痛・関節痛②
9	痛み（解熱鎮痛薬）①	29	口内炎①
10	痛み（解熱鎮痛薬）②	30	口内炎②
11	精神神経症状①	31	乗物酔い①
12	精神神経症状②	32	乗物酔い②
13	虫ささされ①	33	ｽｷﾝｹｱ①
14	虫ささされ②	34	ｽｷﾝｹｱ②
15	オーラルケア①	35	育毛・発毛①
16	オーラルケア②	36	育毛・発毛②
17	痔の症状①	37	水虫①
18	痔の症状②	38	水虫②
19	咳①	39	爪から見える病気①
20	咳②	40	爪から見える病気②
17	強心薬・高ｺﾚｽﾃﾛｰﾙ改善薬・貧血用薬（前半）		
18	強心薬・高ｺﾚｽﾃﾛｰﾙ改善薬・貧血用薬（後半）		
19	抗ｱﾚﾙｷﾞｰ薬・鼻炎用薬・点鼻薬（前半）		
20	抗ｱﾚﾙｷﾞｰ薬・鼻炎用薬・点鼻薬（後半）		
21	解熱鎮痛薬・生理痛専用薬（前半）		
22	解熱鎮痛薬・生理痛専用薬（後半）		
23	睡眠改善薬・眠気防止薬・小児鎮静薬（前半）		
24	睡眠改善薬・眠気防止薬・小児鎮静薬（後半）		
25	皮膚疾患用薬（前半）		
26	皮膚疾患用薬（後半）		
27	口腔内用薬・うがい薬・ｵｰﾗﾙｹｱ用品（前半）		
28	口腔内用薬・うがい薬・ｵｰﾗﾙｹｱ用品（後半）		
29	痔疾用薬（前半）		
30	痔疾用薬（後半）		
31	鎮咳去痰薬（前半）		
32	鎮咳去痰薬（後半）		
33	禁煙補助薬（前半）		
34	禁煙補助薬（後半）		
35	外用消炎鎮痛薬（前半）		
36	外用消炎鎮痛薬（後半）		

○応用講座

1	胃腸薬（前半）
2	胃腸薬（後半）
3	便秘薬（前半）
4	便秘薬（後半）
5	止瀉薬・整腸薬（前半）
6	止瀉薬・整腸薬（後半）
7	滋養強壮薬（前半）
8	滋養強壮薬（後半）
9	目薬（前半）
10	目薬（後半）
11	検査薬（前半）
12	検査薬（後半）
13	かぜ薬（前半）
14	かぜ薬（後半）
15	女性用薬・ハーブ医薬品（前半）
16	女性用薬・ハーブ医薬品（後半）

※通信研修は、eラーニングと郵送通信の内容は、同一です。応用講座のカリキュラムは、継続します。

□ヘルスケア実践セミナー

1月	オーラルケア対策
2月	水虫対策
3月	アイケア対策
4月	禁煙対策
5月	香り・ﾘﾗｸｾﾞｰｼｮﾝ対策
6月	ｾﾙﾌﾁｪｯｸと生活習慣病対策
7月	ｱﾝﾁｴｲｼﾞﾝｸﾞ・ｼﾙﾊﾞｰ対策
8月	胃腸対策
9月	かぜ対策
10月	花粉症対策
11月	スキンケア対策
12月	ヘアケア対策

※学習月の内容を学びます

○症状・部位別医薬品通信研修は、テーマごとに病理・薬理・対処法や主な薬効を学習し、情報提供のために必要なポイントを学習します。
○ヘルスケア実践セミナーは、仕事で活かせる売場づくりや販売促進方法なども含めた内容を学習します。

2）集合研修

スケジュール（予定）	
60分	薬事行政情報
60分	医薬品販売業に係る法規と制度
	（昼食　30分）
60分	専門家のための技術・知識①
	（休憩　10分）
80分	専門家のための技術・知識②
	（休憩　10分）
80分	専門家のための技術・知識③
20分	確認試験

終了　※昼食は各自でご対応願います。

研修内容
1.薬事行政情報
　リスク区分等の変更があった医薬品等、
　最新の情報について説明します。

2.医薬品販売業に係る法規と制度
　最新の法規と制度について説明します。

3.専門家のための技術・知識①②③
　専門家として実践力をつける知識を学習します。

4.確認試験
　筆記による確認試験を行います。

※内容、スケジュールについては変更になる場合があります。

■申込方法

1）通信研修

※毎月20日を受付締切とし、翌月より開始できます。随時申込みを行っております。

・通信研修は研修用ホームページ（セルメプラザ：http://www.selme.jp）にて実施します。

2）集合研修

1地区50名以上の参加希望者がいた場合に開催いたします。

・受講をご希望の方は、事務局までお問い合わせ下さい。

研修内容 問い合せ先　日本チェーンドラッグストア協会　JACDS 勤務薬剤師会
〒222-0033　神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F　TEL:045-474-1311　FAX:045-474-2569

第34期
（2017年10月生）
募集中

募集締切日 2017年10月31日

セルフメディケーションを支える新しい認定制度

－　ドラッグストアに求められている人材　－

地域生活者の健康を守る相談役として活躍できます

ヘルスケアアドバイザー養成講座

ヘルスケアアドバイザーの目的

わが国は本格的な少子・高齢化時代を迎え、急速に高齢者人口比率が拡大しています。それに伴い、疾病構造も大きく変化し、急性疾患から生活習慣病を中心とした慢性疾患が急増しています。ヘルスケアアドバイザーは、これらの疾病構造の変化に十分対応し、地域の生活者が健康で活力ある社会の実現と、セルフメディケーションの受け皿として貢献することを目的としています。

ヘルスケアアドバイザーは何ができるか

地域に暮らす方々の健康維持・増進のために病気や薬・栄養・食事・運動などの正しい知識を習得し、病気の予防や改善について、生活者自らが判断できるための適正なアドバイスができるようになります。

ヘルスケアアドバイザーの狙い

ヘルスケアアドバイザー認定制度は、日本チェーンドラッグストア協会の設立当初から、会員企業の従業員・販売員の資質向上と人材育成を図るために、会員各社から最も多くあがっている要望事項の一つです。ドラッグストアの役割や機能を十分活かし、ヘルスケアを担う人材育成を図り、地域生活者の健康維持・増進、および病気や医薬品、栄養、食事等の指導を通じ、ドラッグストアが地域住民からより高い信頼を得ることを狙いとしています。

養成方法
通信教育、DVD学習
養成期間
12ヶ月
教材内容
テキスト：6分冊
DVD：1枚
添削問題：12回
認定方法
学科試験
受講料
会員企業価格 62,640円（税込）
募集締切
2017年10月31日

主なカリキュラム

ヘルスケアに関する基礎知識編
- ・体の構造と働き　・医薬品
- ・栄養、食生活、運動
- ・病態生理　・関係法規、制度
- ・自己責任とセルフメディケーション

ヘルスケアに関する実践知識編
- ・病気とヘルスケア　・薬とヘルスケア
- ・体の症状とヘルスケア
- ・こころとヘルスケア
- ・代替・補完医療　・妊娠、出産、育児
- ・介護　・応急処置

ﾄﾞﾗｯｸﾞｽﾄｱの応対に関する知識・技術編
- ・応対に関する知識
- ・ドラッグストアに関する基礎知識

DVD
- ・応対基本技術編

受講・申込みの詳細については、パンフレットをご覧いただくか、各社の人事・教育部・HBCA養成講座担当者、またはヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問合せください。

JACDS 日本チェーンドラッグストア協会
ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター
〒222-0033　神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第２ビル４Ｆ
Tel.045-478-5451　Fax.045-478-5461
E-mail ： sec@jacds.gr.jp　hp ： http://www.jacds.gr.jp （日本チェーンドラッグストア協会）
E-mail ： info@hbc-ctr.gr.jp　hp ： http://www.hbc-ctr.gr.jp （Ｈ＆ＢＣ人材育成センター）

第26期生
（2017年12月生）
募集中

募集締切日 2017年11月20日 ※お申込みをご希望の方はお問い合わせ下さい

高齢化社会が求める新しい認定制度

― 予防・未病改善で、健やかな生活支援 ―

漢方の知識で健康づくりをサポートします

漢方アドバイザー養成講座

漢方アドバイザーの目的

漢方アドバイザー認定制度は、東洋医学への関心が高まる中、漢方についての正しい知識を普及する人材を育成します。

新しい漢方の可能性について学び、一般生活者の正しくかつ効果的な漢方利用に貢献していくことを目的としています。

漢方アドバイザーは何ができるか

漢方の考え方や治療法などについて幅広く学習し、生活者の健康維持・増進、病気の予防や体質改善のアドバイスができるようになります。

また、症状別に多くの人に対応できる製剤化された漢方薬・サプリメントについてのアドバイスができるようになります。

漢方アドバイザーの狙い

予防・未病の改善を重点においている漢方の考え方は、セルフメディケーションの推進において、非常に有効と期待されています。

漢方の考え方や知識を習得し実践することは、体質改善、免疫能力の向上、健康増進や病気の予防や治療に効果をもたらします。これにより、高齢化社会が急速に進むわが国において、国民のさらなる健やかな生活を支援することを狙いとしています。

養成方法
通信教育、DVD学習
養成期間
10ヶ月
教材内容
テキスト：5分冊＋別冊1冊 DVD：1巻 添削問題：10回
認定方法
学科試験
受講料
会員企業価格 101,800円（税込）
募集締切
2017年11月20日（第26期）

主なカリキュラム

漢方に関する基礎知識編
- ・中医薬学小史
- ・中医薬学基礎知識
- ・中医診断学概要
- ・中薬の基本知識（上）

漢方に関する実践知識編
- ・中薬の基本知識（下）
- ・常用中薬
- ・常用の方剤（上）
- ・常用の方剤（下）
- ・食物の医療・保健作用
- ・病気と中医弁証治療

（別冊：一般用漢方製剤の承認基準概要）

DVD
- ・漢方の世界「中医薬学基礎講座」

（編集・監修：国立北京中医薬大学）

受講・申込みの詳細については、パンフレットをご覧いただくか、各社の人事・教育部・HBCA養成講座担当者、またはヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問合せください。

JACDS 日本チェーンドラッグストア協会
ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第２ビル４Ｆ
Tel.045-478-5451 Fax.045-478-5461
E-mail ： sec@jacds.gr.jp hp ： http://www.jacds.gr.jp （日本チェーンドラッグストア協会）
E-mail ： info@hbc-ctr.gr.jp hp ： http://www.hbc-ctr.gr.jp （Ｈ＆ＢＣ人材育成センター）

専門領域をさらに広げた人材として高く評価

ダブルライセンス認定制度

これからのドラッグストアは、セルフメディケーションの推進のための知識や技術を習得し、生活者の生活をより健やかにするための人材が重要です。

JACDSでは、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者で各種アドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方を、「ダブルライセンス認定者」として新しい認定名をつけ、生活者にアピールしています。

ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成制度として、ご活用ください。

●認定者の方には新しい認定名のネームプレートを発行します（配布物１）

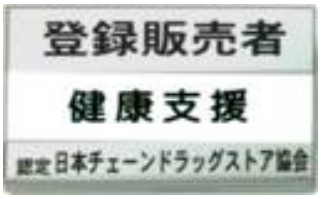

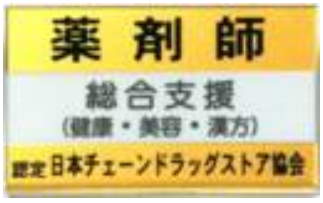

対象者と新しい認定名

●それぞれ取得したアドバイザーにより、専門領域の支援名をつけます

ヘルスケアアドバイザー	…	健康支援
ビューティケアアドバイザー	…	美容支援
ベビーケアアドバイザー	…	育児支援
漢方アドバイザー	…	漢方支援

（表①）

●薬剤師・登録販売者で１つのアドバイザーを取得した場合

	薬剤師	登録販売者
ヘルスケアアドバイザー取得	健康支援　薬剤師	健康支援　登録販売者
ビューティケアアドバイザー取得	美容支援　薬剤師	美容支援　登録販売者
ベビーケアアドバイザー取得	育児支援　薬剤師	育児支援　登録販売者
漢方アドバイザー取得	漢方支援　薬剤師	漢方支援　登録販売者

●薬剤師･登録販売者で複数のアドバイザーを取得した場合､アドバイザーが複数認定を受けた場合

総合支援（支援名）※1＋資格・認定名※2

※１：支援名　→ 取得したアドバイザーにより支援名をつけます。表①を参照ください。

※２：資格名・認定名→ 薬剤師、登録販売者、アドバイザー

例 ヘルスケアアドバイザーと漢方アドバイザーを持っている薬剤師

総合支援（健康・漢方）薬剤師

ビューティケアアドバイザーとベビーケアアドバイザーを持っているアドバイザー

総合支援（美容・育児）アドバイザー

一般財団法人
日本ヘルスケア協会

活動の紹介と入会のご案内

一般財団法人日本ヘルスケア協会は、超高齢社会における健康寿命延伸とヘルスケア産業育成の実現を目指す、ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者が集まった民間唯一の団体です。

当協会は、ヘルスケア産業育成のために次の事業を実践します。

1. ヘルスケアに寄与する制度、社会システム、事業等の研究と政策建議、提言を実践します
2. ヘルスケア産業育成および事業推進に向けた事業連携と、実現のための支援活動を実践します
3. 社会的価値を有する、ヘルスケアに寄与する業界および企業活動への支援を実践します
4. ヘルスケア推進に寄与する制度や事業、システム等を生活者に啓発並びに普及推進するための活動を実践します
5. その他、ヘルスケアの推進および産業育成に関する事業を実践します

JAHI

一般財団法人 日本ヘルスケア協会
Japan Association of Health care Initiative

■ ごあいさつ

一般財団法人
日本ヘルスケア協会
会長　**今西　信幸**
（学校法人 東京薬科大学
理事長）

一般財団法人
日本ヘルスケア協会
理事長　**松本 南海雄**
（㈱マツモトキヨシホールディングス　代表取締役会長）

我が国の健康政策は、これまでの「生命寿命延伸医療政策」から「健康寿命延伸健康政策」への転換を図り、これを実現する「ヘルスケア産業」を育成する方針が出されました。

この政策を受け、各省庁および地方行政において様々な施策や検討が行われており、民間企業や団体においても多くのヘルスケアに寄与する事業が行われています。また、官民や産学が連携した、ヘルスケア推進団体も多く誕生しています。しかし、この政策に反発する反対勢力が強く、確実にヘルスケアに寄与する施策や事業、活動がほとんど実践できない状況にあります。

新しい政策や事業を実現するためには、そのための新しいロジックや枠組みなどの環境整備が不可欠ですが、それはまだ整っていない状況にあります。

そこで、健康寿命を延伸させるヘルスケア産業界の意見を政策に反映し、しかもその振興および推進を支援する第三者機関が熱望され、よりよい日本の社会づくりに貢献するために「一般財団法人日本ヘルスケア協会」を発足いたしました。

ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者の多くの方々に、当協会活動にご参加いただきますようお願い申し上げます。

■ 日本ヘルスケア協会の目的――健康寿命延伸とヘルスケア産業の育成を図ります。

1) わが国のヘルスケアを実践する新しいロジックや環境を整備します

2) ヘルスケア産業育成と効果的かつ効率的実践を実現します

3) 健康寿命延伸を実現し、現行の医療制度を維持させます

4) 社会制度に関する不安を解消し、国民の幸福に寄与します

■ 日本ヘルスケア協会と構成する組織の概要――ヘルスケア推進の民間唯一の組織です。

「一般財団法人日本ヘルスケア協会」組織概要

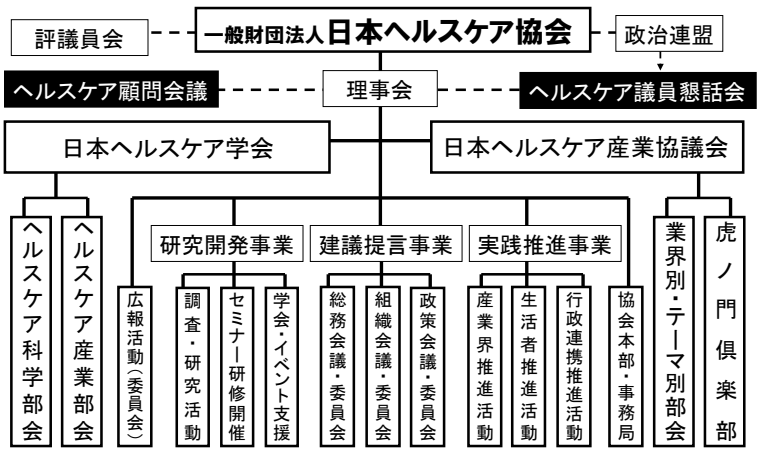

■ 日本ヘルスケア協会の構成組織

◎ 日本ヘルスケア学会

わが国のヘルスケア推進に関する科学分野と産業分野のあり方について、現実的かつ臨床的な論理と技術の研究を行い、独立性を保ちかつ客観的に、わが国の国民や国政、産業界に提言します。

◎ 日本ヘルスケア産業協議会

ヘルスケア産業に関する各業界および研究機関が部会を構成し、各部会に関係団体や関係企業が所属し、それぞれの業界や企業が有するヘルスケア活動を行うための問題や課題を解決する活動を行います。

◎ その他

ヘルスケア顧問会議、ヘルスケア議員懇話会が提案、意見、指導、アドバイスを送ってくれます。

○日本ヘルスケア学会　会長（2会長制）

（一財）日本ヘルスケア協会 副会長
ヘルスケア産業部会　部会長
上原征彦
（昭和女子大学現代ビジネス研究所
特命教授）

（一財）日本ヘルスケア協会 会長
ヘルスケア科学部会　部会長
今西信幸
（東京薬科大学　理事長）

○日本ヘルスケア産業協議会　会長

（一財）日本ヘルスケア協会 副会長
池野隆光
（ウエルシアホールディングス（株）
代表取締役会長）

■ 日本ヘルスケア協会の主な活動――強力な推進力・実践力を発揮します。

◎研究、協議活動

部会、研究会が個々の課題解決に向け、検討会を行なっています。そして、年1回発表会を行います。

ヘルスケア推進に関する①政策および施策、社会環境に関する研究、②産業、企業活動、サービスに関する研究、③生活者への啓発、普及、推進に関する研究、④その他の研究を行い、その実現のための協議を行います。

活動方針発表会　1000 人を超える関係者が集合

◎建議・提案活動

ヘルスケア推進に寄与し社会的価値のある政策や施策、事業について、関係行政や関係機関にその実現に向けた建議や提言、提案を力強く行ってゆきます。

ジャパンドラッグストアショーで
ヘルスケア事業推進内容を発表

ライフスタイルビジョン for シニアを開催

◎業界基準向上認定活動

優れた取組みについて認定する活動をしています（優良配置販売業者、コンシェルジュ、救急救命AED指導員など）。

◎ロビー活動

制度や規制、事業推進などに関するヘルスケア推進の環境整備について、関係者に力強く働きかけ、問題の解決や新しい施策の実現を図ります。

ヘルスケア議員懇話会（会長：林芳正参議院議員）では、われわれの提案に賛同し、直接、塩崎厚労大臣に、検体測定室の見直しを要望。今秋を目途に改正が実現！

要望書を手渡すヘルスケア議員懇話会の面々

◎業界、事業連携活動

優れた政策や施策および各業界や企業のヘルスケア推進活動やサービスを、より効果効率的に実現するために、関係する機関や業界、企業に連携を図ってまいります。

東京薬科大学で
「医療コミュニケーション」講座を受託、実施

救急救命・AED 指導員養成講習を実施

「ながら筋トレ体操」を開発。普及推進を目指す

◎啓発、普及推進活動

各業界や企業が提供する優れたヘルスケア推進活動やサービスについて、行政や業界、マスコミ等とも連携し、生活者への啓発と普及推進を行います。

◎各種ヘルスケアイベントへの協力活動

学術大会や健康イベントの開催など、ヘルスケア推進およびヘルスケア産業育成の活動にも協力。

ペット飼育のメリットを啓発する
パンフレットを作成

機能性表示食品フォーラムに協力

日本医真菌学会総会・学術大会
区民公開シンポジウムに協力

■ 会員のメリット――貴業界・貴社の問題・課題を解決します。

1) 各業界および企業の商品、サービスの推進に関する支援

ヘルスケア推進に寄与する各業界および各社の商品、サービスの普及や推進に関する内容を相談し、実現に向けたアドバイスや支援を得ることができます。

また、必要に応じて連携すべき業界や企業、有識者等の紹介も行います。(但し、販売先の斡旋、紹介は行いません)

2) 日本ヘルスケア産業協議会の部会への参加
(無料、複数部会の参加可能)

各業界や企業が、推進したいテーマについて、部会を通じて実現することができます。また、各業界や企業で抱えている問題の解決に向けて部会で協議し、その実現に必要な政策提言や関係業界・機関との連携、普及推進策を図ってゆきます。各部会長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

3) 日本ヘルスケア学会の部会への参加
(無料、複数部会の参加可能)

日本ヘルスケア産業協議会の部会だけでなく、学術的研究のテーマについては、日本ヘルスケア学会の部会活動にも参加することができます。制度や産業育成、マーケティング等に関する研究は、ヘルスケア産業部会に参加いただきます。また、予防や医療、介護、専門家等に関する研究は、ヘルスケア科学部会に参加していただきます。各部会長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

4) 協会の主催するイベント等に会員価格で参加

日本ヘルスケア協会および日本ヘルスケア産業協議会、日本ヘルスケア学会が主催するイベントやセミナー、学術大会等に会員価格で参加することができます。最新情報をいち早く知ることができ、ヘルスケアの研究や産業に携わる方の活動や仕事に大いに役立ちます。

5) 日本ヘルスケア協会の会員限定HPにアクセスが可能

会員限定ホームページにアクセスし、新制度や運用の最新情報や各部会での活動(会員公表分)、会員サービス情報などを入手することができます。また、各会員の持つ疑問や相談、要望についてもご連絡いただけます。迅速に誠意をもって対応いたします。

6) その他

限定出版物の会員価格での購入など、多くの会員サービス事業を増やしてまいります。会員の皆様の要望があればぜひお寄せください。

■ 入会申し込み要領

会員の種別(「虎ノ門倶楽部」は別に定めます)

1) 法人会員:本会の目的に賛同し、入会した法人(企業)
2) 個人会員:本会の目的に賛同し、入会した個人
3) 特別会員:本会の目的に賛同し、特別に入会を招聘された法人、個人
4) 登録協力団体会員:本会の目的に賛同し、登録した協力団体

年会費(入会金はありません)

1) 法人会員:一口10万円/年一口以上
2) 個人会員:3千円(人/年)
3) 特別会員:会費なし
4) 登録協力団体会員:会費なし
但し、登録協力団体会員からの活動費用賛助、活動協力はお受けいたします。ご協力ください。

備考

※会計年度は4月1日より翌年3月31日までですが、当面の間、会費を納入した翌月から12カ月分(1年間)を年会費とします。

※会費は理事会の決定により、変更される場合があります。会員には事前に連絡を行います。

※個人会員、特別会員、登録協力団体会員は、協議会および学会の各部会への参加を希望される場合、部会長の特別推薦、または招へいが必要などの制限がありますのでご了承ください。

■ 入会申し込み手順

1) 同封の「入会申込書」(申込書はホームページからもダウンロード可能)に必要事項を記入して、団体、法人内容のわかるもの(ご案内やパンフレットなど)を添えて、協会事務局まで郵送する。FAXまたはメールでも申込みが可能。
2) 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
3) お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID,パスワードなどを送信する。

■お振込み先

- 振込み口座
  みずほ銀行新横浜支店普通:1692873
- 振込み口座名
  一般財団法人 日本ヘルスケア協会

※恐れ入りますが、振込み手数料はご負担願います。

(2015年11月設立)

一般財団法人 **日本ヘルスケア協会** Japan Association of Health care Initiative

(本部) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目15－10 名和ビル3階
TEL03－5510－7274 FAX03－3504－8103 http://www.jahi.jp E-Mail:info@jahi.jp

(横浜事務所) 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階(NRKグループ内)
TEL045－474－2521 FAX045－474－2520

FAX:045-474-2520 または E-mail:info@jahi.jp

一般財団法人日本ヘルスケア協会(ＪＡＨＩ)入会申込書

私は、一般財団法人 日本ヘルスケア協会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

①申込日と、該当する会員区分を、☑チェックしてください。

申込日	年　月　日

会員区分	□法人会員　□個人会員　（どちらか一方を☑してください）

②法人会員にお申込みの方はA欄の太線枠内、個人会員にお申込みの方はB欄の太線枠内に、もれなくご記入ください。

【Ａ欄】法人会員の申込み記入欄

法人情報	法人名	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名		
	代表者	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名	役職名	
	法人所在地（連絡先）	〒 TEL:　FAX:		
	業種			
連絡先情報	担当者	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名	役職名	
	担当者所在地（連絡先）	〒 TEL:　FAX: E-mail:		

年会費（一口１０万円／年　一口以上）　※申込口数と合計金額を記入	請求書（どちらかに〇）
申込口数 →　＿＿＿口　、合計金額（年会費）→　＿＿＿万円	必要　・　不要

【Ｂ欄】個人会員の申込み記入欄

本人情報	氏名	(ﾌﾘｶﾞﾅ)	勤務先名（学校名）	
	住　所（連絡先）	〒 TEL:　FAX: E-mail:		
年会費	**３千円**（人／年）	請求書（どちらかに〇）	必要　・　不要	

（注）1）入会金はありません　2）会計年度は4月1日より翌年3月31日まで

◆入会申し込み手順　（入会申込書はホームページからもダウンロードすることができます）

1．入会申込書に必要事項を記入し、法人案内等を添えて協会事務局まで郵送（ＦＡＸまたはメールでも可）する。
2．会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
　銀行口座：みずほ銀行 新横浜支店 （普通）1692873　口座名義：一般財団法人日本ヘルスケア協会
　※恐れ入りますが、振込手数料は御社でご負担願います。
3．お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのＩＤ，パスワードなどを送信する。

※事務局入力欄(何も記入しないでください)

・備考欄　　会員No.

受付	法人案内	入金			
／		／			

日本チェーンドラッグストア協会
「薬剤師賠償責任保険」について

当団体保険制度の特色

本制度は当協会正会員（従業員・使用人を含む)、正会員企業に勤務する薬剤師及び登録販売者の方が、ドラッグストア特有の次の事故等により、お客様の身体に障害を与えたり、お客様の持ち物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
また、本保険制度は契約者を日本チェーンドラッグストア協会、被保険者を各正会員とする団体契約のため、加入者数により団体割引が適用されるのが特長です。

■薬剤師業務に関る事故
　〇医薬品等の販売に起因する賠償事故
　〇調剤業務に起因する賠償事故

■店舗等の施設に関る事故
　〇店舗等施設の構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償事故
　　【薬局および店舗販売業契約のみ対象】
　〇店舗等施設において行う薬剤師業務以外の仕事の遂行に起因する賠償事故

■人格権侵害に関る事故
　〇不当な身体の拘束等による名誉毀損やプライバシーの侵害による賠償事故

ご加入にあたって

◆ご加入いただける方
　〇日本チェーンドラッグストア協会の正会員のみ
　　・契約者：日本チェーンドラッグストア協会
　　・被保険者（補償の対象となる方）：会員各社（使用人を含む）
　　　および勤務する薬剤師・登録販売者（各々契約が必要）

◆保険期間
　〇平成２９年２月１５日午後４時から平成３０年２月１５日午後４時まで

◆保険適用地域
　〇日本国内のみ

補償内容と保険料

【薬局および店舗販売業契約】　　1店舗あたり年間保険料

区分		支払限度額			免責金額
		1名	1事故	保険期間中	
業務危険			1億円	3億円	3万円
施設危険	対人	5，000万円	5，000万円		3万円
	対物		5，000万円		3万円
人格権侵害		業務危険:1事故1億円　保険期間中3億円　免責金額3万円 施設危険:1名5,000万円　1事故5,000万円　免責金額3万円 ※業務危険の支払限度額または施設危険の対人賠償支払限度額と共有となります。			
保険料(注)		3，460円			

【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】　　1名あたりの年間保険料

区分			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
業務危険	支払限度額	1事故	1,000万円	3,000万円	1億円
		保険期間中	3,000万円	9,000万円	3億円
	免責金額		0円	0円	0円
人格権侵害			※各タイプの業務危険の支払限度額と共有となります。		
保険料(注)			1，260円	1，420円	1，610円

中途加入手続き

◆毎月２５日締切り、翌月１５日からの加入となります。

◆加入依頼書の送付先：

〒222-0033　横浜市港北区新横浜2-5-10　楓第2ﾋﾞﾙ4F

日本チェーンドラッグストア協会事務局（薬剤師賠償責任保険担当）

◆保険料を下記口座へお振込みください。

振込先:（銀行名・支店名）三井住友銀行　新横浜支店

（口座番号）普通口座　０４０６４１５

（口座名義）日本チェーンドラッグストア協会

【中途加入保険料表】平成29年

■薬局および店舗販売業契約（1店舗あたり保険料）

＜補償内容＞
業務危険：1事故1億　保険期間中3億　免責3万
施設危険：対人1名5,000万　1事故5,000万　免責3万／対物1事故5,000万　免責3万
※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一
＜年間保険料＞
3，460円

締切日	保険開始日	加入月数（ヶ月）	保険料（円）
2月27日	3月15日	11	3,170
3月27日	4月15日	10	2,890
4月25日	5月15日	9	2,600
5月25日	6月15日	8	2,300
6月26日	7月15日	7	2,010
7月25日	8月15日	6	1,740
8月25日	9月15日	5	1,450
9月25日	10月15日	4	1,160
10月25日	11月15日	3	870
11月27日	12月15日	2	580
12月25日	1月15日	1	290

■勤務薬剤師・勤務登録販売者契約（1名あたり保険料）

＜補償内容＞
Aタイプ：業務危険1事故1,000万円　期間中3,000万円　免責0
Bタイプ：業務危険1事故3,000万円　期間中9,000万円　免責0
Cタイプ：業務危険1事故1億　期間中3億　免責0
※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約と同一
＜年間保険料＞
Aタイプ：1,260円
Bタイプ：1,420円
Cタイプ：1,610円

締切日	保険開始日	加入月数（ヶ月）	保険料（円）		
			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
2月27日	3月15日	11	1,160	1,300	1,480
3月27日	4月15日	10	1,050	1,180	1,340
4月25日	5月15日	9	950	1,070	1,210
5月25日	6月15日	8	840	950	1,070
6月26日	7月15日	7	740	830	940
7月25日	8月15日	6	630	710	810
8月25日	9月15日	5	530	590	670
9月25日	10月15日	4	420	470	540
10月25日	11月15日	3	320	360	400
11月27日	12月15日	2	210	240	270
12月25日	1月15日	1	110	120	130

seriousfun camp
founded by paul newman

そらぷちキッズキャンプは、
俳優の故ポールニューマンが設立した
難病の子どもの国際的キャンプ団体
シリアスファンチルドレンズネットワークの
アジア（中東除く）で唯一の正会員です。

難病とたたかう子どもたちの医療ケア付自然体験施設

そらぷちキッズキャンプ

現在、日本では約20万人の子どもたちが難病とたたかっています。

外で遊びたい！　と願う子どもたちの夢の実現のため、
全国各地から子どもたちや家族を無料でキャンプ場に招待し、
北海道の豊かな自然の中で、仲間たちとのかけがえのない時間や
明日を生きるエネルギーをプレゼントしています。

加盟店舗に募金箱を
設置しました。

日本チェーンドラッグストア協会は**そらぷちキッズキャンプ**を**応援**しています

JACDS
日本チェーンドラッグストア協会

日本チェーンドラッグストア協会
http://www.jacds.gr.jp/

〒222-0033　神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10　楓第二ビル 4 階
TEL.045-474-1311 ／ FAX.045-474-2569　　e-mail：sec@jacds.gr.jp

solaputi kids' camp
a seriousfun camp
founded by paul newman

公益財団法人 そらぷちキッズキャンプ
http://www.solaputi.jp/

〒079-0461　北海道滝川市江部乙町丸加高原 4264-1
TEL.0125-75-3200 ／ FAX.0125-75-3211　　e-mail : info@solaputi.jp

行政・団体からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を収載しています。

【厚生労働省】

1．医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行等について—医薬・生活衛生局長（9月26日）

薬局において、薬剤師不在時にOTC販売をどのような場合に行うか、どのように行うかを示した省令、施行規則です。すでに、事務連絡№29066 でお知らせしましたが、念のため、掲載します。

【資料：後頁9ページ分あり】

2．「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業　第17回集計報告」の周知について

—医薬・生活衛生局（9月28日）

平成29年1月～6月までに方向のあったヒヤリ・ハット事例の報告がまとめられました。その周知依頼です。

目を通していただき、調剤過誤の起こらぬよう、よろしくお願いします。

【資料：後頁1ページ分あり】URL:http://www.yakkyoku-hiyari.jcqhc.or.jp

3．医薬品等適正広告基準の改正について

—医薬・生活衛生局（9月29日）転送：埼玉県保健医療部（10月4日）

目を通していただくよう、よろしくお願いします。

【資料：後頁14ページ分あり】

4．要指導医薬品として指定された医薬品について

—医薬・生活衛生局（9月27日）転送：東京都福祉保健局（10月4日）

フェキソフェナジン、ベポタスチン、フッ化ナトリウムが要指導医薬品として指定されました。

【資料：後頁3ページ分あり】

5．「薬局機能情報提供制度」の改正、「薬局機能二関する情報の報告及び公表にあたっての留意点について」の改正について—医薬・生活衛生局（10月6日）

1．の改正に伴い、改正がされました。目をとおしていただくよう、よろしくお願いします。

【資料：後頁14ページ分、22ページ分あり】

6．コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について

ー医薬・生活衛生局（9月26日）転送：東京都福祉保健局（10月10日）

コンタクトレンズを販売している企業様には、必ず目を通していただくよう、よろしくお願いします。

【資料：後頁5ページ分あり】

7. 平成29年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施について（協力依頼）

ー労働基準局（9月14日）

9月30日から順次発効されたそうです。よろしくお願いします。

【資料：後頁5ページ分あり】

【経済産業省】

8. ドラッグストア販売統計月報について—経済産業省（7月分）

ドラッグストア販売統計月報（確定版）の7月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願い申し上げます。【資料：後頁15ページ分あり】

【農林水産省】

9. オーストリアから輸入される牛肉等の取扱いについて

—食料産業局（10月2日）

オーストリア共和国が、安全性が確認されている国として認められたということです。

【資料：後頁18ページ分あり】

10. 平成29年度「教育・文化週間」の実施についての周知依頼

—食料産業局（10月2日）

毎年11月1日～7日が「教育・文化週間」ということで、平成29年度（第59回）の周知依頼がありましたので、掲載します。よろしくお願いします。

【資料：後頁4ページ分あり】

【団体】

11. 返品削減のお願い

—日本ベビーフード協議会（9月25日）

返品削減活動への協力依頼です。製配販で協力することが重要と考えます。

【資料：後頁1ページ分あり】

12. 第6回ペットとの共生推進シンポジウムについての周知依頼

—ペットとの共生推進協議会

11月19日（日）10時～16時半　東京大学・弥生講堂・一条ホールで行われます。参加は無料です。

＜URL：http://www.pet-kyousei.jp/symposium/＞

【資料：後頁2ページ分あり】

薬生発0926第11号
平成29年９月26日

日本チェーンドラッグストア協会会長　殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
（公　印　省　略）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行等について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、別添のとおり、各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長あて通知しましたので、御了知いただくとともに、貴会会員に周知いただきますようお願いいたします。

（別添）

薬生発0926第10号
平成29年９月26日

各 ｛都道府県知事／保健所設置市長／特別区長｝ 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
（公　印　省　略）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行等について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成29年厚生労働省令第96号。以下「改正施行規則」という。）、「薬局等構造設備規則の一部を改正する省令」（平成29年厚生労働省令第97号。以下「改正構造設備規則」という。）及び「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令の一部を改正する省令」（平成29年厚生労働省令第98号。以下「改正体制省令」という。）が本日付けで公布及び施行（第２の１の（３）に係る事項については、平成30年４月１日施行）されたところです。

これらの改正の趣旨、内容等については下記のとおりですので、御了知の上、貴管下の薬局、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

記

第１　改正の趣旨

「規制改革実施計画」（平成28年６月２日閣議決定）において、「患者本位の医薬分業の推進を前提とし、薬局の調剤応需体制の確保とのバランスな

どを考慮しつつ、薬局において、薬剤師不在時にも登録販売者が第二類・第三類医薬品を販売することができるよう、業界関係者の意見を幅広く聴取した上で、規制を見直す。」とされたことを踏まえ、薬局において、薬剤師が当該薬局以外の場所においてその業務を行うため、やむを得ず、かつ、一時的に不在となる場合には、薬局を閉局することなく営業できるようにするため、所要の措置を講じたものであること。

また、「申請手続等の見直しに関する調査結果に基づく勧告－戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として－」（平成29年３月総務省勧告）において、申請者の負担軽減を図る観点から、「試験申込等から登録申請までの間の「氏名」等の変更の有無を確認するため戸籍謄本等の提出を求めている手続については、法令を改正するなどして、「氏名」等の変更がある者のみ戸籍謄本等を求め、変更がない者については、本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書で本人確認等を行うこと。」とされたことを踏まえ、販売従事登録の申請における添付書類について所要の措置を講じたものであること。

第２　改正の内容

１　改正施行規則関係

（１）薬剤師不在時間の取扱い（改正施行規則第１条第２項第３号関係）

薬剤師不在時間とは、開店時間のうち、

・当該薬局において調剤に従事する薬剤師が当該薬局以外の場所においてその業務を行うため、

・やむを得ず、かつ、一時的に当該薬局において薬剤師が不在となる時間

をいうこと。

例えば、緊急時の在宅対応や急遽日程の決まった退院時カンファレンスへの参加のため、一時的に当該薬局において薬剤師が不在となる時間が該当するものであり、学校薬剤師の業務やあらかじめ予定されている定期的な業務によって恒常的に薬剤師が不在となる時間は認められず、従来どおり、当該薬局における調剤応需体制を確保する必要があること。

（２）薬剤師不在時間の有無に係る届出（改正施行規則第１条、第16条の２関係）

薬局開設者は、薬剤師不在時間がある場合には、あらかじめ、その薬局の所在地の都道府県知事（その所在地が地域保健法（昭和22年法律第101号）第５条第１項の政令で定める市（保健所設置市）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。）に届出を行うこととしたこと。これに合わせ、改正施行規則様式第一について所要の改正をしたこと。

なお､届出は薬剤師が不在の場合でも開局することがあり得る場合にあらかじめ行うものであり、薬剤師が不在となる度に行う必要はないこと。

（３）薬剤師不在時間の公表等（改正施行規則第11条の４、別表第１関係）

①　薬剤師不在時間の有無は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第８条の２の規定により薬局開設者がその薬局の所在地の都道府県知事に報告等を行わなければならない事項とし､改正施行規則別表第１の第１の項第３号に追加したこと。

②　薬局開設者は、薬剤師不在時間の有無に変更が生じたときは、法第８条の２第２項の規定により、速やかに、その薬局の所在地の都道府県知事に報告等を行わなければならないこととしたこと。

③　法第８条の２に基づき報告を受けた都道府県知事は､薬局開設者が改正施行規則第１条及び第16条の２により届出を行ったことを確認した後、法第８条の２の規定により速やかに公表すること。公表にあたっては、「薬剤師不在時間」の項目の説明を付すこと。

④　③の確認に関して、都道府県知事は、法第８条の２に基づく報告をした薬局を所管する保健所設置市長又は特別区長が必要な届出を受理していることを確認できる体制をあらかじめ構築すること。また、保健所設置市長又は特別区長は都道府県知事の求めに協力すること（法第８条の２第４項参照）。

（４）調剤室の閉鎖（改正施行規則第14条の３関係）

薬局開設者は、薬剤師不在時間は、調剤室を閉鎖しなければならないこととしたこと。

閉鎖の方法については、原則、施錠することとし、施錠が困難な場合は、シャッター、パーティション等の構造設備により物理的に遮断され、社会通念上、進入することが困難な方法により行う必要があること。

なお、薬局開設者は、薬剤師不在時間内は、薬局医薬品の管理や薬剤師以外の従事者に調剤させないことを徹底する観点から、薬剤師以外の従事者を調剤室に立ち入らせないようにするとともに、薬局医薬品を調剤室以外の場所に貯蔵する場合には、薬剤師以外の従事者が手にとらないよう、業務手順書に明記し、従事者に徹底すること。

（５）薬局における掲示（改正施行規則第15条の16関係）

法第９条の４の規定による掲示事項に、薬剤師不在時間に係るものを追加したこと。薬剤師不在時間に係る掲示事項とは、

・調剤に従事する薬剤師が不在のため調剤に応じることができない旨
・調剤に従事する薬剤師が不在にしている理由
・調剤に従事する薬剤師が当該薬局に戻る予定時刻

をいうこと。

なお、薬剤師不在時間に係る掲示事項は、薬剤師不在時間内において、当該薬局内の見やすい場所及び当該薬局の外側の見やすい場所に掲示しなければならないこと。

（６）販売従事登録の申請（改正施行規則第159条の７関係）

販売従事登録を受けようとする場合に申請書に添えなければならない書類を、申請者の戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書としたこと。

ただし、登録販売者試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった者については、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書、日本国籍を有していない者については、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）又は住民票記載事項証明書（同法第７条第１号から第３号までに掲げる事項及び同法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）と従来どおりであること。

２　改正構造設備規則関係

薬局の調剤室に関する構造設備の基準に、薬剤師不在時間がある薬局にあっては、閉鎖することができる構造であることとしたこと。（改正構造設備規則第１条関係）

ここでいう「閉鎖することができる構造」とは、第２の１の（４）の措置を講じることができる構造であること。

３　改正体制省令関係

薬剤師不在時間内における薬局の業務を行う体制の基準について、次の（１）から（５）までのとおりとしたこと。（改正体制省令第１条関係）

（１）薬局の開店時間内は、常時、当該薬局において調剤に従事する薬剤師が勤務していること。ただし、薬剤師不在時間内は、調剤に従事する薬剤師が当該薬局以外の場所において当該薬局の業務を行うために勤務していること。

なお、ここでいう当該薬局の業務とは、第２の１の（１）と同様であること。

（２）１日あたりの薬剤師不在時間は、４時間又は当該薬局の１日の開店時間の２分の１のうちいずれか短い時間を超えないこと。

（３）薬剤師不在時間内は、法第７条第１項又は第２項の規定による薬局の管理を行う薬剤師が、薬剤師不在時間内に当該薬局において勤務している従事者と連絡ができる体制を備えていること。

（４）薬剤師不在時間内に調剤を行う必要が生じた場合の体制として、近隣の薬局を紹介すること若しくは調剤に従事する薬剤師が速やかに当該薬局に戻ること又はその他必要な措置を講じる体制を備えていること。

（５）薬剤師不在時間における薬局の適正な管理のための業務に関する手順書を作成するとともに当該手順書に基づき業務を実施すること。

第３　留意事項

１　薬局の管理等

（１）薬局の管理者の義務

薬局の管理は、法第７条第１項又は第２項の規定により、薬剤師が「実地に管理」することとされており、薬剤師不在時間内においても、薬局の管理者による管理が必要であること。

このため、薬局の管理者が当該薬局以外の場所において、やむを得ず、かつ、一時的にその業務を行うときは、薬剤師不在時間内に当該薬局において勤務している従事者と常に電話で連絡を取ることができ、必要に応じて、当該薬局に戻ることができる体制で勤務していること。

また、薬局外から薬局に戻った際には、薬剤師不在時間内に当該薬局において勤務していた従事者に状況を報告させるとともに、次の①から③までの事項を薬局の管理に関する帳簿に記載すること。

① 薬剤師が不在となった理由（薬局外で行っていた業務の内容）

② 薬剤師が不在となった時間

③ 薬剤師不在時間内における薬局の状況

なお、薬局の管理者が直接管理することができない場合であって、「薬事法の一部を改正する法律等の施行等について」（平成21年５月８日付け薬食発第0508003号厚生労働省医薬食品局長通知）で示されているとおり、管理者以外の調剤に従事する薬剤師のうちからその薬局を実地に管理させることとして指定された代行者が当該薬局以外の場所で業務を行う場合も同様であること。この場合、薬局開設者は、薬局の管理に関する帳簿や業務日誌等の記録によりその状況を確認するとともに、薬局の管理者にその状況を報告させること。

（２）薬剤師不在時間内の登録販売者による第二類・第三類医薬品の販売

登録販売者が販売できる医薬品は、第二類・第三類医薬品のみであるため、薬局開設者は、薬剤師不在時間内は、第２の１の（４）の調剤室の閉鎖に加え、従前のとおり、要指導医薬品陳列区画又は第一類医薬品陳列区画を閉鎖しなければならないこと。ただし、鍵をかけた陳列設備に要指導医薬品又は第一類医薬品を陳列する場合は、この限りでないこと（改正施行規則第14条の３第２項参照）。

また、薬局開設者は、薬剤師不在時間内に一般用医薬品の販売に従事する登録販売者が、過去５年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者と

しての業務を含む。）に従事した期間の合計が通算して２年に満たない登録販売者（以下「研修中の登録販売者」という。）のみとなる場合には、販売を行う際に、必要に応じて、管理及び指導を行う薬剤師に電話で連絡させ、薬局内に薬剤師又は登録販売者（研修中の登録販売者を除く。）が勤務している場合と同様の体制で販売させること。

なお、薬剤師不在時間内に一般従事者のみが勤務し、介護用品及び衛生材料等を販売することを妨げるものではないが、この場合、薬局開設者は、第２の１の（４）の調剤室の閉鎖に加え、従前のとおり、要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所を閉鎖しなければならないこと（改正施行規則第14条の３第１項参照）。また、閉鎖した区画の入口に専門家不在時の要指導医薬品及び一般用医薬品の販売又は授与は法に違反するためできない旨を表示すること。

（３）薬剤師不在時間内に調剤を行う必要が生じた場合の対応

薬局開設者は、薬剤師不在時間内に患者等から調剤の求めがあった場合、当該薬局において勤務している従事者に、患者等に対し、第２の１の（５）の薬剤師不在時間に係る掲示内容を説明させるとともに、患者等が適切に調剤が受けられるよう、法第７条第１項又は第２項の規定による薬局の管理を行う薬剤師に電話で連絡させ、必要な指示を受けさせること。連絡を受けた薬剤師は、第２の３の（４）のとおり、従事者に近隣の薬局を紹介させること又は速やかに当該薬局に戻ることなど必要な措置を講ずること。

なお、薬剤師が薬局に戻った後に調剤するため、薬局の従事者が患者の同意を得て処方箋を預かる場合には、封筒等に入れて保管する等、従事者に対する研修の中で個人情報の取扱い等について周知し、その取扱いには十分配慮させること。

２　薬剤師不在時間における薬局の適正な管理のための業務に関する手順書の作成

薬剤師不在時間における薬局の適正な管理のための業務に関する手順書には、当該薬局の業務実態を踏まえて、第２の１の（４）及び（５）並びに第３の１の（１）から（３）までの事項に関することを記載すること。

なお、薬剤師不在時間内に近隣の薬局を紹介することを予定している場

合、あらかじめ、連携を依頼する薬局に対し、薬剤師不在時間内には必要に応じて紹介等を行う旨を説明し了解を得ることにより、連携体制を構築しておくこと。

第４　施行期日等

１　施行期日

改正施行規則、改正構造設備規則及び改正体制省令の施行期日は、平成29年９月26日としたこと。ただし、第２の１の（３）の薬剤師不在時間の公表等に関する事項は、平成30年４月１日から施行することとしたこと。

２　経過措置

改正施行規則の施行の際現にある改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正施行規則による改正後の様式によるものとみなすこととしたこと。また、改正施行規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとしたこと。

薬生総発 0928 第４号
薬生安発 0928 第６号
平成 29 年９月 28 日

日本チェーンドラッグストア協会　会長　殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
（公　印　省　略）

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
（公　印　省　略）

「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業　第 17 回集計報告」の周知について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業は、公益財団法人日本医療機能評価機構による厚生労働省補助事業であり、平成 21 年４月より、薬局から報告されたヒヤリ・ハット事例等を収集、分析し提供しています。この事業は、医療安全対策に有用な情報について、薬局間で広く共有するとともに、国民に対して情報を提供し、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的として実施されています。

この度、同機構より、平成 29 年１月から６月までに報告のあったヒヤリ・ハット事例の報告を取りまとめた「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業　第 17 回集計報告」が公表されました。この報告は、同機構から各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛に送付されており、同機構のホームページにも掲載されています（http://www.yakkyoku-hiyari.jcqhc.or.jp/）。

貴職におかれましては、同様の事例の再発防止のために内容を確認の上、関係者に対して周知方お願いいたします。

薬生発 0929 第４号
平成２９年９月２９日

各都道府県知事　殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
（　公　印　省　略　）

医薬品等適正広告基準の改正について

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）の広告については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 66 条から第 68 条までの規定及び「医薬品等適正広告基準について」（昭和 55 年 10 月９日付け薬発第 1339 号厚生省薬務局長通知、改正平成 14 年３月 28 日医薬発第 0328009 号厚生労働省医薬局長通知。以下「旧通知」という。）に基づき、都道府県等を中心として監視指導が行われているところです。

医薬品等の広告を巡る環境の変化に伴い、今般、一般用医薬品及び指定医薬部外品に関する部分を中心に見直しの検討を行い、別紙のとおり医薬品等適正広告基準を全面的に改正しました。つきましては、貴管下関係業者、関係団体等に対し、周知方御取り計らいの上、医薬品等の広告に係る監視指導について格段の御配慮をお願いいたします。

なお、本通知をもって、旧通知は廃止します。

別紙

医薬品等適正広告基準

第１（目的）

この基準は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）の広告が虚偽、誇大にわたらないようにするとともにその適正を図ることを目的とする。

第２（対象となる広告）

この基準は、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、ウェブサイト及びソーシャル・ネットワーキング・サービス等のすべての媒体における広告を対象とする。

第３（広告を行う者の責務）

１　医薬品等の広告を行う者は、使用者が当該医薬品等を適正に使用することができるよう、正確な情報の伝達に努めなければならない。

２　医薬品等の広告を行う者は、医薬品等の本質に鑑み、医薬品等の品位を損なう又は信用を傷つけるおそれのある広告は行ってはならない。

第４（基準）

１　名称関係

（１）承認又は認証を要する医薬品等の名称についての表現の範囲

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条又は第23条の２の５若しくは第23条の25の規定に基づく承認並びに法第23条の２の23の規定に基づく認証（以下「承認等」という。）を受けた名称又は一般的名称以外の名称を、別に定める場合を除き使用してはならない。

ただし、一般用医薬品及び医薬部外品においては、共通のブランド製品の共通部分のみを用いることは差し支えない。

（２）承認等を要しない医薬品等の名称についての表現の範囲

承認等を要しない医薬品等については、日本薬局方に定められた名称、法第14条の９若しくは第23条の２の12の規定に基づく届出を行った一般的名称又は届け出た販売名以外の名称を、別に定める場合を除き使用してはならない。

なお、販売名はその医薬品等の製造方法、効能効果及び安全性について事実に反する認識を得させるおそれのあるものであってはならない。

2　製造方法関係

医薬品等の製造方法について実際の製造方法と異なる表現又はその優秀性について事実に反する認識を得させるおそれのある表現をしてはならない。

3　効能効果、性能及び安全性関係

（1）承認等を要する医薬品等についての効能効果等の表現の範囲

承認等を要する医薬品等の効能効果又は性能（以下「効能効果等」という。）についての表現は、明示的又は暗示的であるか否かにかかわらず承認等を受けた効能効果等の範囲をこえてはならない。

（2）承認等を要しない医薬品等についての効能効果等の表現の範囲

承認等を要しない医薬品等（化粧品を除く。）の効能効果等の表現は、医学、薬学上認められている範囲をこえてはならない。

また、承認を要しない化粧品の効能効果についての表現は、平成23年7月21日薬食発第0721第1号医薬食品局長通知「化粧品の効能の範囲の改正について」に定める範囲をこえてはならない。

（3）医薬品等の成分等及び医療機器の原材料等についての表現の範囲

医薬品等の成分及びその分量又は本質等並びに医療機器の原材料、形状、構造及び原理について、承認書等への記載の有無にかかわらず、虚偽の表現、不正確な表現等を用い効能効果等又は安全性について事実に反する認識を得させるおそれのある広告をしてはならない。

（4）用法用量についての表現の範囲

医薬品等の用法用量について、承認等を要する医薬品等にあっては承認等を受けた範囲を、承認等を要しない医薬品等にあっては医学、薬学上認められている範囲をこえた表現、不正確な表現等を用いて効能効果等又は安全性について事実に反する認識を得させるおそれのある広告をしてはならない。

（5）効能効果等又は安全性を保証する表現の禁止

医薬品等の効能効果等又は安全性について、具体的効能効果等又は安全性を摘示して、それが確実である保証をするような表現をしてはならない。

（6）効能効果等又は安全性についての最大級の表現又はこれに類する表現の禁止

医薬品等の効能効果等又は安全性について、最大級の表現又はこれに類する表現をしてはならない。

（7）効能効果の発現程度についての表現の範囲

医薬品等の速効性、持続性等についての表現は、医学、薬学上認められている範囲をこえてはならない。

（8）本来の効能効果等と認められない表現の禁止

医薬品等の効能効果等について本来の効能効果等とは認められない効能効果等を表現することにより、その効能効果等を誤認させるおそれのある広告を行ってはならない。

4　過量消費又は乱用助長を促すおそれのある広告の制限

医薬品等について過量消費又は乱用助長を促すおそれのある広告を行ってはならない。

5　医療用医薬品等の広告の制限

（1）医師若しくは歯科医師が自ら使用し、又はこれらの者の処方せん若しくは指示によって使用することを目的として供給される医薬品及び再生医療等製品については、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告を行ってはならない。

（2）医師、歯科医師、はり師等医療関係者が自ら使用することを目的として供給される医療機器で、一般人が使用するおそれのないものを除き、一般人が使用した場合に保健衛生上の危害が発生するおそれのあるものについても（1）と同様にするものとする。

6　一般向広告における効能効果についての表現の制限

医師又は歯科医師の診断若しくは治療によらなければ一般的に治癒が期待できない疾患について、医師又は歯科医師の診断若しくは治療によることなく治癒ができるかの表現は、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告に使用してはならない。

7　習慣性医薬品の広告に付記し、又は付言すべき事項

法第50条第11号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医療用医薬品について広告する場合には、習慣性がある旨を付記し、又は付言しなければならない。

8　使用及び取扱い上の注意について医薬品等の広告に付記し、又は付言すべき事項

使用及び取扱い上の注意を特に換起する必要のある医薬品等について広告する場合は、それらの事項を、又は使用及び取扱い上の注意に留意すべき旨を、付記し又は付言しなければならない。

ただし、看板等の工作物で商品名のみを広告する場合はこの限りではない。

9　他社の製品の誹謗広告の制限

医薬品等の品質、効能効果、安全性その他について、他社の製品を誹謗するような広告を行ってはならない。

10　医薬関係者等の推せん

医薬関係者、理容師、美容師、病院、診療所、薬局、その他医薬品等の効能効果等に関し、世人の認識に相当の影響を与える公務所、学校又は学会を含む団体が指定し、公認し、推せんし、指導し、又は選用している等の広告を行ってはならない。

ただし、公衆衛生の維持増進のため公務所又はこれに準ずるものが指定等をしている事実を広告することが必要な場合等特別の場合はこの限りでない。

11　懸賞、賞品等による広告の制限

（1）過剰な懸賞、賞品等射こう心を煽る方法による医薬品等又は企業の広告を行ってはならない。

（2）懸賞、賞品として医薬品を授与する旨の広告を行ってはならない。ただし、家庭薬を見本に提供する程度であればこの限りではない。

（3）医薬品等の容器、被包等と引換えに医薬品を授与する旨の広告を行ってはならない。

12　不快、迷惑、不安又は恐怖を与えるおそれのある広告の制限

広告に接した者に、不快、迷惑、不安又は恐怖を与えるおそれのある表現や方法を用いた広告を行ってはならない。

特に、電子メールによる広告を行う際は、次の方法によらなければならない。

（1）医薬品販売業者の電子メールアドレス等の連絡先を表示すること。

（2）消費者の請求又は承諾を得ずに一方的に電子メールにより広告を送る場合、メールの件名欄に広告である旨を表示すること。

（3）消費者が、今後電子メールによる広告の受け取りを希望しない場合、その旨の意思を表示するための方法を表示するとともに、意思表示を示した者に対しては、電子メールによる広告の提供を行ってはならないこと。

13　テレビ、ラジオの提供番組等における広告の取扱い

（1）テレビ、ラジオの提供番組又は映画演劇等において出演者が特定の医薬品等の品質、効能効果等、安全性その他について言及し、又は暗示する行為をしてはならない。

（2）テレビ、ラジオの子ども向け提供番組における広告については、医薬品等について誤った認識を与えないよう特に注意しなければならない。

14　医薬品の化粧品的若しくは食品的用法又は医療機器の美容器具的若しくは健康器具的用法についての表現の制限

医薬品について化粧品的若しくは食品的用法を又は医療機器について美容器具的若しくは健康器具的用法を強調することによって消費者の安易な使用を助長するような広告を行ってはならない。

○医薬品等適正広告基準について【新旧対照表】
(昭和55年10月9日薬発第1339号各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知　改正　平成14年3月28日医薬発第0328009号厚生労働省医薬局長通知)

現　　行	改　定　案
第１（目的） 　この基準は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具（以下「医薬品等」という。）の広告が虚偽、誇大にわたらないようにするとともにその適正を図ることを目的とする。	第１（目的） 　この基準は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品(以下「医薬品等」という。）の広告が虚偽、誇大にわたらないようにするとともにその適正を図ることを目的とする。
（新設）	第２（対象となる広告） 　この基準は、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、ウェブサイト及びソーシャル・ネットワーキング・サービス等のすべての媒体における広告を対象とする。
第２（広告を行う者の責務） 　医薬品等の広告を行う者は、使用者が当該医薬品等を適正に使用することができるよう、正確な情報の伝達に努めなければならないものとする。	第３(広告を行う者の責務) １　医薬品等の広告を行う者は、使用者が当該医薬品等を適正に使用することができるよう、正確な情報の伝達に努めなければならない。
（新設）	２　医薬品等の広告を行う者は、医薬品等の本質に鑑み、医薬品等の品位を損なう又は信用を傷つけるおそれのある広告は行ってはならない。
第３（基準）	第４（基準）

1　名称関係 （１）承認を要する医薬品の名称についての表現の範囲 薬事法（以下「法」という。）第14条の規定に基づく承認（法第23条において準用する場合を含む。以下「承認」という。）を要する医薬品について承認を受けた販売名、日本薬局方に定められた名称又は一般的名称以外の名称を使用しないものとする。 （２）承認を要しない医薬品の名称についての表現の範囲 承認を要しない医薬品については、日本薬局方に定められた名称、一般的名称又は販売名以外の名称を使用しないものとする。 なお、販売名はその医薬品の製造方法、効能効果及び安全性について事実に反する認識を得させるおそれのあるものであつてはならない。 （３）医薬部外品、化粧品及び医療用具の名称についての表現の範囲 医薬部外品、化粧品及び医療用具について、承認又は法第12条、法第18条（法第23条において準用する場合を含む。）若しくは法第22条の規定に基づき許可を受けた販売名又は一般的名称以外の名称を使用しないものとする。	1　名称関係 （１）承認又は認証を要する医薬品等の名称についての表現の範囲 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条又は第23条の２の５若しくは第23条の25の規定に基づく承認並びに法第23条の２の23の規定に基づく認証（以下「承認等」という。）を受けた名称又は一般的名称以外の名称を、別に定める場合を除き使用してはならない。 ただし、一般用医薬品及び医薬部外品においては、共通のブランド製品の共通部分のみを用いることは差し支えない。 （２）承認等を要しない医薬品等の名称についての表現の範囲 承認等を要しない医薬品等については、日本薬局方に定められた名称、法第14条の９若しくは第23条の２の12の規定に基づく届出を行った一般的名称又は届け出た販売名以外の名称を、別に定める場合を除き使用してはならない。 なお、販売名はその医薬品等の製造方法、効能効果及び安全性について事実に反する認識を得させるおそれのあるものであってはならない。 （削除）

2　製造方法関係 医薬品等の製造方法について実際の製造方法と異なる表現又はその優秀性について事実に反する認識を得させるおそれのある表現をしないものとする。	2　製造方法関係 医薬品等の製造方法について実際の製造方法と異なる表現又はその優秀性について事実に反する認識を得させるおそれのある表現をしてはならない。
3　効能効果、性能及び安全性関係 （１）承認を要する医薬品等についての効能効果等の表現の範囲 承認を要する医薬品等の効能効果又は性能（以下「効能効果等」という。）についての表現は、承認を受けた効能効果等の範囲をこえないものとする。	3　効能効果、性能及び安全性関係 （１）承認等を要する医薬品等についての効能効果等の表現の範囲 承認等を要する医薬品等の効能効果又は性能（以下「効能効果等」という。）についての表現は、明示的又は暗示的であるか否かにかかわらず承認等を受けた効能効果等の範囲をこえてはならない。
また、承認を受けた効能効果等の一部のみを特に強調し、特定疾病に専門に用いられる医薬品又は医療用具以外の医薬品又は医療用具について、特定疾病に専門に用いられるものであるかの如き誤認を与える表現はしないものとする。	（削除）
（２）承認を要しない医薬品及び医療用具についての効能効果等の表現の範囲 承認を要しない医薬品及び医療用具の効能効果等の表現は、医学薬学上認められている範囲をこえないものとする。	（２）承認等を要しない医薬品等についての効能効果等の表現の範囲 承認等を要しない医薬品等（化粧品を除く。）の効能効果等の表現は、医学、薬学上認められている範囲をこえてはならない。
（３）承認を要しない化粧品についての効能効果の表現の範囲 承認を要しない化粧品の効能効果についての表現は、昭和36年2月8日薬発第44号都道府県知事あて薬務局長通	（削除） また、承認を要しない化粧品の効能効果についての表現は、平成23年7月21日薬食発第0721第1号医薬食品局長

知「薬事法の施行について」記「第１」の「３」の「(３)」に定める範囲をこえないものとする。	通知「化粧品の効能の範囲の改正について」に定める範囲をこえてはならない。
(４) 医薬品等の成分及びその分量又は本質並びに医療用具の原材料、形状、構造及び寸法についての表現の範囲 医薬品等の成分及びその分量又は本質並びに医療用具の原材料、形状、構造及び寸法について虚偽の表現、不正確な表現等を用い効能効果等又は安全性について事実に反する認識を得させるおそれのある広告をしないものとする。	(３) 医薬品等の成分等及び医療機器の原材料等についての表現の範囲 医薬品等の成分及びその分量又は本質等並びに医療機器の原材料、形状、構造及び原理について、承認書等への記載の有無にかかわらず、虚偽の表現、不正確な表現等を用い効能効果等又は安全性について事実に反する認識を得させるおそれのある広告をしてはならない。
(５) 用法用量についての表現の範囲 医薬品等の用法用量について、承認を要する医薬品等にあつては承認を受けた範囲を、承認を要しない医薬品、化粧品及び医療用具にあつては医学薬学上認められている範囲をこえた表現、不正確な表現等を用いて効能効果等又は安全性について事実に反する認識を得させるおそれのある広告はしないものとする。	(４) 用法用量についての表現の範囲 医薬品等の用法用量について、承認等を要する医薬品等にあっては承認等を受けた範囲を、承認等を要しない医薬品等にあっては医学、薬学上認められている範囲をこえた表現、不正確な表現等を用いて効能効果等又は安全性について事実に反する認識を得させるおそれのある広告をしてはならない。
(６) 効能効果等又は安全性を保証する表現の禁止 医薬品等の効能効果等又は安全性について、具体的効能効果等又は安全性を摘示して、それが確実である保証をするような表現はしないものとする。	(５) 効能効果等又は安全性を保証する表現の禁止 医薬品等の効能効果等又は安全性について、具体的効能効果等又は安全性を摘示して、それが確実である保証をするような表現をしてはならない。
(７) 効能効果等又は安全性についての最大級の表現又はこれに類する表現の禁止 医薬品等の効能効果等又は安全性について、最大級の表現又はこれに類する表現はしないものとする。	(６) 効能効果等又は安全性についての最大級の表現又はこれに類する表現の禁止 医薬品等の効能効果等又は安全性について、最大級の表現又はこれに類する表現をしてはならない。
(８) 効能効果の発現程度についての表現の範囲 医薬品等の速効性、持続性等についての表現は、医学薬学上認められている範囲をこえないものとする。	(７) 効能効果の発現程度についての表現の範囲 医薬品等の速効性、持続性等についての表現は、医学、薬学上認められている範囲をこえてはならない。

（９）本来の効能効果等と認められない表現の禁止 医薬品等の効能効果等について本来の効能効果等とは認められない効能効果等を表現することにより、その効能効果等を誤認させるおそれのある広告は行わないものとする。	（８）本来の効能効果等と認められない表現の禁止 医薬品等の効能効果等について本来の効能効果等とは認められない効能効果等を表現することにより、その効能効果等を誤認させるおそれのある広告を行ってはならない。
4　医薬品等の過量消費又は乱用助長を促すおそれのある広告の制限 医薬品等について過量消費又は乱用助長を促すおそれのある広告は行わないものとする。	4　過量消費又は乱用助長を促すおそれのある広告の制限 医薬品等について過量消費又は乱用助長を促すおそれのある広告を行ってはならない。
5　医療用医薬品等の広告の制限 （１）医師若しくは歯科医師が自ら使用し、又はこれらの者の処方せん若しくは指示によつて使用することを目的として供給される医薬品については、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告は行わないものとする。 （２）医師、歯科医師、はり師等医療関係者が自ら使用することを目的として供給される医療用具で、一般人が使用するおそれのないものを除き、一般人が使用した場合に保健衛生上の危害が発生するおそれのあるものについても（１）と同様にするものとする。	5　医療用医薬品等の広告の制限 （１）医師若しくは歯科医師が自ら使用し、又はこれらの者の処方せん若しくは指示によって使用することを目的として供給される医薬品及び再生医療等製品については、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告を行ってはならない。 （２）医師、歯科医師、はり師等医療関係者が自ら使用することを目的として供給される医療機器で、一般人が使用するおそれのないものを除き、一般人が使用した場合に保健衛生上の危害が発生するおそれのあるものについても（１）と同様にするものとする。
6　一般向広告における効能効果についての表現の制限 医師又は歯科医師の診断若しくは治療によらなければ一般的に治癒が期待できない疾患について、医師又は歯科医師の診断若しくは治療によることなく治癒ができるかの表現は、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告に使用しないもの	6　一般向広告における効能効果についての表現の制限 医師又は歯科医師の診断若しくは治療によらなければ一般的に治癒が期待できない疾患について、医師又は歯科医師の診断若しくは治療によることなく治癒ができるかの表現は、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告に使用してはなら

とする。	ない。
7　習慣性医薬品の広告に付記し、又は付言すべき事項 法第50条第8号の規定に基づき厚生大臣の指定する医薬品について広告する場合には、習慣性がある旨を付記し、又は付言するものとする。	7　習慣性医薬品の広告に付記し、又は付言すべき事項 法第50条第11号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医療用医薬品について広告する場合には、習慣性がある旨を付記し、又は付言しなければならない。
8　使用及び取扱い上の注意について医薬品等の広告に付記し、又は付言すべき事項 使用及び取扱い上の注意を特に換起する必要のある医薬品等について広告する場合は、それらの事項を、又は使用及び取扱い上の注意に留意すべき旨を、付記し又は付言するものとする。 ただし、ネオンサイン、看板等の工作物による広告で製造方法、効能効果等について全くふれない場合はこの限りではない。	8　使用及び取扱い上の注意について医薬品等の広告に付記し、又は付言すべき事項 使用及び取扱い上の注意を特に換起する必要のある医薬品等について広告する場合は、それらの事項を、又は使用及び取扱い上の注意に留意すべき旨を、付記し又は付言しなければならない。 ただし、看板等の工作物で商品名のみを広告する場合はこの限りではない。
9　他社の製品のひぼう広告の制限 医薬品等の品質、効能効果等、安全性その他について、他社の製品をひぼうするような広告は行わないものとする。	9　他社の製品の誹謗広告の制限 医薬品等の品質、効能効果、安全性その他について、他社の製品を誹謗するような広告を行ってはならない。
10　医薬関係者等の推せん 医薬関係者、理容師、美容師、病院、診療所その他医薬品等の効能効果等に関し、世人の認識に相当の影響を与える公務所、学校又は団体が指定し、公認し、推せんし、指導し、又は選用している等の広告は行わないものとする。	10　医薬関係者等の推せん 医薬関係者、理容師、美容師、病院、診療所、薬局、その他医薬品等の効能効果等に関し、世人の認識に相当の影響を与える公務所、学校又は学会を含む団体が指定し、公認し、推せんし、指導し、又は選用している等の広告を行ってはならない。

ただし、公衆衛生の維持増進のため公務所又はこれに準ずるものが指定等をしている事実を広告することが必要な場合等特別の場合はこの限りでない。	ただし、公衆衛生の維持増進のため公務所又はこれに準ずるものが指定等をしている事実を広告することが必要な場合等特別の場合はこの限りでない。
11　懸賞、賞品等による広告の制限 （１）ゆきすぎた懸賞、賞品等射こう心をそそる方法による医薬品等又は企業の広告は行わないものとする。 （２）懸賞、賞品として医薬品を授与する旨の広告は原則として行わないものとする。 （３）医薬品等の容器、被包等と引換えに医薬品を授与する旨の広告は行わないものとする。	11　懸賞、賞品等による広告の制限 （１）過剰な懸賞、賞品等射こう心を煽る方法による医薬品等又は企業の広告を行ってはならない。 （２）懸賞、賞品として医薬品を授与する旨の広告を行ってはならない。 ただし、家庭薬を見本に提供する程度であればこの限りではない。 （３）医薬品等の容器、被包等と引換えに医薬品を授与する旨の広告を行ってはならない。
12　不快、不安等の感じを与える表現の制限 不快又は不安恐怖の感じを与えるおそれのある表現を用いた医薬品等の広告は行わないものとする。	12　不快、迷惑、不安又は恐怖を与えるおそれのある広告の制限 広告に接した者に、不快、迷惑、不安又は恐怖を与えるおそれのある表現や方法を用いた広告を行ってはならない。
12の２　不快、迷惑等の感じを与える広告方法の制限 医薬品等について広告を受けた者に、不快や迷惑等の感じを与えるような広告は行わないものとする。 特に、電子メールによる広告を行う際は、次の方法によるものとする。 （１）医薬品販売業者の電子メールアドレス等の連絡先を表示すること。 （２）消費者の請求又は承諾を得ずに一方的に電子メールに	（削除） 特に、電子メールによる広告を行う際は、次の方法によらなければならない。 （１）医薬品販売業者の電子メールアドレス等の連絡先を表示すること。 （２）消費者の請求又は承諾を得ずに一方的に電子メールに

より医薬品等の広告を送る場合、メールの件名欄に広告である旨を表示すること。 （３）消費者が、今後電子メールによる医薬品等の広告の受け取りを希望しない場合、その旨の意思を表示するための方法を表示するとともに、意思表示を示した者に対しては、電子メールによる広告の提供を行ってはならないこと。	より広告を送る場合、メールの件名欄に広告である旨を表示すること。 （３）消費者が、今後電子メールによる広告の受け取りを希望しない場合、その旨の意思を表示するための方法を表示するとともに、意思表示を示した者に対しては、電子メールによる広告の提供を行ってはならないこと。
13　テレビ、ラジオの提供番組等における広告の取扱い （１）テレビ、ラジオの提供番組又は映画演劇等において出演者が特定の医薬品等の品質、効能効果等、安全性その他について言及し、又は暗示する行為をしないものとする。 （２）テレビ、ラジオの子供向け提供番組における広告については、医薬品等について誤つた認識を与えないよう特に注意するものとする。	13　テレビ、ラジオの提供番組等における広告の取扱い （１）テレビ、ラジオの提供番組又は映画演劇等において出演者が特定の医薬品等の品質、効能効果等、安全性その他について言及し、又は暗示する行為をしてはならない。 （２）テレビ、ラジオの子ども向け提供番組における広告については、医薬品等について誤った認識を与えないよう特に注意しなければならない。
14　医薬品の化粧品的若しくは食品的用法又は医療用具の美容器具的若しくは健康器具的用法についての表現の制限 医薬品について化粧品的若しくは食品的用法を又は医療用具について美容器具的若しくは健康器具的用法を強調することによつて消費者の安易な使用を助長するような広告は行わないものとする。	14　医薬品の化粧品的若しくは食品的用法又は医療機器の美容器具的若しくは健康器具的用法についての表現の制限 医薬品について化粧品的若しくは食品的用法を又は医療機器について美容器具的若しくは健康器具的用法を強調することによって消費者の安易な使用を助長するような広告を行ってはならない。
15　医薬品等の品位の保持等 前各号に定めるもののほか、医薬品等の本質にかんがみ、著しく品位を損ない、若しくは信用を傷つけるおそれのある広告は行わないものとする。	（削除）

事　務　連　絡
平成 29 年 9 月 27 日

各 都道府県 保健所設置市 特別区 衛生主管部（局）薬務主管課　御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

要指導医薬品として指定された医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第４条第５項第３号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（平成 29 年厚生労働省告示第 305 号）が本日告示され、別表１の医薬品が要指導医薬品として指定されましたので、お知らせします。

また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第４条第５項第３号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（平成 27 年厚生労働省告示第 58 号）により既に要指導医薬品として指定されている医薬品と同一又は同等とみなされる別表２の医薬品が、要指導医薬品として販売されましたので、あわせてお知らせします。

なお、別表の医薬品を含む要指導医薬品の一覧は、後日、医薬品の販売制度に関する厚生労働省のホームページ（http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/newyoushidou.html）において掲載することとしております。

（別表１）

有効成分	販売名	製造販売業者	承認年月日	調査期間（予定）	販売開始日
フェキソフェナジン	アレグラ FX ジュニア アレグラαジュニア アレグラフレッシュジュニア アレグラファインジュニア	サノフィ株式会社	平成 29 年９月 27 日	安全性等に関する製造販売後調査期間（３年）	－
ベポタスチン	タリオン R タリオン AR	田辺三菱製薬株式会社	平成 29 年９月 27 日	安全性等に関する製造販売後調査期間（３年）	－

（別表２）

有効成分	販売名	製造販売業者	承認年月日	調査期間（予定）	販売開始日
フッ化ナトリウム ※ 既に告示に規定済。	クリニカ　フッ素メディカルコート クリニカ　プレミアムフッ素ケア クリニカアドバンテージ　フッ素メディカルコート	ライオン株式会社	平成 29 年６月２日	安全性等に関する製造販売後調査期間(同一又は同等とみなされる既承認品目に承認条件として課される調査期間の残余期間)	平成 29 年９月 27 日

要指導医薬品一覧 （平成29年9月27日時点）

○ スイッチ直後品目（10成分12品目）

有効成分	販売名		薬効分類等
フェキソフェナジン	アレグラFXジュニア	※１	鼻炎用内服薬（小児用）
	アレグラαジュニア	※１	
	アレグラフレッシュジュニア	※１	
	アレグラファインジュニア	※１	
ベポタスチン	タリオンR	※１	鼻炎用内服薬
	タリオンＡＲ	※１	
ロラタジン	クラリチンＥＸ		鼻炎用内服薬
	クラリチンＥＸ　ＯＤ錠		
ロキソプロフェン（外用）	ロキソニンSパップ		消炎鎮痛薬
	ロキソニンSテープ		
	ロキソニンSテープL		
	ロキソニンSゲル		
フッ化ナトリウム	エフコート		歯科用剤（う蝕予防）
	エフウォッシュ	※１	
	バトラー　エフウォッシュ	※１	
	クリニカ　フッ素メディカルコート		
	クリニカ　プレミアムフッ素ケア	※１	
	クリニカアドバンテージ　フッ素メディカルコート	※１	
チェストベリー乾燥エキス	プレフェミン		月経前症候群治療薬　【ダイレクトOTC】
トリメブチン	セレキノンＳ		消化器官用薬
	セノレックスＳ	※１	
イコサペント酸エチル	エパデールＴ		中性脂肪異常改善薬
	エパアルテ	※２	
ネチコナゾール	エスエスカンジダクリーム	※１	膣カンジダ用薬
	フェミディアクリーム	※１	
	カンジダカユミノンクリーム	※１	
赤ブドウ葉乾燥エキス混合物	アンチスタックス		むくみ等改善薬　【ダイレクトOTC】

※１：平成29年９月27日時点で未発売、※２：平成26年９月販売中止

○ 劇薬（3品目）

主な有効成分	販売名		薬効分類等
ヨヒンビン、ストリキニーネ	ハンビロン		勃起障害等改善薬
ヨヒンビン	ガラナポーン		
	ストルピンMカプセル		
ホルマリン	エフゲン	※３	殺菌消毒薬

※３：平成26年３月販売中止

薬生発1006第５号
平成29年10月６日

日本チェーンドラッグストア協会会長　殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
（公　印　省　略）

薬局機能情報提供制度の改正について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、別添のとおり、各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長あて通知しましたので、御了知いただくとともに、貴会会員に周知いただきますようお願いいたします。

（別添）

薬生発1006第４号
平成29年10月６日

各 ⎧都道府県知事⎫
　 ⎨保健所設置市長⎬ 殿
　 ⎩特別区長⎭

厚生労働省医薬・生活衛生局長
（公　印　省　略）

薬局機能情報提供制度の改正について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第109号。以下「改正省令」という。）については、平成29年10月６日に公布され、平成31年１月１日に施行することとされたところです。

この改正の趣旨等は下記のとおりですので、御了知の上、貴管下の薬局、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

記

１　改正の趣旨

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第８条の２の規定に基づき、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報として薬局開設者が都道府県知事に報告しなければならない事項について、薬剤師・薬局が地域包括ケアシステムの一翼を担うことが求められていること等を受け、その一部を改正するものであること。

２　改正の内容

（１）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第１号。以下「規則」という。）別表第

１の第２の項各号に、別添１のとおり、薬局開設者が都道府県知事に報告しなければならない事項を追加したこと。

（２）規則別表第１の第２の項第２号について、医療安全対策の内容に係る報告事項を「医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置の有無」から「副作用等に関する報告の実施件数」及び「医療安全対策に係る事業への参加の有無」に変更したこと。

３　実施要領の改正

法第８条の２に基づく薬局開設者による薬局に関する情報の提供等については、「薬局機能情報提供制度実施要領について」（平成 19 年３月 26 日付け薬食発第 0326026 号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「実施要領」という。）により行ってきたところであるが、改正省令の公布に伴い、別添２のとおり実施要領を改正すること。なお、規則別表第１の第１の項第３号に関しては、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成 29 年厚生労働省令第 96 号。同年９月 26 日施行。）において薬剤師不在時間の有無を追加することとされているため、今回の実施要領の改正では、当該改正に関する内容を含んでいること。

４　施行期日等

（１）施行期日

改正省令は、平成 31 年１月１日から施行するものであること。ただし、改正省令による改正後の規則（以下「新規則」という。）別表第１の第２の項に掲げる事項に係る法８条の２の規定に基づく報告の体制が整備されていないと都道府県知事が認める場合は、当該都道府県にその所在地がある薬局の開設者については、平成 31 年 12 月 31 日までの間は、新規則別表第１の第２の項の規定は、適用しない。

（２）その他

①　薬局開設者は、新規則別表第１に掲げる事項について、過去１年間の実績等を報告する必要があるため、都道府県知事は、新規則別表第１に基づく薬局機能情報の報告時期について、報告を求める時期の１年以上前に薬局開設者に周知するよう努めること。

②　規則別表第１の第１の項第３号に規定される薬剤師不在時間の有無に関する公表等については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等

の施行等について」（平成 29 年９月 26 日付け薬生発 0926 第 10 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）で示すとおり、平成 30 年４月１日から施行することとしたこと。

別添１

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第109号）新旧対照表

新	旧
別表第１（第11条の３関係） 第２　提供サービスや地域連携体制に関する事項 １　業務内容、提供サービス ⑵　健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数	別表第１（第11条の３関係） 第２　提供サービスや地域連携体制に関する事項 １　業務内容、提供サービス （新規）
⑶　薬局の業務内容 （vii）　薬剤服用歴管理の実施 イ　薬剤服用歴管理の実施の有無 ロ　電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無	⑵　薬局の業務内容 （vii）　薬剤服用歴管理の実施の有無 （新規） （新規）
（viii）　薬剤情報を記載するための手帳の交付 イ　薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否 ロ　薬剤情報を電磁的記録により記載するための手帳を所持する者の対応の可否	（viii）　薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否 （新規） （新規）
⑷　地域医療連携体制 （ⅱ）　地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無 （iii）　退院時の情報を共有する体制の有無 （iv）　受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無 （v）　地域住民への啓発活動への参加の有無	⑶　地域医療連携体制 （新規） （新規） （新規） （ⅱ）　地域住民への啓発活動への参加の有無
２　実績、結果等に関する事項 ⑵　医療安全対策の実施 （ⅰ）　副作用等に係る報告の実施件数 （ⅱ）　医療安全対策に係る事業への参加の有無	２　実績、結果等に関する事項 ⑵　医療安全対策（医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置の有無） （新規） （新規）

新	旧
(6)　医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数	(新規)
(7)　健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議(行政職員をはじめとした地域の関係者から構成される会議体をいう。)その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数	(新規)
(8)　患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数	(新規)
(9)　患者満足度の調査	(6)　患者満足度の調査

別添２

「薬局機能情報提供制度実施要領」

（「薬局機能情報提供制度実施要領について」平成19年３月26日付け薬食発第0326026号厚生労働省医薬食品局長通知の別添）

新	旧
３　運営体制 （３）都道府県は、住民・患者等からの薬局機能情報に関する質問・相談及びそれに対する助言等については、適切に対応できるよう、質問・相談に関する窓口を設ける等、必要な措置を講じるよう努めることとする。	３　運営体制 （３）都道府県は、住民・患者等からの薬局機能情報に関する質問・相談及びそれに対する助言等については、患者からの照会に適切に対応できるよう、質問・相談に関する窓口を設ける等、必要な措置を講じるよう努めることとする。
４　薬局機能情報の報告 （１）薬局機能情報の報告時期 ①　都道府県は、薬局開設者に対し、１年に１回以上、都道府県が定める時点における薬局機能情報について報告を行わせるものとする。なお、特段の事情がない限り、12月31日における薬局機能情報とすること。	４　薬局機能情報の報告 （１）薬局機能情報の報告時期 ①　都道府県は、薬局開設者に対し、１年に１回以上、都道府県が定める期日における規則別表第１に掲げる事項について報告を行わせるものとする。
②　都道府県は、薬局開設者が報告を行った規則別表第１に掲げる事項のうち、第１の項第１号に掲げる基本情報（薬局の名称、薬局開設者、薬局の管理者、薬局の所在地、電話番号及びファクシミリ番号、営業日、開店時間、開店時間以外で相談できる時間）並びに第１の項第３号に掲げる薬局サービス等のうち健康サポート薬局である旨の表示の有無及び薬剤師不在時間の有無（以下「基本情報等」という。）について変更（誤記等の修正を含む。以下同じ。）があった場合には、薬局開設者に対して速やかに変更の報告を行わせるものとする。	②　都道府県は、薬局開設者が報告を行った規則別表第１に掲げる事項のうち、同表第１の項第１号に掲げる基本情報（ⅰ薬局の名称、ⅱ薬局開設者、ⅲ薬局の管理者、ⅳ薬局の所在地、ⅴ電話番号及びファクシミリ番号、ⅵ営業日、ⅶ開店時間、ⅷ開店時間以外で相談できる時間）及び同表第１の項第３号に掲げる薬局サービス等のうち健康サポート薬局である旨の表示の有無（以下「基本情報等」という。）について変更（誤記等の修正を含む。以下同じ。）があった場合には、薬局開設者に対して速やかに変更の報告を行わせるものとする。

新	旧
（2）薬局機能情報の報告方法 ① 都道府県は、書面又は電子媒体による調査票の送付及び回収等、自らの定める方法により、薬局開設者に対して薬局機能情報を都道府県が定める期日（以下「報告期日」という。）までに報告させることとする。この際、（1）①のとおり、12月31日における薬局機能情報を報告させる場合には、翌年1月末日までに報告させること。	（2）薬局機能情報の報告方法 ① 都道府県は、書面又は電子媒体による調査票の送付及び回収等、自らの定める方法により、定期的に薬局開設者に対して薬局機能情報を報告させることとする。
② 薬局機能情報の変更の報告は次により行う。 ア 基本情報等については、薬局に係る重要な事項であるため、薬局開設者に対して、当該基本情報等に変更があった場合には、各都道府県の定める方法により速やかに報告を行わせることとする。	② 薬局機能情報の変更の報告は次により行う。 ア 基本情報等については、薬局に係る重要な事項であるため、薬局開設者に対して、当該基本情報等に変更があった時点で、各都道府県の定める方法により報告を行わせることとする。
イ 規則別表第1に掲げる事項のうち、基本情報等以外の事項の変更については、（2）①の際に報告を行わせることとする。なお、都道府県は、当該事項について、住民・患者等による薬局の選択に資するため、適切な情報を提供する観点から、薬局開設者に対して、薬局機能情報に変更があった場合に、（2）①の報告に加えて随時報告させることとしても差し支えない。	イ 規則別表第1に掲げる事項のうち、基本情報等以外の事項については、規則第11条の2に規定する報告（以下「定期的な報告」という。）に併せて行わせることとする。また、当該事項について、住民・患者等による薬局の選択に資するため、適切な情報を提供する観点から、都道府県知事は、薬局開設者に対して、薬局機能情報に変更があった場合に、定期的な報告に加えて随時報告させることとしても差し支えない。
5 薬局機能情報の公表 （1）薬局機能情報の公表時期 都道府県は、薬局開設者から4（1）①により報告された薬局機能情報について、自らが定めた報告期日から速やかに公表しなければならない。また、4（1）②により報告された薬局機能情報についても、速やかに公表するものとする。	5 薬局機能情報の公表 （1）薬局機能情報の公表時期 都道府県は、薬局開設者から4（1）①により報告された薬局機能情報について、自らが定めた報告の期日から速やかに公表しなければならない。また、4（1）②により報告された薬局機能情報についても、速やかに公表するものとする。

新	旧
（2）薬局機能情報の公表方法 ① 都道府県は、インターネットを通じ、薬局開設者から報告された薬局機能情報を公表するものとする。インターネットを通じた情報の公表については、住民・患者等による薬局の選択に資するよう、必要な情報を抽出できる検索機能を有するシステムにより行うものとする。なお、わかりやすく情報提供を行う観点から、規則別表第１に示されている各項目の順番を変えて表示することや各項目の記載をわかりやすい表現とすることは差し支えない。	（2）薬局機能情報の公表方法 ① 都道府県は、インターネットを通じ、薬局開設者から報告された薬局機能情報を公表するものとする。インターネットを通じた情報の公表については、住民・患者等による薬局の選択に資するよう、必要な情報を抽出できる検索機能を有するシステムにより行うものとする。なお、わかりやすく情報提供を行う観点から、規則別表第１に示されている各項目の順番を変えて表示することは差し支えない。

＜参考＞
平成 29 年 10 月 6 日付け薬生発 1006 第４号
厚生労働省医薬・生活衛生局長通知による改正後

薬局機能情報提供制度実施要領

１　目的

本要領は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第８条の２の規定に基づき、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報（以下「薬局機能情報」という。）について、薬局開設者が都道府県知事に報告する事項及び方法、都道府県による当該情報の公表方法等に関する具体的な実施方法等を示すことにより、都道府県が実施する薬局機能情報提供制度の統一的かつ効率的な運営を図り、住民・患者等による薬局の適切な選択を支援することを目的とする。

２　情報の取扱い

本制度は、薬局開設者が薬局機能情報を当該薬局の所在地の都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）に対して報告し、都道府県知事は、原則、報告を受けた薬局機能情報をそのまま公表するものとする。

薬局開設者は、薬局機能情報について、正確かつ適切な情報を提供するとともに、当該薬局において薬剤師等は、住民・患者等からの相談等に適切に応じるよう努めることとする。

また、薬局開設者は、既に都道府県知事に対して報告を行った薬局機能情報について誤りがあることに気がついた場合、都道府県知事に対し速やかにその訂正を申し出ることとし、当該都道府県知事は速やかに所要の是正措置を行うものとする。

３　運営体制

（１）本制度は、各都道府県の薬務担当部局において運営することを基本とするが、必要に応じて当該都道府県の他部局との連携を図ることとする。

（２）都道府県は、本制度について外部の法人等へ制度の実施に関する事務の一部（調査票の送付・回収等）を委託する場合は、住民・患者等への情報提供が円滑に行われるよう、運営に関して委託先と相互に緊密な連携・調整を図ることとする。

（３）都道府県は、住民・患者等からの薬局機能情報に関する質問・相談及びそれに対する助言等については、適切に対応できるよう、質問・相談に関する窓口を設ける等、必要な措置を講じるよう努めることとする。

（４）都道府県において、住民・患者等からの薬局機能情報についての質問・相談に応じ、助言等を行う場合においては、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の４に規定する医療計画に基づく事業ごとの医療連携体制についての情報提供も行うよう努めることとする。

（５）本制度は、都道府県が、薬局開設者より報告された薬局機能情報を公表することを義務付けるものであるが、各都道府県において、救急・災害医療情報を含む独自の情報提供体制により既に実施している場合には、当該情報提供体制と別に本制度の実施を目的とした情報提供体制の整備を行うことを求めるものではない。

（６）また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第１号。以下「規則」という。）別表第１に掲げる事項以外の情報について、都道府県が薬局開設者に対して報告を求め、公表することとしても差し支えなく、各都道府県が当該事項のほか、適切な情報の提供を独自に行う場合は、積極的な運用を図られたい。

４ 薬局機能情報の報告

（１）薬局機能情報の報告時期

① 都道府県は、薬局開設者に対し、１年に１回以上、都道府県が定める時点における薬局機能情報について報告を行わせるものとする。なお、特段の事情がない限り、12 月 31 日における薬局機能情報とすること。

② 都道府県は、薬局開設者が報告を行った規則別表第１に掲げる事項のうち、第１の項第１号に掲げる基本情報（薬局の名称、薬局開設者、薬局の管理者、薬局の所在地、電話番号及びファクシミリ番号、営業日、開店時間、開店時間以外で相談できる時間）並びに第１の項第３号に掲げる薬局サービス等のうち健康サポート薬局である旨の表示の有無及び薬剤師不在時間の有無（以下「基本情報等」という。）について変更（誤記等の修正を含む。以下同じ。）があった場合には、薬局開設者に対して速やかに変更の報告を行わせるものとする。

（２）薬局機能情報の報告方法

①　都道府県は、書面又は電子媒体による調査票の送付及び回収等、自らの定める方法により、薬局開設者に対して薬局機能情報を都道府県が定める期日（以下「報告期日」という。）までに報告させることとする。この際、（１）①のとおり、12 月 31 日における薬局機能情報を報告させる場合には、翌年１月末日までに報告させること。

なお、調査表の様式については、各都道府県が定めるものとする。また、２回目以降の報告方法については、前回報告のあった調査票の変更をもって行うこととしても差し支えない。

②　薬局機能情報の変更の報告は次により行う。

ア　基本情報等については、薬局に係る重要な事項であるため、薬局開設者に対して、当該基本情報等に変更があった場合には、各都道府県の定める方法により速やかに報告を行わせることとする。

なお、当該報告は、法第 10 条の規定に基づく開設許可等の事項の変更の届出とは別に行うものとする。

イ　規則別表第１に掲げる事項のうち、基本情報等以外の事項の変更については、（２）①の際に報告を行わせることとする。なお、都道府県は、当該事項について、住民・患者等による薬局の選択に資するため、適切な情報を提供する観点から、薬局開設者に対して、薬局機能情報に変更があった場合に、（２）①の報告に加えて随時報告させることとしても差し支えない。

ウ　都道府県において、薬局開設者が直接アクセスして薬局機能情報を変更できるシステムを有する場合には、薬局機能情報の管理・運営の観点から、都道府県は、①及び②ア、イの報告について、１月に１回以上を基本に確認するものとする。

③　規則別表第１に掲げる事項以外の情報についても、都道府県が独自の取組により報告を受け、公表することとしても差し支えない。

（３）薬局機能情報の確認

①　都道府県知事は、薬局開設者から報告された薬局機能情報の内容について、確認が必要と認める場合には、法第８条の２第４項に基づき、保健所設置市・特別区を含む市町村その他の官公署に対し、当該薬局の機能に関する必要な情報の提供を求めることができる。

なお、保健所設置市・特別区は、所管する薬局において薬局機能情報と異

なる実態等を確認した場合は、速やかに都道府県に情報提供を行うよう努めることとする。

② 都道府県知事は、薬局開設者が報告を行わない場合又は虚偽の報告を行ったと認められる場合には、法第 72 条の３に基づき、期間を定めて、薬局開設者に対し、報告の要請又はその報告の内容の是正を行うよう命ずること（以下「是正命令」という。）ができる。

③ 都道府県において、報告された薬局機能情報の全部又は一部について、照会・確認等を行ったにもかかわらず、適切な応答がなされず内容の確認ができない期間や、是正命令を行ってから是正がなされるまでの期間においては、報告された情報のうち、真偽が未確認である情報について、公表することを一時的に停止することは、本制度の目的からみて差し支えないこととする。この場合において、未確認である当該情報については、照会及び確認の過程である等の旨が住民・患者等に分かるよう所要の措置を講ずることとする。

５ 薬局機能情報の公表

（１）薬局機能情報の公表時期

都道府県は、薬局開設者から４（１）①により報告された薬局機能情報について、自らが定めた報告期日から速やかに公表しなければならない。また、４（１）②により報告された薬局機能情報についても、速やかに公表するものとする。

（２）薬局機能情報の公表方法

① 都道府県は、インターネットを通じ、薬局開設者から報告された薬局機能情報を公表するものとする。インターネットを通じた情報の公表については、住民・患者等による薬局の選択に資するよう、必要な情報を抽出できる検索機能を有するシステムにより行うものとする。なお、わかりやすく情報提供を行う観点から、規則別表第１に示されている各項目の順番を変えて表示することや各項目の記載をわかりやすい表現とすることは差し支えない。

② 都道府県は、インターネットを利用できない環境にある住民・患者等に配慮し、インターネットを通じた公表と併せて、都道府県担当部署等において、書面による閲覧又はＰＣ等のモニター画面での表示等により、公表するものとする。また、都道府県が、電話による照会への対応等、独自の取組を行うこととしても差し支えない。

③　都道府県は、１の目的及び２の情報の取扱いについて、薬局機能情報を公表する際に、インターネットを通じたシステム上で示すこととする。

④　都道府県は、隣接する都道府県の公表する薬局機能情報についても住民・患者等が活用できるよう、当該情報を公表しているホームページをリンク先として設定する等、適切な措置を講ずるよう努めることとする。

この点に関し、都道府県は、隣接する他の都道府県より薬局機能情報に関するリンクの設定等の依頼があった場合は、これに応じるよう努めることとする。

6　薬局による情報提供

都道府県は、薬局による情報提供に関して、薬局開設者に対して、以下に掲げる事項について、適切な指導・助言等を行うとともに、是正命令等を行うことにより、本制度の円滑な運営に努めることとする。

ア　薬局開設者は、薬局機能情報について都道府県知事へ報告するとともに、当該薬局において閲覧に供しなければならない。その際、書面による閲覧に代えて、電磁的方法（電子メール、インターネット、ＰＣ等モニター画面での表示、ＣＤ－ＲＯＭ等の交付）による情報の提供を行うことができる。

イ　薬局開設者は、住民・患者等からの当該薬局の薬局機能情報に関する相談・照会等について、適切に対応するよう努めるとともに、当該薬局以外の薬局に対する相談・照会等があった場合においても、適切な対応に努めることとする。

薬生総発1006第２号
平成29年10月６日

日本チェーンドラッグストア協会会長　殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
（公　　印　　省　　略）

「薬局機能に関する情報の報告及び公表にあたっての留意点について」の改正について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、別添のとおり、各都道府県、保健所設置市、特別区の薬務主管部（局）長あて通知しましたので、御了知いただくとともに、貴会会員に周知いただきますようお願いいたします。

（別添）

薬生総発1006第１号
平成29年10月６日

各 ⎧都道府県⎫
　 ⎨保健所設置市⎬ 薬務主管部（局）長　殿
　 ⎩特別区⎭

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
（公　印　省　略）

「薬局機能に関する情報の報告及び公表にあたっての留意点について」の改正について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第８条の２の規定に基づき、薬局開設者が都道府県知事に報告する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第１号）別表第１に掲げる事項の報告及び公表に当たっては、「薬局機能に関する情報の報告及び公表にあたっての留意点について」（平成19年３月26日付け薬食総発第0326001号厚生労働省医薬食品局総務課長通知）により行ってきたところです。

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第96号）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第109号）が公布されたことに伴い、別添１のとおり当該課長通知を改正します。

つきましては、御了知の上、貴管下の薬局、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

別添１

「薬局機能に関する情報の報告及び公表にあたっての留意点について」（平成19年３月26日付け薬食総発第0326001号厚生労働省医薬食品局総務課長通知）

新	旧
Ⅰ．薬局機能に関する情報の考え方について 規則別表第１に掲げる事項(以下「事項」という。)に係る情報については、国民の選択に資するために、原則、薬局機能情報提供制度実施要領（平成19年３月26日付け薬食発第0326026号厚生労働省医薬食品局長通知別添）４（１）①の都道府県が定める時点（以下「報告時点」という。）における実施等の可否若しくは有無等を報告・公表するものであって、将来的な実施を想定した報告及び公表を求めるものではないこと。 （略）可能なかぎり選択方式による報告とすることは差し支えない。事項のうち、かかりつけ薬剤師・薬局の実現に向けた患者本位の医薬分業の質を評価する指標となるものの報告方法については、別途通知により様式を示す予定なので、都道府県知事が事項の報告方法を定める際の参考とすること。	Ⅰ．薬局機能に関する情報の考え方について 規則別表第１に掲げる事項(以下「事項」という。)に係る情報については、国民の選択に資するために、原則、報告時点における実施等の可否若しくは有無等を報告・公表するものであって、将来的な実施を想定した報告及び公表を求めるものではないこと。 （略）可能なかぎり選択方式による報告とすることは差し支えない。
Ⅱ．報告にあたっての留意点 第１　管理、運営、サービス等に関する事項 １　基本情報 （１）　薬局の名称 薬局の名称については、規則第２条に定める薬局開設の許可証と同じ表記とし、ふりがな（ひらがな又はカタカナ。以下同じ。）及びローマ字（ヘボン式。以下同じ。）を付記する。	Ⅱ．報告にあたっての留意点 第１　管理、運営、サービス等に関する事項 １　基本情報 （１）　薬局の名称 薬局の名称については、規則第２条に定める薬局開設の許可証（以下単に「許可証」という。）と同じ表記とし、ふりがな（ひらがな又はカタカナ。以下同じ。）及びローマ字（ヘボン式。以下同じ。）を付記する。
３　薬局サービス等 （３）　薬剤師不在時間の有無 規則第１条に定める薬局開設の許可の申請書又は法第10条第２項に定める変更の届出において、薬剤師不在時間「有」と届出をした場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。	３　薬局サービス等 （新設）

新	旧
（4） 対応することができる外国語の種類	（3） 対応することができる外国語の種類
（5） 障害者に対する配慮	（4） 障害者に対する配慮
（6） 車椅子の利用者に対する配慮 (略) なお、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）に基づく建築物移動等円滑化基準に適合している場合は、バリアフリー対応済みである旨記載する。	（5） 車椅子の利用者に対する配慮 (略) なお、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）に基づく基礎的基準に適合している場合は、バリアフリー対応済みである旨記載する。
（7） 受動喫煙を防止するための措置	（6） 受動喫煙を防止するための措置
第２ 提供サービスや地域連携体制に関する事項 １ 業務内容、提供サービス （1） 認定薬剤師（中立的かつ公共性のある団体により認定され、又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。）の種類及び人数 (略) 団体（公益社団法人薬剤師認定制度認証機構等）により認証を受けた制度又は (中略) 認定団体名（公益社団法人薬剤師認定制度認証機構により認証を受けた認定の場合は「（CPC）」を付記）及び (略)	第２ 提供サービスや地域連携体制に関する事項 １ 業務内容、提供サービス （1） 認定薬剤師（中立的かつ公共性のある団体により認定され、又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。）の種類及び人数 (略) 団体（公益社団法人薬剤師認定制度認証機構等）又は (中略) 認定団体名（公益社団法人薬剤師認定制度認証機構による認定の場合は「（CPC）」を付記）及び (略)
（2） 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数 健康サポート薬局の届出の有無にかかわらず、健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数（常勤・非常勤にかかわらず実数）を記載する。ただし、研修修了証の有効期限が切れている場合は人数に含まない。	(新設)
（3） 薬局の業務内容 （iii） 麻薬に係る調剤の実施の可否 麻薬小売業者免許を有し、麻薬調剤が可能な場合に「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。	（2） 薬局の業務内容 （iii） 麻薬に係る調剤の実施の可否 麻薬小売業者免許を有する場合に「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。
（v） 薬局製剤実施の可否 (略) （平成27年３月31日付け薬食発0331第１号厚生労働省医薬食品局長通知）別紙１の品目のいずれかに関し製造販売承認を受けている場合に「可」とし、 (略)	（v） 薬局製剤実施の可否 (略) （平成27年３月31日付け薬食発0331第１号厚生労働省医薬食品局長通知）別表１の品目のいずれかに関し製造販売承認を受けている場合に「可」とし、 (略)

新	旧
(vii) 薬剤服用歴管理の実施 イ　薬剤服用歴管理の実施の有無 薬剤服用歴（以下「薬歴」という。）を管理している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。	(vii) 薬剤服用歴管理の実施の有無 薬剤服用歴（以下「薬歴」という。）を管理している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。薬歴の管理について電子化を実施している場合は、「薬歴管理（電子化）」等と記載しても差し支えない。
ロ　電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無 薬歴の管理について電子化を実施している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。	(新設)
(viii) 薬剤情報を記載するための手帳の交付 イ　薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否 調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、相互作用その他服用に際して注意すべき事項を記載する手帳（いわゆる「お薬手帳」）の交付及び当該手帳への記載を行っている場合に「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。	(viii) 薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否 調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、相互作用その他服用に際して注意すべき事項を記載する手帳（いわゆる「お薬手帳」）の交付及び当該手帳への記載を行っている場合に「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。
ロ　薬剤情報を電磁的記録により記載するための手帳を所持する者の対応の可否 「お薬手帳（電子版）の運用上の留意事項について」(平成27年11月27日付け薬生総発1127第４号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）の「第２ 提供薬局等が留意すべき事項」を遵守する体制が構築されているとともに、「第３　運営事業者等が留意すべき事項」を遵守する電子版お薬手帳を提供している場合に「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。	(新設)

新	旧
（4） 地域医療連携体制 （ⅰ）医療連携の有無 以下の取組の有無をそれぞれ記載すること。 ①プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無 プレアボイドとは、Prevent and avoid the adverse drug reaction（薬による有害事象を防止・回避する）という言葉を基にした造語であり、医療機関では一般社団法人日本病院薬剤師会においても薬剤師が薬物療法に直接関与し、薬学的患者ケアを実践して患者の不利益（副作用、相互作用、治療効果不十分など）を回避あるいは軽減した事例をプレアボイドと称して報告を収集し、共有する取組が行われているが、近年では、医療機関だけではなく、薬局における副作用等の健康被害の回避症例等も収集し、当該情報を医療機関等の関係者と連携して共有する取組も行われている。薬局においてこのような取組に参加し、事例の提供を行っている場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。 また、当該項目に該当する取組として、2（2）（ⅱ）の薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事業の「参加薬局」として登録を行うだけではなく、薬局機能情報提供制度実施要領（平成19年3月26日付け薬食発第0326026号厚生労働省医薬食品局長通知別添）４（２）①の都道府県が定める期日（以下「報告期日」という。）の前年1年間（1月1日～12月31日）に、疑義照会により処方変更がなされた結果、患者の健康被害や医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至った事例を報告した場合も「有」として差し支えない。	（3） 地域医療連携体制 （ⅰ）医療連携の有無 医療連携の有無については、医療機関と連携し在宅医療に取り組んでいる場合、又は、通常の営業日、開店時間外の対応のため、周辺の薬局で構成する輪番制に参加している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。この場合、第1の1（7）開店時間と併せて連絡先の電話番号、URL等を記載して差し支えない。

新	旧
②プロトコルに基づいた薬物治療管理（PBPM）の取組の有無 PBPM（Protocol Based Pharmacotherapy Management）とは、「薬剤師に認められている業務の中で、医師と合意したプロトコルに従って薬剤師が主体的に実施する業務を行うこと」であり、医療機関の医師や薬局の薬剤師等が地域でPBPMを導入することにより、薬物療法の適正化や患者の利便性の向上を達成する取組を実施している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。 ただし、①及び②の他に医療連携の取組（地域の医療機関等が連携した薬剤の使用に関するフォーミュラリーを導入する取組等）を実施している場合は、報告及び公表の際にこれらの取組を追加しても差し支えない。	
（ⅱ）地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無 薬局が所在する地域に地域医療情報連携ネットワークがある場合に、そのネットワークに参加し、患者情報の共有等による薬学的管理の向上に取り組んでいる場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。	（新設）
（ⅲ）退院時の情報を共有する体制の有無 医療機関の医師又は薬剤部や地域医療（連携）室等との連携により、退院時カンファレンスへの参加や退院時の情報を共有する体制がある場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。	（新設）
（ⅳ）受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無 薬局の利用者からの健康に関する相談に適切に対応し、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行う際に、利用者の同意を得た上で、当該利用者の情報等を文書により医療機関（医師）に提供する体制がある場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。	（新設）

新	旧
（ⅴ）地域住民への啓発活動への参加の有無 地方公共団体や地区薬剤師会等が地域住民に対して開催している薬の特性や適正使用の必要性等に関する講習会、学校教育等の啓発活動へ参加等を行っている場合については「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。	（ⅱ）地域住民への啓発活動への参加の有無 啓発活動への有無については、地域住民に対して、地区薬剤師会等が地域住民に対して開催している薬の特性や適正使用の必要性等に関する講習会、学校教育等の啓発活動へ参加等を行っている場合については「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。
２　実績、結果等に関する事項 （２）　医療安全対策の実施	２　実績、結果等に関する事項 （２）　医療安全対策（医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置の有無） 薬局における医薬品の使用に係る安全な管理の確保のために、医薬品に係る安全管理責任者を配置していることをもって「有」と記載する。なお、その他法の規定に基づいて実施する医薬品の業務に係る医療の安全を確保するための措置に関する情報を記載して差し支えない。
（ⅰ）副作用等に係る報告の実施件数 報告期日の前年１年間に、法第68条の10第２項に基づく副作用等の報告を実施した延べ件数を記載する。	（新設）
（ⅱ）医療安全対策に係る事業への参加の有無 薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事例等の収集に参加している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。なお、当該事業への参加に際しては、「参加薬局」として登録を行うのみならず、広く薬局が医療安全対策に有用な情報を共有できるように、「薬局ヒヤリ・ハット事例」の報告に努めること。特に、疑義照会により処方変更がなされた結果、患者の健康被害や医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至った事例については、積極的に共有することが望ましい。	（新設）

新	旧
（５） 処方せんを応需した者の数（患者数） 報告期日の前年１年間に、処方せんを応需した延べ患者数を記載する。ただし、報告及び公表方法については実数又は概数のいずれかの方法を用いることとして都道府県が定めることとして差し支えない。	（５） 処方せんを応需した者の数（患者数） 前年に処方せんを応需した延べ患者数を記載する。ただし、報告及び公表方法については実数又は概数のいずれかの方法を用いることとして都道府県が定めることとして差し支えない。
（６） 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数 在宅患者訪問薬剤管理指導料等の算定にかかわらず、報告期日の前年１年間に、医療を受ける者の居宅等において調剤業務を実施した延べ件数を実数で記載する。	（新設）
（７） 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議（行政職員をはじめとした地域の関係者から構成される会議体をいう。）その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数 報告期日の前年１年間に、健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議等の地域の多職種が参加する会議に参加した回数を実数で記載する。また、健康サポート薬局研修を修了していない薬剤師の参加回数は含まないこと。なお、健康サポート薬局研修を修了した複数の薬剤師が同一会議に参加した場合は、１回として計上すること。	（新設）
（８） 患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数 報告期日の前年１年間に、患者、その家族等若しくは医療機関の求めがあった場合又は薬剤師がその必要性を認めた場合において、患者の同意を得た上で、患者の服薬状況等を服薬情報等提供料に係る情報提供書等の文書により医療機関（医師）に提供した回数を実数で記載する。なお、服薬情報等提供料の算定の有無にかかわらず、報告して差し支えない。	（新設）

新	旧
（9） 患者満足度の調査 （ｉ）患者満足度の調査の実施の有無 報告期日の前年１年間に薬局に来訪した患者又はその家族に対し、当該薬局の提供するサービス等に関してアンケート等の調査を行った場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。	（6） 患者満足度の調査 （ｉ）患者満足度の調査の実施の有無 報告する時点から遡って過去１年以内に薬局に来訪した患者又はその家族に対し、当該薬局の提供するサービス等に関してアンケート等の調査を行った場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

＜参考＞
平成 29 年 10 月 6 日付け薬生総発 1006 第 1 号
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知による改正後

薬食総発第 0326001 号
平成 19 年 3 月 26 日

各 都道府県 保健所設置市 特別区 薬務主管部（局）長　殿

厚生労働省医薬食品局総務課長

薬局機能に関する情報の報告及び公表にあたっての留意点について

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号）による改正後の薬事法（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第８条の２の規定に基づき、薬局機能に関する情報について、薬局開設者は都道府県知事に報告することが義務付けられ、その情報については、当該薬局開設者及び都道府県知事が公表することとされたところです。

今般、薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成 19 年厚生労働省令第 28 号。以下「改正省令」という。）を公布し、平成 19 年４月１日より施行することとなり、「薬事法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成 19 年３月 26 日付け薬食発第 0326024 号厚生労働省医薬食品局長通知）を通知したところです。法第８条の２の規定に基づき、薬局開設者が都道府県知事に報告する改正省令による改正後の薬事法施行規則（昭和 36 年厚生省令第１号。以下「規則」という。）別表第１に掲げる事項の報告及び公表に当たっては、下記の諸点に留意されるようお願いします。

記

Ⅰ．薬局機能に関する情報の考え方について

規則別表第１に掲げる事項（以下「事項」という。）に係る情報については、国民の選択に資するために、原則、薬局機能情報提供制度実施要領（平成 19 年３月 26 日付け薬食発第 0326026 号厚生労働省医薬食品局長通知別添）４（１）①の都道府県が定める時点（以下「報告時点」という。）における実施等の可否若しくは有無等を報告・公表するものであって、将来的な実施を想定した報告及び公表を

求めるものではないこと。当該事項については、薬局における業務の一部であり、当該事項以外の情報について報告・公表する場合は、本通知による留意点を踏まえて実施すること。

また、事項の報告は、規則第 11 条の２の規定に基づき都道府県知事が定める方法により行うものであるが、報告にあたって薬局が記載する際の留意点をⅡ．に示すので参考にされたい。当該事項については、実施の「可否」や「有無」を報告する場合にあらかじめ定めた選択項目をチェックする方式（以下「選択方式」という。）が考えられるが、自由に記載するようなその他の報告についても、可能なかぎり選択方式による報告とすることは差し支えない。事項のうち、かかりつけ薬剤師・薬局の実現に向けた患者本位の医薬分業の質を評価する指標となるものの報告方法については、別途通知により様式を示す予定なので、都道府県知事が事項の報告方法を定める際の参考とすること。

なお、薬局開設者が事項に係る情報について、報告をしない場合、又は虚偽の報告をした場合は、法第 72 条の３に基づく指導の対象となることに留意すること。

Ⅱ．報告にあたっての留意点

事項に関する情報の報告にあたって、留意すべき点は、次のとおりである。

第１　管理、運営、サービス等に関する事項

１　基本情報

（１）　薬局の名称

薬局の名称については、規則第２条に定める薬局開設の許可証と同じ表記とし、ふりがな（ひらがな又はカタカナ。以下同じ。）及びローマ字（ヘボン式。以下同じ。）を付記する。

なお、英語表記の名称がある場合はローマ字での表記に代えて差し支えない。

（２）　薬局開設者

薬局の開設者の氏名（ただし、法人にあっては、名称及び代表者の氏名。株式会社等の表記を略さないこと。）を記載し、ふりがなを付記する。

（３）　薬局の管理者

薬局の管理者の氏名とする。規則第１条に定める薬局開設の許可の申請書又は法第 10 条に定める変更の届出と同じ表記とし、ふりがなを付記する。

（４） 薬局の所在地

薬局開設の許可証と同じ表記とし、ふりがな、郵便番号及び英語での表記を付記する。

なお、薬局開設の許可証にビル名が表記されていない場合であっても、ビル名を付記することは差し支えない。

（５） 電話番号及びファクシミリ番号

連絡が可能な電話番号及びファクシミリ番号を記載すること。また、電話番号等が複数ある場合はそれぞれを併記して差し支えない。ただし、対応出来ない時間帯等があるときはそれがわかるよう記載すること。

（６） 営業日

通常の営業日を記載すること。年末年始等の特別な時期における休業日等については、あらかじめ早めに報告・公表することが望ましい。

（７） 開店時間

通常の開店時間を記載すること。ただし、開店時間外の対応が可能な場合、あるいは夜間・休日営業の地域輪番・当番制に参加している場合等は、その内容がわかるよう記載すること。

（８） 開店時間外で相談できる時間

開店時間外に電話等による相談対応が出来る場合はその時間を記載すること。

２ 薬局へのアクセス

（１） 薬局までの主な利用交通手段

利用交通手段のうち、主な手段を記載することとするが、以下の点に留意すること。

① 公共交通機関を利用した場合とし、最寄りの駅・停留所の名称、及び当該駅や停留所からの徒歩による所要時間等を含むこと。

② 可能な限り、他の民間事業者や医療機関の建物を目印にしないこと。

③ 複数の交通手段を記載することは差し支えない。

④ 交通手段以外の事項は記載しないこと。

なお、①から④までに掲げる情報とともに、薬局周辺の地図を含めることは差し支えない。

（２） 薬局の駐車場

（ⅰ）駐車場の有無

薬局において所有する駐車場、又は契約等により薬局に訪れた患者等が自由に使用できる駐車場を薬局において保有する場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。ただし、その他、最寄りに利用可能な有料駐車場等がある場合は、例えば、「最寄りに有料駐車場あり」等の旨を記載することが望ましい。

なお、駐輪場の有無に関する情報を記載する場合は、その旨を明記すること。

（ⅱ）駐車台数

（ⅰ）の駐車場について、駐車可能な普通乗用車の台数を記載する。

（ⅲ）有料又は無料の別

（ⅰ）の駐車場について、有料又は無料の区別を記載する。

（３） ホームページアドレス

薬局においてホームページを開設している場合は、ホームページアドレス（以下「URL」という。）を記載する。また、当該ホームページが有料である場合には、その旨がわかるよう必要な情報を記載する。ただし、薬局の従業者個人のホームページなど、薬局機能に関する情報以外の内容を主として提供する URL は含まないこと。

なお、同一のホームページに複数の薬局の情報が含まれる場合は、各薬局の情報が適切に閲覧できるよう配慮するものであること。

（４） 電子メールアドレス

患者や住民が連絡、相談等を行うことのできる専用の電子メールアドレスを薬局において有しており、当該電子メールアドレスによる対応を行う場合は、その電子メールアドレスとする。

ただし、薬局の従業者個人の電子メールアドレス、薬局において業務以外に使用する等の電子メールアドレスは含まれないこと。

３ 薬局サービス等

（１） 健康サポート薬局である旨の表示

「健康サポート薬局」である旨を掲載すること。該当しない場合は「無」又は「－」等 を記載すること。

（２） 相談に対する対応の可否

健康相談、禁煙相談、誤飲・誤食による中毒相談等対応可能な相談内容について記載すること。相談項目を記載した上で可否を記載しても差し支えないこと。

（３） 薬剤師不在時間の有無

規則第１条に定める薬局開設の許可の申請書又は法第 10 条第２項に定める変更の届出において、薬剤師不在時間「有」と届出をした場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

（４） 対応することができる外国語の種類

外国語の対応が「可」の場合は、対応が可能な外国語の種類について、対応のレベル（例えば、日常会話レベル、母国語レベル等）を示すこと。

通常の営業日及び開店時間により、対応できない曜日、時間帯等がある場合は、「曜日、時間帯等により対応できない場合がある」等の旨を記載、又は具体的に対応できない曜日、時間等を記載することが望ましい。また、通常は外国語対応を行っていないが、事前に連絡があれば対応可能な場合は、「事前に連絡が必要」等の旨を記載すること。

（５） 障害者に対する配慮

具体的には、次に掲げるイ又はロの場合が考えられる。

イ　聴覚障害者に対するサービス内容

画面表示、文書又は筆談での服薬指導、手話通訳での服薬指導等の対応の可否を記載する。

通常の営業日及び開店時間により、対応できない曜日、時間帯等がある場合は、対応できない曜日、時間帯等を具体的に記載するか、「曜日、時間帯等により対応できない場合がある」等の旨を記載することが望ましい。また、通常は手話通訳等での対応を行っていないが、事前に連絡があれば対応可能な場合は、「事前に連絡が必要」等の旨を記載すること。

ロ　視覚障害者に対するサービス内容

薬袋・薬剤への点字表示（シール等）、服薬指導に用いる文書の点字による作成、音声案内等を実施している場合は、その旨についてそれぞれ記載すること。

（６） 車椅子の利用者に対する配慮

バリアフリー構造であること等、車椅子での来局が可能な場合は「可」とし、それ以外は「否」とすること。

この場合、①スロープ、②手すり、③身体障害者用トイレ、④車椅子利用者用駐車場、⑤点状ブロック、⑥昇降機等について、それぞれ有無を記載することは差し支えない。

なお、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号）に基づく建築物移動等円滑化基準に適合している場合は、バリアフリー対応済みである旨記載する。

（７） 受動喫煙を防止するための措置

具体的には、「全面禁煙」、「喫煙所設置」、「未実施」のいずれかを記載すること。

全面禁煙の場合とは、薬局内（建物外を除く。）で、患者が利用する場所が全て禁煙である場合とする。喫煙所設置の場合とは、喫煙室又は喫煙コーナーでのみ喫煙を認め、それ以外の患者が利用する場所が全て禁煙であって、喫煙室等がその他の区域と隔離されている場合とし、禁煙区域及び喫煙区域の広さは問わない。

４ 費用負担

（１） 医療保険及び公費負担等の取扱い

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく保険薬局としての指定及び厚生労働大臣、都道府県知事等により以下の法令等による各種指定を受けている薬局である旨を記載する。

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）、戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第 117 号）

（２） クレジットカードによる料金の支払の可否

薬局への費用の支払いについては、クレジットカードが使用可能な場合は「可」とするとともに利用可能な種類を記載する。

第２　提供サービスや地域連携体制に関する事項

１　業務内容、提供サービス

（１）　認定薬剤師（中立的かつ公共性のある団体により認定され、又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。）の種類及び人数

薬事に関する実務（調剤等業務、薬物治療、医薬品開発）について、中立的かつ公共性のある団体（公益社団法人薬剤師認定制度認証機構等）により認証を受けた制度又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師について、認定の種類ごとに認定名称、認定団体名（公益社団法人薬剤師認定制度認証機構により認証を受けた認定の場合は「(CPC)」を付記）及び薬剤師の人数（常勤・非常勤にかかわらず実数）を記載する。ただし、保護司、麻薬乱用防止指導員等公的な機関から任命されるものは除く。

（２）　健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数

健康サポート薬局の届出の有無にかかわらず、健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数（常勤・非常勤にかかわらず実数）を記載する。ただし、研修修了証の有効期限が切れている場合は人数に含まない。

（３）　薬局の業務内容

以下に示す条件に適合する場合について、記載する。

（ⅰ）無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否

中心静脈栄養輸液、抗悪性腫瘍注射剤等の混合調製に関し、無菌製剤処理を行うための施設基準に適合している旨を地方社会保険事務局に届け出ている場合は「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。

なお、処方せん受付薬局が無菌調剤室提供薬局の無菌調剤室の共同利用を行うことにより無菌製剤処理を要する医薬品を調剤することができる場合においては、処方せん受付薬局において、「可（○○薬局（無菌調剤室提供薬局の名称及び所在地）の無菌調剤室を共同利用)」として差し支えない。

（ⅱ）一包化薬に係る調剤の実施の可否

一包化調剤が可能な場合は「可」とする。それ以外の場合は、原則「否」とするが、薬局の任意で薬包紙により個別に実施する場合においては「可」と記載して差し支えない。

（ⅲ）麻薬に係る調剤の実施の可否

麻薬小売業者免許を有し、麻薬調剤が可能な場合に「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。

（ⅳ）浸煎薬及び湯薬に係る調剤の実施の可否

生薬（漢方を含む。）の浸煎薬・湯薬を調剤することができる場合に「可」

とし、それ以外の場合は「否」とすること。

（ｖ）薬局製剤実施の可否

薬局製造販売医薬品（薬局製剤）の製造販売業許可を取得し、かつ、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第３条の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の有効成分の一部を改正する件について」（平成 27 年３月 31 日付け薬食発 0331 第１号厚生労働省医薬食品局長通知）別紙１の品目のいずれかに関し製造販売承認を受けている場合に「可」とし、それ以外の場合（別紙２の品目についてのみ製造販売の届出を行っている場合を含む。）は「否」とすること。

（vi）医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否

医療を受ける者の居宅等において医師又は歯科医師が交付した処方せんにより調剤業務を行う場合で、在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方社会保険事務局に届出を行っている場合に「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。

（vii）薬剤服用歴管理の実施

イ　薬剤服用歴管理の実施の有無

薬剤服用歴（以下「薬歴」という。）を管理している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

ロ　電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無

薬歴の管理について電子化を実施している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

（viii）薬剤情報を記載するための手帳の交付

イ　薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否

調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、相互作用その他服用に際して注意すべき事項を記載する手帳（いわゆる「お薬手帳」）の交付及び当該手帳への記載を行っている場合に「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。

ロ　薬剤情報を電磁的記録により記載するための手帳を所持する者の対応の可否

「お薬手帳（電子版）の運用上の留意事項について」（平成 27 年 11 月 27 日付け薬生総発 1127 第４号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）の「第２　提供薬局等が留意すべき事項」を遵守する体制が構築されているとともに、「第３　運営事業者等が留意すべき事項」を遵守する電子版お薬手帳を提供している場合に「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。

（４） 地域医療連携体制

（ⅰ）医療連携の有無

以下の取組の有無をそれぞれ記載すること。

①プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無

プレアボイドとは、Prevent and avoid the adverse drug reaction（薬による有害事象を防止・回避する）という言葉を基にした造語であり、医療機関では一般社団法人日本病院薬剤師会においても薬剤師が薬物療法に直接関与し､薬学的患者ケアを実践して患者の不利益(副作用、相互作用、治療効果不十分など）を回避あるいは軽減した事例をプレアボイドと称して報告を収集し、共有する取組が行われているが、近年では、医療機関だけではなく、薬局における副作用等の健康被害の回避症例等も収集し、当該情報を医療機関等の関係者と連携して共有する取組も行われている。薬局においてこのような取組に参加し、事例の提供を行っている場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

また、当該項目に該当する取組として、２（２）（ⅱ）の薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事業の「参加薬局」として登録を行うだけではなく、薬局機能情報提供制度実施要領（平成 19 年３月 26 日付け薬食発第 0326026 号厚生労働省医薬食品局長通知別添）４（２）①の都道府県が定める期日（以下「報告期日」という。）の前年１年間（１月１日～12 月 31 日）に、疑義照会により処方変更がなされた結果、患者の健康被害や医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至った事例を報告した場合も「有」として差し支えない。

②プロトコルに基づいた薬物治療管理（PBPM）の取組の有無

PBPM（Protocol Based Pharmacotherapy Management）とは、「薬剤師に認められている業務の中で、医師と合意したプロトコルに従って薬剤師が主体的に実施する業務を行うこと」であり、医療機関の医師や薬局の薬剤師等が地域で PBPM を導入することにより､薬物療法の適正化や患者の利便性の向上を達成する取組を実施している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

ただし、①及び②の他に医療連携の取組（地域の医療機関等が連携した薬剤の使用に関するフォーミュラリーを導入する取組等）を実施している場合は、報告及び公表の際にこれらの取組を追加しても差し支えない。

（ⅱ）地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無

薬局が所在する地域に地域医療情報連携ネットワークがある場合に、そのネットワークに参加し、患者情報の共有等による薬学的管理の向上に取り組

んでいる場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

（ⅲ）退院時の情報を共有する体制の有無

医療機関の医師又は薬剤部や地域医療（連携）室等との連携により、退院時カンファレンスへの参加や退院時の情報を共有する体制がある場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

（ⅳ）受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無

薬局の利用者からの健康に関する相談に適切に対応し、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行う際に、利用者の同意を得た上で、当該利用者の情報等を文書により医療機関（医師）に提供する体制がある場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

（ⅴ）地域住民への啓発活動への参加の有無

地方公共団体や地区薬剤師会等が地域住民に対して開催している薬の特性や適正使用の必要性等に関する講習会、学校教育等の啓発活動へ参加等を行っている場合については「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

２　実績、結果等に関する事項

（１）　薬局の薬剤師数

薬事に関する実務に従事する薬剤師の数を記載する。記載にあたっては、「薬局等の許可等に関する疑義について（回答）」（平成 11 年２月 16 日付け医薬企第 16 号厚生省医薬安全局企画課長通知）記１「薬剤師の員数の解釈について」によるものとする。

なお、この場合、端数は切り捨てるものとする。

（２）　医療安全対策の実施

（ⅰ）副作用等に係る報告の実施件数

報告期日の前年１年間に、法第 68 条の 10 第２項に基づく副作用等の報告を実施した延べ件数を記載する。

（ⅱ）医療安全対策に係る事業への参加の有無

薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事例等の収集に参加している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。なお、当該事業への参加に際しては、「参加薬局」として登録を行うのみならず、広く薬局が医療安全対策に有用な情報を共有できるように、「薬局ヒヤリ・ハット事例」の報告に努めること。特に、疑義照会により処方変更がなされた結果、患者の健康被害や医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至った事例については、積極的に共有することが望ましい。

（３） 情報開示の体制

調剤録、薬歴、レセプト等の情報について患者本人からの求めに基づいて情報開示する場合には「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。

（４） 症例を検討するための会議等の開催の有無

薬歴、服薬指導等の実践に基づく服薬遵守（コンプライアンス）の状況等の確認、指導内容の改善、相談対応等の改善を目的とした検討を定期的に実施している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

（５） 処方せんを応需した者の数（患者数）

報告期日の前年１年間に、処方せんを応需した延べ患者数を記載する。ただし、報告及び公表方法については実数又は概数のいずれかの方法を用いることとして都道府県が定めることとして差し支えない。

（６） 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数

在宅患者訪問薬剤管理指導料等の算定にかかわらず、報告期日の前年１年間に、医療を受ける者の居宅等において調剤業務を実施した延べ件数を実数で記載する。

（７） 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議（行政職員をはじめとした地域の関係者から構成される会議体をいう。）その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数

報告期日の前年１年間に、健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議等の地域の多職種が参加する会議に参加した回数を実数で記載する。また、健康サポート薬局研修を修了していない薬剤師の参加回数は含まないこと。なお、健康サポート薬局研修を修了した複数の薬剤師が同一会議に参加した場合は、１回として計上すること。

（８） 患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数

報告期日の前年１年間に、患者、その家族等若しくは医療機関の求めがあった場合又は薬剤師がその必要性を認めた場合において、患者の同意を得た上で、患者の服薬状況等を服薬情報等提供料に係る情報提供書等の文書により医療機関（医師）に提供した回数を実数で記載する。なお、服薬情報等提供料の算定の有無にかかわらず、報告して差し支えない。

（９） 患者満足度の調査

（ⅰ）患者満足度の調査の実施の有無

報告期日の前年１年間に薬局に来訪した患者又はその家族に対し、当該薬局の提供するサービス等に関してアンケート等の調査を行った場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

（ⅱ）患者満足度の調査結果の提供の有無

（ⅰ）の調査結果について、薬局において閲覧できるようにする等、公表を行っている場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

薬生発 0926 第 5 号
平成 29 年 9 月 26 日

各 (都道府県知事 / 保健所設置市長 / 特別区長) 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
（ 公 印 省 略 ）

コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について

コンタクトレンズ（カラーコンタクトレンズを含む。）の販売に関しては、これまで「コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について」（平成 24 年 7 月 18 日付け薬食発 0718 第 15 号厚生労働省医薬食品局長通知）、「コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について（再周知）」（平成 25 年 6 月 28 日付け薬食発 0628 第 17 号厚生労働省医薬食品局長通知）及び「コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について（再周知）」（平成 26 年 10 月 1 日付け薬食発 1001 第 3 号厚生労働省医薬食品局長通知）（以下これらを「局長通知」という。）により、購入者に対して適正な使用方法等を十分に説明することや購入時に医療機関の受診勧奨等を行うこと等について、周知徹底を依頼してきたところである。

しかしながら、平成 26 年度厚生労働科学研究「カラーコンタクトレンズの規格適合性に関する調査研究」における「学校現場でのコンタクトレンズ使用状況調査データの２次解析」の報告では、眼障害の危険因子として、不適切なケアや長時間又は交換期間を超えた装用等が考えられるとともに、インターネット及び通信販売（以下「インターネット販売等」という。）を利用した購入者に眼障害が多いことが指摘されている。

適切に治療をしなければ失明につながるおそれのある感染性角膜潰瘍等、重篤な眼障害の発生を未然に防ぎ、購入者がコンタクトレンズを安心して使用できるようにするためには、購入者自身が不適切な使用による眼障害の発生の危険性について正しく理解し、添付文書や医療機関の指示に従い適正に使用することの重要性を認識することが不可欠である。

このため、本通知では、これまで局長通知において周知徹底を依頼してきた、販売時における小売販売業者（コンタクトレンズを使用する者等に直接販売す

る販売業者をいう。インターネット販売等によるものを含む。以下同じ。）から購入者への情報提供や医療機関の受診勧奨等の実効性をより一層高めるため、対面販売か非対面販売かを問わず、その情報提供等の在り方や販売に際しての受診状況確認について具体的な取扱いを示すこととする。

また、コンタクトレンズの適正な使用のために必要となる、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 68 条の２第１項に基づき製造販売業者が販売業者に対して行う情報提供等についても、本通知で具体的な取扱いを示すこととする。

貴職におかれては、下記のコンタクトレンズの販売業者及び製造販売業者に対する指導事項を御了知の上、貴管下関係業者に対し、周知徹底を図られたい。

また、本通知の写しを、公益社団法人日本医師会会長、一般社団法人日本コンタクトレンズ協会会長、公益財団法人日本眼科学会理事長、公益社団法人日本眼科医会会長、日本眼感染症学会理事長、日本コンタクトレンズ学会理事長、一般社団法人日本医療機器産業連合会会長、一般社団法人米国医療機器・ＩＶＤ工業会会長及び欧州ビジネス協会医療機器委員会委員長に対し通知したことを申し添える。

記

第１　小売販売業者による販売時の受診確認

１　小売販売業者は、コンタクトレンズを販売するに当たり、購入者に対し、販売時に医療機関の受診状況を確認し、医療機関を受診している場合は、医師の指示に基づき販売すること。

また、購入者が医療機関を受診していない場合は、以下の事項について十分な説明を行い、医療機関を受診するよう勧奨を行うこと。その後、購入者が医療機関を受診している場合は、医師の指示に基づき販売すること。また、医療機関を受診していない場合は、医療機関を受診するよう再度勧奨を行うこと。

①　コンタクトレンズの不十分な洗浄・消毒など不適切なケアや、長時間又は交換期間を超えた装用により重篤な眼障害の発生の危険性があること。

②　重篤な眼障害の発生を予防するためには、医療機関を受診して、医師の指示に基づき使用する必要があること。

なお、小売販売業者は、購入者が受診した医療機関の名称及び医師の指示の内容について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第１号。以下「施行規則」という。）第 173 条第２項の書面に記載し、保存するとともに、個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従い、適切に取り

扱うこと。

２　小売販売業者は、販売に際しては、購入者に対し、医療機関の受診の必要性及び医師の指示に従って使用することを明確に伝達すること。「処方箋不要」、「検査不要」等の医療機関の受診が不要であると誤認させるような販売行為は不適切であること。

第２　小売販売業者によるコンタクトレンズ購入者に対する情報提供

１　小売販売業者は、法第 40 条の４に基づき購入者に対して販売時に行う情報提供について、次の（１）及び（２）に掲げる方法による適正な使用のために必要な情報の提供に努めること。なお、提供する情報は、製造販売業者から直接又は医療機器卸売販売業者（小売販売業者に対し医療機器を販売する販売業者をいう。以下同じ。）を介して提供される購入者向け情報提供用資料を利用し、眼障害例等は画像等を用いて分かりやすく説明すること。

（１）購入者に対し、次の①から④までに掲げる事項について情報提供すること。（添付文書記載事項を参照）

①　製品に関する情報（名称、形状・構造・原理、使用目的・効果等）

②　不適正使用による眼障害の危険性等に関する情報

(ｱ) コンタクトレンズの使用が原因で発生するおそれがある重篤な眼障害の症例。

(ｲ) 不適正な使用により重篤な眼障害が発生する危険性が高まること。

③　適正な使用方法に関する情報

④　使用上の留意事項

(ｱ) 医師の指示を受け、それを守ること。

(ｲ) 製品に添付されている添付文書を熟読し、装用時間、使用期間及び取扱方法等を守って正しく使用すること。

(ｳ) 自覚症状がなくても医療機関で定期検査を受けること。

(ｴ) 異常を感じたら、直ちに医療機関を受診すること。

(ｵ) 破損等の不具合があるレンズは使用しないこと。

（２）小売販売業者は、下記の３項目について、購入者にとって見やすい場所に掲示又は表示すること。①と②は販売業許可証を掲示することで代えて差し支えない。

①　高度管理医療機器等販売業の許可番号、許可年月日及び有効期間

②　営業所の名称及び所在地

③　高度管理医療機器等営業所管理者の氏名、相談時及び緊急時の電話番号その他の連絡先

（３）営業所管理者は、製造販売業者からの資料の提供（第４の１）があった場合、その旨を施行規則第 164 条第１項の帳簿に記載すること。また、小売販売業者は当該帳簿を保存すること。

２　小売販売業者は、購入者から眼障害等の相談等があった場合には、当該購入者に対して、医療機関への受診勧奨を行い、必要に応じて使用状況を確認すること。また、当該購入者が購入前に受診した医療機関に対して、発生した眼障害の内容等に係る情報提供に努めること。

第３　小売販売業者、営業所管理者及び従業者の質の向上

１　小売販売業者は、施行規則第 168 条の規定に基づき、営業所管理者に毎年継続的研修を受講させることが必要とされている。コンタクトレンズの使用により重篤な眼障害が発生するおそれがあることに鑑み、毎年受講する継続的研修の中で、販売業許可が有効である６年の間に少なくとも１回は、コンタクトレンズに関する専門的な知識を身につけられる講義を受講させること。

なお、現在、一般社団法人日本コンタクトレンズ協会及び都道府県眼科医会においてコンタクトレンズに関する専門的な講義が行われている。

営業所管理者は、施行規則第 164 条第１項の帳簿に、コンタクトレンズに関する専門的な知識を身につけられる講義の受講状況（営業所管理者の氏名、受講日時及び研修実施機関名）を記録すること。また、小売販売業者は当該帳簿を保存すること。

２　小売販売業者は、従業者の質の向上を図る観点から、製造販売業者から提供される購入者向け情報提供用資料等の資料や、自ら収集したコンタクトレンズの適正使用に必要な情報に基づき、従業者に対する教育訓練を行うこと。

また、教育訓練を実施した場合は、営業所管理者は、実施日時、教育訓練の内容等について､その旨を施行規則第 164 条第１項の帳簿に記載すること。また、小売販売業者は当該帳簿を保存すること。

３　営業所管理者は、法第 40 条第１項において準用する法第８条第２項に基づき、小売販売業者に対し、保健衛生上の支障を生ずるおそれがないように営業所の業務について必要な意見具申の徹底を図ること。

第４　製造販売業者による小売販売業者への情報提供

１　コンタクトレンズの製造販売業者は、直接又は医療機器卸売販売業者を介して、小売販売業者に購入者向け情報提供用資料を適切に提供すること。

当該資料を提供した場合は、提供した日付、内容等について記録し、保管するよう努めること。

なお、小売販売業者は、法第 68 条の２第２項の規定に基づき、コンタクトレンズの適正使用のためにコンタクトレンズの製造販売業者が行う必要な情報の収集に協力するよう努めること。

当該資料は、購入者に提供されるものであるため、購入者が正しく理解できるよう、具体的かつ簡潔な内容であること。また、購入者に対して、インターネット等を活用した効果的な情報提供に努めること。

２　コンタクトレンズの製造販売業者は、購入者向け情報提供用資料の解説資料を小売販売業者に提供し、教育の実施に努めること。

３　コンタクトレンズの製造販売業者は、直接又は医療機器卸売販売業者を介して小売販売業者の購入者への受診勧奨や情報提供の実施状況を確認し、本通知で示す取扱いが適正に実施されるよう必要な協力を行うとともに、本通知で示す取扱いによらずに販売を行っている場合は、本通知で示す取扱いの遵守を促すこと。

第５　その他の参考情報

販売業者は、日頃からコンタクトレンズの適正使用に関する情報の収集に努める必要があり、情報収集に活用できるホームページを以下のとおり示すので参考とされたい。

・厚生労働省　おしゃれ用カラーコンタクトレンズについて
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/colorcontact/index.html
・独立行政法人医薬品医療機器総合機構　eye care カラコン
http://www.pmda.go.jp/eyecare/index.html
・独立行政法人医薬品医療機器総合機構　医療機器情報検索
http://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/kikiSearch/
・一般社団法人日本コンタクトレンズ協会
http://www.jcla.gr.jp/
・公益社団法人日本眼科医会
http://www.gankaikai.or.jp/
・日本コンタクトレンズ学会
http://www.clgakkai.jp/

基発0914第６号
平成29年９月14日

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会　会長　殿

厚生労働省労働基準局長

平成29年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施について（協力依頼）

最低賃金行政の運営について、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成29年度の地域別最低賃金額の改定については、平成29年８月から９月の間に改定公示のすべてが行われ、平成29年９月30日から順次発効されます。

また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されています。

これら改定された最低賃金額（以下「改定最賃額」という。）については、広く国民に周知し、その履行確保を図る必要があることから、厚生労働省では、広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでいます。

ついては、貴団体におかれましても、傘下の会員等に対し、同封の原稿例を参考に、改定最賃額の周知について、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

（原稿例）

地域別最低賃金額が改定されました

○　都道府県ごとに決定される地域別最低賃金額が下表のとおり改定され、９月 30 日から順次発効します。

○　最低賃金は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定めたものです。

○　最低賃金は、パート、学生のアルバイト、嘱託などといった雇用形態やその呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。

○　仮に、労使の合意により最低賃金額より低い賃金を定めたとしても、それは、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとされます。

○　地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金（上限 50 万円）が科せられる場合があります。

○　派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される地域別最低賃金額が適用されます。

○　中小企業・小規模事業者に向けて、生産性向上を支援する業務改善助成金や最低賃金総合相談支援センターにおける相談等の支援策を設けています。詳細は厚生労働省 HP の検索画面又は検索エンジンから「業務改善助成金」で検索して下さい。

平成29年度地域別最低賃金改定状況

都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日
北海道	810	H29.10.1	石　川	781	H29.10.1	岡　山	781	H29.10.1
青　森	738	H29.10.6	福　井	778	H29.10.1	広　島	818	H29.10.1
岩　手	738	H29.10.1	山　梨	784	H29.10.14	山　口	777	H29.10.1
宮　城	772	H29.10.1	長　野	795	H29.10.1	徳　島	740	H29.10.5
秋　田	738	H29.10.1	岐　阜	800	H29.10.1	香　川	766	H29.10.1
山　形	739	H29.10.6	静　岡	832	H29.10.4	愛　媛	739	H29.10.1
福　島	748	H29.10.1	愛　知	871	H29.10.1	高　知	737	H29.10.13
茨　城	796	H29.10.1	三　重	820	H29.10.1	福　岡	789	H29.10.1
栃　木	800	H29.10.1	滋　賀	813	H29.10.5	佐　賀	737	H29.10.6
群　馬	783	H29.10.7	京　都	856	H29.10.1	長　崎	737	H29.10.6
埼　玉	871	H29.10.1	大　阪	909	H29.9.30	熊　本	737	H29.10.1
千　葉	868	H29.10.1	兵　庫	844	H29.10.1	大　分	737	H29.10.1
東　京	958	H29.10.1	奈　良	786	H29.10.1	宮　崎	737	H29.10.6
神奈川	956	H29.10.1	和歌山	777	H29.10.1	鹿児島	737	H29.10.1
新　潟	778	H29.10.1	鳥　取	738	H29.10.6	沖　縄	737	H29.10.1
富　山	795	H29.10.1	島　根	740	H29.10.1			

ニッポン一億総活躍プラン実現へ！

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

中小企業の生産性向上を支援します！

最低賃金引上げ支援
中小企業向け
業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

最低賃金の引上げ額が異なる5つのコースからチョイスできます。

助成の上限額

50万円～200万円

- 事業場内最低賃金が750円未満の事業場で、その額を30円以上引き上げた場合
- 事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場で、その額を120円以上引き上げた場合

生産性要件を満たした場合には、助成率が加算されます。

まずは特設サイトへGO（アクセス）だ！

申請方法や相談窓口となる
問い合わせ先などが確認できます。

業務改善助成金　検索

http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/

最低賃金引上げ支援

中小企業向け

業務改善助成金

設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その費用の一部を助成する制度です。

助成対象

事業場内最低賃金 1,000 円未満の中小企業・小規模事業者が対象です！

※過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。

●支給までの流れ

STEP1 助成金交付申請書を都道府県労働局に提出！

→

STEP2 設備・機器の導入などで生産性を向上！

→

STEP3 事業場内の最低賃金を引上げ！

→

STEP4 助成金を支給！

5つのコースから選べます！

選べる5つのコース

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10（※）（常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4（※）） ※生産性要件を満たした場合には3/4（4/5）	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場
40円以上		70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上		100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場
90円以上		150万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場
120円以上		200万円	

助成率が加算になる生産性要件とは、支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性指標と、その３年前の決算書類に基づく生産性指標を比較して伸び率が６％以上伸びている場合等をいいます。

助成金の対象用途

設備・機器の導入に加え、サービスの利用も対象となります。

事例

POS レジシステム導入による在庫管理の短縮／リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮／顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化／専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上／人材育成・教育訓練による業務の効率化

■まずは特設サイトへ！

申請方法や相談窓口となる問い合わせ先などが確認できます。

業務改善助成金 検索

http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

お問い合わせ先

賃金制度設計に関する専門的な相談については、下の各都道府県の最低賃金総合相談支援センターで受け付けています。

最低賃金総合相談支援センターの一覧

都道府県	所　在　地	電話番号	受託団体等名
北海道	札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7ビル3階 （北海道中小企業団体中央会 本部内）	0120-67-3110	北海道中小企業団体中央会
青森県	青森市青柳2丁目2－6	0800-800-8667	一般社団法人 青森県労働基準協会
岩手県	盛岡市山王町1－1	0120-198-077	岩手県社会保険労務士会
宮城県	仙台市青葉区本町1丁目9－5 五城ビル4F	0120-750-573	宮城県社会保険労務士会
秋田県	秋田市大町3－2－44 大町ビル3階（秋田県社会保険労務士会内）	0120-695-783	秋田県社会保険労務士会
山形県	山形市七日町三丁目1番9号	0800-800-9902	山形商工会議所
福島県	福島市御山字三本松19－3（福島県社会保険労務士会内）	0120-541-516	福島県社会保険労務士会
茨城県	水戸市桜川2－2－35 茨城県産業会館14階	0120-900-224	一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
栃木県	宇都宮市鶴田町3492－46	0120-48-5766	栃木県社会保険労務士会
群馬県	高崎市上大類町745－10 新井労務管理事務所	0120-028-242	群馬人事労務研究会
埼玉県	さいたま市浦和区仲町2－16－4 岩井ビル4F A号室	0120-310-394	公益社団法人 埼玉県雇用開発協会
千葉県	千葉市中央区千葉港4－3 千葉県経営者会館305	0120-026-210	公益社団法人 千葉県労働基準協会連合会
東京都	千代田区二番町9－8	0120-311-615	公益社団法人 東京労働基準協会連合会
神奈川県	横浜市中区尾上町5－80 神奈川中小企業センター2階	0120-641-020	公益社団法人 けいしん神奈川
新潟県	新潟市中央区東大通2丁目3－26プレイス新潟1F	0120-009-229	新潟県社会保険労務士会
富山県	富山市総曲輪2－1－3（富山県中小企業団体中央会 内）	0120-108-312	富山県中小企業団体中央会
石川県	金沢市尾山町9番13号 金沢商工会議所会館3階	0120-319-339	一般社団法人 石川県経営者協会
福井県	福井市二の宮3丁目30番11号	0120-747-770	株式会社 土蔵労働コンサルタント事務所
山梨県	甲府市丸の内2丁目34－1 共栄ビル205号	0120-338-737	特定非営利活動法人 花ひらく
長野県	長野市大字中御所字岡田131－10	0800-800-3028	長野県中小企業団体中央会
岐阜県	岐阜市薮田東2丁目－11－11	0120-55-4864	岐阜県社会保険労務士会
静岡県	静岡市葵区追手町44－1	0800-200-5451	静岡県中小企業団体中央会
愛知県	名古屋市熱田区三本松町3－1 愛知県社会保険労務士会館内	0120-868-604	愛知県社会保険労務士会
三重県	津市丸之内養正町4－1 森永三重ビル3階 三重県経営者協会内	0120-331-266	三重県経営者協会
滋賀県	大津市梅林1丁目4－1 プレシャスビル4階 ランゲート(株)滋賀事務所内	0120-661-710	ランゲート株式会社
京都府	京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館4階 京都府中小企業団体中央会内	0120-420-825	京都府中小企業団体中央会
大阪府	大阪市北区太融寺町5－15 梅田イーストビル4階	0120-570-937	ランゲート株式会社
兵庫県	神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県民会館3階	0120-340-580	兵庫県中小企業団体中央会
奈良県	奈良市西木辻町343－1 奈良県社会保険労務士会館	0120-414-811	奈良県社会保険労務士会
和歌山県	和歌山市北出島1丁目5番46号 和歌山県労働センター1階	0120-731-715	和歌山県社会保険労務士協同組合
鳥取県	鳥取市富安1－152 田中ビル1号館4階	0800-200-0311	鳥取県社会保険労務士会
島根県	松江市母衣町55－4 島根県商工会館4階	0120-20-2621	一般社団法人 島根県経営者協会
岡山県	岡山市北区厚生町3－1－15 岡山商工会議所内	0800-200-8751	岡山商工会議所
広島県	広島市中区橋本町10－10 広島インテスビル5階	0120-73-0610	広島県社会保険労務士会
山口県	山口市中央4丁目5番16号 山口県中小企業団体中央会内	0800-200-0186	山口県中小企業団体中央会
徳島県	徳島市南末広町5番8－8号 徳島経済産業会館2階	0120-967-951	徳島県社会保険労務士会
香川県	高松市番町2丁目2番2号 高松商工会議所会館5階	0800-888-4691	香川県経営者協会
愛媛県	松山市萱町4丁目6番地3 愛媛県社会保険労務士会内	0120-932-285	愛媛県社会保険労務士会
高知県	高知市桟橋通2丁目8番20号モリタビル2F	0120-321-116	高知県社会保険労務士会
福岡県	福岡市博多区博多東2－5－28 博多偕成ビル301号	0120-946-617	福岡県社会保険労務士会
佐賀県	佐賀市川原町8－27 平和会館1F	0120-603-946	佐賀県社会保険労務士会
長崎県	長崎市桶屋町50－1 杉本ビル3階B	0120-460-468	長崎県社会保険労務士会
熊本県	熊本市中央区安政町8－16 村瀬海運ビル7階	0120-45-1124	熊本県社会保険労務士会
大分県	大分市東春日町17番20号ソフトパークセンタービル	0120-008-317	一般社団法人 大分県中小企業診断士協会
宮崎県	宮崎市大和町83－2 鮫島ビル1階	0120-947-485	宮崎県社会保険労務士会
鹿児島県	鹿児島市新屋敷町16－16	0120-898-930	公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
沖縄県	那覇市松山2－1－12 合人社那覇松山ビル6階	0120-420-780	沖縄県社会保険労務士会

商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

平成２９年７月分

July,2017

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department
Minister's Secretariat
Ministry of Economy, Trade and Industry

商業動態統計調査　-利用上の注意-

本月報の内容は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

１．調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の販売活動などの動向を明らかにすることを目的としている。

２．根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

３．調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業,小売業」(平成25年10月改定)のうち代理商,仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

４．調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省から委任を受けた都道府県が調査員を通じて対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。

ただし、百貨店・スーパー、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア及びホームセンターの企業本部については、経済産業省が対象企業又は対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。

５．調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

６．標本設計

本調査は、平成26年商業統計調査の対象事業所を母集団とし、標本理論に基づいて抽出された事業所を対象として平成29年７月分から実施している。標本は、下記のとおり個別標本と地域標本の２種類から構成されている。なお、標本の抽出に当たっては、業種別に目標精度が５％以下（卸売業は８％以下）（標準誤差率表示)となるように設計されている。

(1) 個別標本

①個別標本は全ての卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者２０人以上の小売事業所(百貨店・スーパーを含む)を対象としている。なお、企業調査の対象企業傘下の事業所については、標本設計の対象から除外している。

②業種別、従業者規模別に標本抽出枠(以下「セル」という)を設定し、セルごとに標本数を決定している。

(2) 地域標本

①地域標本は調査区(143調査区)を指定し、その調査区内の従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所を除く)を対象としている。

②調査区は平成26年商業統計調査の調査区をもとに商業動態統計調査用の調査区を作成し、層別(４層)に抽出を行っている。

７．調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁１～４票の７種類に区分される。

(1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

(2) 乙票の対象範囲

① 甲票の対象を除いた卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所のうち、丙票対象及び丁１～４票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

② 経済産業大臣が指定する調査区内に所在する従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び丁１～４票対象企業傘下事業所を除く)。

(3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー（１１．(3)参照)に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

(4) 丁１票の対象範囲

一定規模以上のコンビニエンスストア（日本標準産業分類 細分類5891）のチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

(5)丁２票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931－電気機械器具小売業（中古品を除く）又は細分類5932－電気事務機械器具小売業(中古品を除く)に属する事業所（売場面積500㎡以上の家電大型専門店）を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(6)丁３票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031－ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(7)丁４票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091－ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内　容　例　示
ＡＶ家電	テレビ・プロジェクタ（CRT、液晶、PDP）、ビデオディスク、BD・DVD（再生専用、録画再生機）、BS・CS 機器、ステレオ、スピーカ、AV 編集機器、ラジオ・ポータブルオーディオ、GPS ナビゲーション、ヘッドホン、マイクロホン、AV 接続機器、電子楽器、VTR、携帯オーディオ機器、ホームオーディオ機器、メディアクリーナなど
情報家電	パソコン・パソコン周辺機器（デスクトップ型・ノート型パソコン、タブレット端末、モニタ、プリンタ等）、ゲーム関連機器、電子手帳・辞書、コピー・シュレッダーなど
通信家電	移動体通信機器（携帯電話機、パーソナル無線、データ通信カード・端末）、電話機・FAX など
カメラ類	ビデオカメラ・デッキ、デジタルスチルカメラ（コンパクト型、一眼レフ）、カメラアクセサリ、交換レンズなど
生活家電	家事・調理家電（洗濯機・衣類乾燥機、ふとん乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、炊飯器、電子レンジ、オーブンレンジ、食器洗い機・乾燥機、電磁調理器、クッキングヒーター、ホームベーカリー、トースター、電子炊飯ジャー、ジャーポット、電気ケトル、コンロ・ガステーブル、電気プレート・鍋、ジューサー・ミキサー類、コーヒーメーカー、もちつき機、精米機、家庭用ゴミ処理機、浄水器・カートリッジ、アイロン・ズボンプレッサ、クリーナ、スチーム・高圧洗浄クリーナ、掃除機等） 理美容・健康関連（シェーバー、ドライヤー・ヘアアイロン、フェイスケア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電気測定器具（電子血圧計、電子体温計、電子歩数計等）、フィットネス機器、電気マッサージ器具・治療器、吸入器等） 空調・季節家電（エアコン、冷風機・冷風扇、扇風機、換気扇、空気清浄機・除湿機・加湿器、石油暖房器具、温水ルームヒータ、電気温風機・電気ストーブ、家具調こたつ、電気カーペット、電気掛・敷毛布等）
その他	温水洗浄便座、24時間風呂、モニタ付ドアホン、火災警報器、照明器具、電池、管球、配線器具、自然冷媒ヒートポンプ給湯器など

(6) 第6部　ドラッグストア販売

本統計表は、丁３票（７．(6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内　容　例　示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
ＯＴＣ医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品（衛生用品)･介護・ベビー	ヘルスケア用品（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護用品（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー用品（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティーケア（化粧品・小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用消耗品・ペット用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレットペーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット用品（ペットフード、ペット用装飾品、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用シーツ等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

5. 家電大型専門店販売額の動向

平成２９年７月の家電大型専門店販売額は4595億円、前年同月比でみると9.4%の増加となった。
商品別にみると、その他が同15.1%の増加、生活家電が同12.8%の増加、情報家電が同10.2%の増加、カメラ類が同7.8%の増加となった。
一方、ＡＶ家電が同▲4.0%の減少、通信家電が同▲2.7%の減少となった。

（単位:億円、店、%）

合計	AV家電	情報家電	通信家電	カメラ類	生活家電	その他	店舗数
4,595	493	740	269	170	2,459	463	2,510
9.4	▲4.0	10.2	▲2.7	7.8	12.8	15.1	2.6

6. ドラッグストア販売額の動向

平成２９年７月のドラッグストア販売額は5355億円、前年同月比でみると6.1%の増加となった。
商品別にみると、食品が同9.1%の増加、ビューティケア（化粧品・小物）が同7.2%の増加、その他が同6.5%の増加、ヘルスケア用品（衛生用品）・介護・ベビーが同6.4%の増加、健康食品が同6.4%の増加、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同5.4%の増加、ＯＴＣ医薬品が同4.0%の増加、調剤医薬品が同3.4%の増加、トイレタリーが同2.5%の増加となった。

（単位:億円、店、%）

合計	調剤医薬品	ＯＴＣ医薬品	ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビー	健康食品	ビューティケア(化粧品・小物)	トイレタリー	家庭用品・日用消耗品・ペット用品	食品	その他	店舗数
5,355	321	745	355	188	836	524	834	1,430	121	14,568
6.1	3.4	4.0	6.4	6.4	7.2	2.5	5.4	9.1	6.5	5.1

7. ホームセンター販売額の動向

平成２９年７月のホームセンター販売額は2910億円、前年同月比でみると▲0.9%の減少となった。
商品別にみると、園芸・エクステリアが同▲4.4%の減少、カー用品・アウトドアが同▲3.6%の減少、インテリアが同▲3.1%の減少、ＤＩＹ用具・素材が同▲2.1%の減少、オフィス・カルチャーが同▲1.2%の減少、ペット・ペット用品が同▲0.4%の減少となった。
一方、電気が同5.6%の増加、その他が同2.5%の増加、家庭用品・日用品が同0.7%の増加となった。

（単位:億円、店、%）

合計	DIY用具・素材	電気	インテリア	家庭用品・日用品	園芸・エクステリア	ペット・ペット用品	カー用品・アウトドア	オフィス・カルチャー	その他	店舗数
2,910	582	202	226	688	408	228	176	133	267	4,282
▲0.9	▲2.1	5.6	▲3.1	0.7	▲4.4	▲0.4	▲3.6	▲1.2	2.5	0.9

家電大型専門店販売額・前年同月比増減率の推移

Large-scale speciality retailers for home electric appliances sales value and the percentage change from the same month of the previous year

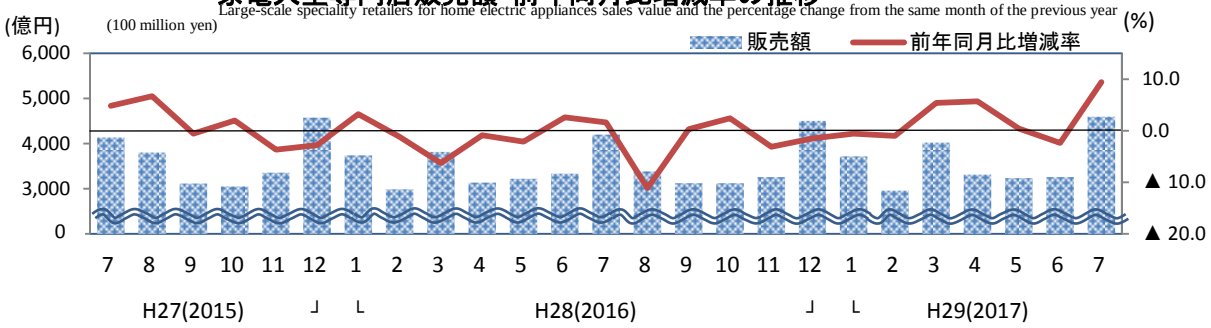

ドラッグストア販売額・前年同月比増減率の推移

Drugstore sales value and the percentage change from the same month of the previous year

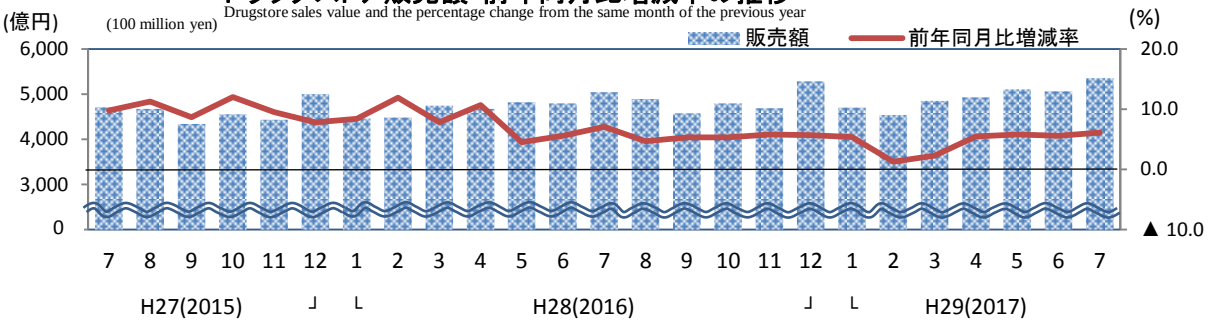

ホームセンター販売額・前年同月比増減率の推移

Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month of the previous year

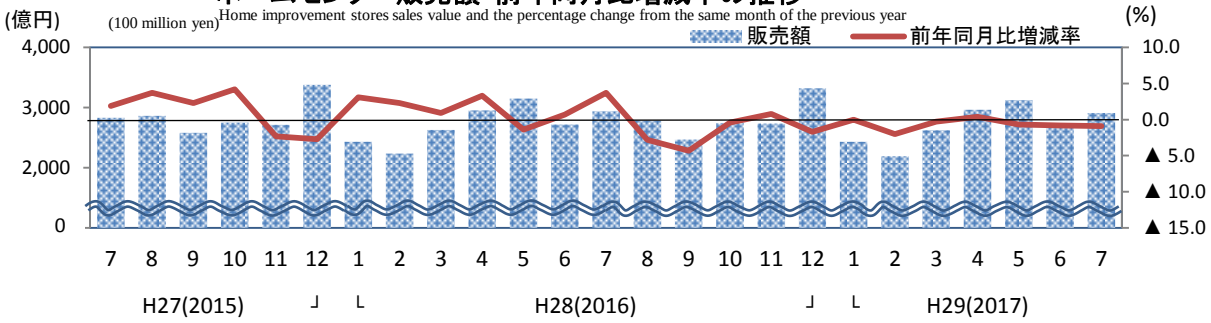

家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale speciality retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale speciality retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	
平　成　26　年	45,311	−	2,443	49,375	−	13,069	33,452	−	4,124	C.Y. 2014
27	42,467	▲6.3	2,432	53,609	6.4	13,547	33,012	▲1.3	4,209	2015
28	41,830	▲1.5	2,472	57,258	6.8	14,190	33,090	0.2	4,273	2016
平　成　26　年度	41,781	−	2,446	49,423	−	13,157	32,517	−	4,139	F.Y. 2014
27	42,288	1.2	2,430	54,776	9.2	13,653	33,159	2.0	4,218	2015
28	41,984	▲0.7	2,478	57,665	5.3	14,361	33,040	▲0.4	4,271	2016
平成　28　年　4～6月	9,697	▲0.1	2,441	14,297	6.8	13,811	8,817	0.8	4,236	Q2 2016
7～9	10,704	▲3.1	2,448	14,511	5.7	13,898	8,185	▲1.1	4,236	Q3
10～12	10,884	▲0.9	2,472	14,763	5.6	14,190	8,793	▲0.5	4,273	Q4
平成　29　年　1～3月	10,698	1.5	2,478	14,094	3.0	14,361	7,245	▲0.7	4,271	Q1 2017
4～6	9,809	1.1	2,503	15,100	5.6	14,526	8,785	▲0.4	4,279	Q2
平成　28　年　5月	3,224	▲2.1	2,433	4,825	4.5	13,782	3,147	▲1.4	4,232	May 2016
6	3,336	2.6	2,441	4,796	5.6	13,811	2,720	0.7	4,236	Jun.
7	4,202	1.6	2,446	5,045	7.1	13,855	2,936	3.7	4,244	Jul.
8	3,383	▲11.1	2,443	4,893	4.7	13,887	2,781	▲2.8	4,234	Aug.
9	3,119	0.3	2,448	4,573	5.3	13,898	2,468	▲4.3	4,236	Sep.
10	3,124	2.4	2,450	4,792	5.3	14,033	2,738	▲0.4	4,245	Oct.
11	3,252	▲3.1	2,457	4,689	5.8	14,111	2,737	0.8	4,257	Nov.
12	4,507	▲1.5	2,472	5,282	5.7	14,190	3,318	▲1.7	4,273	Dec.
平成　29　年　1月	3,716	▲0.6	2,465	4,704	5.4	14,216	2,433	0.0	4,263	Jan. 2017
2	2,960	▲1.0	2,466	4,537	1.3	14,284	2,189	▲2.0	4,264	Feb.
3	4,022	5.4	2,478	4,853	2.3	14,361	2,623	▲0.3	4,271	Mar.
4	3,316	5.7	2,490	4,933	5.5	14,448	2,962	0.4	4,280	Apr.
5	3,236	0.4	2,497	5,104	5.8	14,479	3,125	▲0.7	4,279	May
6	3,257	▲2.4	2,503	5,064	5.6	14,526	2,698	▲0.8	4,279	Jun.
7	4,595	9.4	2,510	5,355	6.1	14,568	2,910	▲0.9	4,282	Jul.

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第６部　ドラッグストア販売　Part6 Drugstore sales value

第１表　商品別販売額等及び前年（度、同期、同月）比増減率

Table1 Sales value by goods and the percentage change from the same month/term of the previous year.

	年　月	商品販売額 Sales of goods	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	ＯＴＣ医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品（衛生用品）・介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア（化粧品・小物） Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日用消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 Others	店舗数（店） Number of establishments	Year and Month	
販売額（百万円）	平 成 26 年	4,937,496	345,127	736,637	356,282	164,669	726,156	511,691	769,489	1,206,513	120,932	13,069	C.Y. 2014	Sales value (million yen)
	27	5,360,899	364,366	791,064	388,937	190,617	811,167	535,639	813,831	1,339,365	125,913	13,547	2015	
	28	5,725,801	375,156	829,612	401,195	197,031	852,185	562,640	881,506	1,491,466	135,010	14,190	2016	
	平 成 26 年度	4,942,326	348,874	735,340	355,660	163,453	723,102	500,564	769,228	1,227,941	118,164	13,157	F.Y. 2014	
	27	5,477,603	376,583	804,540	396,989	194,159	825,331	544,642	829,804	1,377,106	128,449	13,653	2015	
	28	5,766,513	366,386	834,961	401,494	198,481	859,534	565,771	889,511	1,514,881	135,494	14,361	2016	
	平成 28 年 4～6月	1,429,654	92,541	202,823	98,655	49,583	214,212	142,732	220,663	375,187	33,258	13,811	Q2 2016	
	7～9	1,451,074	90,150	206,008	95,829	51,022	218,949	144,461	227,288	383,672	33,695	13,898	Q3	
	10～12	1,476,337	92,106	216,947	103,279	48,909	220,435	143,199	232,758	382,543	36,161	14,190	Q4	
	平成 29 年 1～3月	1,409,448	91,589	209,183	103,731	48,967	205,938	135,379	208,802	373,479	32,380	14,361	Q1 2017	
	4～6	1,510,025	94,658	212,208	101,328	52,236	229,981	147,434	232,065	405,385	34,730	14,526	Q2	
	平成 28 年 5月	482,490	29,447	68,603	33,328	16,627	72,205	48,650	75,278	127,011	11,341	13,782	May 2016	
	6	479,588	30,563	67,342	32,467	16,855	71,986	48,345	75,306	125,663	11,061	13,811	Jun.	
	7	504,502	31,020	71,636	33,391	17,647	78,035	51,150	79,097	131,122	11,404	13,855	Jul.	
	8	489,273	29,813	69,999	32,262	17,531	73,175	48,560	75,909	130,524	11,500	13,887	Aug.	
	9	457,299	29,317	64,373	30,176	15,844	67,739	44,751	72,282	122,026	10,791	13,898	Sep.	
	10	479,179	29,796	70,676	32,397	16,230	71,095	46,677	75,867	125,164	11,277	14,033	Oct.	
	11	468,918	29,640	68,971	33,537	15,461	68,581	45,919	72,870	122,435	11,504	14,111	Nov.	
	12	528,240	32,670	77,300	37,345	17,218	80,759	50,603	84,021	134,944	13,380	14,190	Dec.	
	平成 29 年 1月	470,431	29,097	70,597	35,000	16,255	68,648	45,339	71,602	122,686	11,207	14,216	Jan. 2017	
	2	453,709	30,120	66,231	33,996	15,866	64,917	43,594	66,676	122,060	10,249	14,284	Feb.	
	3	485,308	32,372	72,355	34,735	16,846	72,373	46,446	70,524	128,733	10,924	14,361	Mar.	
	4	493,281	31,625	69,278	33,536	16,820	74,839	48,251	75,108	132,337	11,487	14,448	Apr.	
	5	510,358	30,755	72,281	33,989	17,513	77,472	50,353	78,649	137,254	12,092	14,479	May	
	6	506,386	32,278	70,649	33,803	17,903	77,670	48,830	78,308	135,794	11,151	14,526	Jun.	
	7	535,477	32,075	74,482	35,537	18,769	83,641	52,445	83,358	143,030	12,140	14,568	Jul.	
前年（度・同期・同月）比増減率（%）	平 成 26 年	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	C.Y. 2014	Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
	27	6.4	6.6	4.7	6.3	6.6	8.9	2.6	5.3	8.8	0.4	3.7	2015	
	28	6.8	3.0	4.9	3.2	3.4	5.1	5.0	8.3	11.4	7.2	4.7	2016	
	平 成 26 年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	F.Y. 2014	
	27	9.2	8.7	7.3	9.4	11.8	12.0	7.2	7.5	10.5	5.7	3.8	2015	
	28	5.3	▲2.7	3.8	1.1	2.2	4.1	3.9	7.2	10.0	5.5	5.2	2016	
	平成 28 年 4～6月	6.8	2.5	4.4	3.1	2.9	4.5	6.4	8.1	12.0	6.0	3.9	Q2 2016	
	7～9	5.7	0.4	2.9	0.3	1.2	4.2	4.3	7.7	10.9	8.0	3.7	Q3	
	10～12	5.6	▲4.2	5.2	1.0	1.8	4.1	2.5	8.8	10.5	6.4	4.7	Q4	
	平成 29 年 1～3月	3.0	▲8.7	2.6	0.3	3.1	3.7	2.4	4.0	6.7	1.5	5.2	Q1 2017	
	4～6	5.6	2.3	4.6	2.7	5.4	7.4	3.3	5.2	8.0	4.4	5.2	Q2	
	平成 28 年 5月	4.5	▲2.5	1.9	0.9	1.7	2.4	4.5	6.1	9.4	4.5	3.8	May 2016	
	6	5.6	0.2	2.8	0.5	0.2	4.0	6.4	7.3	10.7	5.3	3.9	Jun.	
	7	7.1	0.7	5.5	2.0	2.0	6.2	6.2	9.3	11.5	9.6	3.8	Jul.	
	8	4.7	0.7	2.6	0.2	1.3	1.8	3.4	5.9	9.9	6.0	3.9	Aug.	
	9	5.3	▲0.1	0.4	▲1.4	0.3	4.8	3.4	7.9	11.4	8.5	3.7	Sep.	
	10	5.3	▲4.9	4.2	▲0.8	0.2	3.0	2.2	10.9	10.5	6.2	4.2	Oct.	
	11	5.8	▲4.0	5.9	1.7	0.6	4.7	3.2	8.4	10.4	7.4	4.4	Nov.	
	12	5.7	▲3.9	5.6	1.8	4.4	4.5	2.1	7.4	10.7	5.6	4.7	Dec.	
	平成 29 年 1月	5.4	▲5.6	7.6	3.9	4.2	4.1	3.6	6.7	8.7	2.2	4.6	Jan. 2017	
	2	1.3	▲10.0	0.1	▲2.0	0.0	3.0	1.0	2.2	5.1	0.5	4.9	Feb.	
	3	2.3	▲10.2	0.4	▲0.9	4.9	4.0	2.5	3.0	6.4	1.8	5.2	Mar.	
	4	5.5	▲2.8	3.6	2.1	4.5	6.9	5.5	7.2	8.0	5.8	5.2	Apr.	
	5	5.8	4.4	5.4	2.0	5.3	7.3	3.5	4.5	8.1	6.6	5.1	May	
	6	5.6	5.6	4.9	4.1	6.2	7.9	1.0	4.0	8.1	0.8	5.2	Jun.	
	7	6.1	3.4	4.0	6.4	6.4	7.2	2.5	5.4	9.1	6.5	5.1	Jul.	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第６部　ドラッグストア販売　Part6 Drugstore sales value

第２表 経済産業局別販売額等及び前年（度、同期、同月）比増減率

Table2 Sales value by regional bureaus of METI and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年　月	北海道 Hokkaido		東北 Tohoku		関東 Kanto		中部 Chubu		近畿 Kansai		中国 Chugoku		四国 Shikoku		九州 Kyushu		沖縄 Okinawa		Year and month
		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments	
販売額（百万円）・店舗数（店）　Sales value (million yen) ・ Number of establishments																			
平成 26 年	209,770	587	302,875	841	2,189,077	5,651	593,741	1,518	703,992	2,053	248,156	651	151,361	419	521,726	1,299	16,798	50	C.Y. 2014
27	223,651	616	357,202	894	2,364,880	5,874	620,992	1,572	785,456	2,064	268,499	685	162,383	435	557,644	1,356	20,192	51	2015
28	240,175	654	377,546	961	2,486,311	6,035	688,483	1,720	847,049	2,150	292,675	740	172,065	450	598,600	1,425	22,897	55	2016
平成 26 年度	210,738	584	312,403	854	2,180,403	5,738	585,449	1,527	717,976	2,010	248,800	656	151,199	420	518,360	1,318	16,998	50	F.Y. 2014
27	229,820	621	358,933	906	2,418,214	5,882	636,628	1,596	803,612	2,091	273,718	698	165,306	434	569,867	1,372	21,505	53	2015
28	242,714	659	382,940	972	2,495,045	6,099	693,739	1,753	852,970	2,181	297,106	750	173,561	457	605,882	1,433	22,556	57	2016
平成 28 年 4～6月	58,612	629	93,678	924	621,053	5,931	171,897	1,623	213,124	2,106	72,676	718	43,000	438	149,560	1,388	6,054	54	Q2 2016
7～9	62,111	639	98,726	937	623,889	5,920	173,484	1,651	213,267	2,123	75,783	727	44,173	441	154,076	1,407	5,565	53	Q3
10～12	60,856	654	96,395	961	638,938	6,035	180,547	1,720	218,508	2,150	76,269	740	44,466	450	154,733	1,425	5,625	55	Q4
平成 29 年 1～3月	61,135	659	94,141	972	611,165	6,099	167,811	1,753	208,071	2,181	72,378	750	41,922	457	147,513	1,433	5,312	57	Q1 2017
4～6	61,758	661	99,878	986	648,329	6,165	182,276	1,785	229,274	2,208	77,745	755	45,971	463	158,796	1,445	5,998	58	Q2
平成 28 年 5月	19,028	624	30,993	923	210,682	5,922	57,563	1,619	71,673	2,104	24,950	717	14,744	435	50,764	1,384	2,093	54	May 2016
6	20,361	629	32,138	924	207,871	5,931	58,020	1,623	70,804	2,106	24,359	718	14,334	438	49,635	1,388	2,066	54	Jun.
7	20,710	635	32,879	929	217,779	5,939	60,404	1,631	75,135	2,112	27,202	724	15,547	440	53,035	1,392	1,811	53	Jul.
8	21,373	640	34,523	936	209,521	5,939	58,410	1,641	70,932	2,118	25,332	725	15,018	441	52,262	1,394	1,902	53	Aug.
9	20,028	639	31,324	937	196,589	5,920	54,670	1,651	67,200	2,123	23,249	727	13,608	441	48,779	1,407	1,852	53	Sep.
10	20,078	646	31,548	947	206,546	5,987	58,812	1,697	70,725	2,119	24,604	731	14,598	443	50,351	1,409	1,917	54	Oct.
11	19,977	647	31,667	955	203,950	6,015	56,841	1,707	68,889	2,133	23,246	733	14,022	447	48,491	1,420	1,835	54	Nov.
12	20,801	654	33,180	961	228,442	6,035	64,894	1,720	78,894	2,150	28,419	740	15,846	450	55,891	1,425	1,873	55	Dec.
平成 29 年 1月	21,784	654	32,754	965	203,271	6,032	56,310	1,724	67,907	2,158	23,555	744	14,056	453	49,048	1,430	1,746	56	Jan. 2017
2	20,601	659	30,518	968	196,205	6,062	54,035	1,739	67,388	2,165	22,856	749	13,305	456	47,028	1,429	1,773	57	Feb.
3	18,750	659	30,869	972	211,689	6,099	57,466	1,753	72,776	2,181	25,967	750	14,561	457	51,437	1,433	1,793	57	Mar.
4	20,294	659	32,700	981	211,306	6,131	59,537	1,772	75,709	2,201	25,075	748	15,023	458	51,697	1,440	1,940	58	Apr.
5	20,200	659	33,062	984	219,448	6,137	61,307	1,774	77,309	2,207	26,874	754	15,701	461	54,468	1,445	1,989	58	May
6	21,264	661	34,116	986	217,575	6,165	61,432	1,785	76,256	2,208	25,796	755	15,247	463	52,631	1,445	2,069	58	Jun.
7	22,228	665	35,806	995	228,976	6,178	64,249	1,792	81,028	2,210	28,715	756	16,374	463	55,907	1,450	2,194	59	Jul.
前年（度・同期・同月）比増減率（％）　Percentage change from the same month/term of the previous year (%)																			
平成 26 年	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	C.Y. 2014
27	6.9	5.5	5.4	6.6	5.8	2.8	4.8	4.0	11.1	2.8	8.1	5.7	6.5	4.3	3.8	3.8	19.8	8.5	2015
28	7.4	6.2	5.7	7.5	5.1	2.7	10.9	9.4	7.8	4.2	9.0	8.0	6.0	3.4	7.3	5.1	13.4	7.8	2016
平成 26 年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	F.Y. 2014
27	9.3	6.3	5.8	6.1	9.2	2.5	8.9	4.5	11.6	4.0	9.9	6.4	8.7	3.3	7.5	4.1	26.2	6.0	2015
28	5.6	6.1	6.7	7.3	3.2	3.7	9.0	9.8	6.1	4.3	8.5	7.4	5.0	5.3	6.3	4.4	4.9	7.5	2016
平成 28 年 4～6月	9.2	6.6	7.4	6.6	5.2	2.5	10.0	5.7	8.2	3.7	8.0	7.8	4.5	3.3	6.8	3.9	17.7	3.8	Q2 2016
7～9	5.2	5.4	6.2	5.5	2.9	1.7	10.5	6.4	7.1	3.8	12.7	8.2	6.4	3.0	6.9	5.0	4.8	8.2	Q3
10～12	4.1	6.2	7.1	7.5	3.2	2.7	12.3	9.4	6.4	4.2	7.1	8.0	5.3	3.4	6.4	5.1	4.2	7.8	Q4
平成 29 年 1～3月	4.3	6.1	6.1	7.3	1.4	3.7	3.2	9.8	2.9	4.3	6.5	7.4	3.7	5.3	5.2	4.4	▲6.0	7.5	Q1 2017
4～6	5.4	5.1	6.6	6.7	4.4	3.9	6.0	10.0	7.6	4.8	7.0	5.2	6.9	5.7	6.2	4.1	▲0.9	7.4	Q2
平成 28 年 5月	7.2	5.8	4.4	7.0	2.5	2.3	6.7	5.1	7.4	3.8	6.4	7.8	3.6	2.6	4.1	3.9	15.6	5.9	May 2016
6	7.8	6.6	7.1	6.6	3.4	2.5	10.7	5.7	7.6	3.7	7.4	7.8	3.7	3.3	4.9	3.9	8.1	3.8	Jun.
7	5.8	6.4	5.8	6.4	4.2	2.0	11.8	5.8	9.2	3.7	15.5	8.7	10.5	3.5	8.5	4.0	▲0.7	1.9	Jul.
8	5.0	6.3	6.8	6.4	1.8	2.1	8.6	5.9	5.2	3.8	11.9	8.4	5.6	3.8	6.4	3.9	7.1	10.4	Aug.
9	4.9	5.4	6.0	5.5	2.7	1.7	11.2	6.4	6.9	3.8	10.4	8.2	2.9	3.0	5.7	5.0	8.3	8.2	Sep.
10	4.8	5.7	6.8	6.3	2.7	2.4	13.1	9.1	5.8	3.1	5.9	7.8	8.0	2.3	5.2	4.8	6.4	8.0	Oct.
11	4.1	5.2	7.8	6.9	3.6	2.6	12.0	9.0	6.7	3.7	6.1	7.3	4.5	3.5	7.0	5.2	2.2	5.9	Nov.
12	3.3	6.2	6.8	7.5	3.2	2.7	11.8	9.4	6.8	4.2	8.9	8.0	3.6	3.4	6.9	5.1	3.8	7.8	Dec.
平成 29 年 1月	6.5	6.2	7.3	7.9	3.7	2.7	8.0	8.6	4.3	4.1	9.2	7.7	5.3	4.4	8.0	4.8	▲4.4	7.7	Jan. 2017
2	5.0	6.5	5.8	7.9	▲0.5	3.1	1.9	9.5	1.3	3.9	3.9	7.8	1.7	5.8	3.0	4.8	▲6.2	7.5	Feb.
3	1.2	6.1	5.1	7.3	1.2	3.7	0.2	9.8	3.2	4.3	6.5	7.4	4.1	5.3	4.7	4.4	▲7.4	7.5	Mar.
4	5.6	5.8	7.0	7.3	4.3	3.7	5.7	10.1	7.2	4.6	7.3	5.8	7.9	5.3	5.2	4.7	2.4	9.4	Apr.
5	6.2	5.6	6.7	6.6	4.2	3.6	6.5	9.6	7.9	4.9	7.7	5.2	6.5	6.0	7.3	4.4	▲5.0	7.4	May
6	4.4	5.1	6.2	6.7	4.7	3.9	5.9	10.0	7.7	4.8	5.9	5.2	6.4	5.7	6.0	4.1	0.1	7.4	Jun.
7	7.3	4.7	8.9	7.1	5.1	4.0	6.4	9.9	7.8	4.6	5.6	4.4	5.3	5.2	5.4	4.2	21.1	11.3	Jul.

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第３表 都道府県別販売額等及び前年（度、同期、同月）比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年　月	北海道 Hokkaido		青森 Aomori		岩手 Iwate		宮城 Miyagi		秋田 Akita		山形 Yamagata		Year and Month	
		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		
販売額（百万円）・店舗数（店）														
平　成　26年	209,770	587	40,073	111	56,279	160	85,711	236	28,308	91	33,286	99	C.Y. 2014	
27	223,651	616	43,523	127	63,359	170	103,311	240	31,120	98	40,680	104	2015	
28	240,175	654	47,970	141	65,693	173	106,785	254	34,686	107	43,526	115	2016	
平　成　26年度	210,738	584	40,073	113	57,539	163	88,903	239	28,586	91	34,844	100	F.Y. 2014	
27	229,820	621	44,565	128	63,531	168	103,105	243	31,988	99	40,652	107	2015	
28	242,714	659	48,819	142	66,296	172	108,010	259	35,450	109	44,448	117	2016	
平成 28 年 4～6月	58,612	629	11,931	133	16,255	170	26,503	247	8,597	103	10,892	109	Q2 2016	
7～9	62,111	639	12,559	138	17,098	170	27,630	248	9,204	104	11,516	110	Q3	
10～12	60,856	654	12,470	141	16,885	173	27,157	254	8,922	107	11,032	115	Q4	
平成 29 年 1～3月	61,135	659	11,859	142	16,058	172	26,720	259	8,727	109	11,008	117	Q1 2017	
4～6	61,758	661	12,769	144	17,143	174	28,147	263	9,325	111	11,732	119	Q2	
平成 28 年 5月	19,028	624	3,972	132	5,416	169	8,745	248	2,844	103	3,575	110	May 2016	
6	20,361	629	4,090	133	5,544	170	9,045	247	2,965	103	3,767	109	Jun.	
7	20,710	635	4,175	136	5,732	170	9,290	248	3,021	103	3,794	109	Jul.	
8	21,373	640	4,422	138	6,001	170	9,581	250	3,255	104	4,032	109	Aug.	
9	20,028	639	3,962	138	5,365	170	8,759	248	2,928	104	3,690	110	Sep.	
10	20,078	646	4,120	140	5,554	172	8,890	249	2,945	105	3,591	113	Oct.	
11	19,977	647	3,990	141	5,488	173	8,911	252	2,914	106	3,711	114	Nov.	
12	20,801	654	4,360	141	5,843	173	9,356	254	3,063	107	3,730	115	Dec.	
平成 29 年 1月	21,784	654	4,131	144	5,535	173	9,322	254	3,062	108	3,839	115	Jan. 2017	
2	20,601	659	3,823	142	5,125	173	8,620	256	2,807	108	3,634	117	Feb.	
3	18,750	659	3,905	142	5,398	172	8,778	259	2,858	109	3,535	117	Mar.	
4	20,294	659	4,238	144	5,660	172	9,244	260	3,077	111	3,809	119	Apr.	
5	20,200	659	4,215	144	5,696	174	9,304	261	3,076	111	3,876	119	May	
6	21,264	661	4,316	144	5,787	174	9,599	263	3,172	111	4,047	119	Jun.	
7	22,228	665	4,589	145	6,202	176	10,095	265	3,349	111	4,170	120	Jul.	
前年（度・同期・同月）比増減率（%）														
平　成　26年	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	C.Y. 2014	
27	6.9	5.5	8.6	14.4	5.4	6.3	4.4	2.1	9.9	7.7	5.6	5.1	2015	
28	7.4	6.2	10.2	11.0	3.7	1.8	3.4	5.8	11.5	9.2	7.0	10.6	2016	
平　成　26年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	F.Y. 2014	
27	9.3	6.3	11.2	13.3	5.2	3.1	4.5	1.7	11.9	8.8	5.0	7.0	2015	
28	5.6	6.1	9.5	10.9	4.4	2.4	4.8	6.6	10.8	10.1	9.3	9.3	2016	
平成 28 年 4～6月	9.2	6.6	11.2	12.7	5.0	2.4	5.8	2.9	11.6	10.8	9.1	7.9	Q2 2016	
7～9	5.2	5.4	9.7	12.2	3.4	0.6	3.1	2.5	12.0	8.3	9.1	5.8	Q3	
10～12	4.1	6.2	9.6	11.0	5.2	1.8	5.5	5.8	10.1	9.2	9.9	10.6	Q4	
平成 29 年 1～3月	4.3	6.1	7.7	10.9	3.9	2.4	4.8	6.6	9.6	10.1	9.1	9.3	Q1 2017	
4～6	5.4	5.1	7.0	8.3	5.5	2.4	6.2	6.5	8.5	7.8	7.7	9.2	Q2	
平成 28 年 5月	7.2	5.8	12.1	15.8	2.8	1.8	1.6	2.9	11.3	10.8	5.6	8.9	May 2016	
6	7.8	6.6	9.5	12.7	6.1	2.4	5.0	2.9	10.7	10.8	9.8	7.9	Jun.	
7	5.8	6.4	8.6	14.3	2.8	1.8	4.2	2.5	11.5	13.2	7.0	5.8	Jul.	
8	5.0	6.3	10.1	14.0	3.7	1.8	4.6	3.7	12.4	10.6	10.1	5.8	Aug.	
9	4.9	5.4	10.5	12.2	3.5	0.6	0.3	2.5	12.0	8.3	10.4	5.8	Sep.	
10	4.8	5.7	9.6	12.0	6.0	1.2	5.1	3.8	11.0	8.2	9.4	8.7	Oct.	
11	4.1	5.2	8.3	11.9	6.4	1.8	6.2	5.0	11.2	9.3	9.7	8.6	Nov.	
12	3.3	6.2	10.7	11.0	3.5	1.8	5.1	5.8	8.2	9.2	10.8	10.6	Dec.	
平成 29 年 1月	6.5	6.2	7.9	13.4	4.7	3.0	6.5	5.8	10.5	10.2	10.6	10.6	Jan. 2017	
2	5.0	6.5	9.3	11.8	2.7	3.0	4.2	6.2	8.5	10.2	9.3	11.4	Feb.	
3	1.2	6.1	5.9	10.9	4.3	2.4	3.7	6.6	9.8	10.1	7.4	9.3	Mar.	
4	5.6	5.8	9.5	11.6	6.9	2.4	6.1	4.8	10.4	9.9	7.3	10.2	Apr.	
5	6.2	5.6	6.1	9.1	5.2	3.0	6.4	5.2	8.2	7.8	8.4	8.2	May	
6	4.4	5.1	5.5	8.3	4.4	2.4	6.1	6.5	7.0	7.8	7.4	9.2	Jun.	
7	7.3	4.7	9.9	6.6	8.2	3.5	8.7	6.9	10.9	7.8	9.9	10.1	Jul.	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

注：前年（度、同期、同月）比増減率は、ギャップを調整するリンク係数（付表参照）で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第３表 都道府県別販売額等及び前年（度、同期、同月）比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

	年　月	福島 Fukushima		茨城 Ibaraki		栃木 Tochigi		群馬 Gunma		埼玉 Saitama		千葉 Chiba		東京 Tokyo	
			店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments
販売額（百万円）・店舗数（店）	平　成　26年	59,218	144	140,068	313	103,733	180	90,456	235	324,756	901	230,788	659	514,041	1,449
	27	75,209	155	146,294	324	102,348	200	102,000	273	338,126	935	266,785	698	589,413	1,483
	28	78,886	171	153,921	332	109,717	214	108,220	275	352,599	959	284,809	710	614,519	1,536
	平　成　26年度	62,458	148	138,246	319	100,506	185	91,786	262	320,456	918	232,203	678	519,803	1,459
	27	75,092	161	149,617	326	105,801	202	104,437	268	344,234	937	274,105	700	603,712	1,486
	28	79,917	173	154,820	332	110,905	218	108,169	269	355,081	969	286,277	720	613,274	1,553
	平成 28 年 4～6月	19,500	162	38,300	326	27,371	202	27,130	269	87,511	939	70,317	705	155,152	1,506
	7～9	20,719	167	39,818	327	28,173	203	27,420	267	87,842	934	71,517	702	151,532	1,508
	10～12	19,929	171	38,693	332	27,697	214	27,376	275	92,307	959	74,340	710	157,014	1,536
	平成 29 年 1～3月	19,769	173	38,009	332	27,664	218	26,243	269	87,421	969	70,103	720	149,576	1,553
	4～6	20,762	175	39,375	331	28,919	223	27,403	270	92,447	982	74,324	727	159,610	1,569
	平成 28 年 5月	6,441	161	12,900	326	9,201	203	9,063	267	30,000	939	23,895	704	52,516	1,500
	6	6,727	162	13,076	326	9,241	202	9,176	269	29,202	939	23,622	705	51,757	1,506
	7	6,867	163	13,513	326	9,468	200	9,376	269	30,753	941	24,757	707	54,101	1,507
	8	7,232	165	13,855	328	9,801	201	9,396	269	28,939	935	24,074	707	49,786	1,508
	9	6,620	167	12,450	327	8,904	203	8,648	267	28,150	934	22,686	702	47,645	1,508
	10	6,448	168	12,639	326	8,925	207	8,826	272	30,255	962	23,832	712	50,877	1,520
	11	6,653	169	12,571	332	9,070	211	8,843	273	28,925	959	24,249	712	49,821	1,527
	12	6,828	171	13,483	332	9,702	214	9,707	275	33,127	959	26,259	710	56,316	1,536
	平成 29 年 1月	6,865	171	13,095	333	9,402	214	8,953	266	28,913	958	23,146	712	49,240	1,535
	2	6,509	172	12,309	332	9,084	217	8,475	266	27,891	963	22,671	717	47,866	1,544
	3	6,395	173	12,605	332	9,178	218	8,815	269	30,617	969	24,286	720	52,470	1,553
	4	6,672	175	12,575	332	9,279	219	8,904	268	30,158	977	23,963	723	52,728	1,560
	5	6,895	175	13,301	331	9,641	220	9,154	271	31,423	978	25,273	726	53,946	1,556
	6	7,195	175	13,499	331	9,999	223	9,345	270	30,866	982	25,088	727	52,936	1,569
	7	7,401	178	14,087	333	10,298	223	9,585	270	32,387	977	26,365	732	56,165	1,578
前年（度・同期・同月）比増減率（%）	平　成　26年	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	27	3.7	8.4	2.9	2.9	2.7	7.0	7.6	5.4	5.6	2.5	5.7	3.7	8.8	1.8
	28	4.9	10.3	5.2	2.5	7.2	7.0	6.1	0.7	4.3	2.6	6.8	1.7	4.3	3.6
	平　成　26年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	27	3.9	8.8	7.0	2.2	8.6	9.2	9.9	2.3	8.6	2.1	10.4	3.2	11.7	1.9
	28	6.4	7.5	3.5	1.8	4.8	7.9	3.6	0.4	3.2	3.4	4.4	2.9	1.6	4.5
	平成 28 年 4～6月	6.6	8.7	5.0	3.2	7.8	6.9	7.4	1.5	3.4	2.0	6.5	2.9	4.4	2.3
	7～9	6.8	8.4	2.5	0.3	2.7	2.5	3.8	0.8	2.6	1.1	3.5	1.7	1.0	1.5
	10～12	6.9	10.3	4.0	2.5	4.6	7.0	3.5	0.7	3.7	2.6	5.7	1.7	1.8	3.6
	平成 29 年 1～3月	5.5	7.5	2.4	1.8	4.5	7.9	▲0.2	0.4	2.9	3.4	2.1	2.9	▲0.8	4.5
	4～6	6.5	8.0	2.8	1.5	5.7	10.4	1.0	0.4	5.6	4.6	5.7	3.1	2.9	4.2
	平成 28 年 5月	1.7	8.8	▲0.8	2.8	▲0.9	8.6	0.6	1.1	1.1	1.8	4.0	2.6	3.2	2.0
	6	6.2	8.7	2.0	3.2	1.8	6.9	4.9	1.5	1.5	2.0	4.7	2.9	3.4	2.3
	7	5.8	7.9	4.0	▲0.9	1.2	1.0	4.4	1.5	3.4	2.8	4.2	2.5	3.6	1.3
	8	6.2	7.1	1.1	0.3	1.8	2.0	2.1	1.1	1.1	1.9	2.9	3.2	▲0.8	1.5
	9	8.5	8.4	2.6	0.3	5.4	2.5	5.0	0.8	3.3	1.1	3.5	1.7	▲0.1	1.5
	10	5.0	8.4	2.9	0.6	2.9	4.5	4.2	1.5	4.4	3.6	5.2	3.2	1.1	2.3
	11	8.6	9.0	4.8	2.8	6.6	6.6	4.4	1.5	2.5	2.3	7.0	2.4	2.3	2.5
	12	7.0	10.3	4.3	2.5	4.2	7.0	2.2	0.7	4.2	2.6	4.9	1.7	2.0	3.6
	平成 29 年 1月	7.0	8.9	4.8	2.8	6.6	7.0	1.9	▲1.1	5.9	2.5	3.7	2.4	1.9	3.2
	2	5.3	8.9	0.5	1.8	3.7	8.0	▲2.2	▲1.1	0.8	3.0	0.4	2.7	▲2.7	4.0
	3	4.2	7.5	2.0	1.8	3.3	7.9	▲0.3	0.4	2.2	3.4	2.3	2.9	▲1.5	4.5
	4	5.4	9.4	2.0	1.5	3.9	8.4	0.1	0.4	6.5	4.5	5.1	2.7	3.6	4.1
	5	7.0	8.7	3.1	1.5	4.8	8.4	1.0	1.5	4.7	4.2	5.8	3.1	2.7	3.7
	6	7.0	8.0	3.2	1.5	8.2	10.4	1.8	0.4	5.7	4.6	6.2	3.1	2.3	4.2
	7	7.8	9.2	4.2	2.1	8.8	11.5	2.2	0.4	5.3	3.8	6.5	3.5	3.8	4.7

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

神奈川 Kanagawa		新潟 Niigata		富山 Toyama		石川 Ishikawa		福井 Fukui		山梨 Yamanashi		長野 Nagano		Year and Month		
	店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
386,247	896	87,014	262	56,534	154	62,800	148	42,309	101	41,534	118	61,923	190	C.Y.	2014	Sales value (million yen) ・ Number of establishments
406,054	912	90,697	269	60,477	153	66,839	148	46,009	100	42,584	130	63,376	201		2015	
422,984	946	97,602	279	65,866	155	74,422	154	54,302	110	45,486	128	68,663	208		2016	
384,905	895	85,594	262	56,743	155	63,801	151	43,413	99	40,926	119	60,888	193	F.Y.	2014	
413,291	921	93,210	269	62,270	152	68,658	151	47,281	102	43,664	132	65,062	196		2015	
423,020	963	98,745	285	66,237	156	74,291	158	53,787	111	45,713	130	69,470	211		2016	
106,242	932	24,240	271	16,484	152	18,594	151	13,434	104	11,415	129	16,925	203	Q2	2016	
105,908	932	24,981	273	16,811	154	18,947	153	13,531	107	11,523	128	17,555	205	Q3		
108,022	946	25,257	279	16,877	155	18,919	154	13,468	110	11,645	128	17,611	208	Q4		
102,848	963	24,267	285	16,065	156	17,831	158	13,354	111	11,130	130	17,379	211	Q1	2017	
110,426	979	25,441	286	16,964	158	19,253	160	14,739	113	11,997	129	18,346	212	Q2		
36,280	933	8,144	271	5,359	153	6,047	151	4,364	103	3,862	129	5,669	202	May	2016	
35,234	932	8,241	271	5,622	152	6,320	151	4,534	104	3,750	129	5,657	203	Jun.		
37,087	937	8,554	272	5,648	153	6,278	152	4,566	105	3,974	129	5,978	203	Jul.		
35,547	935	8,501	274	5,833	153	6,636	152	4,669	106	3,936	130	6,046	204	Aug.		
33,274	932	7,926	273	5,330	154	6,033	153	4,296	107	3,613	128	5,531	205	Sep.		
34,613	938	8,190	275	5,502	154	6,184	154	4,325	107	3,882	129	5,615	206	Oct.		
34,656	943	7,974	279	5,429	154	6,110	154	4,403	109	3,679	128	5,693	207	Nov.		
38,753	946	9,093	279	5,946	155	6,625	154	4,740	110	4,084	128	6,303	208	Dec.		
34,326	949	8,096	280	5,542	155	6,074	154	4,469	110	3,691	129	5,627	208	Jan.	2017	
32,953	954	7,852	284	5,275	156	5,944	157	4,433	111	3,559	129	5,718	210	Feb.		
35,569	963	8,319	285	5,248	156	5,813	158	4,452	111	3,880	130	6,034	211	Mar.		
35,839	971	8,252	284	5,613	156	6,175	160	4,869	112	3,903	130	6,035	210	Apr.		
37,496	973	8,556	285	5,561	155	6,385	160	4,902	113	4,097	130	6,170	210	May		
37,091	979	8,633	286	5,790	158	6,693	160	4,968	113	3,997	129	6,141	212	Jun.		
38,833	977	9,153	286	6,083	158	6,841	159	5,267	113	4,280	132	6,551	213	Jul.		
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	C.Y.	2014	Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
4.6	1.9	5.4	2.7	7.4	0.0	6.8	0.7	8.7	▲1.0	4.5	10.2	5.0	5.8		2015	
4.2	3.7	7.6	3.7	8.9	1.3	11.3	4.1	18.0	10.0	6.8	▲1.5	8.3	3.5		2016	
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	F.Y.	2014	
6.9	2.9	9.8	2.7	10.1	▲1.9	7.9	0.0	8.9	3.0	8.3	10.9	8.9	1.6		2015	
2.4	4.6	5.9	5.9	6.4	2.6	8.2	4.6	13.8	8.8	4.7	▲1.5	6.8	7.7		2016	
4.6	2.9	8.5	2.7	12.7	1.3	13.7	0.7	18.3	5.1	8.1	10.3	9.6	0.5	Q2	2016	
3.5	3.1	5.0	2.6	5.6	1.3	10.7	2.0	23.7	8.1	5.6	9.4	6.6	2.0	Q3		
1.4	3.7	5.4	3.7	5.2	1.3	9.8	4.1	21.1	10.0	3.1	▲1.5	6.2	3.5	Q4		
0.0	4.6	4.9	5.9	2.4	2.6	▲0.7	4.6	▲3.7	8.8	2.1	▲1.5	4.9	7.7	Q1	2017	
3.9	5.0	5.0	5.5	2.9	3.9	3.5	6.0	9.7	8.7	5.1	0.0	8.4	4.4	Q2		
2.8	2.4	5.5	2.7	6.1	▲0.6	7.8	0.7	18.6	3.0	5.7	9.3	5.0	0.5	May	2016	
2.4	2.9	8.4	2.7	14.4	1.3	16.2	0.7	27.9	5.1	4.6	10.3	8.0	0.5	Jun.		
4.6	3.5	6.6	2.3	6.8	0.7	11.1	2.0	27.7	6.1	6.0	10.3	6.5	1.0	Jul.		
3.4	3.7	1.6	1.9	2.8	0.7	9.0	0.0	20.9	7.1	6.4	10.2	5.9	1.5	Aug.		
2.3	3.1	7.2	2.6	7.6	1.3	12.2	2.0	22.8	8.1	4.4	9.4	7.5	2.0	Sep.		
▲0.1	3.3	8.1	3.8	8.4	1.3	13.8	3.4	23.0	7.0	4.2	▲1.5	7.7	3.5	Oct.		
2.5	4.1	5.2	3.7	4.1	0.7	8.6	4.1	21.9	9.0	3.0	▲1.5	6.1	3.5	Nov.		
1.7	3.7	3.2	3.7	3.5	1.3	7.4	4.1	18.8	10.0	2.0	▲1.5	5.0	3.5	Dec.		
3.0	4.1	5.7	3.3	6.2	0.6	1.3	0.7	▲6.2	8.9	3.4	▲0.8	4.3	4.0	Jan.	2017	
▲2.5	3.7	4.5	4.8	2.5	2.0	0.5	4.7	▲2.3	9.9	▲0.0	▲0.8	5.3	5.0	Feb.		
▲0.3	4.6	4.7	5.9	▲1.5	2.6	▲3.9	4.6	▲2.5	8.8	2.8	▲1.5	5.0	7.7	Mar.		
3.2	4.1	5.1	5.6	2.0	2.0	▲0.8	4.6	7.3	8.7	2.6	▲0.8	7.8	4.0	Apr.		
3.4	4.3	5.1	5.2	3.8	1.3	5.6	6.0	12.3	9.7	6.1	0.8	8.8	4.0	May		
5.3	5.0	4.8	5.5	3.0	3.9	5.9	6.0	9.6	8.7	6.6	0.0	8.6	4.4	Jun.		
4.7	4.3	7.0	5.1	7.7	3.3	9.0	4.6	15.4	7.6	7.7	2.3	9.6	4.9	Jul.		

第３表 都道府県別販売額等及び前年（度、同期、同月）比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

	年　月	岐阜 Gifu		静岡 Shizuoka		愛知 Aichi		三重 Mie		滋賀 Shiga		京都 Kyoto		大阪 Osaka	
			店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments
販売額（百万円）・店舗数（店）	平　成　26 年	103,526	269	208,517	448	313,940	764	56,941	183	51,331	153	77,575	251	297,221	835
	27	107,196	289	217,203	449	326,162	785	60,318	197	55,377	162	82,962	251	344,383	826
	28	127,723	360	227,791	448	353,923	848	66,549	203	59,781	177	89,840	264	374,188	859
	平　成　26 年度	102,613	275	205,090	448	306,706	764	55,586	182	51,301	155	77,981	247	306,404	803
	27	110,425	309	221,081	445	333,095	786	62,180	198	56,547	164	85,025	253	355,114	848
	28	129,423	367	229,571	449	356,472	865	67,316	207	60,424	177	91,360	269	376,618	880
	平成　28 年　４～６月	31,614	324	56,450	449	88,437	799	16,768	197	14,771	165	22,278	255	95,441	853
	７～９	32,248	337	57,620	441	88,960	810	16,518	197	15,139	169	22,888	257	93,593	856
	10～12	33,999	360	58,976	448	93,535	848	17,217	203	15,777	177	23,668	264	95,560	859
	平成　29 年　１～３月	31,562	367	56,525	449	85,540	865	16,813	207	14,737	177	22,526	269	92,024	880
	４～６	35,177	376	60,041	457	92,733	881	18,149	210	16,177	179	24,801	273	101,502	884
	平成　28 年　５月	10,598	320	19,152	448	29,886	797	5,673	198	5,000	165	7,600	256	31,706	848
	6	10,702	324	18,915	449	29,737	799	5,639	197	4,999	165	7,449	255	31,557	853
	7	11,220	329	20,218	448	31,474	802	5,784	195	5,341	168	8,153	257	33,052	853
	8	10,874	333	19,640	448	29,542	806	5,525	197	5,034	167	7,654	258	30,889	853
	9	10,154	337	17,762	441	27,944	810	5,209	197	4,764	169	7,081	257	29,652	856
	10	10,981	352	18,892	440	30,562	839	5,583	198	5,124	170	7,530	255	30,946	851
	11	10,851	357	18,469	444	29,075	841	5,376	201	4,934	173	7,418	260	30,270	854
	12	12,167	360	21,615	448	33,898	848	6,258	203	5,719	177	8,720	264	34,344	859
	平成　29 年　１月	10,405	362	18,782	448	28,701	851	5,588	202	4,885	176	7,284	265	29,705	864
	2	10,101	365	17,827	446	27,343	857	5,372	204	4,731	177	7,288	267	30,007	868
	3	11,056	367	19,916	449	29,496	865	5,853	207	5,121	177	7,954	269	32,312	880
	4	11,551	376	19,670	457	30,209	870	5,989	210	5,308	177	8,096	272	33,820	884
	5	11,860	374	20,391	457	31,393	875	6,108	210	5,494	179	8,449	273	33,891	880
	6	11,766	376	19,980	457	31,131	881	6,052	210	5,375	179	8,256	273	33,791	884
	7	12,516	381	21,272	457	32,628	884	6,181	210	5,608	179	8,719	274	35,786	884
前年（度・同期・同月）比増減率（％）	平　成　26 年	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	27	3.5	7.4	4.2	0.2	4.1	3.2	6.3	8.2	7.9	5.9	9.0	2.9	14.8	2.6
	28	19.1	24.6	4.9	▲0.2	8.5	8.0	10.3	3.0	8.0	9.3	8.3	5.2	8.7	4.0
	平　成　26 年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	27	7.6	12.4	7.8	▲0.7	8.8	2.9	12.2	8.8	10.2	5.8	10.6	2.4	15.1	5.6
	28	17.2	18.8	3.8	0.9	7.0	10.1	8.3	4.5	6.9	7.9	7.5	6.3	6.1	3.8
	平成　28 年　４～６月	15.7	16.1	4.9	0.0	6.8	3.8	9.9	5.3	8.1	6.5	5.8	1.6	9.8	5.0
	７～９	23.3	19.9	4.1	▲0.9	7.7	4.2	9.0	3.1	5.8	6.3	9.3	2.8	7.0	4.8
	10～12	25.5	24.6	3.1	▲0.2	10.4	8.0	9.5	3.0	9.0	9.3	7.5	5.2	4.9	4.0
	平成　29 年　１～３月	5.7	18.8	3.3	0.9	3.1	10.1	4.8	4.5	4.6	7.9	7.2	6.3	2.7	3.8
	４～６	11.3	16.0	6.4	1.8	4.9	10.3	8.2	6.6	9.5	8.5	11.3	7.1	6.4	3.6
	平成　28 年　５月	12.9	14.3	2.8	▲0.2	4.5	3.5	6.9	5.9	6.0	5.8	6.0	2.8	8.2	4.7
	6	18.1	16.1	3.9	0.0	6.7	3.8	9.7	5.3	11.5	6.5	4.4	1.6	8.3	5.0
	7	25.1	16.7	5.6	▲0.4	9.1	4.3	10.4	3.2	8.2	7.0	11.1	2.4	8.7	4.8
	8	21.8	18.5	3.5	0.0	6.0	4.0	5.8	3.7	1.1	5.0	9.9	2.8	5.9	4.5
	9	22.9	19.9	3.1	▲0.9	8.0	4.2	11.1	3.1	8.4	6.3	6.8	2.8	6.5	4.8
	10	27.2	23.9	2.0	▲1.3	9.9	8.0	10.2	2.6	8.7	5.6	4.5	1.6	3.6	3.5
	11	25.7	24.0	2.6	▲0.7	10.3	7.4	9.9	3.6	8.4	6.8	7.9	3.6	5.6	3.8
	12	24.0	24.6	4.6	▲0.2	11.0	8.0	8.5	3.0	9.8	9.3	9.9	5.2	5.4	4.0
	平成　29 年　１月	10.1	21.9	4.4	0.2	8.9	8.1	8.9	2.5	8.4	8.6	9.1	5.2	4.5	3.1
	2	3.4	20.5	▲0.0	▲0.2	1.5	9.2	2.1	3.6	3.1	8.6	5.5	5.1	1.0	3.3
	3	3.9	18.8	5.3	0.9	▲0.7	10.1	3.4	4.5	2.4	7.9	7.2	6.3	2.7	3.8
	4	12.0	19.4	7.0	2.2	4.8	9.8	9.8	6.6	11.2	7.3	12.0	8.4	5.1	3.4
	5	11.9	16.9	6.5	2.0	5.0	9.8	7.7	6.1	9.9	8.5	11.2	6.6	6.9	3.8
	6	9.9	16.0	5.6	1.8	4.7	10.3	7.3	6.6	7.5	8.5	10.8	7.1	7.1	3.6
	7	11.6	15.8	5.2	2.0	3.7	10.2	6.9	7.7	5.0	6.5	6.9	6.6	8.3	3.6

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

兵庫 Hyogo		奈良 Nara		和歌山 Wakayama		鳥取 Tottori		島根 Shimane		岡山 Okayama		広島 Hiroshima		Year and Month		
	店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
190,022	543	31,258	101	14,276	69	16,054	50	24,391	53	62,124	152	88,434	245	C.Y.	2014	Sales value (million yen) ・ Number of establishments
207,877	553	32,558	101	16,290	71	18,083	55	26,005	59	65,676	151	95,771	252		2015	
215,328	566	35,198	101	18,412	73	20,833	60	28,197	63	70,540	164	104,086	274		2016	
193,125	542	31,333	95	14,419	69	16,119	51	24,383	55	62,234	149	88,750	243	F.Y.	2014	
209,914	554	32,978	100	16,753	70	18,773	56	26,508	60	66,445	155	97,407	256		2015	
215,631	565	36,145	104	19,005	75	21,301	62	28,620	65	71,623	166	105,787	276		2016	
53,826	557	8,699	100	4,675	72	5,186	58	7,100	62	17,646	159	25,575	267	Q2	2016	
54,564	559	8,944	102	4,608	73	5,527	60	7,374	62	17,932	159	27,131	271	Q3		
55,867	566	9,407	101	4,761	73	5,414	60	7,195	63	18,608	164	27,089	274	Q4		
51,374	565	9,095	104	4,961	75	5,174	62	6,951	65	17,437	166	25,992	276	Q1	2017	
55,758	573	10,583	109	5,714	77	5,677	63	7,516	65	19,236	170	27,460	276	Q2		
18,430	560	2,987	100	1,586	72	1,787	58	2,481	62	6,028	160	8,741	265	May	2016	
17,819	557	2,880	100	1,566	72	1,749	58	2,358	62	5,912	159	8,638	267	Jun.		
19,317	557	3,119	100	1,587	72	1,969	60	2,659	62	6,284	161	9,917	268	Jul.		
18,209	558	2,977	103	1,500	73	1,855	60	2,488	62	6,150	161	8,887	269	Aug.		
17,038	559	2,848	102	1,521	73	1,703	60	2,227	62	5,498	159	8,327	271	Sep.		
18,202	562	3,060	101	1,538	73	1,766	60	2,331	63	6,114	163	8,587	269	Oct.		
17,461	562	2,899	101	1,504	74	1,650	60	2,179	63	5,757	163	8,186	270	Nov.		
20,204	566	3,448	101	1,719	73	1,998	60	2,685	63	6,737	164	10,316	274	Dec.		
16,991	568	2,946	102	1,627	73	1,669	61	2,268	64	5,859	164	8,314	274	Jan.	2017	
16,455	566	2,893	103	1,581	73	1,636	61	2,164	64	5,487	166	8,161	277	Feb.		
17,928	565	3,256	104	1,753	75	1,869	62	2,519	65	6,091	166	9,517	276	Mar.		
18,162	571	3,526	108	1,928	77	1,839	62	2,420	65	6,198	166	8,885	274	Apr.		
18,967	576	3,627	109	1,979	77	1,961	62	2,595	65	6,674	169	9,470	276	May		
18,629	573	3,430	109	1,807	77	1,877	63	2,501	65	6,364	170	9,105	276	Jun.		
20,131	574	3,692	109	1,825	77	2,093	63	2,780	65	6,814	170	10,547	277	Jul.		
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	C.Y.	2014	Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
7.8	2.4	8.5	6.3	14.1	2.9	12.6	10.0	6.6	11.3	6.5	0.7	9.2	4.1		2015	
3.6	2.4	8.1	0.0	13.0	2.8	15.2	9.1	8.4	6.8	7.4	8.6	8.7	8.7		2016	
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	F.Y.	2014	
7.5	2.2	8.6	5.3	16.2	1.4	16.5	9.8	8.7	9.1	7.4	4.0	10.4	5.3		2015	
2.7	2.0	9.6	4.0	13.4	7.1	13.5	10.7	8.0	8.3	7.8	7.1	8.6	7.8		2016	
4.2	1.6	7.9	3.1	10.0	4.3	15.3	11.5	6.4	12.7	6.0	6.0	7.3	7.7	Q2	2016	
2.4	0.9	8.9	4.1	16.2	5.8	21.0	11.1	12.9	10.7	10.1	6.0	14.3	8.8	Q3		
3.7	2.4	10.0	0.0	14.2	2.8	8.2	9.1	6.2	6.8	8.5	8.6	6.1	8.7	Q4		
0.6	2.0	11.6	4.0	13.6	7.1	9.9	10.7	6.5	8.3	6.6	7.1	7.0	7.8	Q1	2017	
3.6	2.9	21.7	9.0	22.2	6.9	9.5	8.6	5.9	4.8	9.0	6.9	7.4	3.4	Q2		
4.2	2.4	9.1	4.2	8.9	4.3	14.3	11.5	6.5	12.7	4.4	6.0	4.9	7.7	May	2016	
2.7	1.6	5.3	3.1	9.4	4.3	15.5	11.5	6.8	12.7	5.3	6.0	7.5	7.7	Jun.		
5.3	1.5	9.9	3.1	16.8	4.3	27.3	15.4	17.7	12.7	11.8	7.3	15.7	7.6	Jul.		
▲0.6	1.8	6.9	5.1	12.5	5.8	22.8	15.4	12.2	12.7	9.5	7.3	13.8	8.0	Aug.		
2.5	0.9	10.0	4.1	19.5	5.8	12.8	11.1	8.4	10.7	8.7	6.0	13.2	8.8	Sep.		
4.2	1.8	12.0	2.0	12.8	4.3	5.7	9.1	0.9	8.6	14.6	9.4	3.3	7.6	Oct.		
3.3	2.0	10.2	2.0	12.4	5.7	8.7	9.1	6.4	6.8	3.7	7.9	5.9	7.6	Nov.		
3.6	2.4	8.1	0.0	17.1	2.8	10.1	9.1	11.0	6.8	7.6	8.6	8.7	8.7	Dec.		
2.1	3.1	11.5	1.0	12.5	5.8	12.2	10.9	10.5	6.7	11.3	7.2	8.8	7.9	Jan.	2017	
▲1.6	1.8	8.8	4.0	12.0	4.3	8.1	10.9	3.3	6.7	1.3	7.1	5.1	8.6	Feb.		
1.2	2.0	14.3	4.0	16.0	7.1	9.6	10.7	5.8	8.3	7.3	7.1	7.1	7.8	Mar.		
3.3	2.5	24.5	5.9	26.6	8.5	11.5	10.7	7.0	6.6	8.6	5.7	8.4	4.6	Apr.		
2.9	2.9	21.4	9.0	24.8	6.9	9.7	6.9	4.6	4.8	10.7	5.6	8.3	4.2	May		
4.5	2.9	19.1	9.0	15.4	6.9	7.3	8.6	6.1	4.8	7.6	6.9	5.4	3.4	Jun.		
4.2	3.1	18.4	9.0	15.0	6.9	6.3	5.0	4.6	4.8	8.4	5.6	6.4	3.4	Jul.		

第３表 都道府県別販売額等及び前年（度、同期、同月）比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

	年　月	山口 Yamaguchi		徳島 Tokushima		香川 Kagawa		愛媛 Ehime		高知 Kochi		福岡 Fukuoka		佐賀 Saga	
			店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments
販売額（百万円）・店舗数（店）	平　成　26年	57,153	151	28,200	65	35,375	100	66,583	192	21,203	62	207,543	596	33,324	70
	27	62,964	168	30,107	66	37,445	104	71,107	198	23,724	67	225,637	614	36,784	75
	28	69,019	179	31,259	71	39,593	101	74,859	204	26,354	74	238,628	647	38,908	84
	平　成　26年度	57,314	158	28,375	66	35,219	99	66,334	192	21,271	63	208,343	597	33,609	71
	27	64,585	171	30,038	67	38,155	103	72,709	198	24,404	66	229,043	616	37,230	82
	28	69,775	181	31,641	70	39,811	104	75,148	205	26,961	78	242,595	649	39,264	84
	平成 28 年 4～6月	17,169	172	7,915	68	9,984	102	18,681	199	6,420	69	59,028	633	9,844	82
	7～9	17,819	175	8,071	69	10,153	100	19,049	201	6,900	71	60,740	640	10,061	83
	10～12	17,963	179	8,058	71	10,137	101	19,296	204	6,975	74	62,444	647	9,938	84
	平成 29 年 1～3月	16,824	181	7,597	70	9,537	104	18,122	205	6,666	78	60,383	649	9,421	84
	4～6	17,856	181	8,187	70	10,619	108	20,041	208	7,124	77	64,302	652	10,380	86
	平成 28 年 5月	5,913	172	2,746	67	3,434	102	6,399	198	2,165	68	19,921	628	3,350	82
	6	5,702	172	2,629	68	3,300	102	6,212	199	2,193	69	19,605	633	3,254	82
	7	6,373	173	2,836	68	3,634	102	6,699	199	2,378	71	20,912	634	3,493	82
	8	5,952	173	2,732	68	3,404	102	6,496	200	2,386	71	20,411	637	3,437	82
	9	5,494	175	2,503	69	3,115	100	5,854	201	2,136	71	19,417	640	3,131	83
	10	5,806	176	2,649	70	3,344	100	6,333	201	2,272	72	20,165	639	3,248	83
	11	5,474	177	2,542	71	3,185	101	6,076	203	2,219	72	19,659	644	3,139	84
	12	6,683	179	2,867	71	3,608	101	6,887	204	2,484	74	22,620	647	3,551	84
	平成 29 年 1月	5,445	181	2,540	71	3,213	102	6,031	204	2,272	76	19,829	649	3,180	84
	2	5,408	181	2,454	70	2,998	103	5,732	206	2,121	77	19,175	649	3,004	83
	3	5,971	181	2,603	70	3,326	104	6,359	205	2,273	78	21,379	649	3,237	84
	4	5,733	181	2,673	68	3,495	105	6,536	207	2,319	78	20,979	651	3,337	85
	5	6,174	182	2,813	69	3,611	107	6,857	208	2,420	77	21,962	653	3,588	86
	6	5,949	181	2,701	70	3,513	108	6,648	208	2,385	77	21,361	652	3,455	86
	7	6,481	181	2,903	71	3,815	107	7,113	208	2,543	77	22,535	654	3,675	86
前年（度・同期・同月）比増減率（%）	平　成　26年	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	27	7.3	9.8	5.3	3.1	6.4	5.1	5.3	3.1	11.9	8.1	5.3	2.7	4.0	7.1
	28	9.6	6.5	3.8	7.6	5.7	▲2.9	5.3	3.0	11.1	10.4	5.8	5.4	5.8	12.0
	平　成　26年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	27	10.5	8.2	4.7	1.5	8.8	4.0	8.5	3.1	14.7	4.8	7.3	3.2	6.0	15.5
	28	8.0	5.8	5.3	4.5	4.3	1.0	3.4	3.5	10.5	18.2	5.9	5.4	5.5	2.4
	平成 28 年 4～6月	9.8	6.8	3.4	3.0	6.0	2.0	3.0	2.6	8.4	7.8	4.3	4.5	3.7	13.9
	7～9	10.6	7.4	6.1	4.5	5.6	▲2.0	4.8	2.6	12.6	10.9	5.3	5.6	7.4	12.2
	10～12	7.1	6.5	6.6	7.6	3.4	▲2.9	3.9	3.0	10.8	10.4	7.1	5.4	6.9	12.0
	平成 29 年 1～3月	4.7	5.8	5.3	4.5	2.3	1.0	1.6	3.5	10.0	18.2	7.0	5.4	3.9	2.4
	4～6	4.0	5.2	3.4	2.9	6.4	5.9	7.3	4.5	11.0	11.6	8.9	3.0	5.4	4.9
	平成 28 年 5月	8.3	6.8	3.2	1.5	5.1	2.0	1.7	2.1	7.7	6.3	3.4	4.1	2.2	13.9
	6	7.6	6.8	2.0	3.0	4.4	2.0	2.4	2.6	9.1	7.8	3.7	4.5	3.2	13.9
	7	14.9	8.1	9.2	3.0	11.5	2.0	8.7	2.1	15.8	10.9	6.7	4.6	10.2	13.9
	8	8.4	6.1	4.6	3.0	4.1	2.0	4.7	2.6	11.9	10.9	5.1	4.8	6.2	10.8
	9	8.3	7.4	4.6	4.5	1.0	▲2.0	0.9	2.6	10.0	10.9	4.0	5.6	5.6	12.2
	10	3.7	6.0	6.0	6.1	8.3	▲2.9	7.5	1.5	11.3	9.1	5.0	5.3	5.7	10.7
	11	8.1	6.0	6.8	7.6	1.5	▲1.9	3.3	3.0	10.1	9.1	8.2	5.4	8.3	12.0
	12	9.4	6.5	6.8	7.6	0.8	▲2.9	1.5	3.0	10.9	10.4	8.0	5.4	6.7	12.0
	平成 29 年 1月	6.3	7.1	7.8	6.0	2.7	0.0	3.1	3.0	12.4	13.4	9.3	5.4	9.1	5.0
	2	3.6	6.5	2.9	4.5	0.9	2.0	▲0.3	5.1	7.3	14.9	4.4	5.7	1.7	2.5
	3	4.2	5.8	5.2	4.5	3.3	1.0	2.0	3.5	10.3	18.2	7.3	5.4	1.3	2.4
	4	3.2	5.8	5.2	3.0	7.5	2.9	7.7	3.5	12.5	16.4	7.6	4.7	3.0	3.7
	5	4.4	5.8	2.4	3.0	5.2	4.9	7.2	5.1	11.8	13.2	10.2	4.0	7.1	4.9
	6	4.3	5.2	2.7	2.9	6.5	5.9	7.0	4.5	8.8	11.6	9.0	3.0	6.2	4.9
	7	1.7	4.6	2.4	4.4	5.0	4.9	6.2	4.5	6.9	8.5	7.8	3.2	5.2	4.9

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

長崎 Nagasaki		熊本 Kumanoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month		
	店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
43,863	105	70,596	144	47,036	92	52,267	119	67,097	173	16,798	50	C.Y.	2014	Sales value (million yen) ・ Number of establishments
47,506	111	73,415	156	51,545	105	54,659	121	68,098	174	20,192	51		2015	
53,309	116	80,632	162	56,013	111	58,065	121	73,045	184	22,897	55		2016	
42,547	106	69,526	148	46,942	100	51,682	120	65,711	176	16,998	50	F.Y.	2014	
49,943	111	75,538	158	53,033	107	55,826	119	69,254	179	21,505	53		2015	
53,907	116	81,370	165	56,671	115	58,345	122	73,730	182	22,556	57		2016	
13,439	113	20,199	155	14,221	108	14,451	118	18,378	179	6,054	54	Q2	2016	
13,809	113	21,062	160	14,464	109	14,968	120	18,972	182	5,565	53	Q3		
13,771	116	20,685	162	14,244	111	14,970	121	18,681	184	5,625	55	Q4		
12,888	116	19,424	165	13,742	115	13,956	122	17,699	182	5,312	57	Q1	2017	
13,942	116	21,184	169	14,860	117	14,806	120	19,322	185	5,998	58	Q2		
4,599	113	6,917	157	4,809	108	4,893	117	6,275	179	2,093	54	May	2016	
4,455	113	6,760	155	4,695	108	4,760	118	6,106	179	2,066	54	Jun.		
4,799	113	7,236	157	4,985	109	5,142	118	6,468	179	1,811	53	Jul.		
4,736	113	7,163	157	4,962	109	5,097	117	6,456	179	1,902	53	Aug.		
4,274	113	6,663	160	4,517	109	4,729	120	6,048	182	1,852	53	Sep.		
4,469	114	6,798	161	4,680	110	4,850	120	6,141	182	1,917	54	Oct.		
4,300	116	6,414	161	4,443	111	4,675	122	5,861	182	1,835	54	Nov.		
5,002	116	7,473	162	5,121	111	5,445	121	6,679	184	1,873	55	Dec.		
4,318	116	6,500	163	4,564	112	4,737	121	5,920	185	1,746	56	Jan.	2017	
4,151	116	6,174	164	4,396	113	4,429	121	5,699	183	1,773	57	Feb.		
4,419	116	6,750	165	4,782	115	4,790	122	6,080	182	1,793	57	Mar.		
4,543	116	6,920	167	4,840	115	4,853	122	6,225	184	1,940	58	Apr.		
4,769	116	7,288	168	5,124	116	5,079	121	6,658	185	1,989	58	May		
4,630	116	6,976	169	4,896	117	4,874	120	6,439	185	2,069	58	Jun.		
4,984	116	7,430	171	5,200	118	5,245	119	6,838	186	2,194	59	Jul.		
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	C.Y.	2014	Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
5.6	5.7	2.6	9.1	6.5	11.7	1.8	0.0	▲1.0	▲0.6	19.8	8.5		2015	
12.2	4.5	9.8	3.8	8.7	5.7	6.2	0.0	7.3	5.7	13.4	7.8		2016	
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	F.Y.	2014	
15.1	4.7	7.6	6.8	10.5	7.0	5.8	▲0.8	3.5	1.7	26.2	6.0		2015	
7.9	4.5	7.7	4.4	6.9	7.5	4.5	2.5	6.5	1.7	4.9	7.5		2016	
11.9	6.6	8.9	2.6	10.7	5.9	6.2	▲3.3	8.3	1.1	17.7	3.8	Q2	2016	
8.8	4.6	10.8	6.0	7.6	4.8	4.9	▲0.8	7.7	3.4	4.8	8.2	Q3		
6.3	4.5	7.2	3.8	4.3	5.7	4.9	0.0	5.8	5.7	4.2	7.8	Q4		
4.9	4.5	3.9	4.4	5.0	7.5	2.0	2.5	4.0	1.7	▲6.0	7.5	Q1	2017	
3.7	2.7	4.9	9.0	4.5	8.3	2.5	1.7	5.1	3.4	▲0.9	7.4	Q2		
6.6	6.6	5.3	4.0	6.4	6.9	1.8	▲4.1	4.6	1.1	15.6	5.9	May	2016	
6.7	6.6	7.0	2.6	7.5	5.9	3.1	▲3.3	6.0	1.1	8.1	3.8	Jun.		
11.8	6.6	12.4	3.3	9.1	4.8	7.1	▲3.3	8.0	1.1	▲0.7	1.9	Jul.		
10.1	5.6	9.9	3.3	6.1	5.8	2.7	▲4.1	7.8	1.7	7.1	10.4	Aug.		
4.4	4.6	10.2	6.0	7.4	4.8	5.0	▲0.8	7.1	3.4	8.3	8.2	Sep.		
4.9	5.6	7.5	5.2	4.8	5.8	3.4	▲0.8	4.9	3.4	6.4	8.0	Oct.		
6.1	4.5	7.3	4.5	4.5	5.7	6.0	0.8	5.7	5.2	2.2	5.9	Nov.		
7.7	4.5	6.8	3.8	3.6	5.7	5.3	0.0	6.9	5.7	3.8	7.8	Dec.		
8.6	6.4	6.8	3.2	6.9	6.7	5.9	0.8	6.4	4.5	▲4.4	7.7	Jan.	2017	
4.3	6.4	1.4	3.8	3.8	7.6	▲0.7	1.7	2.1	3.4	▲6.2	7.5	Feb.		
2.0	4.5	3.7	4.4	4.5	7.5	1.0	2.5	3.6	1.7	▲7.4	7.5	Mar.		
3.6	3.6	6.1	5.7	2.6	7.5	1.1	4.3	3.8	3.4	2.4	9.4	Apr.		
3.7	2.7	5.4	7.0	6.6	7.4	3.8	3.4	6.1	3.4	▲5.0	7.4	May		
3.9	2.7	3.2	9.0	4.3	8.3	2.4	1.7	5.5	3.4	0.1	7.4	Jun.		
3.9	2.7	2.7	8.9	4.3	8.3	2.0	0.8	5.7	3.9	21.1	11.3	Jul.		

第４表　商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率

Table4 Commodity stocks and inventory ratio by goods and the percentage change from the same term of the previous year

		年期末	商品手持額 Commodity Stocks	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	ＯＴＣ医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品（衛生用品）・介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア（化粧品・小物） Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日用消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 others	Year and Month		
商品手持額	手持額（百万円）	平成 28 年 6 月	740,175	32,516	118,191	49,443	33,297	194,964	73,197	98,464	120,974	19,129	Q2 2016	Value (million yen)	Commodity stocks
		9	738,426	32,326	119,251	49,264	33,565	195,129	70,849	98,011	120,386	19,645	Q3		
		12	812,002	34,729	131,029	54,860	35,043	207,408	78,317	112,405	135,728	22,483	Q4		
		平成 29 年 3 月	821,439	34,153	128,378	53,933	36,970	231,031	78,420	109,595	126,878	22,081	Q1 2017		
		6	840,199	36,340	134,901	55,025	36,201	227,692	80,379	114,874	133,887	20,900	Q2		
	前年同期末比増減率（%）	平成 28 年 6 月	9.5	2.2	2.2	6.7	11.2	▲2.9	9.7	17.9	42.4	18.2	Q2 2016	Percentage change from the previous year (%)	
		9	7.7	1.8	4.7	6.1	5.8	8.0	4.4	12.8	11.2	9.5	Q3		
		12	7.7	▲3.3	7.2	7.4	6.6	5.8	6.5	12.9	10.5	12.0	Q4		
		平成 29 年 3 月	12.6	2.4	10.1	7.4	14.2	18.9	10.9	15.3	8.0	14.6	Q1 2017		
		6	13.5	11.8	14.1	11.3	8.7	16.8	9.8	16.7	10.7	9.3	Q2		
商品在庫率	在庫率（%）	平成 28 年 6 月	154.3	106.4	175.5	152.3	197.5	270.8	151.4	130.8	96.3	172.9	Q2 2016	Inventory ratio (%)	Inventory ratio
		9	161.5	110.3	185.3	163.3	211.8	288.1	158.3	135.6	98.7	182.0	Q3		
		12	153.7	106.3	169.5	146.9	203.5	256.8	154.8	133.8	100.6	168.0	Q4		
		平成 29 年 3 月	169.3	105.5	177.4	155.3	219.5	319.2	168.8	155.4	98.6	202.1	Q1 2017		
		6	165.9	112.6	190.9	162.8	202.2	293.2	164.6	146.7	98.6	187.4	Q2		
	前年同期末比増減率（%）	平成 28 年 6 月	3.6	2.0	▲0.6	6.2	10.9	▲6.7	3.1	9.8	28.7	12.3	Q2 2016	Percentage change from the previous year (%)	
		9	2.3	1.9	4.3	7.6	5.5	3.0	1.0	4.5	▲0.2	0.9	Q3		
		12	1.9	0.6	1.5	5.4	2.2	1.2	4.3	5.1	▲0.1	6.0	Q4		
		平成 29 年 3 月	10.1	14.1	9.7	8.4	8.9	14.3	8.1	12.0	1.5	12.5	Q1 2017		
		6	7.5	5.8	8.8	6.9	2.4	8.3	8.7	12.2	2.4	8.4	Q2		

注1：在庫率=期末商品手持額 / 月間商品販売額　×　100
注2：前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
Note1: Inventory ratio = value of commodity stocks ate the end of term / value of commodity monthly sales x 100
Note2:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

食産第2945号
平 29.9.29 成
食料産業局

生食発0929第4号
平成29年9月29日

農林水産省消費・安全局長　殿
農林水産省食料産業局長　殿
農林水産省生産局長　殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
（公　印　省　略）

オーストリアから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、本日、別添１のとおり都道府県知事等、別添２及び３のとおり各検疫所長宛て通知しましたので、関係団体等への周知方よろしくお願いします。

接受
29.9.29
農林水産省

（別添１）

生食発０９２９第２号
平成２９年９月２９日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
（公印省略）

食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域について

牛の脊柱については、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第１のＢの８の規定により、牛海綿状脳症の発生国又は発生地域において飼養された牛であっても、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第１項に規定する食品健康影響評価の結果を踏まえ、食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域で飼養された月齢が30月以下の牛については、規制の対象から除かれているところです。

また、これらの国等については、「と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令並びに食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」（平成25年２月１日付け食安発0201第５号）第４の２の（２）で示していたところでありますが、今般、オーストリア産牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価の結果等を踏まえ、我が国を除く食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域にオーストリア共和国を追加し、その一覧を別紙のとおり整理したので、その運用に遺漏なきよう取り計らいください。

（別紙）

アイルランド、アメリカ合衆国、イタリア共和国、オランダ王国、オーストリア共和国、カナダ、スイス連邦、スウェーデン王国、デンマーク王国、ノルウェー王国、フランス共和国、ブラジル連邦共和国（※）、ポーランド共和国、リヒテンシュタイン公国

（※）ブラジル産牛肉等に関する対日輸出プログラムにおいて、全月齢の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）は特定危険部位（SRM）とされており、現時点において輸入されることはありません。

（別添２）

薬生食監発0929第１号
平成29年９月29日

各検疫所長　殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長
（公　印　省　略）

オーストリアから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「牛海綿状脳症（BSE）発生国等から輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成13年２月15日付け食監発第18号）により取り扱っているところです。

今般、食品安全委員会における「オーストリアから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価」を踏まえ、オーストリアと協議の上、新たにオーストリア産牛肉に関する対日輸出プログラムを別添１のとおり定めました。

つきましては、本日以降、下記のとおり取り扱うこととしますので、その運用に遺漏のないようお願いします。

なお、牛由来ゼラチン及びコラーゲン等については、下記１にかかわらず、平成27年３月27日付け食安監発0327第２号に基づく取扱いをお願いします。

記

１　対象品目

オーストリア当局から認定された対日輸出認定施設において、とさつ、解体、分割又は細切された牛肉及び牛臓器（食肉製品等の加工品は含まない。）とすること。

上記以外のオーストリアの施設で、とさつ、解体、分割又は細切された牛肉、牛臓器及び牛由来原材料を含む食品及び添加物のうち、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第９条第２項に基づき証明書を要するものについては、証明書を受け入れないこととし、要しないものについては輸入しないよう指導すること。

なお、対日輸出認定施設のリストについては、別途通知する予定である。

２　衛生証明書

オーストリア当局が発行する法第９条第２項に基づく証明書については、別添２のとおりであるので、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第９条に規定さ

れた事項のほか、１に示した品目、施設であること及び対日輸出プログラムに適合している旨（All the required conditions described in the "Austria Export Verification Program-Japan" were fulfilled.）等について確認すること。

3　現場検査

（１）表１に基づき、施設の区分に応じて、表２に掲げる開梱数により検査を実施すること。なお、表１に掲げる各区分に該当する対日輸出認定施設については、別途連絡する。

＜表１＞

対象	施設区分	検査頻度	開梱数
牛肉及び牛臓器	区分１	全件	表２による
	区分２	10件につき１件	表２による
	区分３	通常の検査体制	

区分１：輸入実績が100トン未満の施設

区分２：輸入実績が100トン以上1000トン未満の施設

区分３：輸入実績が1000トン以上の施設

注）当該施設からの対日輸出品（内臓を含む）から不適格品が発見された場合には、その時点で輸入実績を０とする。

＜表２＞

ロットの大きさ（N）	開梱数（n）
≦ 150	8
151 ～ 280	13
281 ～ 500	20
501 ≦	32

（２）検査に際しては、（１）に基づきカートンを無作為に抽出して開梱し、カートン表示及び衛生証明書との同一性を確認すること。

（３）扁桃及び回腸遠位部（盲腸との接続部分から２メートルまでの部分）（以下「ＳＲＭ」という。）が含まれていないことを確認すること。

（４）２及び上記（１）から（３）の結果、ＳＲＭと疑われる部位の混入が発見された場合には、検疫所業務管理室を通じて当課へ報告すること。

4　措置

検査及び調査の結果、ＳＲＭの混入又は月齢条件に適合しないと判定された場合には、当該ロットを法第９条第２項に違反するものとして取り扱うこと。

MINISTERIUM FRAUEN GESUNDHEIT

BMGF-74430/0022-BvZert/2017

Standards for slaughter of cattle and processing of beef and beef offal eligible for export from Austria to Japan

Export Verification Program (EVP)

This Export Verification Program (EVP) provides the specified products processing requirements and requirements for facilities for the export of beef and beef offal to Japan from Austria. This EVP comes in addition to the Austrian and EU regulations but might include some relevant domestic requirements. The Veterinary Services of the Federal Republic of Austria, hereafter called "the competent authority" is responsible to overseeing the implementation of the EVP in Austria.

1 Purpose

This EVP describes the standards that slaughterhouses and processing facilities shall meet in producing beef and beef offal for export to Japan in order to meet the following objectives:

1.1 Ensure removal from cattle carcasses of all tissues ineligible for export to Japan;

1.2 Prevent cross contamination of eligible beef and beef offal for export to Japan from ineligible tissues during slaughter and/or processing;

1.3 Ensure that only beef and beef offal from cattle aged 30 months or less are prepared and certified for export to Japan;

1.4 Enable verification of compliance with Japanese import condition relating to Bovine Spongiform Encephalopathy (BSE), in addition to Austrian and EU domestic requirements.

2 Scope

This EVP applies to Austrian facilities producing beef and beef offal for export to Japan from Austria. The facilities shall meet the specified processing requirements and requirements for facilities for beef and beef offal for export to Japan from Austria. These facilities shall be designated and listed by the competent authority in accordance with the Japanese Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW).

3 Identification and traceability records

3.1 Live cattle shall be domesticated bovine animals (*Bos taurus or Bos indicus*) born and raised in Austria or imported into Austria from countries eligible for export of beef and beef offal to Japan.

3.2 Live cattle shall be individually identified.

3.3 Live cattle shall be sent to slaughterhouses with individual documents recording the exact date of birth and identification information of each animal.

3.4 All carcasses complying with point 4.1 shall be clearly identified by obligatory labelling.

3.5 An identification mark (i.e. by labelling) allowing the verification that the beef and beef offal for export to Japan complies with point 4.1 is applied on all products at each level of processing.

3.6 Records and identification information through the process shall be sufficient to trace:

- 3.6.1 Beef and beef offal for export to Japan to carcasses;
- 3.6.2 Individual carcasses to individual animal;
- 3.6.3 Individual animal to farm of origin (obligatory bovine identification system).

4 Specified Products Requirements

4.1 Beef and beef offal for export to Japan shall derive from cattle that are 30 months of age or younger at the time of slaughter.

4.2 Beef and beef offal for export to Japan shall consist exclusively of meat, offal and their products which the MHLW and the competent authority recognize as eligible for export to Japan.

4.3 Beef and beef offal for export to Japan shall not include any Specified Risk Material (SRM) as defined by the enforced Japanese regulation, that is to say beef and beef offal for export to Japan shall not include any of the following tissues:

- 4.3.1 Tonsils from all cattle;
- 4.3.2 Distal ileum (two meters from connection to caecum) from all cattle;
- 4.3.3 Spinal cord from cattle over 30 months of age;
- 4.3.4 Head (except for hygienically removed tongues, skin and cheek meat) from cattle over 30 months of age;
- 4.3.5 Vertebral column (excluding vertebrae of the tail, the spinous and transverse processes of the cervical, lumbar and thoracic vertebrae, the median sacral crest and wings of the sacrum) from cattle over 30 months of age.

4.4 Beef and beef offal for export to Japan, and the carcasses and cattle from which they are derived should be traceable according to production records.

5 Processing requirements

5.1 Beef and beef offal for export to Japan shall be processed using procedures ensuring compliance with point 4 and integrated into the facility HACCP/SSOP.

5.1.1 Beef and beef offal derives from (an) establishment(s) implementing a program based on the HACCP principles in accordance with Regulation (EC) No 852/2004.

5.2 Verification activities for age requirements as described above in point 4.1 must be conducted at the slaughter and processing levels.

5.3 Beef and beef offal for export to Japan shall be processed in a manner to ensure the hygienic removal of the SRM as described above in point 4.3. and to prevent any cross-contamination by these SRM or by any beef or beef offal NOT eligible for export to Japan.

5.4 The facility HACCP/SSOP shall include regular internal verification activities that allow to control the specified requirements of this EVP are effectively implemented and met.

6 Designated facilities for export to Japan

6.1 The designated facilities for export beef and beef offal to Japan from Austria shall be facilities (slaughterhouses, cutting plants, processing plants and cold stores) approved by the competent authority following an on-site inspection. The approval of the designated facilities is under the responsibility of the competent authority in accordance with the MHLW.

6.2 The designated facilities shall meet the specified products and processing requirements for beef and beef offal for export from Austria to Japan.

6.3 The designated facilities for export to Japan shall be listed by the competent authority. The competent authority shall provide annually to the MHLW an official listing of the designated facilities for export beef and beef offal to Japan. The competent authority will keep the MHLW informed of any

amendments as regards additions, delisting and address or activity change at the listed facilities.

6.4 The designated facilities for export beef and beef offal to Japan from Austria are responsible for the compliance with all requirements outlined in this procedure and the Austrian and EU regulations.

6.5 All necessary information to verify the enforcement of the EVP by the designated facilities shall be available to the competent authority review.

7 Export certificate

7.1 Beef and beef offal for export to Japan shall be accompanied by an export certificate issued by the competent authority when exported to Japan.

7.2 The export certificate shall include the information as required by the Food Sanitation Act of Japan.

7.3 The export certificate shall mention the following statement:" All the required conditions described in the "Austria Export Verification Program - Japan" were fulfilled".

8 Audit and import inspection of the MHLW

8.1 The MHLW may conduct on-site audits of the Austrian inspection system including visit of the competent authority, designated facilities that export beef and beef offal to Japan and relevant facilities.

8.2 If non-compliance with these standards is found as a result of the audit or the import inspection of the MHLW, the competent authority shall take appropriate measures including corrective and/or preventive action.

These requirements for beef and beef offal for export from Austria to Japan will go into effect on 29th September 2017.

日本向けに輸出可能な牛のと畜並びにオーストリア産牛肉及び牛内臓肉の加工の基準：
輸出証明プログラム

この輸出証明プログラム（EVP）は、オーストリアから日本向けに輸出される牛肉及び牛内臓肉の指定された製品の加工条件及び施設基準を規定する。本文書には、更にオーストリア及びEUの規則が加えられるが、関連するオーストリア国内条件も含まれることがある。なお、オーストリア連邦共和国獣医局（以下「当局」という。）がオーストリアにおけるEVP実施の監督権限を有している。

1　目的

本文書は、次の目的を達成するために日本向けに輸出する牛肉及び牛内臓肉の生産において、と畜場及び加工施設が満たすべき基準を記載する。

1.1 日本に輸出できない全ての組織が、枝肉から除去されるようにする。

1.2 と畜及び/又は加工処理中、日本に輸出できる牛肉及び牛内臓肉が輸出できない組織により二次汚染されることを防ぐ。

1.3 30か月齢以下の牛に由来する牛肉及び牛内臓肉のみが日本向け輸出のために処理され、また、保証されることを確保する。

1.4 オーストリア及びEU域内の条件に加えて、牛海綿状脳症（BSE）に関する日本の輸入条件に遵守していることの証明を可能とする。

2　範囲

本文書は、オーストリアから日本向けに輸出される牛肉及び牛内臓肉を生産するオーストリアの施設に適用する。その施設は、オーストリアから日本に輸出される牛肉及び牛内臓肉の指定された製品の加工条件及び施設基準を満たさなければならない。これらの施設は、日本の厚生労働省との合意により、当局によって指定され、リスト化されなければならない。

3　個体識別とトレーサビリティー記録

3.1 牛生体は、家畜化された牛科の動物（*Bos taurus* 又は *Bos indicus*）であり、オーストリアで生まれ飼養されたもの、若しくは日本への牛肉及び牛内臓肉の輸出が認められている国からオーストリアへ輸入されたものでなければならない。

3.2 牛生体は、個別に特定されていなければならない。

3.3 牛生体は正確な出生日と各個体の識別情報を記録している個々の文書が添付され、と畜場に搬送されなければならない。

3.4 4.1を遵守した全ての枝肉は、義務的ラベルにより明確に特定されなければならない。

3.5 4.1を遵守する日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉であることを明確にする（ラベルによる）個体識別マークは、各加工段階における全ての製品に適用される。

3.6 工程における記録及び個体識別情報は以下のことを追跡するのに十分であること

3.6.1 日本への輸出牛肉及び牛内臓肉から枝肉

3.6.2 個別の枝肉から個別の動物

3.6.3 個別の動物から原産農場（義務的牛個体識別システム）

4 特定の製品条件

4.1 日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉は、と畜時点で30か月齢以下の牛由来でなければならない。

4.2 日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉は、厚生労働省と当局が日本への輸出として認めた肉、内臓肉及びそれらの製品でなければならない。

4.3 日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉は日本の規則により定義されるどの特定危険部位（SRM）も含んではならない。したがって、日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉には、以下の組織を含んではならない

4.3.1 全ての牛の扁桃

4.3.2 全ての牛の回腸（盲腸との接合部から2 メートル）

4.3.3 30 か月齢超の脊髄

4.3.4 30 か月齢超の牛の頭部（衛生的に取り除かれた舌、皮及び頬肉を除く）

4.3.5 30 か月齢超の牛の脊柱（頚椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く）

4.4 日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉並びにそれらが由来する枝肉及び牛は、生産記録まで追跡可能であるべきである。

5 加工条件

5.1 日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉は、4の遵守が確保された施設のHACCP/SSOPによる手順で加工されなければならない。

5.1.1 牛肉及び牛内臓肉は、EU規則(EC)No 852/2004に従ったHACCP原則に基づく計画を実施する施設に由来する。

5.2 前述の4.1中に記載されている月齢条件の確認作業は、と畜及び加工段階において実行されなければならない。

5.3 日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉の加工は、前述の4.3中に記載されているように確実にSRMが衛生的に除去される方法でなければならない。また、SRM又は日本向け輸出に適さない牛肉及び牛内臓肉によるいかなる汚染も防がなければならない。

5.4 施設のHACCP/SSOPに定期的な内部監査を含め、本文書の特定の条件が効果的に実行され、適合しているかを管理できるようにしなければならない。

6　日本向け輸出施設の指定

6.1 オーストリアから日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉の指定施設は、現地調査の後、当局による認可を得た施設（と畜場、カット施設、加工施設、冷蔵施設）でなければならない。指定施設の認可は厚生労働省との合意による当局の責任の下にある。

6.2 指定施設はオーストリアから日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉として指定された製品及び加工条件に適合していなければならない。

6.3 日本向け輸出の指定施設は当局によりリスト化され、当局は公式な日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉の指定施設リストを、毎年厚生労働省へ提供しなければならない。また、当局は指定施設のリストへの追加、削除及び指定施設の所在地や営業内容の変更に関する修正情報について、厚生労働省に随時提供することとする。

6.4 オーストリアから日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉の指定施設は、本手順に示す全ての条件並びにオーストリア及びEUの規制を遵守しなければならない。

6.5 指定施設における本文書の執行状況を確認するために必要な全ての情報は、当局の審査のために提供されなければならない。

7　輸出証明書

7.1 日本への輸出牛肉及び牛内臓肉には当局が発行する輸出証明書が添付されなければならない。

7.2 輸出証明書は日本の食品衛生法に規定される必要な情報を含まなければならない。

7.3 輸出証明書は「EVPに記載された全ての要求事項を満たす。」ことに言及していなければならない。

8　現地査察及び厚生労働省による輸入検査

8.1 厚生労働省は、当局、日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉の指定施設及び関連施設を含む、オーストリアの監視システムに基づく現地査察を実施することができる。

8.2 厚生労働省による現地査察又は輸入検査の結果、これらの基準が遵守されていないことが判明した場合は、当局は改善及び/又は防止措置を含む適切な対応をとらなければならない。

オーストリアから日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉に係るこれらの条件は、2017年９月29日から適用される。

別添２

Gesundheitszeugnis für die Ausfuhr von Rindfleisch und Innereien aus der Bundesrepublik Österreich nach Japan

Health certificate for the exportation of beef and beef offal from the Federal Republic of Austria to Japan

Exportland/ Exporting country: Bundesrepublik Österreich/ Federal Republic of Austria

Teil I: Angaben zur Identifizierung des Rindvieh/ Part I: Identification of the cattle

I.1. Name und Anschrift des Versenders / Name and address of consignor	I.2. Bescheinigungs-Nr. / Certificate reference number I.3. Zuständige Bundesbehörde / Central Competent Authority I.4. Örtlich zuständige Veterinärbehörde (ausstellende Behörde)/ Local Competent Veterinary Authority (issuing authority)
I.5. Name und Anschrift des Empfängers / Name and address of consignee	I.6. Produktbezeichnung / Name & type product Tierart / Animal species
I.7. Art der Verpackung / Type of packaging	I.8. Stückzahl / No. of pieces
I.9 Bruttogewicht / Gross weight Nettogewicht / Net weight	I.10. Schlachtdatum / Date of slaughter Herstellungsdatum / Date of production Einfrierdatum / Date of freezing Genusstauglichkeits-(Identitäts-) Kennzeichnung / Health (Identification) mark
I.11. Name & Anschrift Schlachthof / Name and address of slaughterhouse Veterinärkontrollnummer / EST No:	I.12. Name & Anschrift Zerlegebetrieb / Name and address of cutting plant Veterinärkontrollnummer / EST No:
I.13. Name & Anschrift Kühlhaus / Name and address of approved cold stores Veterinärkontrollnummer / EST No:	I.14. Name & Anschrift Verarbeitungsbetrieb / Name and address of processing plant: Veterinärkontrollnummer / EST No:
I.15. Herkunftsland (bei importiertem Fleisch) /Country of origin (if meat is imported)	
I.16. Name & Anschrift Versandbetrieb / Name and address of dispatching establishment:	I.17. Datum und Ort der Verladung / Date and place of loading
I.18. Container Nummer / Container No. Siegelnummer / Seal No. Art & Identifizierung des Transportmittels / Type & identification of means of transport	

Teil II: Gesundheitsbescheinigung / Part II: Health Attestation

II. Gesundheitsbescheinigung / Health Attestation	Bescheinigungs-Nr. / Certificate reference number

Der unterzeichnete amtliche Tierarzt, bestätigt durch seine Unterschrift, dass /
The undersigned official veterinarian hereby certifies by signature that

1. Das oben erwähnte Rindfleisch und Innereien wurden unter hygienischen Bedingungen in Übereinstimmung mit den Gesetzen und Bestimmungen Österreichs verarbeitet. Die in Österreich geltenden Gesetze und Bestimmungen sind als gleichwertig mit den gesetzlichen Anforderungen Japans über Schlacht- und Lebensmittelhygiene anzusehen. /
   The beef and beef offal described above were processed under sanitary coniditons in accordance with the laws and regulations in Austria. The laws and regulations of Austria have been deemed to be equivalent to the legal requirements on slaughter hygiene and food sanitation of Japan.

2. Alle Bedingungen, die in dem zwischen Österreich und Japan vereinbarten EVP (Exportüberprüfungsprogramm) und den AHR (Tiergesundheitsandforderungen), gefordert werden, wurden erfüllt. /
   All the required conditions described in the "Austria Export Verification Program - Japan" (EVP) and in the "Animal Health Requirements" (AHR) were fulfilled.

3. 1) Die für die Produktion von Rindfleisch und Innereien zum Export nach Japan geschlachteten Rinder wurden in Österreich geboren und aufgezogen oder unmittelbar und rechtmäßig aus Ländern importiert, die von Japan als zum Export von Rindfleisch und Innereien nach Japan berechtigt wurden (berechtigte Länder gemäß Anhang 2 der AHR) und in Österreich aufgezogen. /
   The cattle slaughtered for the production of the exported beef and beef offal to Japan are born and raised only in Austria or directly and legally imported from countries deemed eligible by Japan to export beef and beef offal to Japan (eligible countries according to Annex 2 of the AHR) and raised in Austria;
   Und / And
   Die geschlachteten Rinder wiesen als Ergebnis von Schlachttier– u. Fleischuntersuchungen, die vom amtlichen Tierarzt der österreichischen Veterinärbehörde in den dafür zugelassenen Schlachtbetrieben durchgeführt wurden, keine Anzeichen von infektiösen oder ansteckenden Tierseuchen auf und sind für unbedenklich und gesund erachtet worden.
   The slaughtered cattle were free from any evidence of animal infectious diseases and found to be sound and healthy as a result of ante- and post-mortem inspections conducted by veterinary inspectors of the animal health authorities of Austria in the designated facilities at the time of slaughter. (*)

   Oder / Or

   2) Das Rindfleisch und die Innereien wurden unmittelbar und rechtmäßig aus berechtigten Ländern gemäß Anhang 2 der AHR importiert und erfüllen alle nachfolgenden Bedingungen: /
   The beef and beef offal are directly and legally imported from the eligible countries according to Annex 2 of the AHR and completely meet all the requirements in the following items:

   A. das Fleisch stammt von Rindern, die nur in berechtigten Ländern geboren und aufgezogen wurden /
      The meat is derived from cattle which are born and raised only in the eligible countries.
   B. das Fleisch wird ausschließlich in Betrieben bearbeitet, welche von den Behörden der berechtigten Länder für die Handhabung von Fleisch für den Export nach Japan zugelassen wurden /
      The meat is handled only in facilities designated as eligible for handling meat to be exported to Japan by the government authorities of the eligible countries.
   C. das Fleisch stammt von Rindern, die gemäß der Schlachtier- und Fleischuntersuchung, durchgeführt vom amtlichen Tierarzt der jeweiligen berechtigten Länder, frei von jeglicher Infektion. /
      The meat is derived from cattle which are free from any evidence of animal infectious diseases as a result of ante- and post-mortem inspections conducted by the official veterinarians of the eligible countries at the designated facilities.
   D. das Fleisch ist unmittelbar und rechtmäßig aus berechtigent Ländern importiert ohne die Möglichkeit eines Transits durch andere als die gennanten Länder – und ist von einem Veterinärzertifikat, ausgestellt von den Behörden des jeweiligen Landes, begleitet./
      The meat is directly and legally imported to Austria from the eligible countries without transiting through countries other than the said countries and is accompanied by the inspection certificates issued by the government authorities of the said contries.
   E. Als Ergebnis der Inspektionen des Imports durch die österreichischen Veterinärbehörden ist das Fleisch frei von jedwedem Hinweis auf Tierkrankheiten und wird nach besagter Inspektion unmittelbar in die dafür zugelassenen Betriebe transportiert./
      The meat is free from any evidence of animal infectious diseases as a result of import inspection conducted by the animal health authorities of Austria and is directly carried into the designated facilities in Austria after the said inspection (*)

4. Die geschlachteten Rinder sind frei von jedem BSE-Verdacht und stammen nicht aus Kohorten mit BSE-Fällen in Übereinstimmung mit den von der Weltorganisation für Tiergesundheit (OIE).angenommenen Tiergesundheits-Code /
   The slaughtered cattle are not supsect or confirmed BSE cases, or cohorts of BSE cases, as defined in the Terrestrial Animal Health Code adopted by the World Organistation of Animal Health (OIE).

5. Sowohl das Rindfleisch als auch die Innereien die für den Export nach Japan bestimmt sind, werden bis zur Versendung nach Japan nur in den dafür zugelassenen Betrieben in einer Weise handhabt, um jedwede Kontamination mit Erregern einer ansteckende Tierkrankheit zu vermeiden. /
   The exported beef and beef offal to Japan are handled at the designated facilities in such a way as to prevent contamination with any causative agents of animal infectious diseases until shipment to Japan.

(*) Nichtzutreffendes streichen / Delete as appropriate

Ausstellungsort:
Place of issue:

Ausstellungsdatum:
Date of issue:

Dienstsiegel
Official stamp

(Unterschrift des zuständigen amtlichen Tierarztes)
(Signature of the competent official veterinarian)

(Name und Dienststellung des amtlichen Tierarztes in Druckbuchstaben)
(Name and qualification of the official veterinarian in block letters)

（別添３）

薬生食監発 0929 第２号
平成 29 年９月 29 日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長
（公　印　省　略）

輸入牛肉等の安全確保について

今般、食品安全委員会における「オーストリアから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価」を踏まえ、オーストリアから輸入される牛肉等については、平成 29 年９月 29 日付け薬生食監発 0929 第１号により取り扱うこととしています。

これに伴い、「輸入牛肉等の安全確保について」（平成 16 年７月 30 日付け食安監発第 0730003 号（最終改正：平成 28 年７月５日生食監発 0705 第３号））の「注）取扱いを別途定めた通知一覧」を以下のとおり改正することとしましたので、その運用に遺漏のないようお願いします。

注）取扱いを別途定めた通知一覧（平成 29 年９月 29 日現在）

・平成 25 年２月１日付け食安監発 0201 第３号
・平成 25 年２月１日付け食安監発 0201 第４号
・平成 25 年２月１日付け食安監発 0201 第５号
・平成 25 年２月１日付け食安監発 0201 第６号
・平成 25 年12月２日付け食安監発 1202 第１号
・平成 26 年５月１日付け食安監発 0501 第２号
・平成 26 年８月１日付け食安監発 0801 第１号
・平成 27 年12月21日付け生食監発 1221 第１号
・平成 28 年２月２日付け生食監発 0202 第１号
・平成 28 年２月２日付け生食監発 0202 第２号

・平成 28 年２月26日付け生食監発 0226 第１号
・平成 28 年５月２日付け生食監発 0502 第１号
・平成 28 年７月５日付け生食監発 0705 第１号
・平成 28 年７月５日付け生食監発 0705 第２号
・平成 29 年９月29日付け薬生食監発 0929 第１号

（参考）

食安監発第0730003号
平成16年7月30日
（最終改正：平成29年９月29日付け薬生食監発0929第２号）

各検疫所長殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長
（公印省略）

輸入牛肉等の安全確保について

ＢＳＥ発生国等から輸入される牛肉等については、平成13年２月15日付け食監発第18号及び平成15年12月26日付け食安監発第1226001号により取り扱っているところです。

しかしながら、従来、ＢＳＥ発生リスクが低いとされていた国々において、次々にＢＳＥが発生する最近の状況を踏まえると、現在ＢＳＥ未発生である国において万が一ＢＳＥが発生した際の混乱を未然に防止する必要があります。

ついては、取扱いを別途定めた国を除くすべての国からの牛の頭部（舌、頬肉及び皮を除く。）、脊髄、回腸（盲腸との接続部分から２メートルまでの部分に限る。）及び脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）の輸入については、これを控えるよう輸入業者への指導方よろしくお願いします。

なお、牛由来ゼラチン及びコラーゲン等については、平成 27 年３月 27 日付け食安監発 0327 第２号の記の３（１）について輸入者に確認の上、輸入を認めて差し支えありません。

注）取扱いを別途定めた通知一覧（平成 29 年９月 29 日現在）
・平成 25 年２月１日付け食安監発 0201 第３号
・平成 25 年２月１日付け食安監発 0201 第４号
・平成 25 年２月１日付け食安監発 0201 第５号
・平成 25 年２月１日付け食安監発 0201 第６号
・平成 25 年12月２日付け食安監発 1202 第１号
・平成 26 年５月１日付け食安監発 0501 第２号
・平成 26 年８月１日付け食安監発 0801 第１号
・平成 27 年12月21日付け生食監発 1221 第１号

・平成 28 年２月２日付け生食監発 0202 第１号
・平成 28 年２月２日付け生食監発 0202 第２号
・平成 28 年２月26日付け生食監発 0226 第１号
・平成 28 年５月２日付け生食監発 0502 第１号
・平成 28 年７月５日付け生食監発 0705 第１号
・平成 28 年７月５日付け生食監発 0705 第２号
・平成 29 年９月29日付け薬生食監発 0929 第１号

２９文科生第２３６号
平成２９年７月３日

農林水産省経営局長　殿

文部科学省生涯学習政策局長
有　松　育　子
（公印省略）

第５９回（平成２９年度）「教育・文化週間」の実施について

文部科学行政の推進について、格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、別紙１の要綱に基づき、第５９回（平成２９年度）「教育・文化週間」を実施することとなりました。

教育・文化週間については、別紙２の昭和３４年の閣議了解に基づき、我が国の教育及び文化に対する関心と理解を深め、その充実振興を図ることなどを目的とし、毎年１１月１日から７日までの１週間、全国的に教育・文化に関する行事等を集中的に実施しております。

ついては、本週間が有意義なものとなるよう、週間のイベント等に格段の御協力を賜りますとともに、貴管下関係機関・団体等に対しましても、周知方よろしくお願いします。また、文部科学省では、教育・文化週間ロゴマークを別紙３のとおり制定しておりますので、教育・文化週間のイベント等の広報に是非御活用いただくようお願いします。

（担当）文部科学省　生涯学習政策局
政策課　政策審議第一係
〒100-8959千代田区霞が関3-2-2
TEL：03-5253-4111（内線3458）
Fax：03-6734-3711
E-mail：syukan@mext.go.jp

別紙１

第５９回（平成２９年度）「教育・文化週間」実施要綱

文部科学省

１　名称

第５９回（平成２９年度）「教育・文化週間」

２　趣旨

「教育・文化週間」（昭和３４年９月４日閣議了解）の趣旨にのっとり、「文化の日」を中心として、教育・文化に関する諸行事を全国的に実施することによって、教育・文化に関する国民の理解と関心を深め、もってその充実振興を図るとともに、教育改革への一層の協力を得ることを目的とする。

３　期間

平成２９年１１月１日（水）から１１月７日（火）まで

４　諸行事等の実施

(1) 教育・文化に関する功労者等の表彰

文化功労者の顕彰等、教育・文化に関する功績を顕彰する。

(2) 芸術文化に関する行事の実施

国内最大の文化・芸術の祭典として、「第７２回文化庁芸術祭」を実施するほか、「第３２回国民文化祭・なら２０１７」を開催する。

(3) 教育・文化施設等における教育・文化関連行事の実施等

各地方公共団体及び国公私立の学校、美術館、博物館、研究所等の関係機関等においては、地域に開かれた学校の活動、各種公開講座、この週間にちなんだ特別展、施設の無料公開等、各地方公共団体及び各機関等の実情に即した各種の教育・文化関連行事を実施する。

なお、行事の実施に当たっては、関係機関・団体の協力を求めて、広く「教育・文化週間」の趣旨の周知に努めることにより、地域住民がそれらの行事等に積極的に参加する意欲を喚起する。

(4)「教育・文化週間」に関する広報活動の展開等

広く国民一般に「教育・文化週間」の趣旨を周知するため、文部科学省ホームページ等を活用し、各地方公共団体や関係機関・団体が実施する行事の情報を紹介するとともに、文部科学省メールマガジン・facebook・twitter や各種情報誌等を通じた広報活動を展開する。

また、平成２４年に制定された「古典の日に関する法律」の趣旨（１１月１日を「古典の日」と定め、国民の間に広く古典についての関心と理解を深めるようにする）の広報・周知活動を行う。

別紙２

教育・文化週間について

昭和３４年９月４日
閣　議　了　解

１　趣　旨

わが国の教育および文化に関し、関係者はもとより、ひろく一般国民の関心と理解を深めるとともに国民全般の協力を得、もってその充実振興をはかるため、教育・文化週間を設け、できるかぎりこの週間中に各種の教育・文化に関する行事を集中的に実施し、目的達成に資するものとする。

２　期　日

１１月１日から７日まで（１週間）とする。

３　行　事

文部科学省および各教育委員会が中心となり、関係機関および一般の協力を得て、たとえば教育・文化に関する資料の作成・公表、教育・文化功労者の表彰、父兄等の学校等の参観、展覧会、座談会等の開催などこの期間の趣旨に沿った行事を全国的に実施するものとする。

理　由

わが国の教育および文化に関し、一般国民の関心と理解を深め、その充実振興に資するため、教育・文化週間を設け、各種の教育・文化に関する行事を集中的に実施する必要がある。

◇教育・文化週間ロゴマークについて

文部科学省では、教育・文化週間ロゴマークを制定しております。中央のキャラクターは、故・石ノ森章太郎氏がデザインを手がけた、生涯学習のイメージキャラクター「マナビィ」です。本週間に行われる様々なイベントをきっかけとして、「生涯を通じて学ぶこと」の楽しさを体験していただければとの意味を込めて、マナビィを用いています。

ロゴマークは文部科学省下記ホームページよりダウンロードできますので、教育・文化週間のイベント等の広報に是非御活用ください。

ﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ先 ＞ 文部科学省ホームページ「教育・文化週間」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/kyoiku-bunka/index.htm

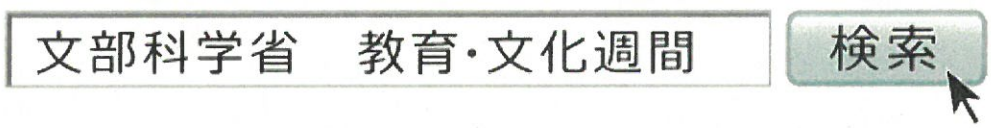

日 べ 協 発 第 5 号
平成 29 年 7 月 25 日

各　　位

日本ベビーフード協議会

返品削減についてのお願い

拝啓　貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃はベビー製品に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、わが国において食品ロスは社会的問題となっております。平成 24 年の消費者庁の調査では食品の年間廃棄量は 1,700 万トンで、このうち食品ロスとして廃棄される量は 500～800 万トンと推定されています。

食品ロスの削減については農林水産省が中心となり、生産者から消費者に至る様々な過程で取り組みを行っており、ベビーフードメーカーとしても製造時の食品残渣の削減や過剰在庫抑制のための計画生産等の取り組みを実施しております。しかしながら商習慣慣行が原因で発生する返品等に関しては食品メーカー単独では難しく、フードチェーン全体での取り組みが必要と考えられます。

返品の実態については、平成 27 年度においてメーカーへ 0.79%の返品があったと調査報告がされていますが、当協議会の調査ではベビー製品にあってはそれを大きく上回る量の返品が発生しております。返品された製品は廃棄処分されますが、平成 26 年に発生した廃棄食品不正転売事件を受け規制が強化されたことにより過大な処分費用や人的コストがかかっております。さらに処分された製品は、一部は再生処理されるものの多くは処理業者によって廃棄処理されており、保管・処理中での有害物質や悪臭の発生などの環境汚染も社会的問題となっています。

このような状況から当協議会としてはベビー製品の適正販売施策の一環として返品削減活動を推進して参りますので、関係各位におかれましてもなお一層のご協力をいただきたくお願い申し上げます。

敬具

「ペットとの“真の共生”を目指して」～人と動物の福祉を推進する～

第6回ペットとの共生推進シンポジウム開催

参加無料
動物福祉とペットに関する最新情報が満載！

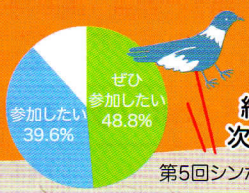

参加者の約**90%**が次回も参加希望!!
第5回シンポジウムアンケート結果より

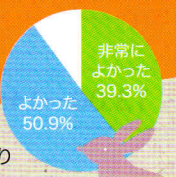

[日時] 2017年11月19日(日) 10:00～16:30

[定員] 300名 [会場] 東京大学 弥生講堂・一条ホール(文京区弥生1-1-1)

特別講演
[10:05～12:00]

イギリスにおける ペット(家庭動物)福祉の 歴史、現状、課題、今後の展望

《講師／パネリスト：ポール・リトルフェアー氏》

英国王立動物虐待防止協会(RSPCA)国際部長。動物に関するあらゆる分野において、世界中の専門家の持つ科学的、技術的、法的知識を分かち合う機会を奨励。アジア地域において動物福祉を普及する特別任務も担っている。

シンポジウム基調講演
[13:00～14:00]

ペットとの共生社会を 実現するために 私たちができること

《講師／パネリスト：東京大学 西村 亮平 教授》

東京大学大学院農学生命科学研究科獣医外科学研究室教授。研究領域は麻酔・鎮痛学、再生医療学ならびに腫瘍学日本ペットサミット(J-PETS)会長。

パネルディスカッション
[14:15～16:25]

「ペットとの共生についての課題と解決策」

則久 雅司 氏(パネリスト)
環境省自然環境局総務課 動物愛護管理室 室長。1992年環境庁入庁。自然保護系技官として、国立公園、世界自然遺産、野生生物保護管理等に長く従事。2015年7月より現職。

渋谷 寛 氏(パネリスト)
弁護士・司法書士、渋谷総合法律事務所所長、ペット法学会事務局次長、農林水産省獣医事審議会元委員、ヤマザキ学園大学動物看護学部講師、月刊「いぬのきもち」「ねこのきもち」法律相談話し手。

石山 恒 氏(パネリスト)
一般社団法人ペットフード協会会長。米国オレゴン州立大学大学院修士課程終了。犬猫適正飼養推進協議会会長、ペットとの共生推進協議会副会長、ペットフード公正取引協議会副会長、マースジャパンリミテッド副社長。

司会進行 越村 義雄 実行委員長
(一社)ペットフード協会名誉会長。(一社)人とペットの幸せ創造協会会長。(一社)日本ヘルスケア協会理事。日本ヘルスケア学会理事。国際ビジネスコンサルティング(株)代表取締役社長。

主催 | ペットとの共生推進協議会

シンポジウムスケジュール

9:30 開場 10:00〜10:05(5分)	開会の挨拶
10:05〜12:00(115分)	特別講演　講師:ポール・リトルフェアー氏
12:00〜13:00　休憩(60分)	
13:00〜14:00(60分)	シンポジウム基調講演　講師:西村 亮平教授
14:00〜14:15　休憩(15分)	
14:15〜16:25(130分)	パネルディスカッション　司会進行:越村 義雄 実行委員長 パネリスト:ポール・リトルフェアー氏、西村 亮平教授、則久 雅司氏、渋谷 寛氏、石山 恒氏 ※質疑応答含む
16:25〜16:30(5分)	閉会の挨拶

《会場アクセスマップ》

東京メトロ南北線
「東大前」駅より徒歩1分、
東京メトロ千代田線
「根津」駅より徒歩8分

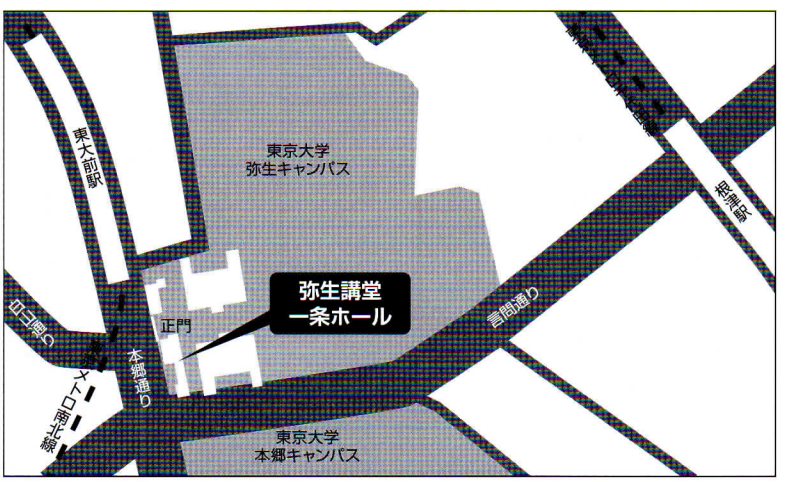

ペットとの共生推進協議会とは？

ペットと共に暮らす効用についての情報収集／分析／提供を行い、
より多くの家庭におけるペットとの共生を促進するとともに、
正しくかつ健全なペットを育てる上で必要な情報をわかりやすく発信することを目指しています。
すなわち、少しでも多くの国民に対して、動物愛護精神に基づく正しい知識の普及と、
人とペットが共生するより良い社会の実現を目的に、ペット関連業界9団体が大同団結しました。

参加ご希望の方は、ホームページの申し込みフォームよりお申し込みください。

http://www.pet-kyousei.jp

FAXでのお申し込みも可能です。
下記必要事項をご記入のうえお申し込みください。 ➡ FAX:03-5232-0586

参加者ご氏名 (ふりがな)		お住まいの都道府県	
メールアドレス		FAX番号	
ご職業 (あてはまるものにチェック)	【ペット業界】 □メーカー □卸業 □小売業 □学校関係 □動物病院 □その他 【ペット業界以外】□一般 □学生		

※いただいた個人情報は、今後、本シンポジウムのお知らせやペットとの共生推進協議会が主催するセミナー、イベント等のご案内をするために使用いたします。利用目的以外の無断利用、第三者への無断提供はいたしません。

ペットとの共生推進シンポジウム事務局　TEL.03-5289-7040　FAX.03-5232-0586

協会ホームページについて

●第 23 回都筑区民まつり同時開催 「つづき健康フェスタ」開催のご案内を掲載しました
●「第6回健康(セルメ)川柳コンクール募集開始」を掲載しました
●「第 13 回セルフメディケーションアワード作品募集開始！！」を掲載しました

事務局だより

・保険調剤の適正保険請求（処方箋付替え）に関する自主点検結果がまとまり、会員企業の皆様に報告いたしました。報告があがった数は約2600。残念ながら、ドラッグストア企業の薬局、40%に満たない返送でありましたので、それらは不正なしでしたが、業界をあげて不正なしという宣言はできませんでした。

自主点検の内容を踏まえて、各社で今後も自主点検を行っていただきたいと思います。

・第48回衆議院議員選挙は、もう終盤です。あっという間に始まり、あっという間に終わるという感じであります。民進党の動き、希望の党の動きなどがよくわからないと言われてもいます。会員企業の皆様には、与党自民党・公明党の先生方を推薦したことは報告させていただきました。

とにかく、推薦者の候補者全員が受かることを祈念します。

・縁あって、横浜市都筑区の区民まつりで、健康フェスタを開催することになりました。これは、地方行政との取り組み方を模索する中でのモデルケースとして行うものです。期日は、11月3日（金）文化の日です。都筑区民まつりは、第23回目で、この日は20万人以上の区民で賑わうのだそうです。健康フェスタとして、都筑公会堂で、セミナーなどを行ないます。ぜひ、多くの区民に、自分の健康を考えていただく機会としていただきたいと思います。

・第33回ブロック総会＆第9回支部長会が終わりました。支部長の方々の薬務課訪問を開始から4～6回目。多くの薬務課で、その対応も変わってきたそうです。特に今回は「健康ハブステーション構想をぜひ、実現してほしい」との声が聞かれたというのが支部長会での行政訪問報告でありました。

我々の方向性を地方行政が認めている、期待しているということです。掛け声倒れにならぬよう、健康ハブステーションを目指していきたいと思います。

日本チェーンドラッグストア協会	会報 No. 170
発行日　平成 29 年 10 月 17 日　発行	発行所住所
発行人　青木　桂生	〒222-0033
発行所　JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第 2 ビル 4 階
日本チェーンドラッグストア協会	TEL：045(474)1311　FAX：045(474)2569
HP: http://www.jacds.gr.jp	e-mail: sec@jacds.gr.jp